

NUIS Journal of International Studies

新潟国際情報大学 国際学部 紀要

【創刊号】

新潟国際情報大学 国際学部 紀要

国際学部 紀要編集委員会

【No.1】

April 2016

【創刊号】

2016年4月

【Humanities】

- Practical Implications of Assessment with Young Japanese EFL Learners
 Darlene Yamauchi 01

【Social Sciences】

- Externality Effects of Defense Sector Economy in the US:
 Comparative Study of the Cold War and the Post-Cold War Periods Using Quarterly Data
 ANDO, Jun 15
- Externality Effects of Defense Sector Economy in Japan:
 Comparative Study of the Cold War and the Post-Cold War Periods Using Quarterly Data
 ANDO, Jun 39

【Joint Research Papers】

- The Succession of "Independence and Self-respect" and "Other-Consciousness"
 —A Preliminary Examination of the "Thoughts' Interaction" between Fukuzawa and Maruyama—
 OU Jianying 63
- 'Utility' in Political Theory:
 Takabatake Michitoshi and Postwar Japan Toshio Ochi 75
- Looking for Better Jobs in the USSR: Japanese Seasonal Migrant Workers Employed by Soviet
 Far East Fishery Companies in the First Five-Year Plan (1928-1932).
 KAMINAGA, Eisuke 89
- Japanese Resident in North China during the Sino-Japanese War
 KOBAYASHI, Motohiro 103
- The Western and Japanese Pressure on State Formation of Thailand
 TAKAHASHI Masaki 117
- « Research Note »
- The activities of citizens movement in the area where Korean
 were sent to work forcibly during Asia Pacific war. ... YOSHIZAWA Fumitoshi 135

【人文科学編】

- Practical Implications of Assessment with Young Japanese EFL Learners
 Darlene Yamauchi 01

【社会科学編】

- 米国における防衛部門経済の外部効果
 —四半期データを用いた冷戦期とポスト冷戦期の比較研究... 安藤 潤 15
- 日本における防衛部門経済の外部効果
 —四半期データを用いた冷戦期とポスト冷戦期の比較研究... 安藤 潤 39

【共同研究成果報告】

- 「独立自尊」と「他者感覚」の伝承
 —福沢諭吉と丸山眞男の「思想共働」の予備考察— 區 建英 63
- 政治理論における〈有効性〉—高島通敏と戦後日本 越智 敏夫 75
- 第1次五カ年計画期（1928-1932）のソ連極東漁業における日本人労働者
 —頻発する労働争議とその背景— 神長 英輔 89
- 日中戦争期華北の日本居留民
 —居留民組織・団体と徴兵検査を中心に— 小林 元裕 103
- 英仏植民地主義及び日本の南進政策とタイの領域主権国家化 高橋 正樹 117
- « 研究ノート »
- 朝鮮人強制連行関連地域における市民運動の取り組み 吉澤 文寿 135

人文科学編

Practical Implications of Assessment with Young Japanese EFL Learners

Darlene Yamauchi *

Abstract

With the recent call in Japan for ‘Global Citizens’ and looking toward the 2020 Tokyo Olympics the Japanese Ministry of Education’s MEXT decision to implement English as a core subject for Elementary 5th and 6th graders commencing 2014 in principle may come as no surprise (MEXT, 2014). As a core subject assessment and evaluation of student’s progression will be an inevitable issue with the successful implementation of these classes therefore it may be theorized that readying students for the inevitability of assessment and evaluation prior to implementation of formal evaluation could prove beneficial if MEXT’s long term goals are to realized (Yoshida, 2009, 2011).

The present study investigated the concepts of assessment and evaluation with reference to teaching and learning of English for young learners (YL) specifically early elementary school level of 6-8 years olds. An explanation of assessment and its utilization with regard to YL was offered along with a discussion of formative and summative assessment. The inappropriateness of formal evaluation for YL and the benefits of informal ongoing assessment for this age group was examined as well as considerations for future assessment methods for this this learning group offered. The development of an assessment tool for 6-11 year olds was presented as well as results of a pilot test of this instrument (n=23). The tool was easily administered found to be motivational as all students successfully completed the assessments within the allowed time. One weakness of this tool may be the assumption of student’s ability to identify sight words, which in future designs of this tool will be an important issue to address.

Key Words: Assessment, young learners (YL), English as a foreign language (EFL), Japanese Ministry of Education (MEXT)

1. Introduction

With the Japanese Ministry of Education’s decision to implement English as a core subject commencing 2014 in principle, assessment and evaluation of student’s progression will be an inevitable issue as with the successful implementation of these classes. (MEXT, 2014). Exposing students strategically at an earlier age for the inevitability of assessment and evaluation may prove beneficial (Yoshida, 2009). The present study investigates the concepts

* Darlene Yamauchi [非常勤講師]

of assessment and evaluation with reference to teaching and learning of English for young learners (YL). An explanation of assessment and its utilization with regard to YL will be explored as well as an examination of formative and summative assessment for this learning group. Utilizing results from a small-scale classroom investigation an assessment tool for 6-11 year olds serving a dual purpose as an alternative to formal evaluation as well as readying students for future evaluation situations will be offered. The rational, design of this tool as well as the pedagogical implications of assessment for this learning group will be identified and a sample of this tool will be presented.

2. Literature Review

2.1 Definitions of Terms

In the research area of ESL researchers have commented that evaluation and assessment are terms closely linked to each other and in the literature are occasionally used interchangeably (Richards & Lockhart, 1996). Other ESL researchers, for example Brown (2000) considers testing and assessment in a similar light with informal testing seen as: "...an everyday and very common activity in which teachers engage almost intuitively" (p.252). On the other hand, testing has also been grouped in the category of formal assessment (Harris & McCann, 1994). For the purpose of this work the terms; test, assessment and evaluation will be discussed separately.

2.2 Test

A test as stated by Brown (2000): ' is a method of measuring a person's ability or knowledge in a given area.' (p.252). Brown (2000) also comments that there may be an assumption of aptitude or competence offering the following example " A language test samples language behavior and infers a general ability in a language" (p.252).

2.3 Assessment

Assessment may be viewed as a wider ranging concept than testing (Harris & McCann, 1994). Nunan (1990, as cited in Smith1995) defines assessment as: "a set of processes through which we make judgments about a learner's level of skills and knowledge" (p.3). Assessment maybe viewed as differing from tests as the former does not necessarily have to be centered on a task or a result in comparison to other learners. (Brewster, Ellis & Girard, 2002) There is quite often a bond drawn between assessment and evaluation as stated by Harris and McCann (1994): "...assessment is one of the most valuable sources of information about what is happening in a learning environment" (p.2)

2.4 Why Assess?

The purpose or reason for carrying out an assessment helps to inform the type of assessment that is used. Brewster, Ellis and Girard, (2002), acknowledge Cajkler and Adelman, (2000) when they list "five main reasons" (p.245) for making use of assessment:

formative, summative, informative, diagnostic and evaluative. The broad scope of assessment can be understood from this list but it should not be considered exhaustive. It is also worth noting that in some instances, assessments undertaken for informative and diagnostic reasons may be considered under the broader concept of being formative. A formative assessment, as noted by Cameron (2001), “aims to inform on-going teaching and learning by providing immediate feedback” (p.222). The benefit of this kind of assessment is it can help motivate, build confidence and raise the learner’s self esteem. Smith, (1995), reminds us that “for the young language pupil, the learning process has just started, and the learner is being formed” (p.4). The feedback formative modes of assessments have help develop a child’s sense of achievement, thus an awareness of their progression is achieved. Smith, (1995), explains: “a major aim of feedback should be to strengthen the child’s confidence as a language learner” (p.4). The implication here is that language holds more than just linguistic ability in esteem, Harris and McCann (1994) note that “it is important for learners to develop in terms of language and in terms of attitudes towards learning, towards language, different cultures and other people” (p.21).

The purpose behind any assessment is to gather information, Brewster, Ellis and Girard (2002) suggest that assessment carried out specifically for informative purposes, aims to “give pupils, parents and other teachers feedback on progress or achievement” (p.245). Assessments that are used for diagnostic purposes are not so much interested in what a child can do but aim, as noted by Cameron, (2001), “to establish what a child can and cannot yet do, so that further learning opportunities can be provided” (p.223).

Summative assessments usually appear in test form at the end of a course, their objective, according to Harris and McCann, (1994), “is to see if students have achieved the objectives set out in the syllabus” (p.28). For young learners at primary school level, this type of assessment may be considered inappropriate, Smith, (1995), notes that for this age group summative assessments do “not take the individual development of the child into consideration, neither is there anything final about the learning situation” (p.4). Harris and McCann (1994) indicate that “a lot of information gained from a summative test is often wasted because it does not feed back into the learning process” (p.28). As noted by Allan, (1996), “Marks are pretty useless as formative feedback” (p.8), from this perspective it is possible to acknowledge that for young learners at primary level, ages 6 - 11 formative assessments would seem to be most appropriate.

2.5 Three Requirements of a good assessment

There is agreement between Harris and McCann, (1994), Brown, (1994), and Cameron (2001) that an effective assessment requires three basic elements, practicality, reliability and validity. Brown (1994) indicates, “If these three axiomatic criteria are carefully met, a test should then be administrable within given constraints, be dependable, and actually measure what it intends to measure” (p.253).

Issues of practicality center on time, money, complexity, and administration Brown, (1994),

states: “a test ought to be practical – within the means of financial limitations, time constraints, ease of administration and scoring and interpretation.” (p.253). Tests that are too expensive in terms of materials and resources, take too long or are complicated to mark are of course undesirable.

The second requirement of a good assessment concerns issues of reliability. An assessment needs to be reliable if the results are to be valued and the assessment viewed as credible. Issues of reliability, according to Brown, (2000), center on making sure “if you give the same test to the same subject or matched subjects on two different occasions, the test itself should yield similar results; it should have test reliability” (p.253). Factors in and out of control of the test writer affect issues of reliability. It is noted, however, that the test writer is in control, of scorer reliability. Brown, (2000) describes scorer reliability as “the consistency of scoring by two or more scorers” (p.254), which has a higher degree of reliability if a tool is provided to guide marking.

The third requirement of a good assessment centers on validity. Validity is the consideration given to “the degree to which the test actually measures what it is intended to measure” (Brown, 2000, p.254). This can be considered especially true for language testing, if we are measuring a child’s ability to speak the assessment would demonstrate low validity if they were asked to write their response down in a paper and pencil format. Brown, (2000), furthers this when it is considered “In tests of language, validity is supported most convincingly by subsequent personal observation of teachers and peers” (p.255).

Arguably there are other requirements that go toward the realization of a good assessment. If an assessment is considered to be practical, reliable and valid it is said as suggested by Brown (2000), to be “well on the way to making accurate and viable judgments about the competence of the learners” (p.257).

2.6 Formal Assessment

It is possible to break down the vast nature of assessment into two distinctive branches, formal and informal. Links, were earlier established between formal assessment and testing, and it was noted that the purpose behind formal assessment was usually summative. In this section, the assignment will first explore some of the reasons testing is considered necessary. Some of the objections to formal testing will then be discussed. Brown, (2000), notes that “In formal testing, in which carefully planned techniques of assessment are used, quantification is important” (p.252). The significance quantification has, can be seen when considering Harris and McCann, (1994), who indicate that there are four main reasons that testing is necessary, these include, candidate suitability, placement, student progression, to compare student performance, as well as measure how much a student has learnt over a particular period of time. All these reasons demonstrate a need for comparison, which if it is to be done effectively and efficiently require some form of quantification.

Smith, (1995), notes “traditional testing does not meet the requirement of the modern primary school classroom” (p.8). The manner in which this age group is taught and the work

the children undertake is argued as being key for this statement (p.7). Harris and McCann (1994) are in agreement, indicating that testing generates a “feeling of divorce” (p.2) between itself and the education process. Smith, (1995), surmises, “Traditional paper and pencil tests cannot incorporate the wide repertoire of activities found in the primary EFL classroom” (p.1). Attention may also be given, at this point, to the young learners ability at processing failure Smith, (1995), concludes, “Success-oriented assessment creates a motivated, positive pupil, while failure at a young age might be crucial to the pupil’s future language learning” (p.8).

The lack of feedback testing puts back into the teaching situation means as a motivational and diagnostic tool it may be perceived as ineffective. It is also possible to argue as Mckay, (2006), has done, “young learners mature at different rates and their individual progress is best monitored with reference to broadly expected developmental norms, and with expectations of difference, not in direct comparison to others” (p.317). Within this statement other issues are brought into focus such as the need for continuous assessment, the need for some subjective feedback, as well as the ability to project what the child will be able to do without the negativity associated with peer comparison.

The diverse nature of testing can be realized when attention is directed to the number of test types. Brown, (2000) indicates, “there are many kinds of tests, each with a specific purpose a particular criterion to be measured” (p.257). As mentioned before testing is not always viewed as appropriate for young learners and other methods such as can do statements may be a more suitable authentic choice. According to Harris and McCann, (1994), The ‘*washback effect*’ is “the influence of tests on teaching and learning” (p.27). In relating this specifically to formal assessment, Harris and McCann, (1994), note, “tests can have a negative influence if they contain artificial tasks not linked to real future needs” If this is to be accepted then it should also be accepted that a test which contained material that is used in the real world and is authentic, then the influence would be positive (p.27).

2.7 Informal Assessment

Informal assessment, with consideration to some of the advantages this form of assessment has, over formal assessment for young learners. According to Harris and McCann, (1994), informal assessment, “is a way of collecting information about our students’ performance in normal classroom conditions” (p.5), it is possible to consider this last idea of ‘normal classroom conditions’, as an important one. Cameron, (2001), suggests formal assessment “contrasts vividly with the classroom experience of children who have learnt language through participation in discourse-level stories and songs” (p.217). This mismatch between learner and assessment style is further highlighted when Cameron, (2001), acknowledges the disjuncture between the interactive learning environment and the non-interactive, solo experience of doing a test” (ibid.). This places the classroom as one of the most important areas to informally assess students.

One method of carrying out informal assessment is observation. Arguments in favor of observation, as indicated by Smith, (1995), include the claim that “teachers see and observe

things related to the learner that cannot be put into content-based tasks in a test situation” (p.7). If we consider the unavoidable nature of forming judgments and opinions, as indicated by Harris and McCann (1994), then it is possible to deduct the value in trying to quantify their realization. This has met with some criticism as relying on the judgments and opinions of the teacher forefronts issues of subjectivity (p.5).

2.8 Assessment Criteria

One method of dealing with issues of subjectivity is to set criteria for the assessment. Harris and McCann, (1994), define assessment criteria “in terms of what we expect our students to be able to do” (p.9). The essential nature of this information is arguably realized when we consider the role adopted by the teacher, Harris and McCann, (1994), suggest, “we must establish clear criteria for assessing students and not only rely on rough impressions” (p.5). In some instances as in Cameron (2001, p.229) assessment criteria is referred to as assessment focus. Cameron, (2001), argues that assessment criteria have value for learners too “knowing that each focus is to be attended to will help ensure that assessment is fair” (p.229). Cameron, (2001), continues “it is fairer to assess children on the basis of what they have been taught and how using assessment activities that are familiar to children from their classroom experience. (p.220).

2.9 Grading and Marking

There are a number of different alternatives when it comes to grading and marking. As indicated by Harris and McCann, (1994), one starting point would be to consider if a student had met the criteria or not. It is possible to consider this in terms of passing or failing (p.9). This kind of marking is met with some criticism, as it is possible to argue that it does not feedback into the learning situation. A simple pass or fail does not demonstrate to the learner where their strengths and weaknesses lie. Fisher, (2005), explains “In helping children to review their learning, we can develop in them a more confident sense of themselves and increase their awareness of themselves and of the learning process” (p.135).

It is noted by Harris and McCann, (1994), that banding may be considered a more descriptive alternative method of marking it is stated: “the more bands we have the more delicate and descriptive the system will be” (p.9). Too many bands and it becomes difficult to place a learner in one band over another, this is due to the fine lines that get created between the different bands. From this position it is possible to conclude as noted by Harris and McCann, (1994), that “what we need is to find the optimum number of bands with clear and easily understandable band descriptors for our purpose” (p.9).

How the assessment is going to be weighted also requires attention when developing assessment criteria. According to Harris and McCann, (1994), weighting is defined in terms of “which areas you are going to give the most marks for” (p.8). For young learners it is possible to view this as essential, if it is not forgotten that children are developing in all areas of learning, both linguistically and non-linguistically (Nikolov, 2009).

In order to overcome these issues, both within formal and informal assessment types Harris and McCann, (1994), suggests that “it is possible to balance your formal assessment with the informal assessment you have been doing throughout the term (p.31). In order for students to demonstrate the wide repertoire of skills and abilities they have developed it would seem logical that balance would provide the best opportunity for this. By creating a balance between assessment types as noted by Brewster Ellis and Girard (2002) “can provide a more rounded view of the child’s learning than a ‘one-off’ performance on a test” (p.247). This idea of balance comes back to fairness, a balance of methods of assessment and testing cater to the diversity within a class. Allan, (1996), continues “Assessment and should be a positive part of the pedagogic process, providing feedback to learners and to their teachers so that future teaching and learning can be more effective.

2.10 The Assessment of Linguistic and non-linguistic skills

Brewster, Ellis and Girard, (2002) indicate, “tests often deal with the four classic skills separately, although often, of course, the skills are combined in some way” (p.253). This section of the assignment is going to spend some time discussing the assessment of the four main language skills namely speaking, listening, reading and writing, as well as an introduction to some non-linguistic factors.

According to, Brown, (2000), “one of the toughest challenges of communicative testing has been the construction of practical, reliable and valid tests of oral production ability” (p.267). The complexity this demonstrates has left it possible to conclude that the assessment of oral skills has often been misrepresented with the use of paper and pencil tests (Cameron 2003).

Brewster, Ellis and Girard, (2002), allow that “formal tests are less useful for providing information on learners’ willingness to communicate, take risks or their ability to get their meaning across, even if the language is full of mistakes” (p.251). The possible association that can be concluded from this is that the assessment of oral skills is best served by informal assessment. Harris and McCann (1994) highlight the importance of assessing oral skills of children during class time after all this is the environment children are used to being asked to perform in (p.9).

The assessment of written work demonstrates some of the same issues as that of speaking. As noted by Harris and McCann, (1994), “unless you are careful you can find yourself with many hours of marking, which takes time away from other aspects of teaching like lesson planning” (p.12). At primary level written assessment should be at a minimum as the children are in the early stages of written development. In commenting on an older age group than the interest of this assignment Harris and McCann, (1994), note “younger secondary learners may not need to do as much writing as older secondary students” it stands to reason that younger children are expected to do even less. In the classroom, as indicated by Harris and McCann, (1994) listening skills are developed “lockstep fashion” (p.15). This means that all the learners listen to the same text at the same time. It is possible to determine the essential nature of assessment criteria when considering the assessment of listening skills.

Harris and McCann, (1994), suggest “we formally assess student’s listening proficiency by getting an impression of what they have understood or by simply looking at the answers given by any one or more student(s)” (p.15). It is not always possible to gauge how much a student has understood. Harris and McCann, (1994), note that in this form of assessment “extra linguistic clues can often be the basis on which to assess a student’s listening proficiency” (p.15). This would suggest an informal approach.

Reading is another skill that is often associated with a lockstep assessment style. In this instance one text is provide for the class and then they answer questions on the text (Nikolov and Djigunovic, 2006). Brewster, Ellis and Girard (2002) suggest that this does not reflect the “kinds of activities used in the typical primary classroom” (p.253). It is possible to argue that the skill of reading should be considered in terms of the individual, with individual reading schemes teachers are able to monitor and observe, interacting with students in an informal approach (McKay, 2006).

As noted earlier, for educators of young children, between the ages of 6 and 11, it is important to consider the child in terms of their educational development, as well as their linguistic abilities (Hughes, 2014). If non linguistic factors are to be considered aside linguistic attributes, motivation will be positively affected, although Harris and McCann, (1994) warn: “This is countered when the warning is given that too many non-linguistic factors could render the assessment invalid due to the lesser consideration of linguistic elements” (p.21).

Four non-linguistic factors that could be included are namely: attitude, creativity and presentation, co-cooperativeness, and independence. Harris and McCann, (1994), The attitude a student has towards work and others may be considered important but as noted by Fisher, (2005), “research has consistently shown a correlation between self-esteem and achievement in reading, writing, math and other subjects” (p.122). Skills such as co-operation can arguably be designated desirable in a learner, if as suggested by Harris and McCann, (1994); one of our general educational objectives is “to develop the ability to co-operate with other people” (p.22). The same is true for independence “Students should be trained to work alone” (p.23). If a balance between linguistic and non-linguistic elements is achieved a deeper understanding of the learner may be developed (Nikolov and Djigunovic, 2006).

3. Research Questions:

The purpose of the current research is to investigate the viability of assessment with YL with the following research questions considered:

1. Is informal formative assessment a suitable alternative to formal assessment for Young learners (YL)?
2. Is an ongoing assessment tool appropriate for young learners?

4. Method

4.1 Learners and Context of use

The purpose of this informal formative assessment is to supply teachers with an

instrument to aid teachers in coming to a decision as to the students understanding of the lesson and assist teachers in further lesson planning. The intention of this assessment will be motivational for the students showing their learning progress in the short as well as long-term.

This Elementary school second grade class, located in a rural area of Japan 11 boys and 12 girls (N=23) between the ages of 7-8, learning English on an average of once a week in a 45 minute class with a native English speaking teacher. The students maybe considered of mixed ability as some of the students have exposure to English outside of the classroom, attending private English Lessons (Butler, 2007).

4.2 Assessment Objectives

The intention of this instrument is to maintain and keep YL interest by insuring that the task kept at a level that the students are challenged but at the same time able to complete the tasks successfully (McKay, 2006). As the classes are very short and infrequent the school insists that no more than 10 minutes per class be spent on assessment. Furthermore because of time constraints this instrument must be easily administered and explained. A formative assessment may be considered effective as it is hoped that the information obtained from this instrument impact further lesson planning prompt feedback is key (Munoz, 2006).

Although in completing this instrument a certain amount of reading and writing must be achieved by the students this tool will mainly look at the progress of vocabulary development. As the majority of class time has been devoted to vocabulary development this seemed to be an appropriate decision North, Ortega and Sheehan, 2011).

With YL it seems that informal assessment is a more suitable form of assessment, as it places less pressure on staff and students. The classes typically consist of group/pair work and very little in individual seatwork. This instrument must also take this fact into consideration, as it would be considered most beneficial for students to be assessed in an environment similar to the actual learning environment (Butler and Takeuchi 2006). As the assessment will take place during time that is generally allotted for deskwork a written assignment would be considered a natural classroom activity aiding in increased reliability (Munoz, 2006). This assessment is considered fair, as students have performed similar tasks with regard to this content. Aiding with practicality No marks will be assigned in the assessment, as this was considered time-consuming. It is hoped that a positive washback effect be achieved with teachers positive comments to the participating students feeding back in into students learning.

4.3 Details and Rationale of the structure-Context and Visual Support

This assessment tool is designed as an accompaniment to instruction and learning over a five-week period. (See figure 1) During this period students have been studying a unit of the numbers 1-10. The expectation at the end of the unit is that the students be able to count from 1-10 recognize the numbers as a numbers and also as words. It would seem a

valid consideration that the student learning with regard to this content be assessed. As the students have performed similar tasks in the past it would also be satisfy the important principle of fairness (Nikolov and Djigunovic, 2006).

4.4 Language of Rubrics

Rubrics have been included but the students are not expected to read the instructions. They are provided as a guideline for teachers and as the rubric language is repetitive information there is an expectation that the students will eventually become familiar with the instructional vocabulary. Additionally the instructions will provide information about the assessment for parents or caretakers, as eventually students will take these assessments home.

4.5 Use of Demonstration

As these YLs are unfamiliar with this type of assessment working through the first question together was viewed as a more practical and time efficient method with the students able to communicate whether they understood the instructions.

4.6 Task Types

The tasks included in this assessment are designed to supplement as well as augment the instruction and learning occurring in the classroom. These YLs have been doing numerous activities with regard to number recognition for example playing matching games. The tasks in this assessment are familiar to the students as in previous units similar formats were used with regard to other themes such as color or letter recognition (Cameron, 2001).

4.7 Number of tasks

Due to time constraints this assessment has to be short no more than 10 minutes each class over a five-week period. The 5 tasks are organized to increase in difficulty, starting with counting, and recognition of numerals continuing with word recognition. As this assessment tool should be considered an informal assessment no grades or marks will be assigned as doing so may cause reduced motivation and self-confidence in students. The teacher will give feedback and encouragement to the YLs (See Appendix).

4.8 How much time will be allotted for the assessment

The school requests no more than 10 minutes per lesson be allotted for deskwork or individual activities. This is reflected in the assessment tool. The last 10 minutes of class will be used to administer this tool (see Table 1). It is hoped that this tool be motivational and success-oriented for the YLs therefore no marks are given but upon completion of each part of the assessment the students receive a reward sticker. There is also a concern for practicality with marking being considered time-consuming.

Table 1 Schedule of Assessment Activities

| Week | Assessment Activity | Time Allotted |
|------|-------------------------------|---------------|
| 1 | Let's Count Circle the Number | 5-10 minutes |
| 2 | Let's Count 1-5 Word Search | 5 minutes |
| 3 | Let's Count 6-10 Word Search | 5 minutes |
| 4 | Let's Count 1-10 Word Search | 10 minutes |
| 5 | Let's Count Matching 1-10 | 5-10 minutes |

5. Results

Referring merely at the data from this pilot study (n=23) demonstrated all students were able to complete all of the assessment activities either with or without help (See Table 2). Activity 1 reported 87% of the students were able to successfully complete the assessment activity with 13% needing some sort of help. Activity 2 reported 74% of students were successful without aid but 26% needed some assistance. Activity 3 showed an increase with 83% of the students completing the assessment without help and 17% receiving aid from the teacher. Activity 4 showed an increase 96% of the students successfully completing the assessment and 4% aided in some manner by the teacher. Activity 5 reported identical results (See Table 2).

Table 2 Pilot Test of Ongoing Assessment Tool (N=23)

| Assessment Activity Number | Successfully Completed Unaided % | Successfully Completed Aided by Scaffolding % | Unable to complete % |
|----------------------------------|----------------------------------|---|----------------------|
| 1. Let's Count Circle the Number | 87% | 13% | 0 |
| 2. Let's Count 1-5 Word Search | 74% | 26% | 0 |
| 3. Let's Count 6-10 Word Search | 83% | 17% | 0 |
| 4. Let's Count 1-10 Word Search | 96% | 4% | 0 |
| 5. Let's Count Match 1-10 | 96% | 4% | 0 |

6. Discussion

As stated previously this assessment tool is to complement current informal assessment methods such as observation, the teachers should utilize this tool as feedback for future teaching and learning (North et al, 2011). As no marks are assigned assessment criteria for teachers should be viewed formatively with the results used in improving further instruction. Using observation techniques to monitor students as well as utilize scaffolding techniques to insure that the vocabulary is understood by the students, offering help if needed resulting in all students successfully completing the activity. In these instances the teacher should note students who are having difficulty with the task for future lesson planning. Although students were encouraged students to work independently the classroom atmosphere should mimic the usual classroom situation and YL should not be made uncomfortable, as it may affect student progress and success with the task (Cameron,2001).

Motivational feedback in the form of encouraging comments was utilized aiding students in completing the task successfully. As the students progressed through the assessment

activities the need for scaffolding decreased (See Table 2). It may be theorized that as students became more familiar with the activities and the achievement attained from the successful completion their motivation may have been enhanced for the next assessment activity. As the tasks should be motivational, YLs attitude toward the assessment may be noted for further development of this tool.

7. Conclusion

The present study investigated the concepts of assessment and evaluation with reference to teaching and learning of English for young learners (YL) specifically early elementary school level of 6-8 years olds. Along with a definition of terms, an explanation of assessment and its utilization with regard to YL was discussed as well as a discussion of formative and summative assessment offered. The inappropriateness of formal evaluation for YL and the benefits of informal ongoing assessment for this age group were examined with an assessment tool utilizing the concept of ongoing assessment for 6-11 year olds developed for future implementation. Although the results from this study are preliminary in nature this tool may be deemed useful as it is easily administered by teachers and appears to keep students interest which is a challenge with this learning group. One drawback of this tool may be the assumption of student's ability to identify sight words. In future designs of this tool this will be an important issue to address.

References

- Allan, D. (1996). Why Test? Why Not Assess? In *IATEFL Testing Newsletter* November 1996. IATEFL, p 8-9.
- Brewster, J., Ellis, G. and Girard, D. (2002). *The Primary English Teacher's Guide (New Edition)*. Harlow: Pearson Education Limited.
- Brown, H. D. (2000). *Principles of Language Learning and Teaching*. New York: Addison Wesley Longman.
- Butler, Y. G., & Takeuchi, A. (2006). Evaluation of English activities at Japanese elementary schools: An examination based on junior step bronze test. *JACTEC Journal*, 25, 1-15.
- Cameron, L. (2001) *Teaching Languages to Young Learners*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cameron, L. (2003). Challenges for ELT from the expansion in teaching children. *ELT Journal*, 57(2), 105-112.
- Fisher, R. (2005). *Teaching Children to Learn*. Cheltenham: Stanley Thornes.
- Harris, M. and McCann, P. (1994). *Assessment* Oxford: Heinemann.
- Hughes, A (2014) *Five courses for 3-6/7-year olds of British English as a foreign language* in *ELT J* 68(3): 330-344.
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (2014). English Education Reform Plan corresponding to Globalization. Retrieved: From: http://www.mext.go.jp/english/topics/Files/afeldfile/2014/01/23/1343591_1.pdf

- McKay, P. (2006). *Assessing young language learners*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Munoz, C. (Ed.). (2006). *Age and the rate of foreign language learning*. Clevedon: Multilingual Matters Ltd.
- Nikolov, M. (2009). The age factor in context. In M. Nikolov (Ed.), *The age factor and early language learning* (pp.1-37). Berlin: Walter de Gruyter.
- Nikolov, M., & Djigunovic, J. M. (2006). Recent research on age, second language acquisition, and early foreign language learning. *Annual Review of Applied Linguistics*, 26, 234-260.
- North, B., Ortega, A. & Sheehan, S. (2011) *A Core Inventory for General English*, British Council/EAQUALS (European Association for Quality Language Services).
- Richards, J. and Lockhart, C. (1996). *Reflective Teaching in Second Language Classrooms*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, K. (1995). Assessing and Testing Young Learners: Can We? Should We? In *Entry Points: Papers from a Symposium of the Research, Testing and Young Learners Special Interest Groups*. IATEFL. p 1-9.
- Yoshida, K. (2009, June). *MEXT's new path to learning and its impact on Japan's English education*. Plenary presentation at the Nakasendo 2009 conference, Tokyo, Japan.
- Yoshida, K.: 2011, Issues in the transition of English education from elementary schools to secondary schools, in *English Education on the Study of English at Junior High School' : From a Survey Based on Affective and Can - do Factors*, (101 - 112). Sophia Linguistic Institute for International Communication, Tokyo.

Appendix

Assessment Tool Sample

Week 4

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------|---|---|---|-------|---|---|--|
| Name_____ | | | | | | | | | |
| <u>1-10 Word Search</u> | | | | | | | | | |
| t | d | p | f | m | n | q | t | o | |
| e | t | w | o | o | i | h | e | n | |
| n | i | n | e | n | n | f | q | e | |
| j | e | b | z | e | e | i | k | e | |
| s | i | x | e | s | e | v | e | n | |
| c | g | g | t | n | n | e | e | j | |
| n | h | m | t | h | r | e | e | s | |
| f | t | l | p | t | x | j | y | j | |
| i | a | f | o | u | r | v | v | u | |
| | | one | | | | two | | | |
| | | three | | | | four | | | |
| | | five | | | | six | | | |
| | | seven | | | | eight | | | |
| | | nine | | | | ten | | | |

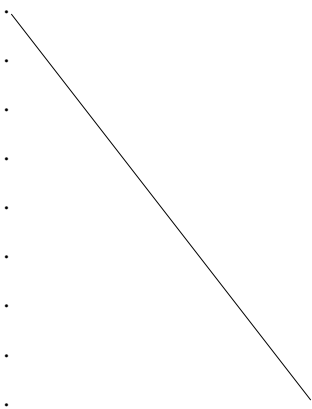
Week 5

Let's count

Name _____

Match the number with the word.

| | |
|------|---------|
| 1 · | · seven |
| 2 · | · six |
| 3 · | · two |
| 4 · | · ten |
| 5 · | · three |
| 6 · | · nine |
| 7 · | · five |
| 8 · | · eight |
| 9 · | · one |
| 10 · | · four |



社会科学編

米国における防衛部門経済の外部効果 ——四半期データを用いた冷戦期とポスト冷戦期の比較研究

*Externality Effects of Defense Sector Economy in the US:
Comparative Study of the Cold War and the Post-Cold War Periods Using Quarterly Data*

安 藤 潤*

要旨

本論文では1980年以降の四半期データを用いて米国における防衛部門経済の外部効果を実証的に考察した。防衛経済学の先行研究で従来用いられてきたFeder-Ramモデルは多重共線性の発生を始めとしていくつかの推定上の課題を持つが、モデルを修正し、多重共線性を発生すると考えられる説明変数を標準化することでその課題を克服した。ポスト冷戦期では防衛部門経済から非防衛部門経済への、そして防衛部門経済から民間部門経済への有意な正の外部効果が存在し、それら弾性値はともに0.001（年率換算で0.004）であることが明らかにされたが、冷戦期では有意な外部効果は確認されなかった。また米国は両期間において防衛支出拡大による経済成長率押し上げ効果を楽しむことが可能であったこと、ただしその経済成長率押し上げ効果は冷戦期がポスト冷戦期を上回っていたことも明らかにされた。

キーワード：経済成長、防衛支出、外部効果、Feder-Ramモデル、多重共線性

1. 序論

本論文の目的は1980年以降の米国の四半期データを用い、推定期間を冷戦期とポスト冷戦期に分割してFeder-Ramモデルの二部門モデルと三部門モデルを推定し、防衛部門経済の外部効果と防衛支出拡大の経済成長への影響に変化があったのかを経済政策論的に考察することである。

防衛経済学の先行研究においてFeder-Ramモデルは多くの研究者によって時系列分析やパネル分析で用いられてきたが、その一方で同モデルの問題点が指摘されてきた。具体的には推定式に相関関係がかなり強いと考えられる説明変数が組み込まれているため多重共線性の発生が疑われること、二部門モデルであれ三部門モデルであれ被説明変数である経済成長率と説明変数の1つに含まれる防衛支出増加率との間に、そして三部門モデルにおいては民間投資と政府非防衛支出との間にそれぞれ同時性が想定されること、ラグを含む説明変数が用いられておらず防衛支出の動的効果が無視されていることが挙げられる（Dunne *et al.* 2005）。安藤（2015）は二部門モデルを推定するに際して推定式に含まれる交差項を書き直すことと交差項に含まれる2つの変数を標準化することにより多重共線性の発生を抑えることに成功している。本論文では安藤（2015）と同様の手法で多重共線性の発生という第1の問題に対処し、さらに交差項に含まれる一方の変

* ANDO, Jun [国際文化学科]

数を離散変数として扱うことでその離散変数の各値に対応する防衛部門経済と非防衛部門経済との間の生産要素の限界生産力の差とその t 値を別途推定および算出する。これにより防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果と防衛支出拡大が経済成長に有意な影響を与える 1 期前の防衛支出の対 GDP 比の範囲を求めることが可能になり、政策的インプリケーションを導くことができるようになる。次にこの手法を三部門モデルにも適用する。同時性の問題に対してはグレンジャーの因果性検定を行う。ただし、防衛支出のマクロ経済成長に対する動態的効果を考慮することはモデルの定式化過程から不可能である。

本論文の構成は以下の通りである。次章では外部効果に関する先行研究を要約する。第 3 章では推定式に含まれる被説明変数と説明変数、および説明変数の一部に含まれる交差項を構成する 2 つの変数に関する記述統計が示され、ADF 検定により単位根検定を行い、グレンジャーの因果性検定が行われたのちに、まず先行研究において用いられてきた従来の手法により二部門モデルと三部門モデルを推定し、最後に多重共線性発生の抑制を目的とした分析上の改善を加えたいうえであらためて二部門モデルと三部門モデルが推定される。そして最後に結論では実証分析の結果から政策的インプリケーションを導出する。

2. 先行研究¹

Feder-Ram モデルの推定における多重共線性発生の可能性について言及しているのは安藤 (1998a, 1998b, 1999, 2015)、Ando (2000)、Heo (1997, 2010)、Huang and Mintz (1991) である。Huang and Mintz (1991) は 1952 年から 1988 年までの米国のデータを用いて広義の Feder-Ram モデルを推定しているが、リッジ回帰を用いて多重共線性発生の抑制を試みており、前期の GDP に対する防衛支出の前期から今期への拡大はマクロ経済成長に正の影響を及ぼすものの有意ではないことを明らかにしている²。Heo (1997) は韓国の 1954 年から 1988 年までの年次データを用いて GLS とリッジ回帰で Feder-Ram 型三部門モデルを推定しているが、リッジ回帰の分析結果は防衛部門経済から民間部門経済への外部性効果は正であるものの有意ではないことを明らかにしている。安藤 (1998a) は 1971 年から 1995 年までの日本の年次データを用いて二部門モデルと三部門モデルを推定し、両モデルで防衛部門経済の有意な負の外部効果を明らかにしているが、同時に各説明変数の VIF を示して多重共線性発生の可能性に言及している。また、安藤 (1998b) は日本の 1960 年第 1 半期から 1995 年第 4 四半期までの四半期データを用いてやはり両モデルを推定し、有意な負の外部効果を確認し、VIF が示していないもののやはり多重共線性発生の可能性を指摘している。安藤 (1999) と Ando (2000) はともに米国の 1960—1998 年の年次データと 1980 年第 1 四半期から 1999 年第 3 四半期までの四半期データを用いて二部門モデルを推定し、クリントン政権下における負の外部効果を明らかにしつつも、特に後者では一部説明変数間の相関係数の高さから多重共線性発生の可能性を指摘している。

このような Feder-Ram モデルの実証分析上の問題点をまとめて指摘しているのが Dunne *et al.* (2005) である。彼らは Feder-Ram モデルの実証分析を行っている防衛経済学の先行研究を

¹ 本論文では Feder-Ram モデルの推定における多重共線性の発生に言及している先行研究のみ記載されている。これら以外の先行研究については安藤 (2015) を参照のこと。

² リッジ回帰による多重共線性発生を抑制する試みは Huang and Mintz (1990) によっても行われているが、純粋な Feder-Ram モデルではないので先行研究から除いた。

批判的に考察し、そもそも主流派の経済成長論では同モデルは扱われることがないこと、その問題点として多重共線性の発生が疑われること、二部門モデルであれ三部門モデルであれ被説明変数である経済成長率と説明変数の1つに含まれる防衛支出増加率との間に、そして三部門モデルにおいては民間投資と政府非防衛支出との間にそれぞれ同時性が想定されること、ラグを含む説明変数が用いられておらず防衛支出の動態的効果が無視されていることを挙げ、防衛支出がマクロ経済成長に与える影響を分析するに際して同モデルを使うべきではなく、使うのであれば拡張版 Solow モデルもしくは Barro モデルであると結論づけている。このような指摘を受けて Heo (2010) は米国の 1954 年から 2005 年までの年次データを用いて Feder-Ram モデルと拡張版 Solow モデルを推定し、両モデルともに多重共線性発生の可能性があることなど問題点を持っていることを指摘し、それら実証分析の結果から防衛支出は米国のマクロ経済に有意な影響を及ぼさないことを明らかにしている。

リッジ回帰以外の方法で多重共線性の発生に対処しているのが安藤 (2015) である。安藤 (2015) は米国の 1981 年から 2013 年の年次データを用いて同モデルを推定しているが、先行研究に多く見られる従来の手法の推定結果では前期の GDP に対する今期の防衛支出拡大幅の比率および今期の防衛支出増加率と前期における非防衛支出の対 GDP 比との交差項の VIF が極めて高く、やはり多重共線性の発生が疑われるが、交差項を前期の GDP に対する今期の防衛支出拡大幅の比率と前期の防衛支出に対する非防衛支出の比率の交差項に書き換え、さらにそれらをそれぞれ標準化してから交差項を作成して推定した場合には VIF は大きく低下して多重共線性の発生を抑制することに成功し、その実証分析の結果から、通常兵器の輸出入を考慮した場合には防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は存在しないこと、ただし前期の防衛部門経済産出高に対する民生部門経済産出高の比率が 12.28 % 以上 21.71 % 以下の範囲であれば前年の GDP に対する対前年比防衛部門経済産出高増加額の比率はマクロ経済成長に対して有意なプラスの効果をもたらすことを明らかにしている。ただし、安藤 (2015) では先行研究で用いられる通常兵器の輸出入を考慮しない場合の推定を行っておらず、しかも四半期データによる実証分析を行っていない。このような問題意識から本論文では安藤 (2015) の手法に基本的には従いつつ、通常兵器の輸出入を考慮しない Feder-Ram モデルを 1980 年代以降の米国のデータを用いて冷戦期とポスト冷戦期に分割して推定することとする。

3. 定式化

本論文では安藤 (1998a, 1998b, 1999) および Ando (2000) をはじめとする主要先行研究が用いている二部門モデルと三部門モデル

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{M_{-1}} \right) \left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}} \right) \quad (3.1)$$

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_n \frac{\Delta N}{Y_{-1}} + \theta_n \left(\frac{\Delta N}{N_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}} \right) + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{M_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}} \right) \quad (3.2)$$

と、安藤 (2015) が用いて定式化の中で導出しているもう一方の二部門モデル

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha_1 \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}} \right) \quad (3.3)$$

と、その三部門モデルへの応用から得られる

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_n \frac{\Delta N}{Y_{-1}} + \theta_n \left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}} \right) + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}} \right) \quad (3.4)$$

をともに用いる。ここで Y は実質 GDP, I は実質民間投資, L は労働投入量 (= 非農業民間部門総労働者数 × 週平均労働時間), M は実質防衛支出, つまり, 当該国の政府が国内においてであろうが海外においてであろうが購入した軍事財・サービス, 兵士および文官が創り出した安全保障サービスの付加価値の総計, N は実質政府支出のうちの実質非防衛支出, C は Y から M を引いた実質非防衛支出 (実質民生支出), P は Y から M と N を引いた実質民間支出であり, 添え字の -1 は 1 期のラグを, Δ は前年から今年にかけての変化額を表している。また δ'_m は, 非防衛部門経済もしくは民間部門経済の 2 つの生産要素の限界生産力に対する防衛部門経済のその比率が等しく, それが $1 + \delta_m$ で表されるとき, その差 δ_m を用いて

$$\delta'_m = \frac{\delta_m}{1 + \delta_m} \quad (3.5)$$

と書き直されており, δ'_n は民間部門経済の 2 つの生産要素の限界生産力に対する政府非防衛部門経済のその比率が等しく, それが $1 + \delta_n$ で表されるとき, その差 δ_n を用いて

$$\delta'_n = \frac{\delta_n}{1 + \delta_n} \quad (3.6)$$

と書き直されている。ここで α は非防衛部門経済 (二部門モデル) もしくは民間部門経済 (三部門モデル) の資本の限界生産力, β はこれら両部門経済の労働の実質限界生産力とマクロ経済全体の一人当たり実質平均産出高との間の線形関係を表すパラメータである。(3.1) 式, (3.2) 式, (3.3) 式および (3.4) 式における被説明変数が実質経済成長率であることからこの δ'_m と δ'_n はそれぞれ政府の防衛支出拡大と非防衛支出拡大が経済成長率にどのような影響を与えるのかを意味する。(3.1) 式と (3.3) 式における θ_m は防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果を, (3.2) 式と (3.4) 式における θ_m と θ_n はそれぞれ政府の防衛部門経済から民間部門経済への外部効果と政府の非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す。

4. 実証分析

4.1 記述統計

表 1 記述統計

| 期 間 変 数 | 1980年 I - 1991年 IV (n=48) | | | | 1992年 I - 2015年 III (n=95) | | | |
|---|---------------------------|--------|--------|-------|----------------------------|-------|--------|--------|
| | 最小値 | 最大値 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | 平均値 | 標準偏差 |
| $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | -0.020 | 0.023 | 0.007 | 0.009 | 0.006 | 0.006 | -0.021 | 0.019 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 0.120 | 0.163 | 0.143 | 0.010 | 0.166 | 0.018 | 0.126 | 0.196 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | -0.020 | 0.024 | 0.003 | 0.009 | 0.003 | 0.007 | -0.027 | 0.015 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | -0.002 | 0.003 | 0.001 | 0.001 | 0.000 | 0.001 | -0.003 | 0.003 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}} a)$ | -2.232 | 1.830 | 0.000 | 1.000 | -2.781 | 2.785 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | -0.006 | 0.004 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | -0.002 | 0.003 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}} a)$ | -3.791 | 1.768 | 0.000 | 1.000 | -2.487 | 2.741 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{\Delta M}{M_{-1}}$ | -0.033 | 0.040 | 0.009 | 0.018 | 0.001 | 0.023 | -0.060 | 0.071 |
| $\frac{\Delta N}{N_{-1}}$ | -0.033 | 0.026 | 0.006 | 0.010 | 0.003 | 0.006 | -0.013 | 0.020 |
| $\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}$ | 0.917 | 0.937 | 0.925 | 0.005 | 0.950 | 0.007 | 0.930 | 0.960 |
| $\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}$ | 0.740 | 0.757 | 0.750 | 0.005 | 0.793 | 0.016 | 0.751 | 0.825 |
| $\frac{C_{-1}}{M_{-1}}$ | 11.068 | 14.897 | 12.461 | 0.939 | 19.545 | 2.575 | 13.283 | 23.732 |
| $\frac{C_{-1}}{M_{-1}} a)$ | -1.484 | 2.594 | 0.000 | 1.000 | -2.432 | 1.626 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{P_{-1}}{N_{-1}}$ | 3.954 | 4.480 | 4.276 | 0.137 | 5.086 | 0.482 | 4.197 | 6.193 |
| $\frac{P_{-1}}{N_{-1}} a)$ | -2.358 | 1.488 | 0.000 | 1.000 | -1.844 | 2.300 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{P_{-1}}{M_{-1}}$ | 8.946 | 11.997 | 10.096 | 0.731 | 16.332 | 2.273 | 10.731 | 19.838 |
| $\frac{P_{-1}}{M_{-1}} a)$ | -1.572 | 2.599 | 0.000 | 1.000 | -2.465 | 1.543 | 0.000 | 1.000 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.031 | 0.037 | 0.009 | 0.017 | 0.001 | 0.022 | -0.057 | 0.068 |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right) b)$ | -2.022 | 3.314 | 0.121 | 0.865 | 0.272 | 1.029 | -2.277 | 4.665 |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.024 | 0.020 | 0.005 | 0.008 | 0.003 | 0.005 | -0.010 | 0.016 |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right) b)$ | -1.188 | 6.127 | 0.479 | 1.153 | -3.920 | 1.411 | -0.266 | 0.752 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.025 | 0.030 | 0.007 | 0.014 | -0.048 | 0.056 | 0.001 | 0.018 |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}}\right) b)$ | -2.116 | 3.510 | 0.118 | 0.883 | -2.109 | 4.723 | 0.256 | 1.025 |

(注 1) 変数右側の a) は当該変数が標準化されていることを表している。

(注 2) 変数右側の b) は交差項を構成する 2つの分数がともに標準化されていることを表している。

冷戦期（1980年第1四半期～1991年第4四半期）とポスト冷戦期（1992年第1四半期～2015年第3四半期）の各変数の記述統計は表1に示されている通りである。使用したデータは米商務省経済統計局（BEA）のウェブサイト（<http://www.bea.gov/>）および同国労働省労働統計局（BLS）のウェブサイト（<http://www.bls.gov/>）から取得した。実質化に用いられている物価指数は2009年連鎖型価格指数である。推定に際して表中の分数は百分率表示されていない。推定期間は1991年12月31日のソビエト連邦崩壊をもって冷戦期とポスト冷戦期に分割した。

4.2 ADF 検定

表2 ADF 検定の結果

| 変数 | 1980年I - 1991年IV (n=48) | | | 1992年I - 2015年III (n=95) | | |
|---|-------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | 定数項なし トレンドなし | 定数項あり トレンドなし | 定数項あり トレンドあり | 定数項なし トレンドなし | 定数項あり トレンドなし | 定数項あり トレンドあり |
| $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | I (0)* | I (0)** | I (0)** | I (0)** | I (0)** | I (0)*** |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | I (0)* | I (0)* | I (1)*** | I (0)** | I (0)* | I (0)† |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | I (1)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)† | I (1)*** | I (1)*** |
| $\frac{\Delta M^a)}{Y_{-1}}$ | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)† | I (1)*** | I (1)*** |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | I (0)** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)* | I (0)*** | I (0)*** |
| $\frac{\Delta N^a)}{Y_{-1}}$ | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (1)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right)^b)$ | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)* | I (1)*** | I (0)*** |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (0)** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)* | I (0)*** | I (0)*** |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)^b)$ | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (1)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (1)*** | I (1)*** | I (1)*** |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}}\right)^b)$ | I (0)*** | I (0)*** | I (0)*** | I (0)* | I (0)† | I (0)*** |

(注1) 表中のカッコ内の数字は階差の次数を、***, **, *および†は単位根ありとの帰無仮説をそれぞれ0.1%, 1%, 5%および10%で棄却できることを表している。

(注2) 変数右側の a) は当該変数が標準化されていることを表している。

(注3) 変数右側の b) は交差項を構成する2つの分数がともに標準化されていることを表している。

ADF 検定の結果は表 2 に示されている。そこから、被説明変数とすべての説明変数は 0 次、1 次もしくは 2 次で単位根ありとの帰無仮説を 0.1%, 1%, 5%あるいは 10%で棄却することができる。ことがわかる。

4.3 同時性の検定

表 3 グレンジャーの因果性検定の結果

| 推定期間 | 最適ラグ回数 | $\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ |
|---------------------|--------|---|---|
| 1980 年 I—1991 年 IV | 1 | $\chi^2 = 0.016$ | $\chi^2 = 0.002$ |
| 1992 年 I—2015 年 III | 5 | $\chi^2 = 3.710^\dagger$ | $\chi^2 = 3.517^\dagger$ |
| 推定期間 | 最適ラグ回数 | $\frac{\Delta M}{M_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta M}{M_{-1}}$ |
| 1980 年 I—1991 年 IV | 1 | $\chi^2 = 0.0010$ | $\chi^2 = 0.000$ |
| 1992 年 I—2015 年 III | 5 | $\chi^2 = 11.782^*$ | $\chi^2 = 2.137$ |
| 推定期間 | 最適ラグ回数 | $\frac{\Delta N}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{I}{Y_{-1}}$ | $\frac{I}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ |
| 1980 年 I—1991 年 IV | 1 | $\chi^2 = 5.202^*$ | $\chi^2 = 5.567^*$ |
| 1992 年 I—2015 年 III | 3 | $\chi^2 = 1.203$ | $\chi^2 = 8.999^*$ |
| 推定期間 | 最適ラグ回数 | $\frac{\Delta N}{N_{-1}} \rightarrow \frac{I}{Y_{-1}}$ | $\frac{I}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta N}{N_{-1}}$ |
| 1980 年 I—1991 年 IV | 1 | $\chi^2 = 4.907^*$ | $\chi^2 = 6.033^*$ |
| 1992 年 I—2015 年 III | 3 | $\chi^2 = 1.187$ | $\chi^2 = 9.427^*$ |

(注) 表中の*および†はそれぞれ5%および10%で有意であることを表している。

Dunne *et al.* (2005) で二部門モデルの場合には被説明変数である経済成長と説明変数の 1 つに含まれる防衛支出拡大との間に、また、三部門モデルでは民間投資支出と政府非防衛支出との間にそれぞれ同時性が想定されるとの主張を検証するため、Heo (2010) と同様にグレンジャーの因果性検定を行った。本論文では二部門モデルについては経済成長率 $\Delta Y/Y_{-1}$ と、防衛支出の対前期比増加額が含まれている 2 つの説明変数 $\Delta M/Y_{-1}$ および $\Delta M/M_{-1}$ との間の因果性を、三部門モデルでは民間投資支出の 1 期前の GDP に対する比率 I/Y_{-1} と、2 つの変数 $\Delta N/Y_{-1}$ および $\Delta N/N_{-1}$ との間の因果性を検証した。その結果は表 3 に示されている。経済成長と防衛支出拡大については冷戦期では 4 つの因果性すべてが棄却されているが、ポスト冷戦期では前期の GDP に対する防衛支出増加額の比率 $\Delta M/Y_{-1}$ から経済成長率 $\Delta Y/Y_{-1}$ への、経済成長率 $\Delta Y/Y_{-1}$ から前期の GDP に対する防衛支出増加額の比率 $\Delta M/Y_{-1}$ への、防衛支出増加率 $\Delta M/M_{-1}$ から経済成長率への因果性を棄却できない。民間投資支出と政府非防衛支出については冷戦期では 4 つの因果性すべてが、ポスト冷戦期では民間投資支出の 1 期前の GDP に対する比率 I/Y_{-1} から $\Delta N/Y_{-1}$ および $\Delta N/N_{-1}$ への因果性を棄却できない。

4.4 実証分析の結果

表4 従来の手法による二部門モデルの推定結果

| 推定期間 | 1980年I - 1991年IV (n=48) | | | | | 1992年I - 2015年III (n=95) | | | | |
|--|-------------------------|----------|-------------|--------|-----------|--------------------------|----------|-------------|--------|----------|
| | 推定式番号 (4.1) | | 推定式番号 (4.2) | | | 推定式番号 (4.3) | | 推定式番号 (4.4) | | |
| 推定方法 | OLS | | PW | | | OLS | | PW | | |
| 変数 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 |
| 定数項 | 0.010 | 0.785 | | 0.018 | 2.152* | -0.000 | -0.081 | | -0.001 | -0.233 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | -0.037 | -0.428 | 1.550 | -0.102 | -1.669 | 0.028 | 0.993 | 1.090 | 0.033 | 1.029 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.892 | 8.898*** | 1.550 | 0.949 | 12.849*** | 0.582 | 8.208*** | 1.120 | 0.570 | 7.284*** |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 9.834 | 1.390 | 180.780 | 6.503 | 1.113 | -4.913 | -1.605 | 55.320 | -5.273 | -1.797† |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.768 | -1.323 | 180.810 | -0.476 | -0.997 | 0.318 | 1.987* | 55.150 | 0.331 | 2.171* |
| δ_m | | -0.113 | | | -0.182 | | 0.169 | | | 0.159 |
| \bar{R}^2 | | 0.717 | | | 0.840 | | 0.449 | | | 0.404 |
| SE | | 0.005 | | | 0.005 | | 0.005 | | | 0.005 |
| DW | | 2.675 | | | 2.063 | | 1.648 | | | 2.002 |

(注) 表中の***, **, *および†は推定係数がそれぞれ0.1%, 1%, 5%および10%で有意であることを表している。

ここでまず主な先行研究で使用されてきた従来の手法を用いた場合の実証分析の結果とその解釈を示しておこう。従来の手法による二部門モデルと三部門モデルの推定結果はそれぞれ表4および表5に示されている。表中のOLSは最小二乗法、PWはプレイス・ウィンステン法、VIFはベクトル・インフレーション・ファクター、 \bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数、SEは標準誤差、DWはダービン・ワトソン統計量を表している。

まず表4で二部門モデルから見ておこう。推定式番号(4.1)には冷戦期におけるOLSによる推定結果が示されている。第1変数である今期の民間投資の前期の対GDP比 I/Y_{-1} の推定係数、つまり非防衛部門経済の資本の限界生産力 α は符号条件を満たさず、しかも10%でも有意ではない。第2変数の労働投入量の対前期比増加率 $\Delta L/L_{-1}$ の推定係数、つまり非防衛部門経済の労働の実質限界生産力とマクロ経済全体の一人当たり実質平均産出高との間の線形関係を表す β は符号条件を満たして有意である。本モデルで注目すべきは第3変数と第4変数である。第3変数である防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta M/Y_{-1}$ の推定係数は正であり、このことは防衛支出拡大が経済成長率を押し上げることを意味しているが有意ではない。第4変数である防衛支出の対前期比増加率と前期における非防衛支出の対GDP比との交差項 $(\Delta M/M_{-1})(C_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数、つまり防衛部門経済の非防衛部門経済への外部効果は負であり、その弾性値は-0.768である。ただし、この第4変数も有意ではない。第3変数と第4変数のVIFがともに100を超えていることから多重共線性が発生していると考えられる。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される非防衛部門経済の生産要素の限界生産力と防衛部門経済のそれとの差 δ_m は-0.113である。これは前者が後者を上回っていることを意味するが δ_m が有意ではないので両部門の限界生産力に差は

ないことになる。 \bar{R}^2 は0.717であり、説明力は高い。 DW は2.675であり、5%水準で誤差項に1次の系列相関があると判断できるため次にPW法で本モデルを推定した。推定式番号(4.2)がその推定結果である。 DW は2.063であり、5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できる。第1変数はほぼ10%で有意になったがやはり符号条件を満たしていない。第2変数は符号条件を満たして有意であり、その推定値はOLSに比べて上昇した。第3変数と第4変数もOLSの場合と同様にそれぞれの推定係数値は正と負であるが、有意ではない。以上から冷戦期の推定結果としてはPW法による推定式番号(4.2)を採択する。その推定結果を要約すると、米国の防衛支出拡大はそのマクロ経済成長に影響を与えず、防衛部門経済と非防衛部門経済の生産要素の限界生産力に差はなく、防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は存在しなかったといえる。ただし第3変数と第4変数のVIFが100を超えている点には注意が必要である。

次にポスト冷戦期の推定結果を見よう。推定式番号(4.3)はOLSによる推定結果である。第1変数の推定係数は冷戦期とは異なり正となっているが有意ではない。第2変数は符号条件を満たして0.1%で有意であるが、冷戦期に比較して推定係数値は若干低下している。第3変数は冷戦期とは異なって被説明変数である経済成長率と弱い負の相関関係を示しているがわずかに有意水準10%を満たしていない。最後に第4変数の推定係数値、つまり防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は有意な正を示しており、その弾性値は0.318である。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される非防衛部門経済の生産要素の限界生産力と防衛部門経済のそれとの差 δ_m は0.169で、後者が前者を上回っていることを意味する。 \bar{R}^2 は0.449で、説明力は低い。 DW は1.648であり、5%水準で誤差項に1次の系列相関があるともないとも判断できない。そのためPW法で本モデルを推定した。推定式番号(4.4)にその推定結果が示されている。 DW は2.002であり、5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できる。第1変数、第2変数ともにOLSの場合と同様に符号条件を満たし、前者が有意でないのに対して後者は有意である。第3変数は10%で有意となって、その推定値は-5.273であり、OLSの場合に比べて経済成長率に対する負のインパクトがわずかに上昇した。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される δ_m は0.159とOLSの場合よりわずかに低下したが、非防衛部門経済の生産要素を限界生産力と防衛部門経済が上回っている点は同じである。 \bar{R}^2 は0.404と、やはり冷戦期に比べて説明力は低い。以上からポスト冷戦期の推定結果としてはPW法による推定式番号(4.4)を採択する。その推定結果を要約すると、米国の防衛支出拡大はそのマクロ経済成長に負の影響を与え、防衛部門経済の生産要素の限界生産力は非防衛部門経済のそれをわずかに上回り、防衛部門経済から非防衛部門経済への正の外部効果が存在したといえる。ただし、冷戦期と同様にOLSの推定結果で第3変数と第4変数のVIFが極めて高い点には注意が必要である。

表5 従来の手法による三部門モデルの推定結果

| 推定期間 | 1980年I - 1991年IV (n=48) | | | | | 1992年I - 2015年III (n=95) | | | | |
|--|-------------------------|----------|---------|--------|-----------|--------------------------|----------|---------|--------|----------|
| 推定式番号 | (4.5) | | (4.6) | | | (4.7) | | (4.8) | | |
| 推定方法 | OLS | | PW | | | OLS | | PW | | |
| 変数 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 |
| 定数項 | 0.017 | 1.278 | | 0.028 | 2.828** | 0.001 | 0.109 | | -0.001 | -0.089 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | -0.099 | -1.004 | 2.170 | -0.175 | -2.438* | 0.016 | 0.549 | 1.400 | 0.022 | 0.640 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.932 | 9.424*** | 1.620 | 0.990 | 14.266*** | 0.611 | 8.656*** | 1.250 | 0.606 | 7.742*** |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | 2.387 | 0.213 | 863.410 | -0.251 | -0.028 | 6.526 | 1.041 | 196.890 | 5.866 | 0.919 |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.344 | -0.129 | 875.280 | 0.290 | 0.137 | -0.998 | -0.784 | 201.100 | -0.837 | -0.646 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 8.818 | 1.251 | 193.740 | 2.607 | 0.457 | -4.143 | -1.499 | 50.410 | -5.092 | -1.939 † |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.848 | -1.188 | 193.990 | -0.191 | -0.330 | 0.328 | 1.890 † | 50.290 | 0.379 | 2.313* |
| δ'_n | | -0.721 | | | 0.799 | | -0.181 | | | -0.206 |
| δ'_m | | -0.128 | | | -0.622 | | 0.194 | | | 0.164 |
| \bar{R}^2 | | 0.738 | | | 0.868 | | 0.508 | | | 0.463 |
| SE | | 0.005 | | | 0.004 | | 0.004 | | | 0.004 |
| DW | | 2.747 | | | 2.126 | | 1.660 | | | 2.006 |

(注) 表中の***, **, * および † は推定係数がそれぞれ 0.1%, 1%, 5% および 10% で有意であることを表している。

次に表5から従来の手法を用いた三部門モデルの推定結果について見ておこう。冷戦期のOLSによる推定結果は推定式番号(4.5)に示されている。第1変数は符号条件を満たさず有意ではない。第2変数は符号条件を満たして0.1%で有意である。さて、第3変数の政府非防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta N/Y_{-1}$ の推定係数は正であるが有意ではない。第4変数である政府非防衛支出の対前期比増加率と前期における民間部門経済の規模の対GDP比との交差項 $(\Delta N/N_{-1})(P_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数は政府非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表すが、それは負で有意ではない。第5変数の防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta M/Y_{-1}$ の推定係数は有意でない正を示している。最後に第6変数である防衛支出の対前期比増加率と前期における民間部門経済の規模の対GDP比との交差項 $(\Delta M/M_{-1})(P_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数、つまり防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は負であり、その弾性値は-0.848であるが、これも有意ではない。 δ'_n と δ'_m から算出される δ_n と δ_m はそれぞれ-0.721と-0.128であるが、 δ'_n と δ'_m がともにゼロとは有意に異ならない以上 δ_n と δ_m も0で、政府非防衛部門経済と政府防衛部門経済の生産要素の限界生産力に差はないと考えられる。 \bar{R}^2 は0.7を超え、説明力は高いといえる。ただしDWが2.747と高く、5%水準で誤差項に1次の系列相関があると判断できる。このためPW法であらためて本モデルを推定した。その結果は推定式番号(4.6)に示されている。第1変数は5%で有意になったが符号条件を満たしていない。第2変数の係数推定値はOLSの場合よりも上昇して0.990となり、符号条件を満たして0.1%で有意である。第3変数と第4変数の係数推定値の

符号はともに OLS の場合と異なり、正負逆になっている。ただし、ともに有意ではない。第 5 変数と第 6 変数それぞれの係数推定値は OLS の場合と比べて変化が見られるがともに有意ではない。従来の手法による冷戦期の三部門モデルの推定結果としては PW 法による推定式番号 (4.6) を採択する。それを要約すれば、冷戦期では政府による防衛支出も非防衛支出もともにその拡大は米国のマクロ経済成長に影響を与えず、3 部門経済での生産要素の限界生産力に差はなく、政府の防衛部門経済および非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は存在しなかったことになる。

ポスト冷戦期の従来の手法を用いた OLS による推定結果は推定式番号 (4.7) に示されている。第 1 変数は符号条件を満たしているが有意ではない。第 2 変数は不法条件を満たして 0.1% で有意であるが、その係数推定値は冷戦期に比べて 0.3 超低下している。第 3 変数と第 4 変数はともに有意ではない。第 5 変数の係数推定値は負であるが、有意水準は 10% に及ばない。ただし第 6 変数は有意な正の係数推定値が示されており、防衛部門経済から民間部門経済への外見効果が存在し、その弾性値は 0.328 である。ただし VIF は第 3 変数、第 4 変数、第 5 変数および第 6 変数できわめて高くなっており、多重共線性の発生が疑われる。 δ'_n と δ'_m はそれぞれ -0.181 と 0.194 であるがともにゼロとは有意に異ならないので、3 部門経済の生産要素の限界生産力に差はないと考えられる。 \bar{R}^2 は 0.5 をわずかに超える程度である。DW は 1.660 であり、5% 水準で誤差項に 1 次の系列相関があるともないとも判断できない。そこで PW によってあらためて本モデルを推定し直した。その推定結果は推定式番号 (4.8) に示されている。DW は 2.006 であり、5% 水準で誤差項に 1 次の系列相関なしと判断できる。第 1 変数、第 2 変数、第 3 変数および第 4 変数については OLS による推定結果と大きな違いはない。しかし第 5 変数は有意水準 10% を満たすようになり、防衛支出拡大が経済成長に負の影響を及ぼすことが確認される。第 6 変数は有意水準が 5% にまで上昇し、政府の防衛部門経済から民間部門経済への正の外部効果が存在し、その弾性値が 0.379 であることが確認される。 δ'_n が有意ではないので民間部門経済と政府非防衛部門経済の生産要素の限界生産力に差はないことになるが、有意な δ'_m から算出される δ_m は 0.164 と政府の防衛部門経済の生産要素の限界生産力が民間部門経済のそれを若干上回っていることを示している。 \bar{R}^2 は低下して OLS の 0.5 を下回っている。従来の手法によるポスト冷戦期の三部門モデルの推定結果としては PW 法による推定式番号 (4.8) を採択する。政府による非防衛支出拡大は米国のマクロ経済成長に影響を与えないが防衛支出拡大は負の影響を及ぼし、民間部門経済の生産要素の限界生産力は政府の非防衛部門経済のそれと差はないが、政府の防衛部門経済に比較すると民間部門経済の方がわずかに下回っており、政府の防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は存在しないものの非防衛部門経済から民間部門経済へは正の外部効果が存在するというのがポスト冷戦期における従来の手法による三部門モデルの推定結果の解釈となる。

表6 改善後における二部門モデルの推定結果

| 推定期間 | 1980年Ⅰ - 1991年Ⅳ (n=48) | | | | 1992年Ⅰ - 2015年Ⅲ (n=95) | | | | | |
|--|------------------------|-----------|--------|--------|------------------------|--------|-----------|-------|--------|-----------|
| 推定式番号 | (4.9) | | (4.10) | | (4.11) | | (4.12) | | | |
| 推定方法 | OLS | | PW | | OLS | | PW | | | |
| 変数 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 |
| 定数項 | 0.009 | 0.740 | | 0.018 | 2.119 * | -0.000 | -0.093 | | -0.001 | -0.245 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | -0.033 | -0.378 | 1.560 | -0.100 | -1.615 | 0.028 | 1.008 | 1.090 | 0.033 | 1.043 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.914 | 9.165 *** | 1.520 | 0.963 | 13.239 *** | 0.581 | 8.203 *** | 1.120 | 0.570 | 7.279 *** |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 0.000 | 0.273 | 1.280 | 0.001 | 1.054 | 0.001 | 2.933 ** | 1.150 | 0.001 | 2.914 ** |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right)$ | -0.001 | -1.244 | 1.270 | -0.001 | -0.718 | 0.001 | 1.990 * | 1.060 | 0.001 | 2.175 * |
| δ'_m | 1.000 | | | 1.001 | | 1.001 | | | 1.001 | |
| \bar{R}^2 | 0.716 | | | 0.837 | | 0.449 | | | 0.404 | |
| SE | 0.005 | | | 0.005 | | 0.005 | | | 0.005 | |
| DW | 2.664 | | | 2.063 | | 1.648 | | | 2.002 | |

(注) 表中の***, ** および * は推定係数がそれぞれ0.1%, 1% および5% で有意であることを表している。

表4 および表5 でも先行研究でしばしば指摘されてきた多重共線性発生の問題が確認された。本論文では同問題に対処するため第4変数の交差項を構成する2つの分数を第3変数の $\Delta M / Y_{-1}$ と前期における防衛支出に対する非防衛支出の比率 C_{-1} / M_{-1} に書き直し、さらにそれらを標準化した上で二部門モデルと三部門モデルを推定した。表6にはその二部門モデルの推定結果が示されている。OLSによる冷戦期の結果推定を推定式番号(4.9)でまず確認しておこう。第1に、VIFはいずれの説明変数も2未満であり、多重共線性の発生は抑制されたと考えられる。第1変数と第2変数の係数推定値と有意水準は表4の推定式番号(4.1)のそれらとほぼ変化がない。第3変数と第4変数はともに10%でも有意でない点は(4.1)と変わらないが、その係数推定値が大きく低下した。この場合 δ'_m は0.01を間隔とする離散変数の標準化された C_{-1} / M_{-1} の各値に対応してそれぞれ算出されるので表中の δ'_m は意味を持たない。 \bar{R}^2 は(4.1)とほぼ等しく0.716であり、説明力は高い。DWも(4.1)とほぼ同じ2.664と5%水準で誤差項に1次の系列相関ありと判断されるのでPW法により改めて修正後の二部門モデルを推定した。その結果は推定式番号(4.10)に示されている。DWは2.063となり、5%水準で誤差項に1次の系列相関がないと判断できるようになった。第1変数と第2変数についてはやはり係数推定値、t値ともに(4.1)とほとんど変化が見られない。第3変数は係数推定値もt値も大幅に低下した。第4変数の係数推定値、つまり防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果が負であることに変わりはないが、(4.1)および(4.2)に比べて推定値の絶対値は大きく低下し、弾性値は-0.001である。ただし有意ではない。 \bar{R}^2 は0.837であり、説明力が上昇した。

ポスト冷戦期の推定結果についても見ておこう。まずOLSによる推定式番号(4.11)では第3変数と第4変数のVIFが大きく低下し、4つの説明変数すべてが1をわずかに上回る程度になった。このことから多重共線性の発生を抑制できたものと考えられる。第1変数と第2変数は係数推定値、t値ともに従来の分析手法で推定した(4.3)とほぼ変化が見られないが、第3変数の係数推定値は大きく低下しただけでなく符号も負から正へと変化し、しかもt値も上昇して1%で有意となった。第4変数の係数推定値、つまり外部効果のt値は(4.3)とほぼ同じで5%で有意

であるが、推定値が大きく低下し、弾性値が0.001 となった。

図1 冷戦期の δ'_m とその t 値 (二部門モデル)

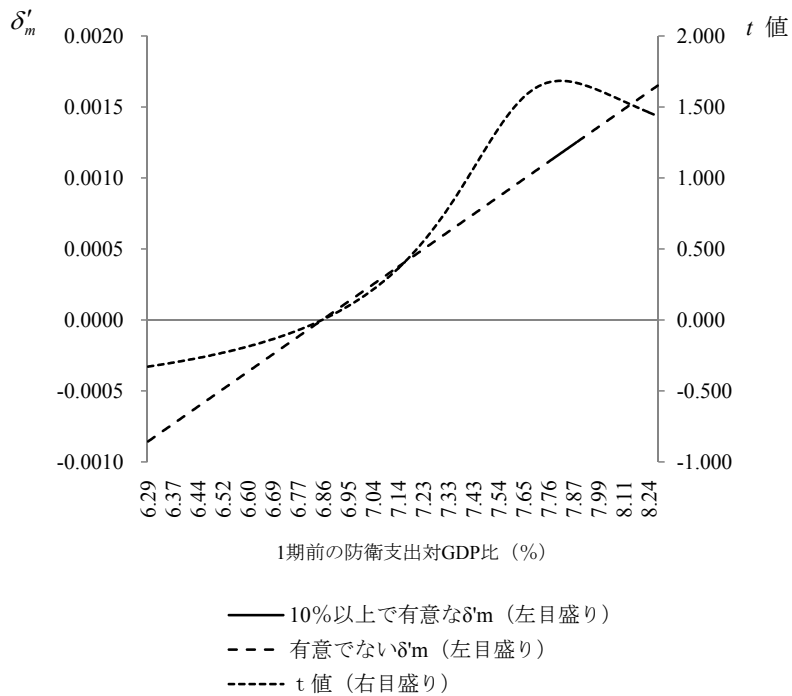
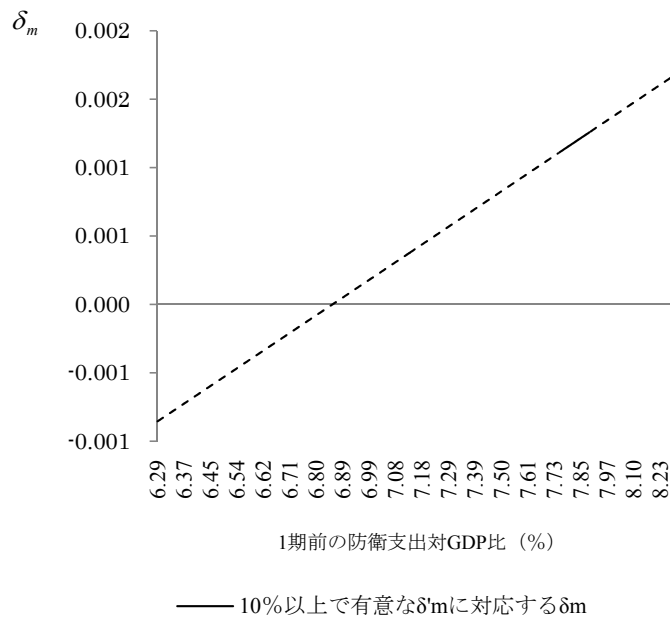
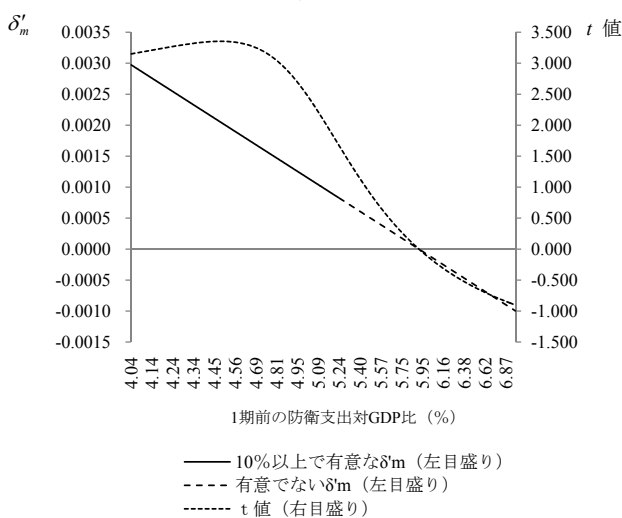


図2 冷戦期の δ_m (二部門モデル)



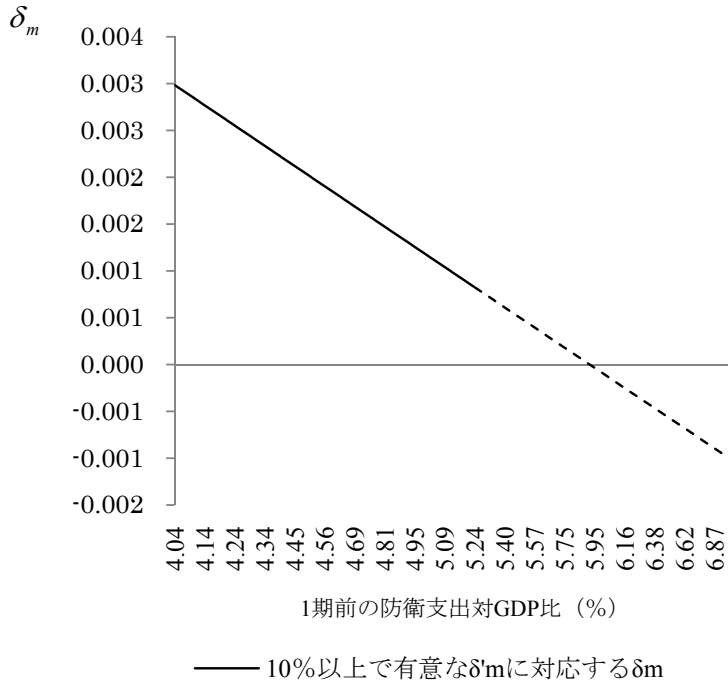
ここで冷戦期とポスト冷戦期の δ'_m とその t 値, そして δ_m を, 標準化された 1 期前における防衛支出に対する非防衛支出の比率 C_{-1}/M_{-1} を 0.01 を間隔とする離散変数として作成し直し, それらに対応させて算出しておこう³. 冷戦期における δ'_m とその t 値は図 1 に示されている. 図 1 では同比率から 1 期前における防衛支出の対 GDP 比 M_{-1}/Y_{-1} を作成してそれを横軸にとっている. 四半期データで見た冷戦期の前期における防衛支出の対 GDP 比は 6.29% 以上 8.23% 以下の範囲をとる. 同比率がこの範囲にあるとき, δ'_m は -0.0009 以上 0.0017 以下の値をとるが, δ'_m が 10% 水準以上で有意にゼロと異なるのは同比率が 7.75% 以上 7.89% 以下のときであり, このとき δ'_m は 0.0011 以上 0.0013 以下をとる. この有意な δ'_m は図中の実線部分で表されている. また同比率が上記範囲以外のときは δ'_m は 10% 水準でも有意にはゼロと異ならず, 図 1 の δ'_m を表すグラフでは破線で表されている. つまりこのことは, 米国政府は次期に防衛支出を拡大させることによって経済成長率を押し上げようとするれば防衛支出の対 GDP 比を 6.29% 以上 8.23% 以下で維持しなければならなかったことを意味する. 説明変数の $\Delta M/Y_{-1}$ は標準化されているので, 防衛支出の対 GDP 比が上記範囲にあるときには $\Delta M/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する. 冷戦期における $\Delta M/Y_{-1}$ の標準偏差は 0.0013861 である⁴. 期間中に δ'_m が有意となる 1 期前の防衛支出の対 GDP 比を上記範囲に限定すれば, この標準偏差と 1 期前の防衛支出の対 GDP 比とから防衛支出の 1% 上昇による経済成長率押し上げ効果は 0.062% 以上 0.071% 以下 (平均 0.067%), 年率換算すると 0.248% 以上 0.285% (平均 0.266%) だったことがわかる. さらに冷戦期における δ_m が図 2 に示されている. グラフの実線の部分と破線の部分は図 1 の δ'_m のグラフの有意水準に対応しており, やはり 1 期前における防衛支出の対 GDP 比が上記範囲のとき δ_m は 0.0011 以上 0.0013 以下の範囲をとる. つまり, 同比率が 7.75% 以上 7.89% 以下であるときのみ防衛部門経済の生産要素の限界生産力が算出された δ_m の値だけ非防衛部門経済のそれを上回っていたのである.

図 3 ポスト冷戦期の δ'_m とその t 値 (二部門モデル)



³ 交差項の推定については Ai and Edward (2003), Norton et al. (2004), Brambor et al. (2006), 安藤 (2015)などを参照.

⁴ 表 2 の記述統計と異なるのはそれが小数点第 3 位までしか示されていないからである.

図4 ポスト冷戦期の δ_m (二部門モデル)

ポスト冷戦期における δ'_m とその t 値は図3に示されている。四半期データで見た冷戦期の前期における防衛支出の対GDP比は4.04%以上7.00%以下の範囲をとる。同比率がこの範囲にあるとき、 δ'_m は-0.0010以上0.0030以下の値をとり、同比率が上昇するにつれて δ'_m は低下していくが、 δ'_m が10%水準以上で有意にゼロと異なるのは同比率が5.23%以下のときで、このとき δ'_m は0.008以上0.0030以下となる。また同比率が5.23%を超えると δ'_m は10%水準でも有意にはゼロと異ならなくなる。説明変数の $\Delta M/Y_{-1}$ は標準化されているので1期前の防衛支出の対GDP比が4.04%以上5.23%以下であるときには $\Delta M/Y_{-1}$ が1標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。ポスト冷戦期における $\Delta M/Y_{-1}$ の標準偏差は0.0031958である。期間中に δ'_m が有意となる1期前の防衛支出の対GDP比を上記範囲に限定し、この標準偏差と1期前の防衛支出の対GDP比を用いれば、防衛支出の1%上昇による経済成長率押し上げ効果は0.014%以上0.038%（平均0.027%）、年率換算で0.055%以上0.150%以下（平均0.107%）であったことがわかる。さらにポスト冷戦期における δ_m が図4に示されており、 δ_m は-0.0010以上0.0030以下の範囲をとってやはり1期前における防衛支出の対GDP比が5.23%のとき最小値0.0008をとる。つまり、ポスト冷戦期においては冷戦期とは異なって、米国政府は防衛支出を拡大させて経済成長率を押し上げようとするのであれば防衛支出の対GDP比を5.23%以下に維持しなければならないことになる。したがって同比率が5.23%以下のときのみ防衛部門経済の生産要素の限界生産力が算出された δ_m の値だけ非防衛部門経済のそれを上回ることを表している。

表7 改善後における三部門モデル

| 推定期間 推定式番号 推定方法 変数 | 1980年I - 1991年IV (n=48) | | | | 1992年I - 2015年III (n=95) | | | | | |
|--|-------------------------|----------|--------|--------|--------------------------|-------|----------|-------|-------|----------|
| | (4.13) | | (4.14) | | (4.15) | | (4.16) | | | |
| | OLS | | PW | | OLS | | PW | | | |
| | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 |
| 定数項 | 0.020 | 1.606 | | 0.030 | 3.390** | 0.004 | 0.787 | | 0.002 | 0.440 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | -0.114 | -1.260 | 1.840 | -0.180 | -2.878** | 0.004 | 0.136 | 1.180 | 0.011 | 0.339 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.953 | 9.858*** | 1.580 | 0.995 | 15.129*** | 0.632 | 9.149*** | 1.190 | 0.621 | 8.046*** |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | 0.002 | 2.373* | 1.490 | 0.002 | 2.843** | 0.002 | 3.529*** | 1.150 | 0.002 | 3.555*** |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)$ | 0.000 | 0.475 | 1.380 | 0.000 | 0.623 | 0.000 | 0.653 | 1.090 | 0.000 | 0.440 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 0.000 | 0.217 | 1.280 | 0.001 | 1.378 | 0.001 | 2.858** | 1.180 | 0.001 | 2.874** |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)$ | -0.001 | -1.226 | 1.320 | -0.000 | -0.334 | 0.001 | 1.827 † | 1.090 | 0.001 | 2.282* |
| δ_n | | 1.002 | | | 1.002 | | 1.002 | | | 1.002 |
| δ_m | | 1.000 | | | 1.001 | | 1.001 | | | 1.001 |
| \bar{R}^2 | | 0.742 | | | 0.870 | | 0.507 | | | 0.462 |
| SE | | 0.005 | | | 0.004 | | 0.004 | | | 0.004 |
| DW | | 2.740 | | | 2.148 | | 1.646 | | | 1.994 |

(注) 表中の***, **, *および†は推定係数がそれぞれ0.1%, 1%, 5%および10%で有意であることを表している。

同様の手法で交差項を書き換え、それらを構成する分数を標準化してあらためて三部門モデルを推定した。その推定結果は表7に示されている。まず冷戦期についてOLSを用いて得られた推定結果を推定式番号(4.13)から見よう。すべての説明変数のVIFが2を下回っており、多重共線性の発生を抑制できたものと考えられる。表5における推定式番号(4.5)と比較して、第1変数と第2変数の係数推定値およびt値には大きな違いは見られないが、二部門モデルの推定結果と同様に標準化した変数を用いた第3変数、第4変数、第5変数および第6変数で係数推定値の絶対値は大きく低下した。t値は第3変数で改善して5%で有意になったが、その係数推定値およびt値は別途求めなければならない。政府非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は(4.5)では負であったがここでは正になっている。防衛部門経済から民間部門経済への外部効果も負であるが有意ではない。 \bar{R}^2 は0.7を超えて説明力は高いものの、DWが2.740であり、5%水準で誤差項に1次の系列相関ありと判断できるのであらためてPW法で本モデルを推定した。その推定結果は推定式番号(4.14)に示されている。DWは2.148まで低下し、5%水準で誤差項に1次の系列相関はないと判断できるようになった。第1変数は10%で有意になったが符号条件を満たしていない。第2変数の係数推定値とt値は推定式番号(4.5), (4.5), (4.13)とほぼ同じである。第3変数から第6変数までの係数推定値は推定式番号(4.13)とほとんど変化はない。第3変数の有意水準がわずかに上昇して1%で有意になっている。第4変数の係数推定値、つまり非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果と、第6変数、つまり防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は推定式番号(4.5), (4.5), (4.13)と同じくそれぞれ正と負であるが有意ではない。

図5 冷戦期の δ'_n とその t 値 (三部門モデル)

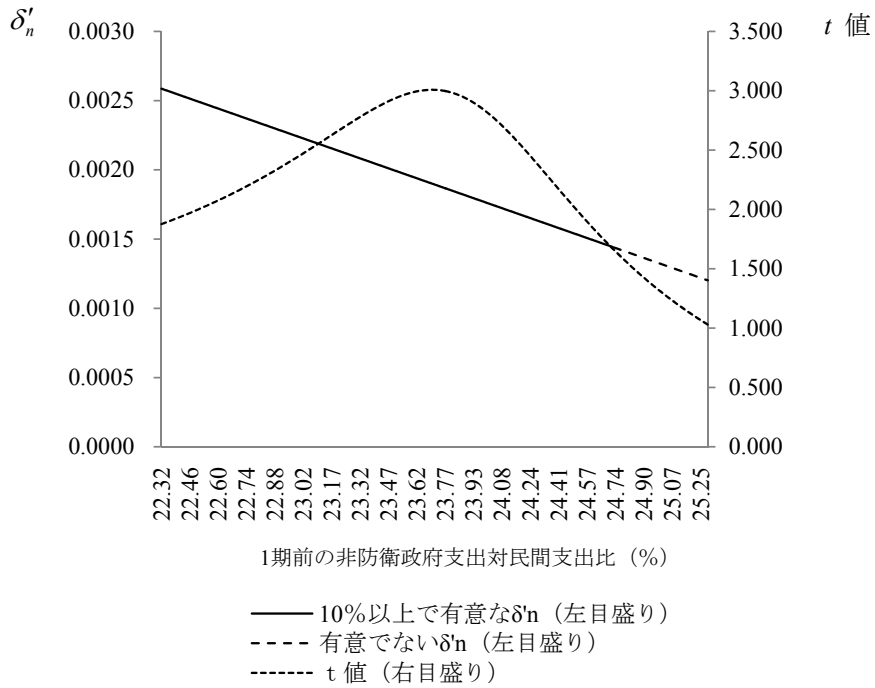
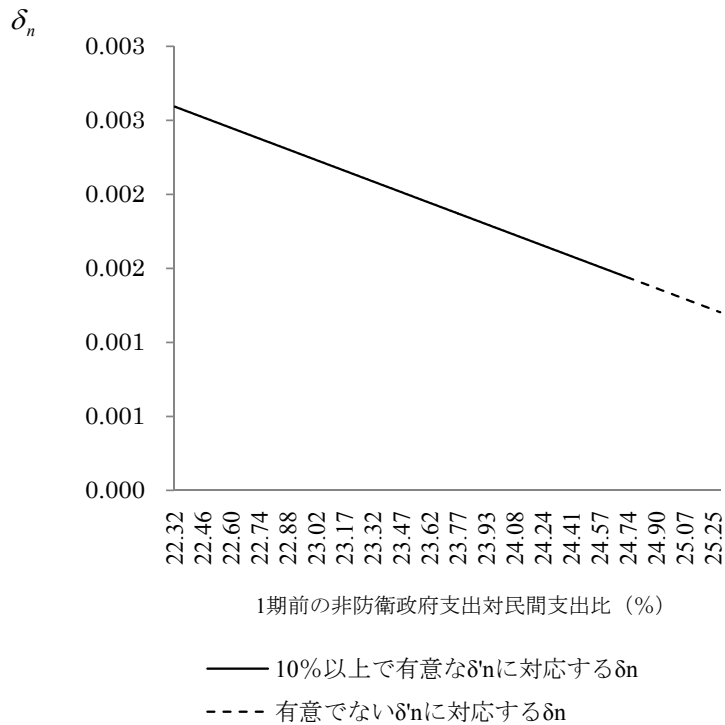
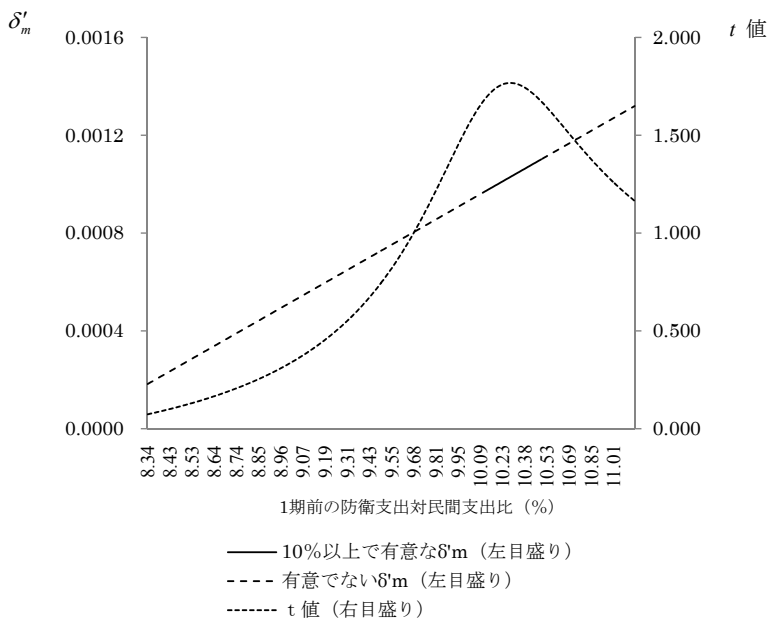


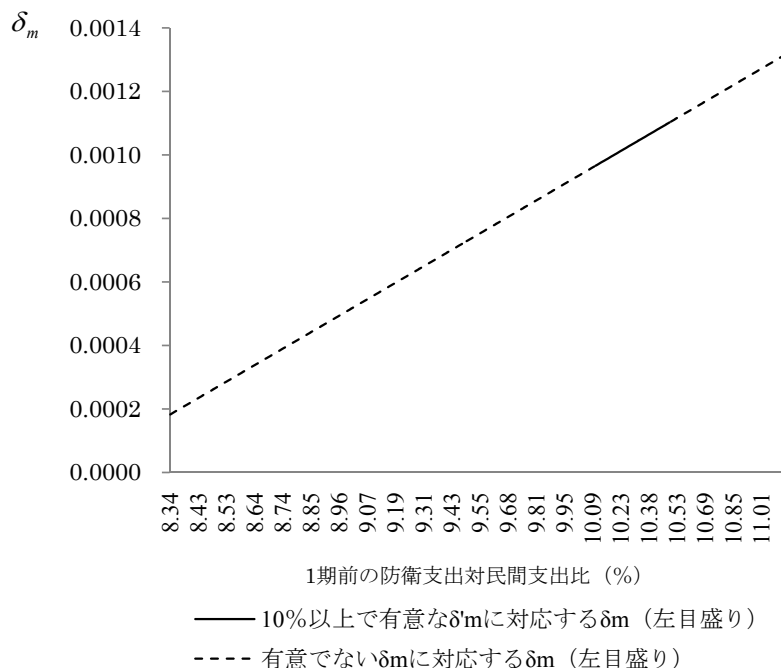
図6 冷戦期の δ_n (三部門モデル)



冷戦期の三部門モデルの推定結果としては (4.14) を採択する。そこから得られた δ'_n とその t 値は図 5 に示されている。冷戦期における 1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比は 22.32% 以上 25.29% 以下であった。 δ'_n が 10% 以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が 22.32% 以上 24.72% 以下のときであり、このとき δ'_n は 0.0014 以上 0.0026 以下の範囲をとり、1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比の上昇とともに低下する。説明変数の $\Delta N/Y_{-1}$ は標準化されているので、政府非防衛支出の対民間支出比が 22.32% 以上 23.31% 以下であるときには $\Delta N/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_n の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。冷戦期における $\Delta N/Y_{-1}$ の標準偏差は 0.0018387 である。期間中に δ'_n が有意となる 1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、この標準偏差と実際の 1 期前の政府非防衛支出の対 GDP 比を用いれば、政府非防衛支出の 1% 上昇による経済成長率押し上げ効果が最小で 0.135%、最大で 0.260%、年率に換算すると最小で 0.543%、最大で 1.046% であったことがわかる⁵。つまり、米国政府は 1 期前における政府非防衛支出の対民間支出比を 22.32% 以上 23.31% 以下の範囲で維持すれば政府非防衛支出拡大が経済成長率を押し上げるという効果を得ていたことになる。 δ'_n から得られた δ_n のグラフは図 6 に示されている。 δ_n は 0.0012 以上 0.0026 以下の範囲をとるが、有意な δ'_n に対応する δ_n の最小値は 1 期前における政府非防衛支出の対民間支出比が 24.72% のときの 0.0014、最大値は同比率が 22.32% のときの 0.0026 であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ上回っていたことになる。

図 7 冷戦期の δ'_m とその t 値 (三部門モデル)

⁵ 三部門モデルでは二部門モデルとは異なり、1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比からその各値に対応する 1 期前の政府非防衛支出の対 GDP 比を計算することはできない。そのため、推定に用いたデータから実際の 1 期前の政府非防衛支出の対 GDP 比を算出し、それらを用いて実際に米国が得ていた経済成長率への押し上げ効果を算出している。これは冷戦期における防衛支出 1% の経済成長率への押し上げ効果の算出、およびポスト冷戦期における防衛支出と政府非防衛支出の同効果の算出についても同様である。

図8 冷戦期の δ_m (三部門モデル)

冷戦期の三部門モデルの推定結果 (4.14) から得られた δ'_m とその t 値は図7に示されている。冷戦期における1期前の防衛支出の対民間支出比は8.34%以上11.18%以下であった。 δ'_m が10%以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が10.10%以上10.49%以下のときであり、このとき δ'_m は0.0010以上0.0011以下の範囲をとり、1期前の防衛支出の対民間支出比の上昇とともに上昇する。説明変数の $\Delta M / Y_{-1}$ は標準化されているので、防衛支出の対民間支出比が10.10%以上10.49%以下であるとき、 $\Delta M / Y_{-1}$ が1標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。期間中に δ'_m が有意となる1期前の防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、 $\Delta M / Y_{-1}$ の標準偏差と実際の1期前の防衛支出の対GDP比を用いることにより、米国経済が得ていた防衛支出の1%上昇による実際の経済成長率押し上げ効果は最小で0.052%、最大で0.060%、年率に換算すれば最小で0.210%、最大で0.240%であったことがわかる。 δ'_m から得られた δ_m のグラフは図8に示されている。 δ_m は0.0002以上0.0013以下の範囲をとるが、有意な δ'_m に対応する δ_m の最小値は1期前における防衛支出の対民間支出比が10.10%のときの0.0001、最大値は同比率が10.49%のときの0.0011であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ上回っていたことになる。

次にポスト冷戦期の推定結果を見よう。OLSによる推定結果は表7の推定式番号(4.15)に示されている。冷戦期と異なって第1変数が符号条件を満たすようになったが有意ではない。第2変数の係数推定値は0.1%で有意であり、冷戦期に比べて0.3超の低下が見られる。第3変数および第4変数の係数推定値はそれぞれ正と負であり、ともに有意ではない。つまり、政府の非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は存在しないことを意味する。第5変数は従来の手法による分析結果と比べて係数推定値が大きく低下した。冷戦期の分析結果である推定式番号

(4.13) および (4.14) の 0.002 とはほぼ同じ 0.001 であり, 1% で有意になった. 防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す第 6 変数の係数推定値は冷戦期が負であったのに対して正に変わっており, しかも 10% で有意となって正の外部効果が存在することを示している. \bar{R}^2 は 0.5 を超える程度で説明力が高いとはいえない. DW が 1.646 なので 5% 水準で誤差項に 1 次の系列相関があるともないとも判断できない. ここでも PW 法によってあらためて本モデルを推定した. その結果は推定式番号 (4.16) に示されている. DW は 1.994 まで上昇し, 5% 水準で誤差項に 1 次の系列相関なしと判断できるようになった. 推定結果は OLS によるそれと大きな変化は見られないが第 6 変数は t 値が上昇して 5% で有意になった.

図 9 ポスト冷戦期の δ'_n とその t 値 (三部門モデル)

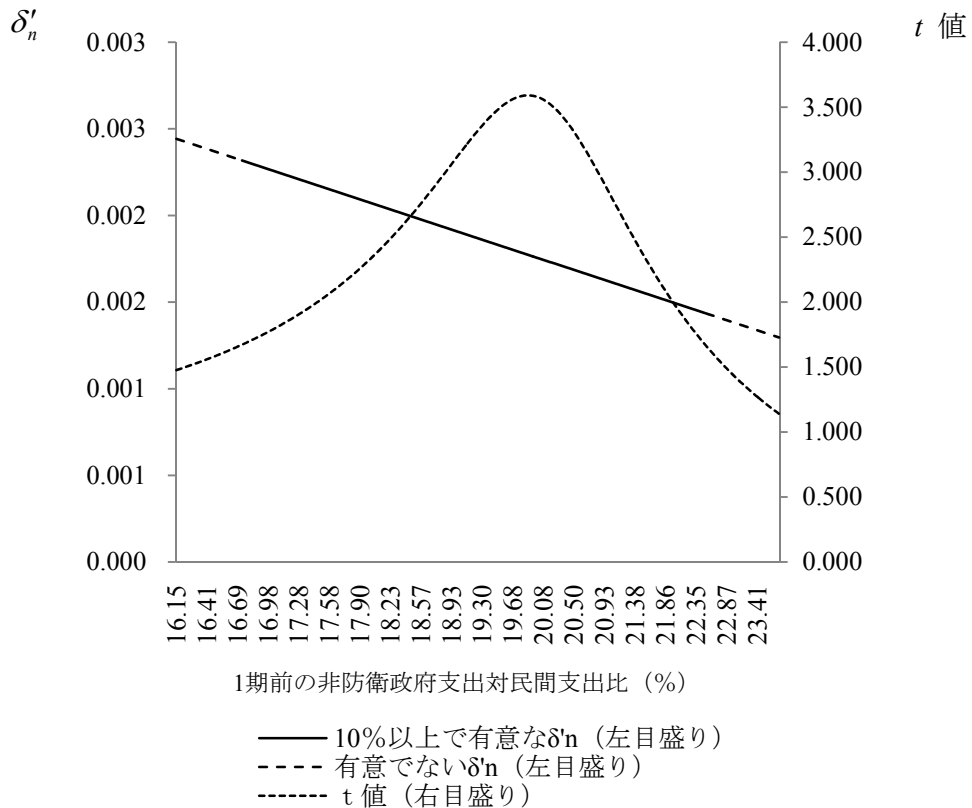
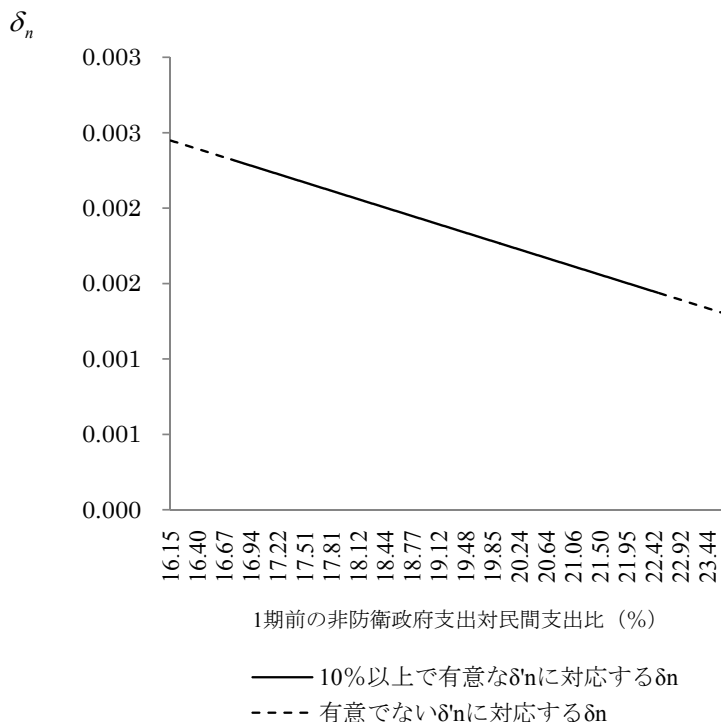


図 10 ポスト冷戦期の δ_n (三部門モデル)

ポスト冷戦期の三部門モデルの推定結果としてこの(4.16)を採択する。そこから得られた δ'_n とその t 値は図9に示されている。ポスト冷戦期における1期前の政府非防衛支出の対民間支出比は16.15%以上23.81%以下であった。 δ'_n が10%以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が16.73%以上22.50%以下のときであり、このとき δ'_n は0.0014以上0.0026以下の範囲をとり、1期前の政府非防衛支出の対民間支出比の上昇とともに低下する。したがって、政府非防衛支出の対民間支出比が22.32%以上23.31%以下であるときには $\Delta N/Y_{-1}$ が1標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_n の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。ポスト冷戦期における $\Delta N/Y_{-1}$ の標準偏差は0.0032637である。期間中に δ'_n が有意となる1期前の政府非防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、冷戦期と同様の手法で政府非防衛支出の1%上昇による実際の経済成長率押し上げ効果を求めると、最小で0.076%、最大で0.097%、年率換算で0.306%以上0.389%以下であったことがわかる。 δ'_n から得られた δ_n のグラフは図10に示されている。有意な δ'_n に対応する δ_n の最小値は1期前における政府非防衛支出の対民間支出比が24.72%のときの0.0014、最大値は同比率が22.50%のときの0.0023であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ上回っていたことになる。

図 11 ポスト冷戦期の δ'_m とその t 値 (三部門モデル)

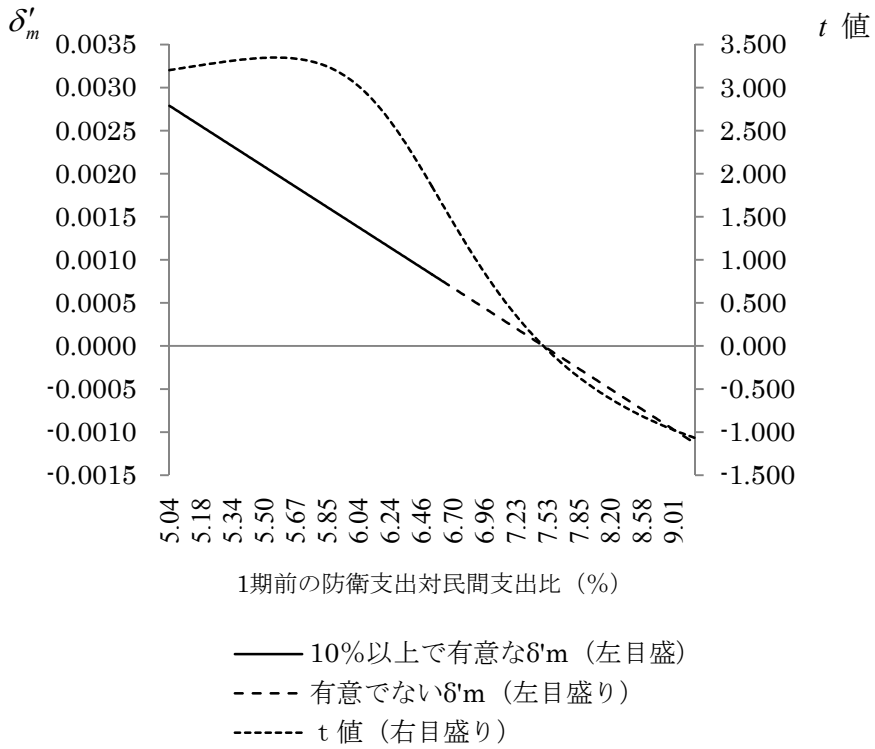
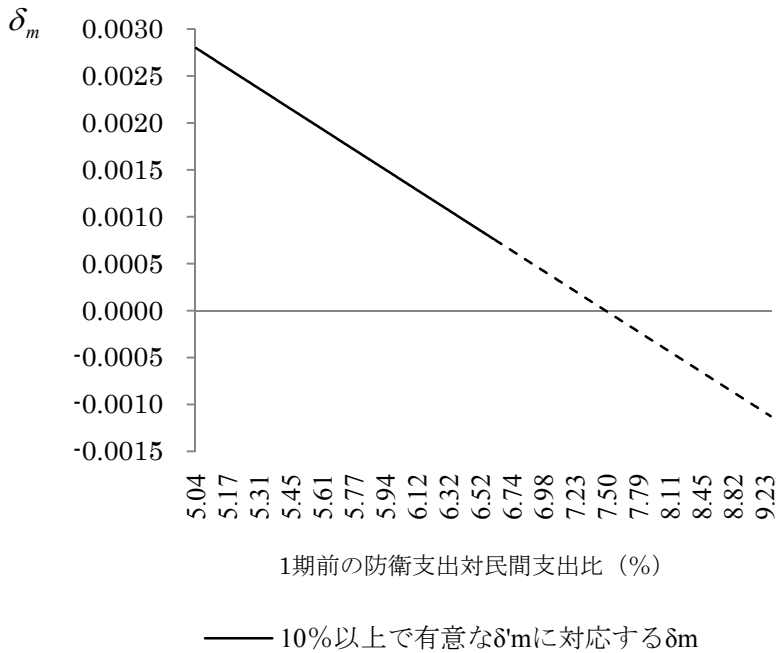


図 12 ポスト冷戦期の δ_m (三部門モデル)



(4.16) から得られた δ'_m と δ_m はそれぞれ図 11 および図 12 に示されている。この期間、1 期前における防衛支出の対民間支出比は 5.04% 以上 9.31% 以下の範囲をとり、これに対応して δ'_m は - 0.0011 以上 0.0028 以下の範囲をとっている。ただし、 δ'_m が 10% で有意となるのは同比率が 5.04% 以上 6.61% 以下の範囲に限られ、このとき δ'_m は 0.0008 以上 0.0028 以下の範囲をとり、1 期前の防衛支出の対民間支出比の上昇とともに低下する。したがって、防衛支出の対民間支出比が 5.04% 以上 6.61% 以下であるとき、 $\Delta M / Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。期間中に δ'_m が有意となる 1 期前の防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、同様の手法で米国経済が得ていた防衛支出の 1% 上昇による実際の経済成長率押し上げ効果を求めると、最小で 0.013% 以上 0.035% 以下、年率換算で 0.051% 以上 0.141% 以下であったことがわかる。また、有意な δ'_m に対応する δ_m の最小値は 1 期前における防衛支出の対民間部門支出比が 6.61% のときの 0.0008、最大値は同比率が 5.04% のときの 0.0028 であり、この同比率がこの範囲にあるときのみ防衛部門経済の生産要素の限界生産力が民間部門経済のそれを上回ることになる。

4. 結論

本論文では米国の商務省経済統計局と労働省労働統計局が提供する 1979 年第 4 四半期から 2015 年第 3 四半期までのデータを用い、冷戦期とポスト冷戦期に分けて Feder-Ram モデルの二部門モデルと三部門モデルを推定した。その際、先行研究でしばしば指摘されてきた多重共線性発生を抑制するため、安藤 (2015) が用いた分析手法を踏襲して説明変数に含まれる交差項をあらためて書き直し、そこに含まれる 2 つの変数を標準化した。また、交差項を構成する 2 つの分数は連続変数であるがその一方をあえて 0.01 を間隔とする離散変数に作り替え、この変数を 0.01 ずつ変化させて説明変数の 1 つでもある交差項を構成するもう一方の分数の推定係数と t 値を求めた。その結果、第 1 に、すべての説明変数の VIF は低下し、多重共線性の発生が抑制されるようになった。第 2 に、二部門モデルからは冷戦期とポスト冷戦期ともに防衛支出の対 GDP 比を特定の範囲内に制限することで、三部門モデルからは両期間ともに防衛支出の対民間支出比を特定の範囲内に制限することで、米国は防衛支出拡大による経済成長率押し上げ効果を享受することが可能であったことが明らかにされた。ただし、防衛支出拡大の経済成長率押し上げ効果は冷戦期がポスト冷戦期を上回っている。第 3 に、ポスト冷戦期では二部門モデルにおける防衛部門経済から非防衛部門経済への、そして三部門モデルにおける防衛部門経済から民間部門経済への有意な正の外部効果が存在し、それら弾性値はともに 0.001 (年率換算で 0.004) であることが明らかにされた。これに対して、冷戦期ではいずれのモデルにおいても有意な外部効果は確認されなかった。つまり、ポスト冷戦期にあたる現在、米国は防衛支出の対 GDP 比を 5.23% 以下のレベルで維持しつつ防衛支出を拡大すれば非防衛部門経済だけでなくマクロ経済全体をも成長させることができ、防衛支出の対民間支出比を 16.73% 以上 22.50% 以下に維持しつつ防衛支出を拡大すれば民間部門経済だけにとどまることなくマクロ経済全体を成長させることができるのである。

ただし、説明変数の 1 つである前期の GDP に対する今期の民間投資の比率 I / Y_{-1} の係数 a は二部門モデルでは非防衛部門経済の、三部門モデルでは民間部門経済の資本の限界生産力と定義されるが、その推定係数は必ずしも有意な正にはならないこと、また、防衛支出拡大と経済成長との間の同時性バイアスについては冷戦期のみ棄却されることには注意が必要である。

参考文献

- Ai, C. and Edward, C. N. (2003) "Interaction Terms in Logit and Probit Models," *Economics Letters*, Vol. 80, No. 1, pp. 123-129.
- 安藤潤 (1998a) 「日本における防衛部門経済の外部性効果」『早稲田経済学研究』第46号, pp.1-13.
- 安藤潤 (1998b) 「日本における防衛部門経済の外部性効果に関するより詳細な分析」『早稲田経済学研究』第47号, pp.1-13.
- 安藤潤 (1999) 「クリントン政権下の財政政策:米国経済は「平和の配当」を享受してきたのか」『昭和大学教養部紀要』第30巻, pp1-8.
- 安藤潤 (2015) 「米国における防衛部門経済産出高とマクロ経済成長——Feder モデルの推定とその改善」『新潟国際情報大学国際学部紀要』創刊準備号, pp. 179-188.
- Ando, J. (2000) "A Study on the 'Peace Dividend' under the Clinton's Administration," In Suwa, S. (ed.) *Current Issues in Economic Policy*, Tokyo: Institute for Research in Contemporary Political and Economic Affairs, Waseda University, pp. 121-131.
- Brambor, T., William, C. and Golder, M.. (2006) "Understanding Interaction Models: Improving Empirical Analysis," *Political Analysis*, Vol. 14, No. 1, pp. 63-82.
- Dunne, J. P., Smith, R. P, and Willenbockel, D. (2005) "Models of Military Expenditure and Growth: A Critical Review," *Defence and Peace Economics*, 16 (6) , pp. 449-461, DOI: 10.1080/1024269500167791.
- Heo, U. (1997) "The Political Economy of Defense Spending in South Korea," *Journal of Peace Research*, Vol. 34, No. 1, pp. 483-490.
- Heo, U. (2010) "The Relationship between Defense Spending and Economic Growth in the United States," *Political Research Quarterly*, Vol. 63, No. 4, pp. 760-770.
- Huang, C. and Mintz, A. (1990) "Ridge Regression Analysis of the Defence-Growth Tradeoff in the United State," *Defence Economics*, Vol. 2, pp. 29-37.
- Huang, C. and Mintz, A. (1991) "Defence Expenditures and Economic Growth: The Externality Effect," *Defence Economics*, Vol. 3, pp. 35-40.
- Norton, E. C., Hua, W., and Ai, C. (2004) "Computing Interaction Effects and Standard Errors in Logit and Probit Models," *Stata Journal*, Vol. 4, No. 2, pp. 154-167.

謝辞

本研究は2015年度新潟国際情報大学国際学部共同研究費により実現しました。記して感謝します。

日本における防衛部門経済の外部効果 ——四半期データを用いた冷戦期とポスト冷戦期の比較研究

*Externality Effects of Defense Sector Economy in Japan:
Comparative Study of the Cold War and the Post-Cold War Periods Using Quarterly Data*

安 藤 潤*

要旨

本論文では日本の1980年以降の四半期データを用い、多重共線性の発生を抑制しつつ、Feder-Ramモデルを推定して防衛部門経済の外部効果を実証的に考察した。その結果、冷戦期では防衛部門経済から非防衛部門経済への、そして防衛部門経済から民間部門経済への有意な負の外部効果が存在し、それら弾性値はともにほぼ -0.020 （年率換算で -0.080 程度）であることが明らかにされたが、冷戦期では有意な外部効果は確認されなかった。また、三部門モデルの推定結果から日本は両期間において防衛支出拡大は経済成長率を引き下げることが明らかにされた。

キーワード：経済成長、防衛支出、外部効果、Feder-Ramモデル、多重共線性

1. 序論

本論文の目的は1980年以降の日本の四半期データを用い、推定期間を冷戦期とポスト冷戦期に分割してFeder-Ramモデルの二部門モデルと三部門モデルを推定し、防衛部門経済の外部効果と防衛支出拡大の経済成長への影響に変化があったのかを経済政策論的に考察することである。

Dunne *et al.* (2005) は防衛支出の経済効果を需要効果、供給効果、安全保障効果の3種類に分類している。第1の需要効果の代表例としてケインジアン乗数効果を挙げることができる。遊休設備が発生しているとき、防衛支出の外生的な増加による有効需要の増加は資源の利用を増やし、その不完全雇用を減少させると考えられる。また、特に完全雇用が発生しているときには防衛支出は機会費用を発生させ、民間投資をクラウド・アウトすることも考えられる。第2の供給効果は労働、資本、人的資本、天然資源といった生産要素や技術の利用可能性を通じて作用し、これらが潜在的な産出力を決定すると考えられる。さらに、需要効果で述べた投資のクラウド・アウトは資本ストックの変化をもたらす、やはり供給効果を生むと考えられる。防衛部門で利用される資源が時間の経過をとまって外部効果をもたらす可能性もある。軍隊での経験が民間企業で雇用されたときに労働者を多かれ少なかれ生産的にするかもしれないし、防衛部門の研究開発が時間をおいて商業利用されてスピンのオフを生むかもしれない。そして国の内外を問わずその脅威から生命と財産を守ることで市場が機能し、投資やイノベーションの動機となるというのが第3の安全保障効果である。ただし、防衛支出は安全保障上の必要性だけから行われるのではなく、利潤を追求する軍産複合体からの要求に答えるかたちで行われることもあり、した

* ANDO, Jun [国際文化学科]

がって防衛支出は軍拡競争をひきおこしたりすることもあるので、このような場合にはプラスの安全保障効果はないと考えられる (Dunne *et al.* 2005, pp. 450-451)。

さて、防衛支出と経済成長との関係に関する実証分析は様々な手法を用いて行われてきたが、同分野を多く扱ってきた *Defence & Peace Economics* 誌では 1990 年代に入って Feder-Ram モデルを用いた実証分析を扱う論文が多く掲載されてきた。同モデルは防衛経済学の先行研究において多くの研究者によって用いられてきたが、Huang and Mintz (1991)、Heo (1997, 2010)、安藤 (1998a, 1998b, 1999, 2002)、Ando (2000) や Dunne *et al.* (2005) が指摘しているように、同モデルに内在する問題点の 1 つとして多重共線性の発生を挙げることができるが、リッジ回帰でその回避を行っているのが Huang and Mintz (1991) と Heo (1997) である。また、米国の年次データを用いて二部門モデルを推定した安藤 (2015) は、説明変数のうち交差項に含まれる 2 つの変数を標準化することで多重共線性の発生を抑えることに成功し、その結果、防衛部門経済の外部効果は従来の手法で得られるそれよりも非防衛部門経済に与える影響が大きく異なる可能性があることを発見している。米国の四半期データを用い、二部門モデルと三部門モデルを推定した安藤 (2016) はやはり同様の手法で多重共線性の発生を抑制し、従来の手法から得られる外部効果よりもそのインパクトはきわめて小さいことを実証的に明らかにしている。本論文ではこれら安藤 (2015, 2016) と同じ手法で日本の四半期データを用い、推定期間を冷戦期とポスト冷戦期に分割して二部門モデルと三部門モデルを推定し、防衛支出拡大が経済成長に与える影響と防衛部門経済の外部部門の外部効果を計測する。

本論文の構成は以下の通りである。第 2 節では日本の防衛部門経済の外部効果と、Feder-Ram モデルの推定でしばしば指摘される多重共線性の発生を抑制する試みを行ってきた先行研究と多重共線性問題に対処した先行研究を要約する。第 3 節では多重共線性発生の抑制を目的とした分析上の改善を加えたモデルの定式化が行われ、第 4 節では記述統計と、ADF 検定による単位根検定およびグレンジャーの因果性検定の結果を示したのち、二部門モデルと三部門モデルの推定結果が示される。そして最後に結論と政策的インプリケーションが導出される。

2. 先行研究

日本のデータを用いて Feder-Ram モデルを推定し、防衛部門経済の外部効果を計測しているのが安藤 (1998a, 1998b, 2002) である。安藤 (1998a) は年次データを用いて、また安藤 (1998b) は四半期データを用いて二部門モデルと三部門モデルを推定し、有意な負の外部効果を確認している。ただし安藤 (2002) では 1980—1999 年の年次データを用い、米国との同盟からのスピル・インを考慮した三部門モデルを推定しているが、外部効果は存在しないとの結論に達している。

多重共線性の発生をリッジ回帰によって抑制する試みとしては Heo (1997) と Huang and Mintz (1991) があるが、多重共線性を発生する説明変数を標準化することでその抑制に成功しているのが安藤 (2015, 2016) である。安藤 (2015) は米国の 1981—2013 年の年次データを用いて Feder-Ram モデルの二部門モデルを推定しているが、交差項を前期の GDP に対する今期の対前期比防衛支出増加額の比率と前期の防衛支出に対する非防衛支出の比率の交差項に書き換え、さらにそれらをそれぞれ標準化してから交差項を作成して推定した場合、VIF は大きく低下し、その実証分析の結果は通常兵器の輸出入を考慮した場合には防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は存在しないこと、ただし前期の防衛部門経済産出高に対する民生部門経済産出高の比率が 12.28 % 以上 21.71 % 以下の範囲であれば前年の GDP に対する対前年比防衛部門経

済産出高増加額の比率はマクロ経済成長に対して有意なプラスの効果をもたらすことを明らかにしている。安藤 (2016) は米国の 1980 年以降の四半期データを用い、安藤 (2015) と同様の手法で多重共線性の抑制に成功し、冷戦期では有意な外部効果は確認されないこと、これに対してポスト冷戦期では防衛部門経済から非防衛部門経済への、そして防衛部門経済から民間部門経済への有意な正の外部効果が存在すること、また米国は両期間において防衛支出拡大による経済成長率押し上げ効果を享受することが可能であったこと、ただしその経済成長率押し上げ効果は冷戦期がポスト冷戦期を上回っていたことを明らかにしている。

3. 定式化

本論文では安藤 (1998a, 1998b, 1999) および Ando (2000) をはじめとする主要先行研究が用いている二部門モデルと三部門モデル

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{M_{-1}} \right) \left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}} \right) \quad (3.1)$$

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_n \frac{\Delta N}{Y_{-1}} + \theta_n \left(\frac{\Delta N}{N_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}} \right) + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{M_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}} \right) \quad (3.2)$$

と、安藤 (2015) が用いて定式化の中で導出しているもう一方の二部門モデル

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha_1 \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}} \right) \quad (3.3)$$

と、その三部門モデルへの応用から得られる

$$\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} = \text{定数項} + \alpha \frac{I}{Y_{-1}} + \beta \frac{\Delta L}{L_{-1}} + \delta'_n \frac{\Delta N}{Y_{-1}} + \theta_n \left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}} \right) + \delta'_m \frac{\Delta M}{Y_{-1}} + \theta_m \left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \right) \left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}} \right) \quad (3.4)$$

をともに用いる。ここで Y は実質 GDP、 I は実質民間投資、 L は労働投入量 (= 就業者数 × 総実労働時間指数)、 M は実質防衛支出、つまり、当該国の政府が国内においてであろうが海外においてであろうが購入した軍事財・サービス、兵士および文官が創り出した安全保障サービスの付加価値の総計、 N は実質政府支出のうちの実質非防衛支出、 C は Y から M を引いた実質非防衛支出 (実質民生支出)、 P は Y から M と N を引いた実質民間支出であり、添え字の -1 は 1 期のラグを、 Δ は前年から今年にかけての変化額を表している。また δ'_m は、非防衛部門経済もしくは民間部門経済の 2 つの生産要素の限界生産力に対する防衛部門経済のその比率が等しく、それが $1 + \delta_m$ で表されるとき、その差 δ_m を用いて

$$\delta'_m = \frac{\delta_m}{1 + \delta_m} \quad (3.5)$$

と書き直されており、 δ'_n は民間部門経済の 2 つの生産要素の限界生産力に対する政府非防衛部門経済のその比率が等しく、それが $1 + \delta_n$ で表されるとき、その差 δ_n を用いて

$$\delta'_n = \frac{\delta_n}{1 + \delta_n} \quad (3.6)$$

と書き直されている。ここで α は非防衛部門経済 (二部門モデル) もしくは民間部門経済 (三部門モデル) の資本の限界生産力、 β はこれら両部門経済の労働の実質限界生産力とマクロ経済全体の一人当たり実質平均産出高との間の線形関係を表すパラメータである。(3.1) 式、(3.2) 式、(3.3) 式および (3.4) 式における被説明変数が実質経済成長率であることからこの δ'_m と δ'_n はそれぞれ政府の防衛支出拡大と非防衛支出拡大が経済成長率にどのような影響を与えるのかを意味

する。(3.1) 式と (3.3) 式における θ_m は防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果を, (3.2) 式と (3.4) 式における θ_m と θ_n はそれぞれ政府の防衛部門経済から民間部門経済への外部効果と政府の非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す。

4. 実証分析

4.1 記述統計

表 1 記述統計

| 期 間 変 数 | 1980年II - 1991年IV ($n=47$) | | | | 1992年I - 2010年I ($n=73$) | | | |
|---|------------------------------|---------|---------|--------|----------------------------|---------|---------|--------|
| | 最小値 | 最大値 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | 平均値 | 標準偏差 |
| $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | -0.114 | 0.089 | 0.015 | 0.068 | -0.080 | 0.061 | 0.002 | 0.039 |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 0.208 | 0.349 | 0.277 | 0.035 | 0.185 | 0.317 | 0.250 | 0.031 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | -1.790 | 1.472 | 0.198 | 0.565 | -2.696 | 1.635 | -0.196 | 0.878 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | -0.003 | 0.003 | 0.000 | 0.001 | -0.003 | 0.003 | 0.000 | 0.001 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}} a)$ | -1.819 | 1.779 | 0.000 | 1.000 | -1.925 | 2.235 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | -0.018 | 0.018 | 0.001 | 0.011 | -0.017 | 0.019 | 0.001 | 0.010 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}} a)$ | -1.714 | 1.504 | 0.000 | 1.000 | -1.703 | 1.752 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{\Delta M}{M_{-1}}$ | -0.224 | 0.272 | 0.019 | 0.151 | -0.237 | 0.368 | 0.014 | 0.148 |
| $\frac{\Delta N}{N_{-1}}$ | -0.117 | 0.161 | 0.014 | 0.084 | -0.109 | 0.150 | 0.008 | 0.069 |
| $\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}$ | 0.974 | 1.003 | 0.986 | 0.009 | 0.979 | 1.014 | 0.993 | 0.010 |
| $\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}$ | 0.836 | 0.876 | 0.857 | 0.010 | 0.802 | 0.870 | 0.835 | 0.016 |
| $\frac{C_{-1}}{M_{-1}}$ | 86.277 | 137.370 | 103.645 | 13.030 | 88.390 | 128.551 | 107.830 | 10.825 |
| $\frac{C_{-1}}{M_{-1}} a)$ | -1.333 | 2.588 | 0.000 | 1.000 | -1.796 | 1.914 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{P_{-1}}{N_{-1}}$ | 5.441 | 7.733 | 6.446 | 0.559 | 4.223 | 7.256 | 5.415 | 0.673 |
| $\frac{P_{-1}}{N_{-1}} a)$ | -1.797 | 2.302 | 0.000 | 1.000 | -1.772 | 2.737 | 0.000 | 1.000 |
| $\frac{P_{-1}}{M_{-1}}$ | 76.547 | 118.544 | 89.989 | 10.978 | 76.564 | 107.802 | 90.557 | 8.448 |
| $\frac{P_{-1}}{M_{-1}} a)$ | -1.224 | 2.601 | 0.000 | 1.000 | -1.657 | 2.041 | 0.000 | 1.000 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.218 | 0.272 | 0.020 | 0.149 | -0.233 | 0.365 | 0.015 | 0.147 |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right) b)$ | -0.315 | 3.369 | 0.702 | 0.807 | -0.405 | 3.458 | 0.787 | 0.699 |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.098 | 0.141 | 0.013 | 0.072 | -0.092 | 0.130 | 0.007 | 0.058 |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right) b)$ | -0.902 | 3.463 | 0.623 | 1.084 | -1.593 | 4.593 | 0.361 | 1.091 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -0.194 | 0.233 | 0.016 | 0.130 | -0.204 | 0.309 | 0.011 | 0.124 |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}}\right) b)$ | -0.508 | 3.386 | 0.634 | 0.831 | -0.516 | 2.938 | 0.718 | 0.736 |

(注1) 変数右側の a) は当該変数が標準化されていることを表している。

(注2) 変数右側の b) は交差項を構成する2つの分数がともに標準化されていることを表している。

冷戦期（1980年第2四半期～1991年第4四半期）とポスト冷戦期（1992年第1四半期～2015年第3四半期）の各変数の記述統計は表1に示されている通りである。両期間の分割はソ連が崩壊した1991年末をもとに行った。データは内閣府『2009（平成21）年度 国民経済計算確報（2000年基準・93SNA）』、総務省『労働力調査 長期時系列データ』（<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>）の「月別結果 就業者（全産業）」、厚生労働省『毎月勤労統計調査 全国調査』の「産業別労働時間指数（総実労働時間）」、財務省『財政統計』（<http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm>）から得た。実質化に当たっては2000年連鎖価格指数を用いている。防衛支出の実質化に当たっては西川（1984）にしたがって政府最終消費支出デフレータを0.75、公的総資本形成デフレータを0.25とする加重平均により算出した。この結果、防衛支出の実質値が異なるため実質GDPも実質民間支出、実質政府部門非防衛支出と新たに算出された実質防衛支出を合計して算出されている。

4.2 ADF 検定

表2 ADF 検定の結果

| 変数 | 1980年Ⅱ - 1991年Ⅳ (n=47) | | | 1992年Ⅰ - 2010年Ⅰ (n=73) | | |
|--|------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| | 定数項なし トレンドなし | 定数項あり トレンドなし | 定数項あり トレンドあり | 定数項なし トレンドなし | 定数項あり トレンドなし | 定数項あり トレンドあり |
| $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | I (1) *** | I (0) ** | I (0) * | I (0) ** | I (0) *** | I (0) *** |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | I (1) † | I (2) *** | I (2) *** | I (0) * | I (1) ** | I (0) * |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | I (1) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** |
| $\frac{\Delta M^{(a)}}{Y_{-1}}$ | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) ** |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | I (1) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) † | I (0) * | I (0) † |
| $\frac{\Delta N^{(a)}}{Y_{-1}}$ | I (0) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (1) *** | I (0) *** | I (0) *** |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (1) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) † | I (0) *** | I (0) *** |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right)^b$ | I (1) *** | I (1) *** | I (1) *** | I (1) *** | I (0) * | I (0) † |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (1) *** | I (0) ** | I (0) * | I (1) *** | I (1) *** | I (0) † |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)^b$ | I (1) *** | I (1) *** | I (0) *** | I (0) * | I (1) *** | I (1) *** |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | I (1) *** | I (0) *** | I (0) *** | I (0) * | I (0) *** | I (0) *** |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)^b$ | I (1) *** | I (1) *** | I (1) *** | I (1) *** | I (0) * | I (0) † |

(注1) 表中のカッコ内の数字は階差の次数を、***, **, * および † は単位根ありとの帰無仮説をそれぞれ0.1%, 1%, 5% および 10% で棄却できることを表している。

(注2) 変数右側の a) は当該変数が標準化されていることを表している。

(注3) 変数右側の b) は交差項を構成する2つの分数がともに標準化されていることを表している。

ADF 検定の結果は表 2 に示されている。そこから、被説明変数とすべての説明変数は単位根ありとの帰無仮説を 0 次、1 次もしくは 2 次で 0.1%、1%、5%あるいは 10%で棄却することができるのがわかる。

4.3 同時性の検定

表 3 グレンジャーの因果性検定の結果

| 推定期間 | 最適ラグ次数 | $\frac{\Delta M}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ |
|---------------------|--------|---|---|
| 1980 年 II—1991 年 IV | 4 | $\chi^2 = 7.162$ | $\chi^2 = 16.197^{**}$ |
| 1992 年 I—2010 年 I | 5 | $\chi^2 = 5.404^{\dagger}$ | $\chi^2 = 32.240^{***}$ |
| 推定期間 | 最適ラグ次数 | $\frac{\Delta M}{M_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta Y}{Y_{-1}}$ | $\frac{\Delta Y}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta M}{M_{-1}}$ |
| 1980 年 II—1991 年 IV | 4 | $\chi^2 = 7.347$ | $\chi^2 = 15.297^{**}$ |
| 1992 年 I—2010 年 I | 5 | $\chi^2 = 5.947$ | $\chi^2 = 29.651^{***}$ |
| 推定期間 | 最適ラグ次数 | $\frac{\Delta N}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{I}{Y_{-1}}$ | $\frac{I}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ |
| 1980 年 II—1991 年 IV | 4 | $\chi^2 = 7.162$ | $\chi^2 = 16.197^{**}$ |
| 1992 年 I—2010 年 I | 5 | $\chi^2 = 18.258^{**}$ | $\chi^2 = 11.154^*$ |
| 推定期間 | 最適ラグ次数 | $\frac{\Delta N}{N_{-1}} \rightarrow \frac{I}{Y_{-1}}$ | $\frac{I}{Y_{-1}} \rightarrow \frac{\Delta N}{N_{-1}}$ |
| 1980 年 II—1991 年 IV | 4 | $\chi^2 = 7.347$ | $\chi^2 = 15.297^{**}$ |
| 1992 年 I—2010 年 I | 5 | $\chi^2 = 25.444^{***}$ | $\chi^2 = 12.797^*$ |

(注) 表中の***, **, * および†は推定係数がそれぞれ 0.1%, 1%, 5%および 10%で有意であることを表している。

Dunne *et al.* (2005) で二部門モデルの場合には被説明変数である経済成長と説明変数の 1 つに含まれる防衛支出拡大との間に、また、三部門モデルでは民間投資支出と政府非防衛支出との間にそれぞれ同時性が想定されるとの主張を検証するため、Heo (2010) と同様にグレンジャーの因果性検定を行った。本論文では安藤 (2016) と同じく二部門モデルについては経済成長率 $\Delta Y/Y_{-1}$ と、防衛支出の対前期比増加額が含まれている 2 つの説明変数 $\Delta M/Y_{-1}$ および $\Delta M/M_{-1}$ との間の因果性を、三部門モデルでは民間投資支出の 1 期前の GDP に対する比率 I/Y_{-1} と、2 つの変数 $\Delta N/Y_{-1}$ および $\Delta N/N_{-1}$ との間の因果性を検証した。その結果は表 3 に示されている。まず冷戦期について確認しておこう。防衛支出拡大から経済成長率への因果性は防衛支出拡大に関する 2 つの変数についてともに棄却できるが、経済成長率から防衛支出拡大への因果性については両変数ともに棄却できない。また、政府非防衛支出拡大から民間投資支出の 1 期前の GDP に対する比率への因果性は政府非防衛支出拡大に関する 2 つの変数についてともに棄却できるが、民間投資支出の 1 期前の GDP に対する比率から政府非防衛支出拡大への因果性は政府非防衛支出拡大に関する 2 つの変数についてともに棄却できない。ポスト冷戦期では防衛支出の伸び率から経済成長率への因果性を除く 7 つの因果性について棄却できない。

4.4 実証分析の結果

表4 従来の手法による二部門モデルの推定結果

| 推定式番号 | (4.1) | | (4.2) | | (4.3) | | (4.4) | | | |
|--|--------------------------|-----------|---------|---------|------------|--------|-----------|---------|--------|------------|
| 推定期間 | 1980年II - 1991年IV (n=47) | | | | | | | | | |
| 推定方法 | OLS | | PW | | OLS | | PW | | | |
| 変数 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 |
| 定数項 | -0.240 | -4.537*** | | -0.543 | -10.793*** | -0.137 | -3.895*** | | -0.541 | -12.230*** |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 1.009 | 5.497*** | 1.360 | 2.045 | 13.260*** | 0.579 | 4.131*** | 1.110 | 2.178 | 15.942*** |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.011 | 1.128 | 1.000 | 0.002 | 0.371 | 0.007 | 1.393 | 1.030 | -0.002 | -0.790 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 187.446 | 4.884*** | 100.720 | 118.361 | 5.165*** | 41.259 | 0.944 | 215.270 | 37.132 | 1.596 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -1.901 | -5.095*** | 103.830 | -1.145 | -5.077*** | -0.384 | -0.936 | 214.550 | -0.255 | -1.167 |
| δ_m | -0.005 | | | -0.009 | | -0.025 | | | -0.028 | |
| \bar{R}^2 | 0.700 | | | 0.907 | | 0.204 | | | 0.788 | |
| SE | 0.037 | | | 0.029 | | 0.035 | | | 0.025 | |
| DW | 1.461 | | | 2.456 | | 1.688 | | | 2.109 | |

(注) 表中の***は推定係数がそれぞれ0.1%で有意であることを表している。

ここでまず従来の手法を用いた場合の実証分析の結果とその解釈を示す。従来の手法による二部門モデルおよび三部門モデルの推定結果はそれぞれ表4および表5に示されている。表中のOLSは最小二乗法、PWはブレイス・ウィンステン法、VIFはベクトル・インフレーション・ファクター、 \bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数、SEは標準誤差、DWはダービン・ワトソン統計量を表している。

冷戦期についてであるが、推定式番号(4.1)にはOLSによる推定結果が示されている。第1変数である今期の民間投資の前期の対GDP比 I/Y_{-1} の推定係数、つまり非防衛部門経済の資本の限界生産力 a は符号条件を満たして有意であるが1を超えている。第2変数の労働投入量の対前期比増加率 $\Delta L/L_{-1}$ は符号条件を満たしているが10%でも有意ではない。注目される第3変数である防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta M/Y_{-1}$ の推定係数は正であり、防衛支出拡大が経済成長率に正の影響を及ぼすことを表している。しかも0.1%で有意である。第4変数である防衛支出の対前期比増加率と前期における非防衛支出の対GDP比との交差項 $(\Delta M/M_{-1})(C_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数、つまり防衛部門経済の非防衛部門経済への外部効果は-1.901で、0.1%で有意である。ただし、第3変数と第4変数でVIFがともに100を超えており、多重共線性の発生が疑われる。第3変数の推定係数 δ_m から算出される非防衛部門経済と防衛部門経済の生産要素の限界生産力の差 δ_m は-0.005であり、後者が前者をわずかに下回っていることがわかる。 \bar{R}^2 0.700と説明力は高い。DWは1.461であり、5%水準では誤差項に1次の系列相関がないとは判断できないためPW法による推定を行った。その結果は推定式番号(4.2)に示されている。第1変数は有意ではあるが、推定係数は2を超えている。第2変数の推定係数は0.007とは符号条件を満た

しているが、有意ではない。第3変数の推定係数は0.1%で有意である。ただし、その係数値はOLSの場合よりも小さくなっている。第4変数の推定係数、つまり外部効果は0.1%で有意であり、その推定値は-1.145と防衛部門経済の成長が非防衛部門経済の成長に負のインパクトを与える。ただし有意ではない。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される δ_m は-0.009とOLSの場合よりも差は拡大しているが、生産要素の限界生産力は防衛部門経済の方が非防衛部門経済よりも低い。 \bar{R}^2 は0.9を超え、説明力は大きく改善した。 DW は2.456で、5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できない点はOLSの場合と変わらない。冷戦期の推定結果として説明力の高い推定式番号(4.2)を採択する。ここで従来の手法による推定結果を解釈しておく、第3変数、つまり対前期比防衛支出増加額の前期のGDPに対する比率 $\Delta M/Y_{-1}$ が1%上昇すると経済成長率は対前期比で1.183%、年率に換算して4.804%押し上げられ、防衛部門経済から非防衛部門経済への負の外部効果が存在し、弾性値は-1.145、つまり防衛部門経済が1%拡大するとき非防衛部門経済は1.145%、年率で4.660%縮小し、防衛部門経済の生産要素の限界生産力は非防衛部門経済のそれよりも低いということになる。冷戦期の1期前における防衛支出の対GDP比 M_{-1}/Y_{-1} は最小で0.730%、最大で1.132%である。第3変数の係数推定値、 $\Delta M/Y_{-1}$ および M_{-1}/Y_{-1} とから、防衛支出が1%上昇したときの経済成長率押し上げ効果が算出できる。それは最小で1.045%、最大で1.620%で、それぞれ年率換算で4.248%と6.641%ということになる。

次にポスト冷戦期の推定結果について見よう。まず推定式番号(4.3)に示されているOLSによる推定結果では第1変数、つまり非防衛部門経済の資本の限界生産力 a はOLSの場合と同じく符号条件を満たして0.1%で有意で、それは0.570であることが示されている。第2変数ともに符号条件を満たしているが、前者のみ有意である。さて、第3変数の推定係数は正であり、0.1%で有意である。このことは防衛支出拡大が経済成長率に正の影響を及ぼすことを表している。また、その推定係数値は冷戦期に比べて大きく低下している。外部効果を表す第4変数の推定係数は-0.384と負で、防衛部門経済の成長が非防衛部門経済の成長に与える負のインパクトは冷戦期と比較して小さくなっている。ただし有意ではない。VIFはやはり第3変数と第4変数で100を超えており、多重共線性発生を疑わざるをえない。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される δ_m は-0.025と冷戦期よりも差は拡大しているが、生産要素の限界生産力は防衛部門経済の方が非防衛部門経済よりも低いことには変わりはない。もっとも、 δ'_m がゼロとは有意には異ならない以上、両者の差はないと解釈される。 \bar{R}^2 は0.2をわずかに超える程度で説明力は低い。 DW は1.688で、5%水準では誤差項に1次の系列相関がないとは判断できない。PW法による推定結果は推定式番号(4.4)に示されている。第1変数は有意であるが冷戦期のPW法による推定結果と同じく2を超えている。第2変数は符号条件を満たさなくなり、しかも有意ではない。第3変数はその t 値が改善されてほぼ1.600まで上昇したが10%では有意ではない。第4変数はOLSの場合と同様に推定係数は負であるが有意ではない。第3変数の推定係数 δ'_m から算出される δ_m は-0.028とOLSの場合よりも差はわずかに拡大しているが、生産要素の限界生産力は防衛部門経済の方が非防衛部門経済よりも低いことには変わりはない。 \bar{R}^2 は0.788まで上昇して説明力が大きく改善した。 DW は2.109で、5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できるようになった。ポスト冷戦期の推定結果として推定式番号(4.4)を採択する。ここで従来の手法による推定結果を解釈しておく、防衛支出拡大が経済成長率を押し上げることはなく、したがって防衛部門経済の生産要素の限界生産力と非防衛部門経済のそれに差はなく、防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果も存在しないということになる。

表5 従来の手法による三部門モデルの推定結果

| 推定式番号 | 1980年II - 1991年IV (n=47) | | | 1992年I - 2010年I (n=73) | | |
|--|--------------------------|-----------|---------|------------------------|-----------|---------|
| 推定期間 | (4.5) | | | (4.7) | | |
| 推定方法 | OLS | | | OLS | | |
| 変数 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 | VIF |
| 定数項 | -0.137 | -5.071*** | | -0.099 | -2.920** | |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 0.603 | 5.820*** | 1.390 | 0.422 | 3.053** | 1.320 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.005 | 1.261 | 1.030 | 0.007 | 1.519 | 1.050 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | -10.491 | -4.096*** | 77.910 | -11.439 | -3.379*** | 85.300 |
| $\left(\frac{\Delta N}{N_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | 1.445 | 3.486*** | 73.930 | 1.774 | 3.132** | 76.780 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | 126.907 | 4.369*** | 174.710 | 48.010 | 1.100 | 261.110 |
| $\left(\frac{\Delta M}{M_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{Y_{-1}}\right)$ | -1.608 | -5.244*** | 158.210 | -0.656 | -1.404 | 239.980 |
| δ_n | | 0.087 | | | 0.080 | |
| δ_m | | -0.008 | | | -0.021 | |
| \bar{R}^2 | | 0.592 | | | 0.346 | |
| SE | | 0.033 | | | 0.032 | |
| DW | | 1.919 | | | 1.923 | |

(注) 表中の***, および**は推定係数がそれぞれ0.1%および1%で有意であることを表している。

次に従来の手法による三部門モデルの推定結果を表5で確認しておこう。冷戦期におけるOLSによる推定結果は推定式番号(4.5)に示されている。第2変数を除く5変数が0.1%で有意である。非防衛部門経済の資本の限界生産力 a は0.603である。第3変数の政府非防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta N/Y_{-1}$ の推定係数は負であり、このことは政府非防衛支出拡大が経済成長に負の影響を及ぼしていたことを意味する。第4変数である政府非防衛支出の対前期比増加率と前期における民間部門経済の規模の対GDP比との交差項 $(\Delta N/N_{-1})(P_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数は1.445であり、政府非防衛部門経済の1%の成長が民間部門経済を1.46%程度成長させていたことになる。さて、第5変数の防衛支出増加額の対前期GDP比 $\Delta M/Y_{-1}$ の推定係数は正であり、防衛支出拡大が経済成長率に正の影響を及ぼしていたことを表している。第6変数である防衛支出の対前期比増加率と前期における民間部門経済の規模の対GDP比との交差項 $(\Delta M/M_{-1})(P_{-1}/Y_{-1})$ の推定係数、つまり防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は負であり、その弾性値は-1.608である。 δ_n は0.087、 δ_m は-0.008であり、これらは政府非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門経済のそれを若干上回っていたこと、これに対して防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門経済のそれをわずかに下回っていたことがわかる。 \bar{R}^2 は0.592である。DWが1.919であることから5%水準で誤差項に1次の系列相関はないと判断できる。しかし、第3変数、第4変数、第5変数、そして第6変数のVIFが極めて高く、多重共線性の発生が疑われる。

ここで推定式番号 (4.5) から冷戦期の推定結果を解釈しておこう。まず第3変数と第4変数については、第3変数、つまり対前期比政府非防衛支出増加額の前期のGDPに対する比率 $\Delta N / Y_{-1}$ が1%上昇すると経済成長率は対前期比で0.105%、年率に換算して0.419%引き下げられ、政府非防衛部門経済から民間部門経済への正の外部効果が存在し、弾性値は1.445、つまり防衛部門経済が1%拡大するとき非防衛部門経済は1.445%、年率で5.906%拡大し、政府非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門経済のそれよりも高いということになる。冷戦期の1期前における政府非防衛支出の対GDP比 N_{-1} / Y_{-1} は最小で10.807%、最大で14.519%である。政府非防衛支出の1%上昇は最小で0.007%、最大で0.010%で、それぞれ年率換算で0.028%と0.039%経済成長率を引き下げたということになる。次に第5変数と第6変数についてみておこう。第5変数、つまり対前期比防衛支出増加額の前期のGDPに対する比率 $\Delta M / Y_{-1}$ が1%上昇すると経済成長率は対前期比で1.269%、年率に換算して4.804%押し上げられ、防衛部門経済から非防衛部門経済への負の外部効果が存在し、弾性値は-1.608、つまり防衛部門経済が1%拡大するとき非防衛部門経済は1.608%、年率で6.279%縮小し、防衛部門経済の生産要素の限界生産力は非防衛部門経済のそれよりも低いということになる。冷戦期の1期前における防衛支出の対GDP比 M_{-1} / Y_{-1} は最小で0.730%、最大で1.132%である。防衛支出が1%上昇したときの経済成長率押し上げ効果は最小で1.121%、最大で1.737%で、それぞれ年率換算で4.560%と7.133%ということになる。

次にポスト冷戦期の推定結果を見よう。それは表5の推定式番号 (4.6) に示されている。まず第1変数の推定係数は0.422と冷戦期に比べて低下した。第2変数は0.005と冷戦期の0.002よりはわずかに上昇したが有意ではない。第3変数は0.1%で有意で、その係数推定値は-11.439と政府非防衛支出拡大が経済成長に与える負のインパクトが冷戦期に比べてわずかではあるが大きくなった。第4変数、つまり非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は0.1%で有意な正の外部効果が存在することがわかる。しかもその弾性値は冷戦期よりも上昇し、1.774である。さて、第5変数は48.010と冷戦期に比べて大きく低下し、しかも有意にはゼロとは異ならない。このことはポスト冷戦期では防衛支出拡大が経済成長をもたらしていないことを意味する。防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す第6変数の係数推定値は-0.656と負であることには変わらないが冷戦期に比べると外部効果は小さくなっている。しかも有意ではなくなっている。 δ_n は0.080であり、冷戦期と同じく政府非防衛部門経済の生産要素の限界生産力が民間部門経済のそれを上回っている。これに対し δ_m は-0.021であるが、 δ_m が有意でないことから防衛部門経済と民間部門経済それぞれの生産要素の限界生産力に差はないと判断される。 \bar{R}^2 は0.346と冷戦期よりも説明力が低下している。 DW が1.923であることから5%水準で誤差項に1次の系列相関はないと判断できる。しかし、冷戦期と同じく第3変数、第4変数、第5変数および第6変数のVIFが極めて高く、多重共線性の発生が疑われる。

ここで推定式番号 (4.6) からポスト冷戦期の推定結果を解釈しておこう。まず第3変数と第4変数については、第3変数、つまり対前期比政府非防衛支出増加額の前期のGDPに対する比率 $\Delta N / Y_{-1}$ が1%上昇すると経済成長率は対前期比で0.114%、年率に換算して0.457%引き下げられ、政府非防衛部門経済から民間部門経済への正の外部効果が存在し、弾性値は1.774、つまり防衛部門経済が1%拡大するとき非防衛部門経済は1.774%、年率で7.289%拡大し、政府非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門経済のそれよりも高いということになる。ポスト冷戦期の1期前における政府非防衛支出の対GDP比 N_{-1} / Y_{-1} は最小で11.467%、最大で18.485%

である。政府非防衛支出の1%上昇は経済成長率を最小で0.006%、最大で0.010%で、それぞれ年率換算で0.025%と0.040%引き下げてきた。次に第5変数と第6変数についてみておこう。第5変数、つまり対前期比防衛支出増加額の前期のGDPに対する比率 $\Delta M / Y_{-1}$ が1%上昇すると経済成長率は対前期比で0.480%、年率に換算して1.934%押し上げられ、防衛部門経済から非防衛部門経済への負の外部効果が存在し、弾性値は-0.656、つまり防衛部門経済が1%拡大するとき非防衛部門経済は0.656%、年率で2.597%縮小し、防衛部門経済の生産要素の限界生産力は非防衛部門経済のそれよりも低いということになる。冷戦期の1期前における防衛支出の対GDP比 M_{-1} / Y_{-1} は最小で0.787%、最大で1.108%である。防衛支出が1%上昇したときの経済成長率押し上げ効果は最小で0.433%、最大で0.610%で、それぞれ年率換算で1.744%と2.463%ということになる。

表6 改善後における二部門モデルの推定結果

| 推定式番号 | (4.7) | | | (4.8) | | | (4.9) | | | (4.10) | | |
|--|--------------------------|-----------|-------|--------|------------|--|------------------------|-----------|-------|--------|------------|--|
| 推定期間 | 1980年II - 1991年IV (n=47) | | | | | | 1992年I - 2010年I (n=73) | | | | | |
| 推定方法 | OLS | | | PW | | | OLS | | | PW | | |
| 変数 | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 | | 推定係数 | t値 | VIF | 推定係数 | t値 | |
| 定数項 | -0.242 | -4.506*** | | -0.546 | -10.735*** | | -0.138 | -3.903*** | | -0.541 | -12.233*** | |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 1.014 | 5.437*** | 1.370 | 2.058 | 13.133*** | | 0.579 | 4.120*** | 1.120 | 2.179 | 15.916*** | |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.011 | 1.129 | 1.000 | 0.002 | 0.359 | | 0.007 | 1.401 | 1.030 | -0.002 | -0.778 | |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | -0.015 | -2.372* | 1.260 | -0.001 | -0.343 | | 0.000 | -0.058 | 1.160 | 0.013 | 6.549*** | |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{C_{-1}}{M_{-1}}\right)$ | -0.036 | -4.894*** | 1.120 | -0.021 | -4.848*** | | -0.005 | -0.847 | 1.100 | -0.004 | -1.099 | |
| δ_m | | 0.985 | | | 0.999 | | | 1.000 | | | 1.014 | |
| \bar{R}^2 | | 0.691 | | | 0.904 | | | 0.202 | | | 0.787 | |
| SE | | 0.038 | | | 0.029 | | | 0.035 | | | 0.025 | |
| DW | | 1.458 | | | 2.423 | | | 1.685 | | | 2.104 | |

(注) 表中の***, *は推定係数がそれぞれ0.1%および5%で有意であることを表している。

多重共線性の発生を抑制するための改善を行った二部門モデルの推定結果は表6に示されている。OLSによる推定結果を示す推定式番号(4.7)および(4.9)ではVIFが劇的に改善し、すべて多重共線性の発生がないと判断する際に基準とされる10未満に低下している。推定式番号(4.7)および(4.8)ではDWがそれぞれ1.458と2.423とともに5%水準では誤差項に1次の系列相関があるともないとも判断できないが、 \bar{R}^2 が0.9を超えてより説明力の高い(4.9)を採用する。第1変数および第2変数はともに改善前のPW法による推定結果とほぼ同じである。第3変数および第4変数は改善前に比べて係数推定値が大きく変化している。特に第3変数のそれは改善前には正であったが改善後には負に変わっている。もっとも、 δ'_m は別途推定しなければならない。第4変数の係数推定値、つまり防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は-0.021であり、(4.8)の-1.901、(4.9)の-1.145と比べて負のインパクトが大きく低下した。

ポスト冷戦期の二部門モデルの推定結果についても5%水準で誤差項に1次の系列相関がなしと判断され、説明力がより高いPW法による推定結果である推定式番号(4.10)を採用する。第

1変数および第2変数は改善前のPW法による推定結果を表している推定式番号(4.4)とほとんど変化がない。しかし、第3変数と第4変数についてはともに係数推定値の絶対値がやはり大きく低下している。しかも第3変数については0.1%で有意になった。防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は冷戦期と同じく負であるが、有意ではない。

図1 冷戦期の δ'_m とそのt値(二部門モデル)

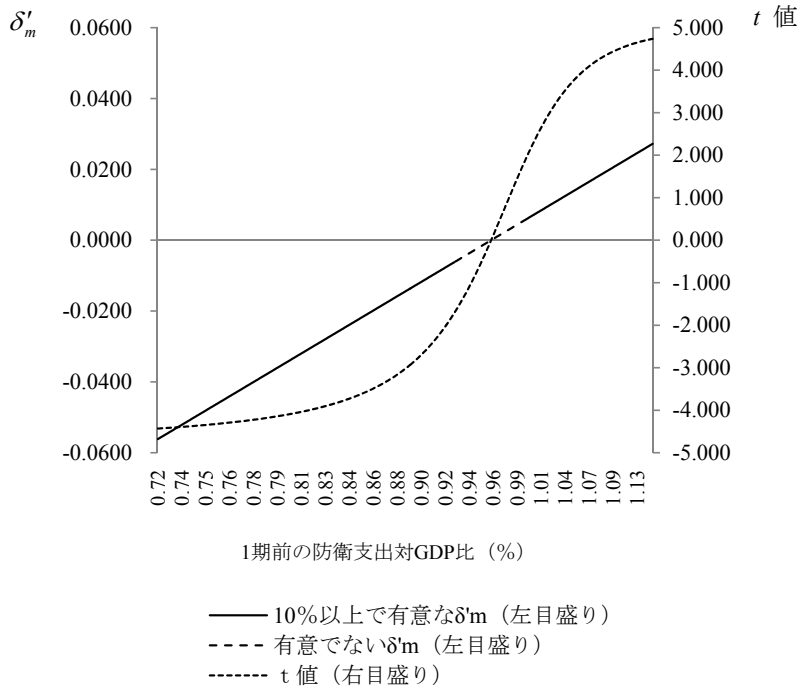
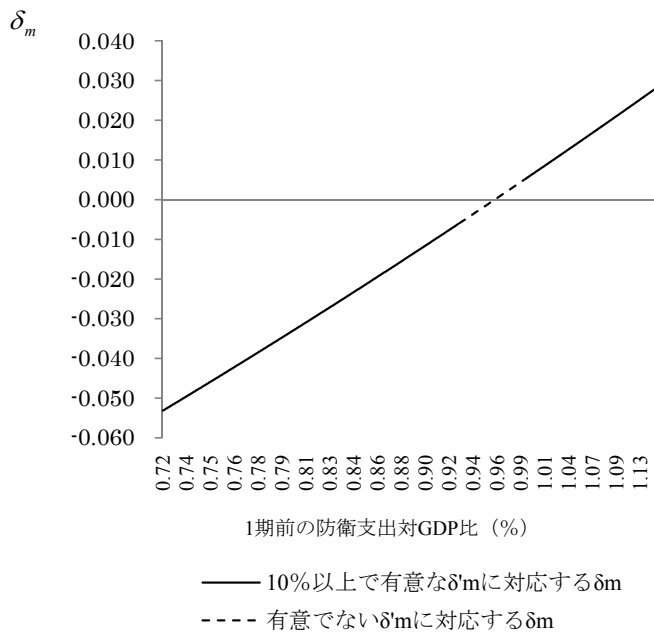


図2 冷戦期の δ_m (二部門モデル)



ここで冷戦期とポスト冷戦期の δ'_m とその t 値, そして δ_m を, 標準化された 1 期前における防衛支出に対する非防衛支出の比率 C_{-1}/M_{-1} を 0.01 を間隔とする離散変数として作成し直し, それらに対応させて算出しておこう¹. 冷戦期における δ'_m とその t 値は図 1 に示されている. 図 1 では同比率から 1 期前における防衛支出の対 GDP 比 M_{-1}/Y_{-1} を作成してそれを横軸にとっている. 冷戦期の前期における防衛支出の対 GDP 比は 0.72% 以上 1.15% 以下の範囲をとる. 同比率がこの範囲にあるとき, δ'_m は - 0.0562 以上 0.0272 以下の値をとるが, δ'_m が 10% 水準以上で有意にゼロと異なるのは同比率が 0.72% 以上 0.93% 以下のときと 0.99% 以上 1.15% 以下のときであり, 前者のとき δ'_m は - 0.0562 以上 - 0.0062 以下を, 後者のときには 0.0051 以上 0.0272 以下をとる. この有意な δ'_m は図中の実線部分で表されている. また同比率が上記範囲以外のときは δ'_m は 10% 水準でも有意にはゼロと異ならない. この有意でない δ'_m は図 1 のグラフでは破線で表されている. これらのことは, 日本政府が防衛支出を拡大させることによって経済成長を押し上げようとするれば四半期データで見た防衛支出の対 GDP 比を 0.99% 以上で維持しなければならなかったことを意味する. 説明変数の $\Delta M/Y_{-1}$ は標準化されているので, 1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.72% 以上 0.93% 以下の範囲にあるときには $\Delta M/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が引き下げられ, 同比率が 0.99% 以上 1.15% 以下のときは $\Delta M/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ押し上げられることを意味する. 冷戦期における $\Delta M/Y_{-1}$ の標準偏差は 0.0014284 である². この標準偏差と期間中に δ'_m が有意となる 1 期前の防衛支出の対 GDP 比から防衛支出の 1% 上昇による経済成長率押し上げ効果を求めることが可能である. 1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.72% 以上 0.93% 以下のとき, 防衛支出の 1% 上昇は経済成長率を - 0.284% 以上 - 0.040% 以下 (平均 - 0.172%), 年率換算すると - 1.131% 以上 - 0.161% 以下 (平均 - 0.687%) だけ引下げ, $\Delta M/Y_{-1}$ が 0.99% 以上 1.15% 以下のとき, 防衛支出の 1% 上昇は経済成長率を 0.035% 以上 0.218% (平均 0.122%), 年率換算にして 0.141% 以上 0.875% 以下 (平均 0.490%) だけ押し上げていたことがわかる. さらに冷戦期における δ_m が図 2 に示されている. グラフの実線の部分と破線の部分は図 1 の δ'_m のグラフの有意水準に対応しており, やはり 1 期前における防衛支出の対 GDP 比が 0.72% 以上 0.93% 以下のとき δ_m は - 0.0532 以上 - 0.0062 以下の範囲をとって防衛部門経済の生産要素の限界生産力が算出された δ_m の値だけ非防衛部門経済のそれを下回り, 同比率が 0.99% 以上 1.15% 以下のとき δ_m は 0.0051 以上 0.0280 以下の範囲をとって防衛部門経済の生産要素の限界生産力が算出された δ_m の値だけ非防衛部門経済のそれを上回っていたのである.

¹ 交差項の推定については Ai and Edward (2003), Norton et al. (2004), Brambor et al. (2006), 安藤 (2015, 2016) などを参照.

² 表 2 の記述統計と異なるのはそれが小数点第 3 位までしか示されていないからである.

図3 ポスト冷戦期の δ'_m とその t 値 (二部門モデル)

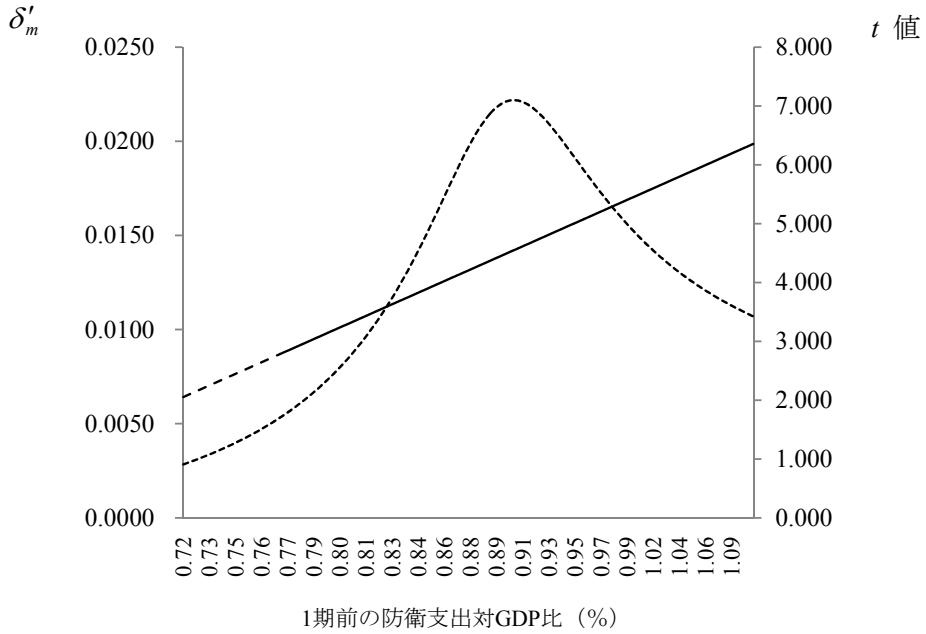
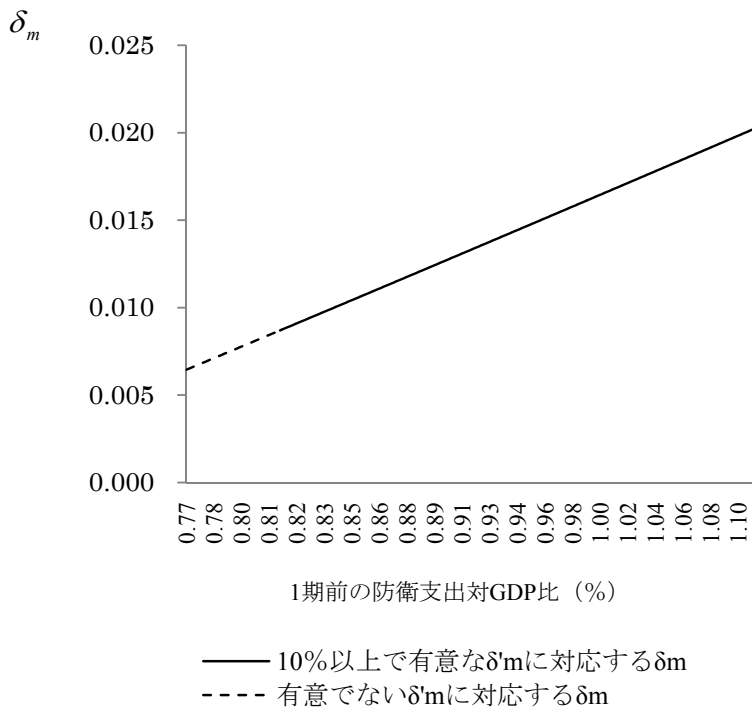


図4 ポスト冷戦期の δ_m (二部門モデル)



次にポスト冷戦期における δ'_m とその t 値, そして δ_m を同様の手法で算出しておこう. ポスト冷戦期における δ'_m とその t 値は図 2 に示されている. ポスト冷戦期では前期における防衛支出の対 GDP 比は 0.77% 以上 1.12% 以下の範囲をとる. 同比率がこの範囲にあるとき, δ'_m は 0.0064 以上 0.0199 以下の値をとるが, δ'_m が 10% 水準以上で有意にゼロと異なるのは同比率が 0.81% 以上 1.12% 以下のときであり, このとき δ'_m は 0.0087 以上 0.0199 以下をとる. また同比率が上記範囲以外のときは δ'_m は 10% 水準でも有意にはゼロと異なる. これらのことは, 日本政府が防衛支出を拡大させることによって経済成長を押し上げようとすれば四半期データで見た防衛支出の対 GDP 比を 0.81% 以上 (少なくとも) 1.12% 以下で維持しなければならないことを意味する. 説明変数の $\Delta M/Y_{-1}$ は標準化されているので, 1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.81% 以上 1.12% 以下の範囲にあるときには $\Delta M/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する. 冷戦期における $\Delta M/Y_{-1}$ の標準偏差は 0.0013839 である. 1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.81% 以上 1.12% 以下のとき, 防衛支出の 1% 上昇は経済成長率を 0.051% 以上 0.161% (平均 0.100%), 年率換算にして 0.203% 以上 0.644% 以下 (平均 0.400%) だけ押し上げることがわかる. さらに冷戦期における δ_m が図 4 に示されている. グラフの実線の部分と破線の部分は図 1 の δ'_m のグラフの有意水準に対応しており, やはり 1 期前における防衛支出の対 GDP 比が 0.81% 以上 1.12% 以下のとき δ_m は 0.0087 以上 0.0202 以下の範囲をとって防衛部門経済の生産要素の限界生産力が算出された δ_m の値だけ非防衛部門経済のそれを上回るのである.

表 7 改善後における三部門モデルの推定結果

| 推定期間 | 1980 年 II - 1991 年 IV (n=47) | | | 1992 年 I - 2010 年 I (n=73) | | |
|--|------------------------------|-----------|-------|----------------------------|----------|-------|
| 推定式番号 | (4.13) | | | (4.15) | | |
| 推定方法 | OLS | | | OLS | | |
| 変数 | 推定係数 | t 値 | VIF | 推定係数 | t 値 | VIF |
| 定数項 | -0.144 | -5.522*** | | -0.105 | -3.181** | |
| $\frac{I}{Y_{-1}}$ | 0.614 | 6.129*** | 1.320 | 0.429 | 3.220** | 1.260 |
| $\frac{\Delta L}{L_{-1}}$ | 0.005 | 1.315 | 1.030 | 0.007 | 1.535 | 1.050 |
| $\frac{\Delta N}{Y_{-1}}$ | -0.022 | -3.412*** | 4.560 | -0.019 | -2.045* | 6.440 |
| $\left(\frac{\Delta N}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{N_{-1}}\right)$ | 0.014 | 3.969*** | 1.240 | 0.013 | 3.523*** | 1.280 |
| $\frac{\Delta M}{Y_{-1}}$ | -0.026 | -4.044*** | 4.490 | -0.016 | -1.764 † | 6.070 |
| $\left(\frac{\Delta M}{Y_{-1}}\right)\left(\frac{P_{-1}}{M_{-1}}\right)$ | -0.020 | -4.852*** | 1.160 | -0.006 | -1.172 | 1.180 |
| δ_n | | 0.978 | | | 0.981 | |
| δ_m | | 0.975 | | | 0.984 | |
| \bar{R}^2 | | 0.597 | | | 0.363 | |
| SE | | 0.033 | | | 0.031 | |
| DW | | 1.941 | | | 1.955 | |

(注) 表中の***, **, * および † は推定係数がそれぞれ 0.1%, 1%, 5% および 10% で有意であることを表している.

多重共線性の発生を抑制するための改善を行った三部門モデルの推定結果は表7に示されている。OLSによる推定結果を示す推定式番号(4.11)および(4.12)では二部門モデルの場合と同様にVIFが大きく改善し、すべての変数について多重共線性の発生なしと判断する際に基準とされる10未満に低下している。

冷戦期の推定結果は表7の推定式番号(4.11)に示されている。第3変数を除く5つの説明変数すべてが0.1%で有意である。第1変数と第2変数の係数推定値とt値は推定式番号(4.5)とほとんど変化がないが、第3変数、第4変数、第5変数および第6変数の係数推定値の絶対値が大きく低下している。政府非防衛部門経済から民間部門経済へは正の外部効果が存在し、その弾性値は改善前が1.445であったのに対して改善後は0.014に、また、防衛部門経済から民間部門経済へは負の外部効果が存在し、その弾性値は改善前は-1.608であったのが改善後には-0.020にまで、それぞれ大きく変化していることがわかる。第5変数の係数推定値は正から負に符号が変化している。 \bar{R}^2 は改善後もほぼ0.6のままである。DWは5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できる。

ポスト冷戦期の推定結果は表7の推定式番号(4.12)に示されている。やはり第1変数と第2変数の係数推定値とt値は推定式番号(4.6)とほとんど変化がないが、第3変数、第4変数、第5変数および第6変数の係数推定値の絶対値は劇的に小さくなっている。民間部門経済の資本の限界生産力 α を表す第1変数の係数推定値は冷戦期の0.614から0.429まで低下している。第4変数の係数推定値、つまり政府非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は負であり、その負のインパクトは冷戦期のそれとほぼ同じである。第6変数の係数推定値、すなわち防衛部門経済から民間部門経済への外部効果も負であり、改善前の-0.656から-0.006まで低下したが、有意ではない。 \bar{R}^2 は0.363で、改善前よりも説明力が低下している。DWは5%水準で誤差項に1次の系列相関なしと判断できる。

図5 冷戦期の δ'_n とそのt値(三部門モデル)

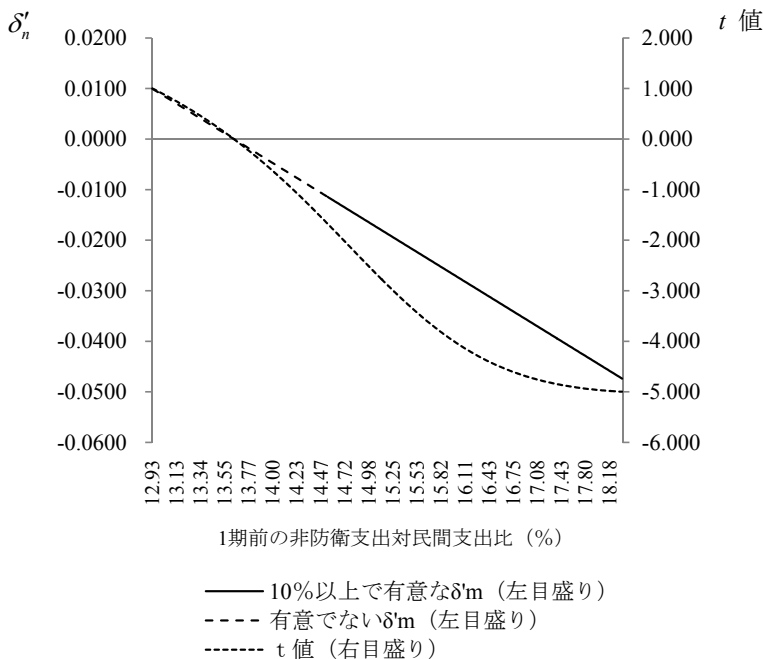
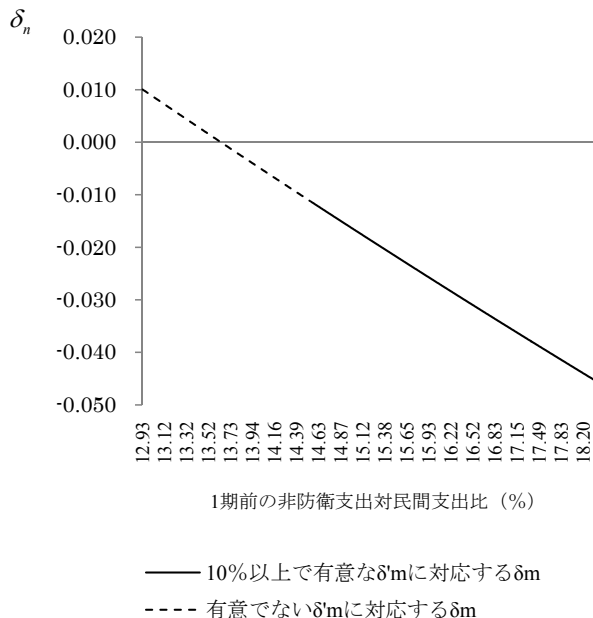


図6 冷戦期の δ_n (三部門モデル)



冷戦期の三部門モデルの推定結果としては (4.11) を採択する。そこから得られた δ'_n とその t 値は図5に示されている。冷戦期における1期前の政府非防衛支出の対民間支出比は12.93%以上18.38%以下であった。 δ'_n が10%以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が14.54%以上18.38%以下のときであり、このとき δ'_n は -0.0047 以上 -0.0011 以下の範囲をとり、1期前の政府非防衛支出の対民間支出比の上昇とともに低下する。説明変数の $\Delta N/Y_{-1}$ は標準化されているので、政府非防衛支出の対民間支出比が14.54%以上18.38%以下であるときには $\Delta N/Y_{-1}$ が1標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_n の値だけ経済成長率が押し上げられる。冷戦期における $\Delta N/Y_{-1}$ の標準偏差は0.0112272である。期間中に δ'_n が有意となる1期前の政府非防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、この標準偏差と実際の1期前の政府非防衛支出の対GDP比を用いれば、政府非防衛支出の1%上昇による経済成長率押し上げ効果が算出できる。冷戦期において日本政府は政府非防衛支出を1%拡大させることで最小で0.135%、最大で0.642%、年率に換算すれば最小で0.539%、最大で2.541%その経済成長率を引き下げていることがわかる³。つまり、日本政府は1期前における政府非防衛支出の対民間支出比を14.54%以上18.38%以下の範囲で維持すれば政府非防衛支出拡大が経済成長率を押し上げるという効果を得ていたことになる。 δ'_n から得られた δ_n のグラフは図6に示されている。 δ_n は0.0012以上0.0026以下の範囲をとるが、有意な δ'_n に対応する δ_n の最小値は1期前における政府非防衛支出の対民間支出比が14.54%のときの -0.0113 、最大値は同比率が18.38%のときの -0.0452 であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ下回っていたことになる。

³ 三部門モデルでは二部門モデルとは異なり、1期前の非防衛政府支出の対民間支出比からその各値に対応する1期前の非防衛政府支出の対GDP比を計算することはできない。そのため、推定に用いたデータから実際の1期前の非防衛政府支出の対GDP比を算出し、それらを用いて実際に日本が得ていた経済成長率への押し上げ効果を算出している。これは冷戦期における防衛支出1%の経済成長率への押し上げ効果の算出、およびポスト冷戦期における防衛支出と非防衛政府支出の同効果の算出についても同様である。

図7 冷戦期の δ'_m とその t 値 (三部門モデル)

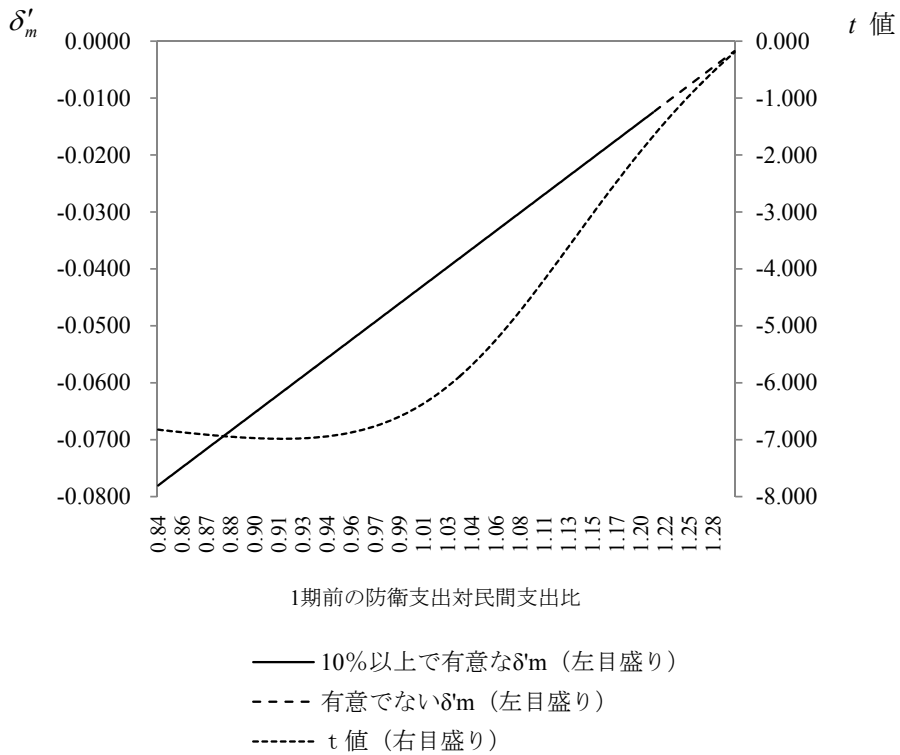
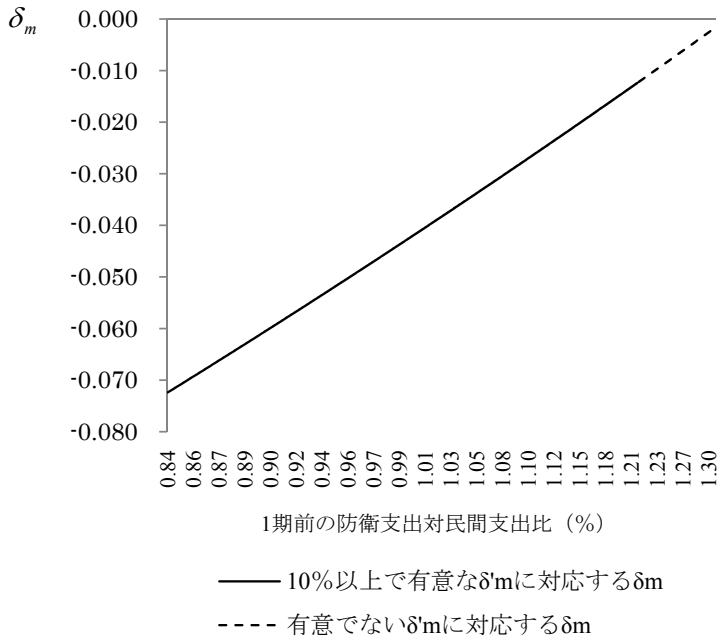


図8 冷戦期の δ_m (三部門モデル)



冷戦期の三部門モデルの推定結果 (4.11) から得られた δ'_m とその t 値は図7に示されている。冷戦期における1期前の防衛支出の対民間支出比は0.84%以上1.31%以下であった。 δ'_m が10%以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が0.84%以上1.21%以下のときであり、このとき δ'_m は - 0.0125 以上 - 0.0780 以下の範囲をとり、1期前の防衛支出の対民間支出比の上昇とともに上昇する。したがって、防衛支出の対民間支出比が0.84%以上1.21%以下であるとき、 $\Delta M / Y_{-1}$ が1標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。期間中に δ'_m が有意となる1期前の防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、 $\Delta M / Y_{-1}$ の標準偏差と実際の1期前の防衛支出の対GDP比を用いることにより、日本経済が得ていた防衛支出1%拡大による実際の経済成長率押し上げ効果は最小で - 0.092%、最大で - 0.363%、年率に換算すれば最小で - 0.366%、最大で - 1.445%で、防衛支出拡大が経済成長率を引き下げていたことがわかる。 δ'_m から得られた δ_m のグラフは図8に示されている。 δ_m は0.0002以上0.0013以下の範囲をとるが、有意な δ'_m に対応する δ_m の最小値は1期前における防衛支出の対民間支出比が0.84%のときの - 0.0720、最大値は同比率が1.21%のときの - 0.0124であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ下回っていたことになる。

次にポスト冷戦期の推定結果を見よう。OLSによる推定結果は表7の推定式番号(4.12)に示されている。第1変数と第2変数の係数推定値と t 値は従来の手法による推定結果(4.6)とほぼ変化がない。第1変数の係数推定値は民間部門経済の資本の限界生産力 α を表すが、それは0.429であり、冷戦期よりも低下している。第3変数および第5変数の係数推定値はそれぞれ正と負であり、前者だけでなく後者も有意になった。政府の非防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す第4変数の係数推定値は有意であり、冷戦期とほぼ同じ0.013である。防衛部門経済から民間部門経済への外部効果を表す第6変数の係数推定値は冷戦期と同じく負であるが、その絶対値は低下し、しかも有意ではない。つまり、防衛部門経済から民間部門経済への外部効果はなかったことになる。 \bar{R}^2 は0.363であり、説明力は高くない。 DW が1.955なので5%水準で誤差項に1次の系列相関がないと判断できる。

図9 ポスト冷戦期の δ'_n とその t 値 (三部門モデル)

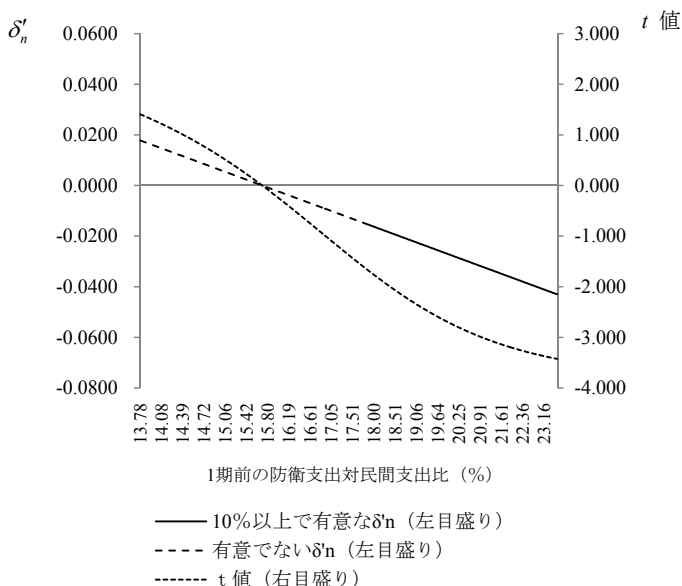
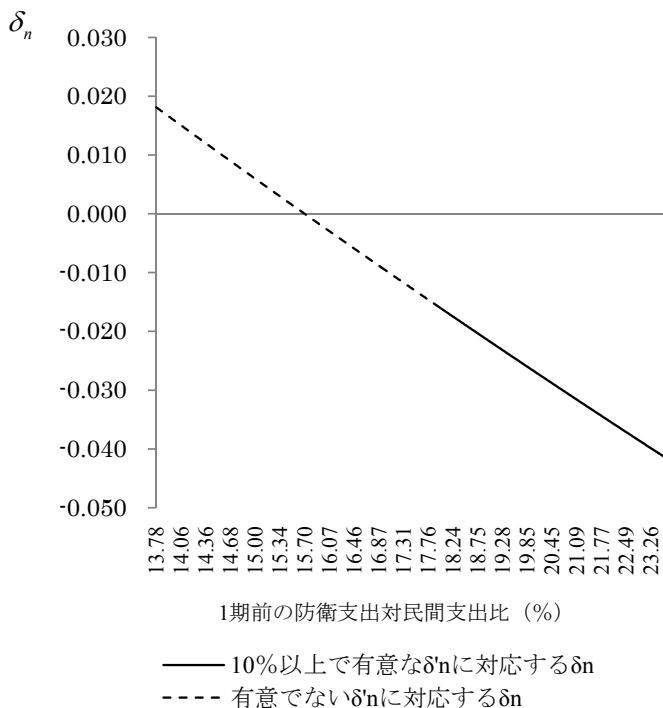


図 10 ポスト冷戦期の δ_n (三部門モデル)

ポスト冷戦期の三部門モデルの推定結果としては (4.12) を採択する。そこから得られた δ'_n とその t 値は図 9 に示されている。冷戦期における 1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比は 13.78% 以上 23.67% 以下であった。 δ'_n が 10% 以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が 17.87% 以上 23.67% 以下のときであり、このとき δ'_n は -0.0043 以上 -0.0155 以下の範囲をとり、1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比の上昇とともに低下する。したがって、政府非防衛支出の対民間支出比が 17.87% 以上 23.67% 以下であるときには $\Delta N/Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_n の値だけ経済成長率が押し上げられる。冷戦期における $\Delta N/Y_{-1}$ の標準偏差は 0.0112272 である。期間中に δ'_n が有意となる 1 期前の政府非防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、この標準偏差と実際の 1 期前の政府非防衛支出の対 GDP 比を用いれば、政府非防衛支出の 1% 上昇による経済成長率押し上げ効果が算出できる。冷戦期において日本政府は政府非防衛支出を 1% 拡大させることで最小で 0.233%、最大で 0.764%、年率に換算すれば最小で 0.928%、最大で 3.021% その経済成長率を引き下げていることがわかる。 δ'_n から得られた δ_n のグラフは図 10 に示されている。 δ_n は 0.0012 以上 0.0026 以下の範囲をとるが、有意な δ'_n に対応する δ_n の最小値は 1 期前における政府非防衛支出の対民間支出比が 17.87% のときの -0.0113 、最大値は同比率が 23.67% のときの -0.0452 であり、このとき政府の非防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ下回っていたことになる。

図 11 ポスト冷戦期の δ'_m とその t 値 (三部門モデル)

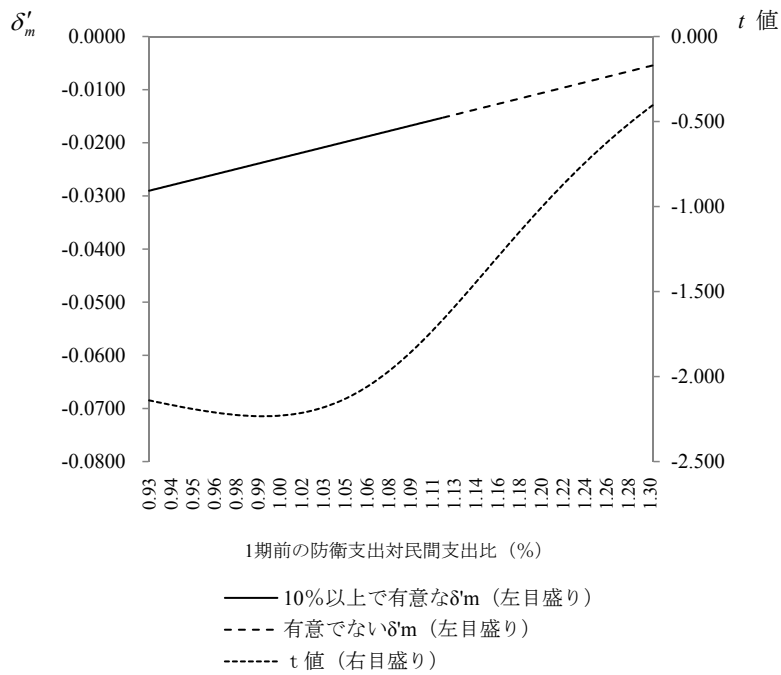
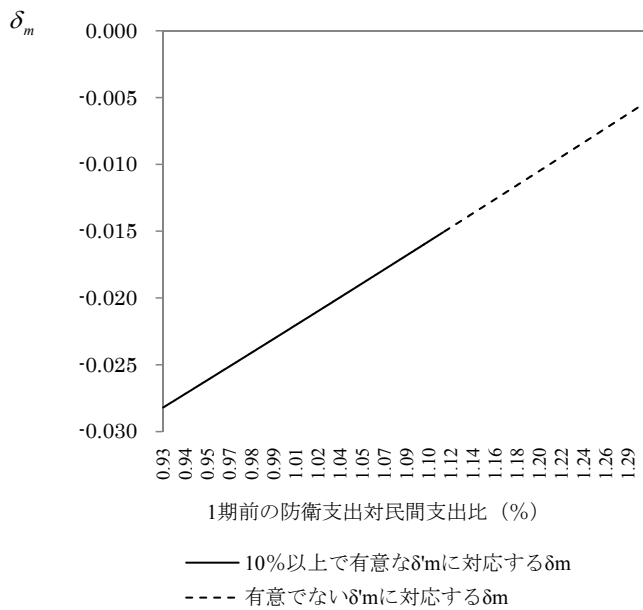


図 12 ポスト冷戦期の δ_m (三部門モデル)



ポスト冷戦期の三部門モデルの推定結果 (4.12) から得られた δ'_m とその t 値は図 11 に示されている。冷戦期における 1 期前の防衛支出の対民間支出比は 0.93% 以上 1.31% 以下であった。 δ'_m が 10% 以上の水準で有意にゼロと異なるのは同比率が 0.93% 以上 1.12% 以下のときであり、このとき δ'_m は -0.0290 以上 -0.0153 以下の範囲をとり、1 期前の防衛支出の対民間支出比の上昇とともに上昇する。したがって、防衛支出の対民間支出比が 0.93% 以上 1.31% 以下であるとき、 $\Delta M / Y_{-1}$ が 1 標準偏差だけ上昇するとこの有意な δ'_m の値だけ経済成長率が押し上げられることを意味する。期間中に δ'_m が有意となる 1 期前の防衛支出の対民間支出比を上記範囲に限定し、 $\Delta M / Y_{-1}$ の標準偏差と実際の 1 期前の防衛支出の対 GDP 比を用いることにより、日本経済が得ていた防衛支出 1% 拡大による実際の経済成長率押し上げ効果は最小で -0.099% 、最大で -0.159% 、年率に換算すれば最小で -0.395% 、最大で -0.634% で、防衛支出拡大が経済成長率を引き下げていたことがわかる。 δ'_m から得られた δ_m のグラフは図 12 に示されている。 δ_m は -0.0282 以上 -0.0054 以下の範囲をとるが、有意な δ'_m に対応する δ_m の最小値は 1 期前における防衛支出の対民間支出比が 0.93% のときの -0.0282 、最大値は同比率が 1.12% のときの -0.0151 であり、このとき政府の防衛部門経済の生産要素の限界生産力は民間部門のそれを各値だけ下回っていたことになる。

5. 結論

本論文では日本の 1980 年以降の四半期データを用い、Feder-Ram モデルを推定して防衛部門経済の外部効果と、その推定結果から得られる防衛支出 1% の拡大が経済成長にもたらす効果を実証的に考察した。

まず改善された二部門モデルの推定結果をまとめておこう。冷戦期では防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果が存在し、前者の 1% 拡大は後者を 0.021%、年率に換算して 0.084% 縮小させていたことが明らかにされた。また、1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.72% 以上 0.93% 以下のとき、防衛支出の 1% 拡大は経済成長率を 0.284% 以上 0.040% 以下 (平均 0.172%)、年率換算すると 1.131% 以上 0.161% 以下 (平均 0.687%) だけ引下げ、1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.99% 以上 1.15% 以下のとき、防衛支出の 1% 拡大は経済成長率を 0.035% 以上 0.218% (平均 0.122%)、年率換算にして 0.141% 以上 0.875% 以下 (平均 0.490%) だけ押し上げていたことが明らかにされた。ポスト冷戦期では防衛部門経済から非防衛部門経済への外部効果は存在しないが、1 期前の防衛支出の対 GDP 比が 0.81% 以上 1.12% 以下のとき、防衛支出の 1% 上昇は経済成長率を 0.051% 以上 0.161% (平均 0.100%)、年率換算にして 0.203% 以上 0.644% 以下 (平均 0.400%) だけ押し上げることも明らかにされた。

次に改善された三部門モデルの推定結果をまとめておこう。冷戦期では防衛部門経済から民間部門経済への負の外部効果が存在し、前者の拡大は後者を 0.020%、年率換算で 0.080% 縮小させていたことが明らかにされた。1 期前の防衛支出の対民間支出比が 0.84% 以上 1.21% 以下のとき、防衛支出の 1% 拡大は経済成長率を最小で 0.092%、最大で 0.363%、年率に換算すれば最小で 0.366%、最大で 1.445% だけ経済成長率を引き下げていたことが明らかにされた。ポスト冷戦期では防衛部門経済から民間部門経済への外部効果は存在しないが、1 期前の防衛支出の対民間支出比が 0.93% 以上 1.12% 以下のとき、防衛支出の 1% 拡大は経済成長率を最小で 0.099%、最大で 0.159%、年率に換算すれば最小で 0.395%、最大で 0.634% 経済成長率を引き下げていたことも明らかにされた。

ただし、防衛部門経済から非防衛部門経済もしくは民間部門経済への外部効果が需要効果、供給効果、安全保障効果のいずれかもしくはその任意の組み合わせなのかは明確ではない。防衛支出の経済効果は上でも述べたように研究開発の成果がタイムラグをともなって民生部門にスピーン・オフすることも考えられる。その意味では Dunne, Smith and Willenbockel (2005) や Heo (2010) が主張するように拡張版 Solow モデルを推定する方が望ましいかもしれないが、この推定については今後の課題としたい。

参考文献

- Ai, C. and Edward, C. N. (2003) "Interaction Terms in Logit and Probit Models," *Economics Letters*, Vol. 80, No. 1, pp. 123-129.
- 安藤潤 (1998a) 「日本における防衛部門経済の外部性効果」『早稲田経済学研究』第 46 号, pp.1-13.
- 安藤潤 (1998b) 「日本における防衛部門経済の外部性効果に関するより詳細な分析」『早稲田経済学研究』第 47 号, pp.1-13.
- 安藤潤 (1999) 「クリントン政権下の財政政策: 米国経済は「平和の配当」を享受してきたのか」『昭和大学教養部紀要』第 30 卷, pp.1-8.
- 安藤潤 (2002) 「日本の経済成長と日米安全保障条約に関する一考察～米国軍事支出からのスピン・インに関する externality effect の実証分析」諏訪貞夫教授古希記念論文集刊行委員会編『諏訪貞夫教授古希記念論文集 日本経済の新たな進路—実証分析による解明—』, 文眞堂, pp.215-228.
- 安藤潤 (2015) 「米国における防衛部門経済産出高とマクロ経済成長——Feder モデルの推定とその改善」『新潟国際情報大学国際学部紀要』創刊準備号, pp. 179-188.
- 安藤潤 (2016) 「米国における防衛部門経済の外部効果——四半期データを用いた冷戦期とポスト冷戦期の比較研究」『新潟国際情報大学国際学部紀要』創刊号, pp. 15-38.
- Ando, J. (2000) "A Study on the 'Peace Dividend' under the Clinton's Administration," In Suwa, S. (ed.) *Current Issues in Economic Policy*, Tokyo: Institute for Research in Contemporary Political and Economic Affairs, Waseda University, pp. 121-131.
- Brambor, T., William, C. and Golder, M. (2006) "Understanding Interaction Models: Improving Empirical Analysis," *Political Analysis*, Vol. 14, No. 1, pp. 63-82.
- Dunne, J. P., Smith, R. P., and Willenbockel, D. (2005) "Models of Military Expenditure and Growth: A Critical Review," *Defence and Peace Economics*, 16 (6) , pp. 449-461, DOI: 10.1080/1024269500167791.
- Heo, U. (1997) "The Political Economy of Defense Spending in South Korea," *Journal of Peace Research*, Vol. 34, No. 1, pp. 483-490.
- Heo, U. (2010) "The Relationship between Defense Spending and Economic Growth in the United States," *Political Research Quarterly*, Vol. 63, No. 4, pp. 760-770.
- Huang, C. and Mintz, A. (1991) "Defence Expenditures and Economic Growth: The Externality Effect," *Defence Economics*, Vol. 3, pp. 35-40.
- Norton, E. C., Hua, W., and Ai, C. (2004) "Computing Interaction Effects and Standard Errors in Logit and Probit Models," *Stata Journal*, Vol. 4, No. 2, pp. 154-167.
- 西川俊作 (1984) 「防衛支出は拡大すべきか」日本平和学会編集委員会編『平和学の数量的方法』

早稲田大学出版会, pp. 125-147.

謝辞

本研究は2015年度新潟国際情報大学国際学部共同研究費により実現しました。記して感謝します。

共同研究成果報告

「独立自尊」と「他者感覚」の伝承 ——福沢諭吉と丸山眞男の「思想共働」の予備考察——

*The Succession of "Independence and Self-respect" and "Other-Consciousness"
——A Preliminary Examination of the "Thoughts' Interaction" between Fukuzawa and Maruyama——*

區 建 英*

抄 録

本稿は、福沢諭吉の「独立自尊」と「他者感覚」に対する丸山眞男の継承を研究するための予備考察として、この二つの概念に関する福沢の思考を解明する。20世紀中頃、日本がアジア諸国に対する侵略戦争を展開した時、丸山眞男が知識人の中の少数な抵抗者として、福沢諭吉の「独立自尊」思想を継承し、それを日本国民の精神革命の重大な課題とした。しかしその時、「他者感覚」の問題を意識しなかった。戦後、丸山はファシズムに対する全面的な歴史的検討によって、「他者感覚」が欠けている場合はファシズムが発生する恐れがあると認識した。後に、現代大衆社会に対する研究を深めていくうちに、さらに「独立自尊」精神を樹立するためにも「他者感覚」を欠いてはならないということに気が付いた。この時に至って、彼は「独立自尊」と「他者感覚」との相関性の思想の源流を、新たに福沢の思想の中から見出した。丸山と福沢との思想の「共働」には深い意味がある。

キーワード：独立自尊、他者感覚、福沢諭吉、丸山眞男、天理

はじめに

20世紀中頃、日本が日中戦争さらに太平洋戦争に突入した時代に、人々の精神が窒息するほど抑圧されていた状況の中で、丸山眞男（1914-1996）は「独立自尊」精神を樹立する重要性を説きはじめ、これをもって日本国民の精神革命の重大な課題とした。彼が提唱する「独立自尊」は福沢諭吉（1834-1901）の思想系譜から継承したものである。その時、丸山は主に国民の「独立自尊」精神の樹立を重視していたが、「他者感覚」に関する意識を示さなかった。戦後になってから彼は、20世紀30年代のファシズムの発展状況を顧みる時、「他者感覚」の重要性を論じはじめ、「他者感覚」が欠けている場合は知らず知らずの内にファシズムへ発展していく恐れがあると指摘した。これは、ユダヤ人を迫害した時のドイツ国民の意識を分析することによって気が付いた重大な問題である。しかし戦後初期のその頃、彼は未だ「他者感覚」を「独立自尊」と結びつけて考えていなかった。後に、彼は戦後日本社会の思想状況の推移を観察し、独立精神が形成し難い現代社会の問題を分析することによって、60年代後半から、「他者感覚」と「独立自尊」とは不可分の関係にあると明確に指摘するようになった。丸山はこの二つの精神を唱える時、同じく福沢諭吉の思想に源を求めたのである。これは、彼が戦後次第に形成してきた重大な新しい

* OU Jianying [国際文化学科]

認識であり、また日本近代思想の継承関係における重要な系譜の一つであると言えよう。

丸山眞男においては、「独立自尊」への認識と「他者感覚」への認識が同時に生まれたのではない。しかし、彼の思想変化の過程は、福沢諭吉の思想の中にこの両者が同時に存在していたことを逆

に証明している。これは、二人のそれぞれの教養背景における差異とも関係があるかも知れない。丸山の受けた文化教養は、主に西洋文明の教育によるものであるが、福沢の受けた文化教養は、西洋文明の要素ばかりでなく、東アジアの儒学要素も含まれている。「独立自尊」と「他者感覚」が丸山と福沢における「共働」を研究することによって、西欧思想と東アジアの思想との共働を見ることもできる。本稿は、「独立自尊」と「他者感覚」に対する丸山眞男の認識と継承を理解する予備研究として、まず福沢諭吉の思想における「独立自尊」と「他者感覚」を考察する。

一、福沢の教養背景と思想

福沢諭吉は『文明論之概略』「緒言」で次のように述べている。幕末維新の洋学者は、「二十年以前は純然たる日本の文明に浴し、啻に其事を聞見したるのみに非ず、現に其事に當て其事を行ふたる者なれば、既往を論ずるに憶測推量の曖昧に陥ること少なくして、直に自己の経験を以て之を西洋の文明に照らすの便利あり」。福澤は、これを「学者の僥倖」とし、この世代の洋学者の経歴を、「恰も一身にして二生を経るが如く一人にして両身あるが如し」と譬えた。¹ こうした二つの時代の深い経歴は、福沢の思想の在り方を決めている。

日本において、福沢は「独立自尊」の首唱者としてよく知られているが、彼の思想における「他者感覚」に注目する人はほとんどいなかった。これは、福沢の当時の思想表現の仕方と関係あるかもしれない。しかし、当時の「欧化」の時代的雰囲気とも関係があるであろう。「欧化」思潮の中で、多数の日本人の思惟傾向は、「一身にして二生を経る」知識人とはかなり落差がある。渡辺浩氏の考察によると、

江戸時代後期から明治前半の日本、即ち儒学的教養が最も浸透した時期の日本の知識人の眼に、同時代の西洋は、儒学の最も基本的な価値である「仁」や「公」を実現したものと映ることが、実は往々あったようである。

彼らには、「『西化』としての『民主』化こそが、儒学の教えの実現にほかならない、という見解である」。日本近代化の過程において、儒学の一部の価値が往々にして西洋思想の言葉や概念によって表現されていた。

そのことによってその後、儒学的諸理念は西洋思想にいわば吸収されていき、相対的には速やかに独自の体系としての思想的生命を失っていった。即ち、少なくとも日本では、儒学は西洋に発した「近代」を導き入れる先導役を果たし、しかも、そうしていわば自殺した——そのような一面が多分あったのである。²

したがって、人々は「欧化」にばかり注目し、儒学の要素を見失い、あるいは斥けるのも無理

¹ 福沢諭吉『文明論之概略』、『福澤諭吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、5頁。

² 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年、196-197、194、209頁。

はなかった。しかしこのため、一部の重要な思想要素については見れども見えず、という状況も発生したのであろう。こうした歴史文化的な状況に鑑み、ここではまず、福沢の教養背景に含まれていた文化要素を考察しておく必要がある。

福沢諭吉を日本の洋学の第一人者として考える時、彼が持っていた儒学の深い教養を見失ってはならない。福沢の自叙によると、彼の父親は真の儒学者であり、修身に真面目であった。彼自身も少年時代に白石照山という儒学者の塾で4～5年儒学の経書を学び、論語・孟子などの学習や経義の研究を重視し、同時に蒙求、世説、左伝、戦国策、老子、荘子ないし多くの歴史書を勉強した。彼は自分の儒学教養にかなり自負していた。また、福沢家の家風は父親の儒学教養の深い影響を受けており、下級武士の家庭ではあったが、母親は社会の下層の人々に温かく、周りの農民と商人に優しく付き合うばかりでなく、乞食にも近づき、差別も嫌がりもせず、とても穏やかで親しみやすかった。³ 諭吉の父親は儒学の造詣が深かったにもかかわらず、「四十五年の間、封建制度に束縛せられて何事も出来ず、空しく不平を吞んで世を去りたるこそ遺憾なれ」。このため、諭吉は「門閥制度は親の敵で御座る」とまで言った。⁴ 事実においては、徳川時代は儒学の浸透によって、武士階級も「仁政」などの思想に一定の関心を抱くようになった。しかしその時代には、儒学者の地位は「一芸」の師匠に過ぎず、将軍家や大名家の「儒官」になったとしても一般的には、政治に影響を与えることができず、それどころか、解釈学で儒学をこの社会に適して当時の厳しい身分制を擁護するようにしていた。まさに福沢が指摘したように、

徳川の時代に学者の志を得たる者は政府諸藩の儒官なり。名は儒官と云ふと雖ども、其実は長袖の身分とて、之を貴ぶに非ず、唯一種の機械の如くに御して、兼て當人の好物なる政治上の事務にも参らしめず、僅に五斗米を與へて少年に読書の教を授けしむるのみ。……（學問に権なくして却て世の専制を助く）。⁵

以上から分かるように、福沢は父親に培われた家風を愛し、平等に優しく人に接する母親の善良な品格を愛し、また自分の儒学教養に誇りを持っていたのである。おそらく、これだからこそ、彼は「仁」と「公」が欠けていたその武士統治の社会を嫌悪した。同時にまた、「儒官」が専制に助力し身分制に奉仕する道具になっていたことにも批判的な態度をとった。それに、彼が西洋文明を提唱した時、大変な障害に遭わされたため、儒学への激しい批判を表し、一生涯漢学の敵になるとまで明言した。⁶ しかし他方では、彼の近代精神には儒学思想と融合する側面も存在した、ということも言える。⁷

二、旧弊への批判と「独立自主」の提起

それでは、福沢の「独立自主」思想はどのように展開されたのか。そこには「他者感覚」が含まれていたのか。

³ 福沢諭吉『福翁自伝』、『福澤諭吉全集』第七巻、岩波書店、1959年、9、12、17頁。

⁴ 同上、11頁。

⁵ 福沢諭吉『文明論之概略』、『福澤諭吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、161頁。

⁶ 福沢が儒教に敵対する態度を取ったのは、彼が西洋文明を取り入れる時に儒者からの抵抗を受けたこと、また後に儒教が「教育勸語」などに利用されたこと、という歴史背景とも関係がある。

⁷ 渡辺浩氏は「儒教と福澤諭吉」（『福澤諭吉年鑑 39』2012年12月）という論文で、福沢の思想に含まれている儒学の要素を丁寧に考察した。

福沢は明治の憲政成立が設立される前から、すでに「独立自尊」の市民精神を唱えていた。これは日本人の古来の陋習に対する省察によって提起したのである。彼の改革構想は、バックル (Henry Thomas Buckle, 1821-1862) とギゾー (Francois-Pierre-Guillaume Guizot, 1787-1874) の文明史的方法に影響され、国民全体の知徳レベルをもって一国の文明程度を評価し考えたのである。『文明論之概略』において彼は、「一国人民の気風」について、日本を西洋と比較し、日本の最大な相違点を次のように指摘している。

日本にて権力の偏重なるは、洽なく其の人間交際の中に浸潤して至らざる所なし。……政府の吏人が平民に対して威を振ふ趣をみればこそ権あるに似たれども、此吏人が政府中に在て上級の者に対するとき、其抑圧を受けること平民が吏人に対するよりも尚甚だしきものあり。

特に、人間交際の隅々に浸透している「権力の偏重」の有様を具体的にこう書いている。

今実際に就て偏重の在る所を説かん。爰に男女の交際あれば男女権力の偏重あり、爰に親子の交際あれば親子権力の偏重あり、兄弟の交際にも是あり、長幼の交際にも是あり、家内を出で、世間を見るも亦然らざるはなし。……甲は乙に圧せられ、乙は丙に制せられ、強圧抑制の循環、窮極あることなし。

……

……権を恣にして其力の偏重なるは決して政府のみに非ず、之を全国人民の気風と云はざるを得ず。⁸

しかも、「権力の偏重」は日本古来からあるものであり、王室の統治から武家の統治に代わる変遷という大きな社会震動を経たにもかかわらず、この気風は変わらなかった。「建国二千五百有余年の間、国の政府たるものは同一様の仕事を繰り返し、其状恰も一版の本を再々復読するが如く、同じ外題の芝居を幾度も催ふすが如し」と指摘した。⁹

彼が書いた社会は、すべての人が閉鎖した固定的な階層序列の中におり、人と人之间に対等な関係がなく、それゆえに対等の「他者」もない。すべての人が自己の属している階層に決められた様式で生活し、自己以上の人からの圧制を甘受し、些かな自尊もないが、また上からの圧制を受けながら、その圧制を自己より以下の方へ移転し、それゆえに「他者」への尊重もないのである。彼はさらに武士の「権力の偏重」の特徴を次のように述べた。

日本の武人は開闢の初より此国に行はるゝ人間交際の定則に従て、権力偏重の中に養はれ、常に人に屈するを以て恥とせず。……日本の武人の権力はゴムの如く、其相接するところの物に従て縮張の趣を異にし、下に接すれば、大に膨張し、上に接すれば頓に収縮するの性あり。此偏縮偏重の権力を一体に集めて之を武家の威光と名け、其の一体の抑圧を蒙る者は無告の小民なり。……即ち其の条理とは党与の内にて、上下の間に人々卑屈の醜態ありと雖ど

⁸ 福沢諭吉『文明論之概略』、『福澤諭吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、146-148頁。

⁹ 同上、150-153頁。

も、党与一体の栄光を以て強ひて自からが栄光と為し、却て獨一個の地位をば棄て、其醜態を忘れ、別に一種の条理を作て之に慣れたるものなり。¹⁰

これは、階級によって圧制を行い圧制を下へ移転していくような、強固な従属関係を持つ閉鎖的かつ威圧的な武士集団であり、そこから武士の威光が発するのである。

もし日本人がこのような気風を変革しなければ、つまり、もし日本人が依然として道理で思考・行動せず、ただ上に卑屈な態度を取り、自尊自主の人格精神を樹立しなければ、文明に進むことができない、と福沢は考えた。そして彼は、国民の知徳レベルを政治の良否を影響する肝心な要素とし、こう指摘している。

西洋の諺に、愚民の上に苛き政府あるとはこのことなり。こは政府の苛きにあらず、愚民自から招く災いなり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。故に今我日本国においても此人民ありて此政治あるなり。¹¹

人民皆事物の理に暗くして外形のみに畏服するものなれば、之を御するの法も亦自から其趣意に従て、或は理外の威光を用ひざるを得ず。¹²

したがって、明治政府が推し進めている文明開化、殖産興業、富国強兵の政策に対し、「有形」の文明は無論重要であるが、「無形」の文明がより根本的な課題であると、福沢は考えた。この根本的な課題とは、「一国人民の気風」を変えて「独立自尊」の精神を樹立することである。たとえば、立憲政体を立てるにしても、自主自由な市民精神を樹立してこそはじめて、立憲政体の本質を生かすことが保証されると、彼は思ったわけである。このため、彼は著述と教育の活動を全力で展開し、日本人の内面的精神の変革を図ろうとした。

『学問のすゝめ』と『文明論之概略』の中で、「一身独立」、「不羈独立」、「自由独立」、「自主自由」「知徳の進歩」などの言葉を繰り返し使って、「独立自尊」の精神を語った。早くも明治維新初年、彼は慶應義塾大学を創立し、後にまた、教え子に道徳教訓集を編纂させ、それを「修身要領」と命名した。「修身要領」の中に次のような項目がある。

第一条 人は人たるの品位を進め、智徳を研ぎ、ますます其光輝を発揚するを以て、本分と為さざる可らず。吾党の男女は、独立自尊の主義を以て修身処世の要領と為し、之を服膺して、人たるの本分を全うす可きものなり。

……第十四条 社会共存の道は、人々自から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟も之を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷けざるに在り。

……第十七条 人に交るには信を以てす可し。己れ人を信じて人も亦己れを信ず。人々相信じて始めて自他の独立自尊を實にするを得べし。¹³

¹⁰ 同上、165-166頁。

¹¹ 福沢諭吉『学問のすゝめ』、『福澤諭吉全集』第三巻、岩波書店、1959年、33頁。

¹² 福沢諭吉『文明論之概略』、『福澤諭吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、34頁。

¹³ 「修身要領」『福澤諭吉選集』第3巻、岩波書店、1980年、292-293、294頁。

字面だけを見れば、「他者感覚」という用語が見られないが、「修身要領」には、自己と他人を尊重してはじめてそれぞれの「独立自尊」を保つことができる、という主旨が明らかに示されている。

福沢の著作の中にも「独立自尊」と「他者感覚」とが緊密に関連していることを容易に見出すことができる。これらの観点は、とくに『学問のすゝめ』などの著作に多く表れている。次はその主な論点を三点にまとめて説明する。

三、すべての人が平等であることと「他者感覚」

福沢の第一の論点は、すべての人が平等であると主張することである。「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり」。この言葉は今日にとって常識になっているが、当時の日本にとっては極めて重要な意味があった。「天」は一切を超越した観念であり、すべての人の同等な人格価値を包括している。福沢は「天」という超越的な普遍者をもって、日本従来固定した階層秩序を突破しようとした。超越的な「天」を前提にしてこそ、人々は自己と他人の対等関係を認識する視野を獲得することができ、そして、自己の尊厳を悟る契機を得ることができるからである。

むしろ福沢は、現実の中で人と人との間に様々な格差が存在していることに目をつむらなかつた。明治維新は四民平等を実施したにもかかわらず、依然として智と愚、富と貧、貴と賤などの差別が存在し、とくに人々の根深い格差意識が存在している、という現実をよく認識していた。彼は「天理」による洞察力をもって、形態上の千差万別を通して、人々の「権理通義」（権利）における平等を説き示した。同時に彼は、人間が「万物の霊」であること、人間の本性の中に向上する能力が含まれていること、すべての人が学習と修養によって品位を高めることができることを信じた。それゆえに、学問に力を尽くすことは人間の格差を解消する最も重要な道であると彼は考えた。現実の格差を生じた原因について、彼はこう指摘している。

其本を尋れば、唯其人に学問の力あるとなきとに由て其相違も出来たるのみにて、天より定たる約束にあらず。諺に云く、天は富貴を人に与えずしてこれを其人の働に与えるものなりと。……人は生まれながらにして貴賤貧富の別なし。¹⁴

啓蒙思想家としての福沢の特色は、まさに「学問のすゝめ」によって国民の品位を高め、「権力の偏重」の陋習を克服し、「一国人民の気風」を変えようとするところにある。

福沢は、「西洋文明」を主張する文脈の中で平等独立を唱え、しかも常に儒学を反面教師として批判していたので、西洋の近代精神をもって儒学の精神に反対すると理解されがちである。しかし実際、彼の思想には儒学の思考様式が明らかに含まれている。たとえば、「天」についての捉え方は、単に西洋の「神」（god 或いは heaven）の導入であるとは言えない。儒学の中で、「天」が一切（特定の神も含めて）を超越し、同時に人の人間性の中に内在するのである。儒学の考え方によれば、人は「万物の霊」であり、「天」がすべての人に一種の高貴な天性を賦与し、それを禽獣と区別させ、社会性・倫理性を修得できるようにしている。したがって儒学は、人々が持っている人としての天性を悟り、実践の中で完成化しなければならないと提唱する。「仁を為すは己に由る」という言葉がある（『論語』十二）。これは一種の道徳自律の思想であり、人が「万

¹⁴ 福沢諭吉『学問のすゝめ』、『福澤諭吉全集』第三巻、岩波書店、1959年、29-30頁。

物の霊」としての天性を会得できると信じている。福沢は「学問のすゝめ」に立脚しており、その思想的根拠は儒学と共通している。彼の言う「独立」の趣旨とは、人々が自らを修養し、高尚な品格を目指すよう唱えることである。「人は萬物中の至尊」であり、「要は唯自尊自重独立して人間の本分を尽くすの一点にあるのみ」と彼は述べた。¹⁵ もちろん、彼の主張する学問は、物理学の実験精神と「自我作古」（我より古を作す）という創造精神を信条とする面においては、儒学の学問観に対する重大な革命である。

また、自尊と他人への尊重についての観点も、単に西洋の平等博愛思想から導入したものだけではない。儒学の核心概念は「仁」であり、複数の人間を前提としているのである。「仁」とは何かについて、孔子は「人を愛する」と説明する（『論語』十二）。ここでは、人の自尊自愛は、他人と関わらない自我の保持ではなく、自己中心的な個人主義と違っている。人の尊い天性は、他人と自己との同等な人格を理解し、他人を尊重し愛することができる場所に存する。この意味で、福沢の考え方は儒学により近い。おそらく彼の母親が全く身分等級に拘らず庶民に優しく接する品格は、まさに彼の心にある模範であろう。

四、すべての人が異なっていることと「他者感覚」

福沢の第二の論点は、すべての人が異なっていると主張することである。ここで彼が言う人と人との違いとは、学問を通じて解消できるような違い、つまり智と愚、富と貧、貴と賤の違いではなく、主に個性と文化の違いを指す。ここで、「天」観念は、すべての人の同等な権利と価値ばかりでなく、すべての人の異なる個性と文化も包括している。

福沢はウェーランドの倫理学（Francis Wayland, 1796-1865, *System of Moral Science*）に基づいて、人の個性を語った。それによると、「人の一身は他人と相離れて一人前の全体を為し」ているのであり、その中に五つの性質がある。「第一、人には各身体あり」、「第二、人には各智恵あり」、「第三、人には各情欲あり」、「第四、人には各至誠の本心あり」、「第五、人には各意思あり」。「此性質の力を自由自在に取扱ひ、以て一身の独立を為すものなり」。¹⁶ すべての人は他人と異なる独自性を持っており、同時に、他人と同等な人格価値と権利を持っている。それゆえ、個人の「自尊」には必然的に「他者」との相関関係を持っている。

福沢から見れば、アジア諸国には「親子の交際を其まゝ人間交際に写し取らんとする」という伝統があるが、その在り方の中で人の独自性と自尊を保全することができないのである。というのは、親子関係が普遍的に社会一般に適用されている場合、すべての人が家族型の上下関係や従属関係に組み込まれ、それによって、人は他人に従属するか、他人に同化を強制するかという関係になってしまい、そして人々は、自己の意思を抑えて他人に服従するか、さもなければ、自己の意志を他人に押し付けるという状態になりかねない。したがって、人が大人になってからは、独立した他人と他人との関係を探るべきであると、福沢は主張し、次のように述べた。

一国と云ひ一村と云ひ、政府と云ひ会社と云ひ、都て人間の交際と名るものは皆大人と大人との仲間なり、他人と他人との附合なり。¹⁷

¹⁵ 福沢諭吉『福翁百餘話』、『福澤諭吉全集』第六巻、岩波書店、1959年、404頁。

¹⁶ 福沢諭吉『学問のすゝめ』、『福澤諭吉全集』第三巻、岩波書店、1959年、78-79頁。

¹⁷ 同上、97頁。

「他人と他人との附合」とは、つまり、すべての人は互いに他人となることである。一方では、それぞれ独自性があり、他方では、それぞれ孤立したものではない。このため、人々の各自の独自性は互いに尊重することによって保てるわけであり、他人への尊重を知らなければ、自己の個性と尊厳も保持することができないのである。「他人と他人との附合には情実を用ゆ可らず、必ず規則約束なる者を作り、互いに之を守て厘毛の差を争ひ、双方共に却て圓く治るものにて、此即ち国法の起りし由縁なり」。¹⁸「独立自尊」と「他者感覚」とが緊密かつ不可分であると考えているからこそ、福沢は、社会の擬制親子関係を否定し、上述のような契約関係を唱えたのである。

いうまでもなく、儒学の三綱五常倫理は「親子関係」型社会に影響する重要な要素であった。しかし、儒学の「天理」はすなわち三綱五常ということではない。そこには、もっと抽象的で超越的な意味が含まれる。「天」は森羅万象を包括し、平等に萬物を生じ育てる。倫理の面において、「天理」は人に与えている普遍的な命令であり、修身を通じて次第に万人と共通する「公」（公共）へ近づいていくという方向である。こうして、儒学の倫理は他人との共存、他人への尊重を強調するわけである。この意味で、福沢は儒学の要素を持っていると言えよう。最も顕著な例として、彼は「独立自尊」を提唱する時、「分限」への自覚を非常に重視している。彼は人々に、より多くの知識と技術を身に付けて社会での地位と自由を獲得するよう勧めるばかりでなく、自己と他人との関係についての修養をもっと強調し、自由を得るには同時に他人を考慮しなければならないと導くのである。彼は次のように述べている。

学問をするには分限を知る事肝要なり。……其分限とは、天の道理に基き人の情に従ひ、他人の妨を為さずして我一身の自由を達することなり。自由と我儘との界は、他人の妨を為すと為さざるとの間にあり。¹⁹

福沢から見れば、すべての成人した男性と女性はみな自由自在な人になるべきである。しかし彼らは、もし自分の周りに自己と人格が同等で文化の違う人が存在していることを意識しなければ、自己中心的で我が儘な傾向になりやすい。そして、人と人との間に同等な自由は成立できないので、人としては「分限」を知らなければならない。ここで福沢の言う「他人」は、丸山の言う「他者」とは相通じており、彼の言う「分限」は、丸山の言う「他者感覚」とは共通するところがある。

福沢が近代的倫理を語る時、儒学に対する態度は二つの側面を表している。一方では、明確にそれを批判し否定し、他方では、無意識かもしれないが、それを唱導する。たとえば、「東洋の儒教主義と西洋の文明主義と比較してみるに、東洋になきものは、有形に於て数理学と、無形に於て独立心と、此二点である」と指摘したが、儒学の観念によって「独立心」を説明するところもある。彼は次のように述べた。

人生を萬物中の至尊至靈のものなりと認め、自尊自重苟も卑劣な事は出来ない、不品行な事はできない、不仁不義不忠不孝ソナ浅ましき事は誰に頼まれても、何事に切迫しても出来ない、一身を高尚至極にし、所謂独立の点に安心するやうにしたいものだ……。²⁰

¹⁸ 同上、98頁。

¹⁹ 同上、31頁。

²⁰ 福沢諭吉『福翁自伝』、『福澤諭吉全集』第七巻、岩波書店、1959年、167-168頁。

ここでは、儒学の用語を借用したばかりでなく、説いている内容それ自体も儒学の観点を含んでいる。また、彼は個人の自由を語る時、一方では、西洋の自由観を採用し、「自由は不自由の間に在りと云ふ。……自分の自由を遅すると同時に他の自由を重んずるに非ざれば、平等の自由は見るとならず」と指摘した。²¹しかし同時に、『論語』（十二）の言葉で「独立自尊」を説明し、他人への考慮を重視すべきであることを唱えた。

己の欲せざる所を人に施す勿れとは古聖人の教にして、之を恕の道と云ふ。其欲する所は即ち至善圓滿の極意にして人生本来の本心なり。²²

このように自由倫理と「恕の道」を結びつけた彼は、無意識に、西洋の倫理と儒学の倫理とは完全に対立するものではないという考えを示しており、また、両者は互いに融合し補完し合うのが可能であることをも示唆している。とくに儒学が他人への配慮をより重視するという点においては、おそらく自由思想に対する一種の補完であるといえよう。実際、中国近代の知識人の中にも、この問題に気が付いた人がいる。たとえば、中国で「自由」思想を取り入れる先駆者・嚴復は、中国と西洋の観念の異同を語る時、次のように述べている。

中国の理道で西洋の自由と最も相似するものは、恕と曰い、絜矩と曰う。しかし相似といえが、真に同じだとはいえない。なぜなら、中国の恕と絜矩は専ら他人に接し物に接するためであるが、西洋の自由は物に接する中で実は我を存するためである。²³

両方とも自由自尊の思想であるが、「物に接する中で実は我を存する」を特に重要視する西洋の倫理と比べ、儒学の倫理は「他人に接し物に接する」ための「恕の道」をより重要視し、他人への配慮の面により大きく比重を置いている。福沢はこのような儒学思想の要素も継承しており、これゆえ「他者感覚」と「独立自尊」とが緊密な関係を構成していると言えよう。

五、「独立自尊」は国家関係にも適用すること

福沢の第三の論点は、「独立自尊」の原理が国家と国家の間にも適用するという主張である。「自由独立の事は人の一身に在るのみならず、一国の上にもあることなり」と述べた。国際関係論で、彼はかつて「天理」という超越的な観念を核心として、国家と国家との同等な「権理通義」を説いた。彼には次の名言がある。

日本とても西洋諸国とても同じ天地の間にありて、同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、海を共にし、空気を共にし、情合相同じき人民なれば、……互に便利を達し互に其幸を祈り、天理人道に従て互の交を結び、理のためには「アフリカ」の黒奴にも恐れ入り、道のためには英吉利、亜米利加の軍艦をも恐れず、国の恥辱とありて日本国中の人民一人も残らず、命を棄て、国の威光を落とさざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり。²⁴

²¹ 福沢諭吉『福翁百話』、『福澤諭吉全集』第六巻、岩波書店、1959年、376頁。

²² 同上、224頁。

²³ 嚴復「論世変之亟」、『嚴復集』第一冊、中華書局、1986年、3頁。

²⁴ 福沢諭吉『学問のすゝめ』、『福澤諭吉全集』第三巻、岩波書店、1959年、31頁。

国家権利が同等であることに注目する観点では、福沢が確かに「他者感覚」を表した。上の文脈の中で、「天理人道」は「アフリカ」の黒奴と英米との差別を超越する普遍的なものである。ただし、ここで彼が「天理」の概念を使ったのは、おそらく主に勇気をもって欧米諸国から自国の平等な地位を勝ち取るよう、日本国民を啓発し鼓舞するためであろう。

しかし後に、福沢の国際論は、「天理」をもって民族関係や国家関係における差別を徹底的に突破したのではないことを表している。彼が各国の相違を論じる時、専ら文明と野蛮という差別的な観点から問題を考え、進化論と関係のない各国の文化的個性および「権理通義」の平等を語らず、しかもすべての国を対等な「他者」として尊重するという考え方を全く示さなかった。彼は基本的に進化論の文明・野蛮の基準で各国の差異を定義し、『文明論之概略』でこのような観点を明確に表した。

今世界の文明を論ずるに、欧羅巴諸国並に亜米利加の合衆国を以て最上の文明国と為し、土耳其、支那、日本等、亜細亜の諸国を半開の国と称し、阿非利加及び澳大利亜などを目して野蛮の国と云ひ、此名称を以て世界の通論となし、西洋諸国の人民独り自から文明を誇るのみならず、彼の半開野蛮の人民も、自から此名称の誣ひざるに服し、自から半開野蛮の名に安んじて、敢えて自国の有様を誇り、西洋諸国の右に出ると思ふ者なし。²⁵

ここで、福沢は日本近代化の目標を指し示そうとしたのであろう。しかし彼は、空間における世界各国の差異を、時間軸における先進と立ち遅れの順位に並べた。これは、彼自身が拠り所にしてきた「天理」の超越性を無視し、西洋をもって、すべてを因る基準とした。この単線的な発展方式に基づくと、文化の面で相違を持っている「他者」はほとんど尊重が得られないことになり、これゆえ、すべての「他者」に対する公平性を失ってしまうのである。福沢はこのような観点で国際関係の問題を考えていたから、日本の東洋政略を論じる時、無神経に下記のような発言を表した。

日本は既に文明に進て、朝鮮は尙未開なり。……我日本国が朝鮮国に対するの関係は、亜米利加国が日本国に対するものと一様の関係なりとして視る可きなり。²⁶

これは、欧米対日本という感覚でアジア隣国を取り扱う論理である。彼は、朝鮮自身が文明化に進む主体性を無視し、また他のアジア諸国が自主的に文明化する可能性も無視したようである。福沢は国際関係論および民族関係論においては、「他者感覚」が欠けていると言えよう。福沢の思想の中に「独立自尊」と「他者感覚」が結び付けられているのは、おそらく日本国あるいは日本社会にだけ適用する内部の倫理であったかも知れない。しかし、他国への尊重がなければ、自国の「自尊」を確立するのも難しい。近代において、日本は西洋の後を追ってアジア諸国を侵略したが、恰も日本自身の伝統にあったような、上が下を圧制し、下がまたその圧制を更なる下へ移転する、という過去の構造に戻ってしまったようである。しかし対外侵略の中で、日本国民は自分の尊厳が得られなかった。

²⁵ 福沢諭吉『文明論之概略』、『福澤諭吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、16頁。

²⁶ 福沢諭吉「朝鮮の交際を論ず」、『福澤諭吉全集』第八巻、岩波書店、1960年、28-29頁。

むすび

本稿の考察からも分かるように、福沢諭吉の思想において、「独立自尊」と「他者感覚」とは一对の不可分な概念である。丸山眞男はこうした二つの概念を理解するのに、かなり曲折な過程を経てきた。まずは戦時中に「独立自尊」の思想を継承した。それから戦後、20世紀30年代のファシズムを分析し日本の状況を反省する頃は、「他者感覚」の重要性を意識した。そして最後に、現代大衆社会における自主的人格精神の確立の困難さを分析する時、「独立自尊」と「他者感覚」の相関性を掴むようになった。

本稿の最初に述べたように、日本の近代化において、儒学の諸理念は西洋文明の価値を理解するのに先導的な役割を果たしたが、後に儒学思想の価値が次第に西洋思想の用語体系に吸収され表現され、これによって、儒学自身の価値が後世の人に認知されなかった。他方、かつて徳川体制を助力していた儒学のマイナス要素が批判の対象となり、それに「教育勅語」や「国体」思想にも利用された。このため、西欧の教養を浴びた日本人は基本的に、儒学を退け棄てるべき陳腐で有害な思想とした。具体的に「独立自尊」と「他者感覚」との関係になると、本来、福沢においては、この両者が西洋思想と儒学思想との相互融合・相互補完の一つの結果である。しかし、人々は往々にして、「物に接する中で実は我を存する」ことを重要視する西洋要素に多く注目し、「他人に接し物に接する」ための「怨」を重要視する儒学要素に目を向けなかったのである。丸山が福沢のこの思想系譜を理解する曲折な過程も、この歴史文脈における知的背景と関連しているであろう。

(未完)

参考文献

福沢諭吉 Fukuzawa, Yukichi

- 『学問のすゝめ』『福澤諭吉全集』第三卷、岩波書店、1959年
- 『文明論之概略』『福澤諭吉全集』第四卷、岩波書店、1959年
- 『福翁百話』『福澤諭吉全集』第六卷、岩波書店、1959年
- 『福翁百餘話』『福澤諭吉全集』第六卷、岩波書店、1959年
- 『福翁自伝』『福澤諭吉全集』第七卷、岩波書店、1959年
- 「朝鮮の交際を論ず」『福澤諭吉全集』第八卷、岩波書店、1960年
- 「修身要領」『福澤諭吉選集』第3巻、岩波書店、1980年

渡辺浩 Watanabe, Hiroshi

- 『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年
- 「儒教と福澤諭吉」『福澤諭吉年鑑 39』2012年12月

嚴復 Yan, Fu

- 「論世変之亟」『嚴復集』第一冊、中華書局、1986年

政治理論における〈有効性〉 ——高島通敏と戦後日本

'Utility' in Political Theory: Takabatake Michitoshi and Postwar Japan

越 智 敏 夫*

要旨

第一次世界大戦から第二次世界大戦にいたる時期、いわゆる「大戦間期」において日本の政治学は特異な発展を遂げたといえる。それは大正デモクラシーから始まり、天皇制ファシズムと超国家主義の勃興へといたる時期である。この現実政治と政治学的認識の同時的展開はどのように呼応していたのか。戦後政治学はこうした経験に対する「悔恨共同体」として始まったと丸山眞男は述べ、政治理論の有意性と科学性に関する論文によって戦後日本の民主化に深く関わった。その丸山の論考に対する高島通敏の批判と継承の両面について検討する。その作業によって政治理論の現実政治に対する有効性の観念について考察し、戦後民主主義の理想的特性に関する議論を展開した。

キーワード：政治理論、高島通敏、丸山眞男、民主主義、戦後日本

1. はじめに

あらゆる社会的事象や事故、災害などに接するたびに現代社会を理解する困難さに直面する。その困難を生み出す状況の現在性は、そのまま問題解決の困難さを示している。なぜならば、ある問題状況が発生したとしても、その解決方法が容易に示されるならば、人々はそれを現代社会の問題として認識しないからである。

また、ある事象が問題となるのは社会の構成員全体に対してではない。当事者にとっては非常に深刻な問題であっても、他者からすればそれが問題として認識されないことさえ一般的である。ここに差別や格差が生じる原因がある。だからこそ、社会問題を論じる際には、論じる主体自身が時代に制約された自己を対象化し、相対化する必要がある。その手続きを経ることがなければ、立論が社会に受容される可能性が低下するからである。

さらに社会問題とされるもののなかでも政治的領域に関する問題を論じようとする際には、その自己の対象化が、他の領域に比べてより強度に要求される。それは何を問題だと認識するか、あるいは何を問題だと認識させるか、という契機にこそ政治が発生するからである。

したがって政治学者は、平均していえばおそらく他の学問領域に比してそれぞれの研究実践において自らの方法論について自覚的にならざるをえず、それぞれの方法論を理論と呼ぶかどうかの差異はあるものの、各自の理論の政治性（あるいは非政治性）に関して常に他者に説明できる

* Toshio Ochi 〔国際文化学科〕

ような状態に自らを置くことになる。こうして政治問題を論じる際の政治学者には自己の方法論自体の対象化が課せられるようになる。政治学者の論文が学術的著述なのか、それとも個人の政治的主張を展開する一枚のチラシに過ぎないのかという問題が常に想起されるのはこの点に関わっている。

こうした個人の方法論に関する自意識が理論構築という形で現れている。本稿ではこの問題を戦後日本の民主化という視角から論じたい。特にそのなかでも丸山眞男（1914-1996）と高島通敏（1933-2004）の理論構築に関する議論をとりあげ、後者による前者の政治理論の批判、検証、継承を主として検討する。

この両者を問題対象とするのは、それぞれの論考が政治理論の政治性について多面的、複合的に探究しているためである。さらに政治理論の科学性については、高島が特に丸山の著作である『政治の世界』を意識して論じているからである。

またこれらの議論は、単に抽象的な学術的意義のみを念頭において展開されたわけではなく、戦後日本の民主化という具体的状況における政治学と政治理論という知のあり方に関わる問題として展開されている点も重要である。日本の戦後政治学が戦争経験、敗戦経験を対象化するなかで、政治理論と現実世界との関係が問題とされ、さらには市民の政治参加に政治理論は寄与できるのかという点にまで議論は拡大していく。政治理論家が存在した時代の文脈を検討し、理論の形成過程を確認することによって第二次世界大戦の経験が彼らに与えた影響も考察する。

そのような作業は、現在の状況においても意義をもつ。なぜならば2001年以降の世界における「正戦論」や、2011年以降の日本における「ショック・ドクトリン」の広がり、共通の歴史的経験が理念的なものをどのように変化させるかを悲惨な形で物語っているからである。そうした悲惨さを回避するための知的活動の萌芽としての丸山、高島による理論的応答を検討したい。したがって本稿の目的は、政治理論のあるべき姿についての研究者間の対応の、ある限定された部分に着目し、その政治理論の有意性と歴史性について確認することである。次章以降では、この丸山による政治理論構築に対する高島通敏の論考を参照しながら、両者における理論の意味の違いを確認したい。

2. 丸山眞男『政治の世界』と高島政治学

高島通敏の研究領域は多岐にわたる。時系列的には鶴見俊輔を中心とする戦時期日本の転向に関する共同研究への参加によって研究活動は開始されたと言ってよい¹。そうした思想研究に続いて、アメリカ政治学の理論研究、京極純一の指導による計量政治学、またその手法に基づいた選挙分析へと研究対象は拡大し、その後、市民運動の理論構築、平和研究にまでいたる。それらの基底には西欧に限定されない東洋や他の地域も含めた政治思想研究の成果もつねに存在してい

¹ 高島通敏「一国社会主義者——急進的知識人の転向の原型」（初出1959年：共同研究『転向』上、平凡社）『高島通敏集』2巻、岩波書店、2009年、223-285ページ、同「生産力理論——偽装転向と『第三の途』の理論」（初出1960年：共同研究『転向』中、平凡社）『高島通敏集』2巻、岩波書店、2009年、287-364、223-285ページ。以下、『高島通敏集』からの引用に関しては『高島通敏』集〇巻、〇〇ページと表記する。なお他の著者の文献も含めて、本稿の引用文中の傍点は特に表記のないものはすべて原著者による。

た²。

しかし本稿においては高島の政治理論に対する接近方法について検討する関係から、他の領域については、本主題と関連する限りにおいて取り上げる。高島の学問がつねに目的としているのは社会変革のための方法の提供である。詳しくは後述するが、したがって学問の有効性そのものが重要視される。そしてその有効性を維持するために社会認識のリアリティが重要なものとなり、現実を将来の可能性の見地から見るという視点が常に用意される。

つまりこの〈有効性、リアリティ、可能性〉というセットは高島の論考について、つねに重層的に表れる。この個人的思想構造は三点セットによる「可能性の学問」の追究でもある。この個人的な追究の政治理論に関する部分は戦後日本における政治学史的発展の時系列においては「丸山政治学」への応答として把握することが可能であり、高島本人もそれはかなり自覚的である。具体的にはその応答は丸山の著作である『政治の世界』(1952年)に対するものとして展開される。

この『政治の世界』は、丸山の著作のなかで多くの点において異質なものである。しかし、その異質性を説明するためには丸山の主要著書の刊行のあり方自体が、他の一般的な学術書とは異なることを説明する必要がある。丸山の主要著書は6冊である³。丸山による学術的な著述の全体量からすれば、これは驚くべき少なさである。書籍に収録されていない著述が多い。そして『政治の世界』以外の5冊はすべて論文集である⁴。

またそれらは著者の生前、『政治の世界』以外はすべて重版が続けられている。ところが『政治の世界』は1956年2月に第二版が刊行されて以来、増刷されていない。つまりこの『政治の世界』は単一テーマで刊行された唯一の書籍でありながら、著者本人によって流通を止められたままだった。それが図書館等以外で読めるようになったのは『丸山眞男集』の刊行後であり、文庫化によって入手がより容易になったのは2014年のことである⁵。しかし本書は第一版の刊行後、大きな反響を呼ぶ。その同時代的な反響について考察する前に、本書の内容について瞥見しておきたい。

まず丸山は当時の同時代的情況を「政治化」の時代と規定する。その政治化の時代とは社会の横方向へのひろがり（支配領域の拡大）と縦方向への深まり（滲透性の増大）の同時進行だとされる。前者は国際政治の現状に対応しており、後者は戦時体制の確立に現れたとおりである。そうした状況下で丸山が必要と考えるのは「政治の力を野放しにせずこれを私達のコントロールの下に置く」ことである⁶。そのためには「政治的状況の基本的類型とその相互移行関係」の明確

² 高島通敏に関する近年の研究には以下のようなものがある。伊藤洋典『〈共同体〉をめぐる政治学』ナカニシヤ出版、2013年、特に第三章「高度成長期」の政治学における二つのパラダイム：疎外論と政策論の展開と交差」を参照のこと。また新田和宏『「高島政治学」における市民政治の再発見：新しい市民政治理論の構築に向けて』『近畿大学生物理工学部紀要』第27巻（55～65ページ）、2011年。

³ 刊行順に、『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、1952年、改訂版1983年）、『政治の世界』（御茶の水書房、1952年）、『現代政治の思想と行動』（未来社〈上・下〉1956～57年、増補版1964年、新装版2006年）、『日本の思想』（岩波新書、1961年）、『戦中と戦後の間 1936 - 1957』（みすず書房、1976年）、『忠誠と反逆——転形期日本の精神史的位相』（筑摩書房、1992年、ちくま学芸文庫版、1998年）。これら以外に以下の二種があるが、前者は題名にあるとおり『現代政治の思想と行動』の追補であるし、後者は聞き書きとすれば、これらは主要著書としては列挙しがたい。『後衛の位置から——追補「現代政治の思想と行動」』（未来社、1982年）、『「文明論之概略」を読む』（上・中・下、岩波新書、1986年）。

⁴ また丸山の生前の主要出版物は単一の出版社から複数刊行されることはなく、すべて異なる出版社から一点ずつ刊行している。この点については本稿のテーマとは関連がない。しかし戦後日本の民主化状況における知識社会学的テーマとして検討すべきものだと思う。

⁵ 丸山眞男『政治の世界 他十篇』岩波文庫、2014年。

⁶ 前掲書、75ページ。

化が必要となるので、その関係を権力の介入による紛争解決という政治の一般的な循環形式として説明しようとする⁷。

その政治的状況の循環形式において政治は紛争 conflict（社会的な価値の獲得・維持・増大をめぐる争い）の解決 solution として定義される。制裁力を背景として紛争を解決する能力のとして権力 power が発生することになる。そのうえで権力が自己目的化し、抗争の手段であると同時に目標となる⁸。そのうえで政治権力の生産と再生産の過程が政治集団内部の縦の権力関係と結びつき、集団外関係から集団内関係への転嫁が起きることによって、最終的には社会的価値の分配 distribution という循環が完成する。こうして政治権力の再生産過程がマルクスの資本の循環過程をもとにして示される。

以上のような抽象的な説明に続いて、この政治権力の生産及び再生産がより具体的に説明される。それは〈支配関係の樹立→権力の正統化→権力の組織化→権力及び社会的価値の配分→権力の安定と変革〉という循環である。こうした政治の一般理論の構築の最後に、丸山は「政治化」の時代について語る。それは前述したように社会がいつそう「政治化」する一方で、大衆の政治的無関心が増大するという「非政治化」が進む状態であり、同時代的な日本とアメリカが例示されている。マスメディアの発展は大衆の受動化を進め、チャップリンの「モダンタイムス」に描かれたごとく、機械文明が社会組織の機械化と人間の部品化を進める。こうして「砂のような大衆」によって、民主主義の地盤のうえに独裁制が成立する危険性が高まるのである⁹。

結論部分ではこうした事態を防ぐための「方向性」が示される。それらは、民衆の日常生活のなかで政治的社会的な問題が討議される場の形成、民間の自主的組織による民意のルートの多元化、労働組合の活性化、社会保障の充実などである。しかしそれらの保障も「ある天気晴朗なる日に突然天から降って来るわけではなく、やはりそれ自体私達の【日常的な】努力と闘争の堆積によってのみ獲得される」という結論に至る¹⁰。

このような本書の位置づけについては多くの議論が可能であるが、ひとまずはこの当時の政治学者に与えた影響について考えたい。たとえば三谷太一郎は東京大学に入学後、教養部の「政治学」を受講したとき、担当教員だった京極純一が「これ以外の参考書は読む必要がない」とまで言ったと記憶しているという。その三谷にはこの『政治の世界』が「戦後日本が生んだ最も独創的で最も普遍的な知の啓示」であるように思われたとのことである¹¹。

より具体的にこの書籍の内容が明確に示したのは、日本の政治学が戦前のドイツ国家学からアメリカ政治学（より明確には行動主義政治学）へと大きく方向転換する契機となったことである。この転換が戦後日本政治学の起点となった。本書以降、それまで政治学の世界で言及されていたシュミット、ケルゼンといった固有名詞はイーストン、ラスウェル、ドイッチュへと変化していく。また松本礼二によれば『政治の世界』は、岡義達、京極純一、神島二郎、前田康博らによる重要な後続業績も生み出すことになった¹²。しかしそうした反響にもかかわらず、丸山自身はこの「純

⁷ 前掲書、77 ページ。

⁸ 前掲書、85-86 ページ。

⁹ 前掲書、149 ページ。

¹⁰ 前掲書、153-154 ページ。

¹¹ 三谷太一郎「わが青春の丸山体験」（初出「みすず」編集部編『丸山眞男の世界』（みすず書房、1997年）三谷太一郎『学問は現実に関わるか』東京大学出版会、2013年、43ページ。

¹² 松本礼二「『解説』丸山眞男と戦後政治学」丸山眞男（松本礼二編注）『政治の世界 他十篇』岩波文庫、2014年、478,480 ページ。

粹政治学」を放棄し、構想は未完に終わる。

高島通敏は『政治の世界』について『丸山眞男集』の「月報」において集中的に論じている。そこではこの「科学的政治学理論の確立」という丸山の構想が未完に終わり、『政治の世界』が絶版のままだった理由について「私のそれからの仕事は、その理由を私なりに考えるなかで、紡がれてきたといってもよい」とまで書かれている¹³。

続いて高島は丸山の「政治の世界を経済の世界になぞらえてモデル化することの限界」について指摘し、権力の集中と遍在に関する丸山の議論の「より根本的な問題は、政治の世界を社会的価値をめぐる権力闘争の世界として割り切ることにあった」とする。つまり、丸山が依拠しようとした行動主義的政治学について「それはニヒリズムの政治学でもあった。行動主義政治学は、権力エリートに対抗する大衆運動や市民運動をも、もう一つの権力として分析する用具しかもたなかった」と指摘する。そして丸山が『政治の世界』を絶版にしたのは、「政治の世界をこのような形で権力闘争の世界として描ききることの限界を自覚」したためではないかと推量するのである¹⁴。

丸山の『政治の世界』の構想を政治実践の観点からとらえ直すと、これは近代哲学上の認識論の発展がホッブズ、ロック、ルソーにいたる政治理論を同時進行的に発展させ、そのことが結果的に専制君主の政治権力を市民に譲渡させることになったというその西欧近代のプロセスを、日本の戦後空間という数年間において戦前の負の遺産を悔恨的に活用することによって民主化の実現として再現しようとするものだったといえよう。その意味において、丸山にとって政治理論の構築はそのような実践の一部だったのである。

三谷太郎は『政治の世界』を、さらに具体的な政治状況に置くことで、丸山の目的を明確にしようとする。三谷によればこの構想は『「ファシズム」を阻止する広範な国内政治連合および同じ目的のための国際政治連合を成立させるための戦略戦術とその根拠を提示することを試みた』ものであって、「反ファシズム国内政治連合の構想」と即応していたということになる¹⁵。六〇年安保によってその構想は頂点を迎えるが、その運動の衰退とともに丸山は自らの研究を日本政治思想に関するものに限定するようになった。

以上のような論点と関連づけて考えると『政治の世界』が専門家のみを対象としたものとはなっていない理由も理解できる。郵政省人事部企画の「教養の書」シリーズの第19冊目であり、サンフランシスコ講和条約締結直後など、時代状況は考慮する必要はあるものの、あくまでも一般向けに刊行されたものである。したがって松本礼二も述べるように、「高度に専門的な知見を分かりやすく語る」ことが本書の特徴ともなっている¹⁶。また「高度に専門的な理論的探究と市民の政治的实践、それを支える政治教育とが、使い分けでも切り離してもなく、有機的につながり合い補完し合っている」のもそのとおりではある¹⁷。しかし次の問題はそのつながりと補完の態様ではないだろうか。したがってここで問題となるのはこうしたつながりの主体となるものは何かということである。そこで以下の部分では、丸山、高島の政治理論における政治主体の問題を

¹³ 高島通敏「『政治の世界』をめぐる」(初出『丸山眞男集』第3巻月報、岩波書店、1995年)『高島通敏集』第5巻、274ページ。

¹⁴ 高島通敏、前掲書、274-275ページ。

¹⁵ 三谷太郎「丸山眞男の政治理論」(初出『丸山眞男手帖』第38号、2006年)三谷太郎、前掲書、85ページ。

¹⁶ 松本礼二、前掲書、481ページ。

¹⁷ 前掲書、484ページ。

論じたい。

3. 政治の主体と研究の主体：「全身政治学者」としての高島

高島は先にあげた「月報」とは別に、丸山の『政治の世界』に言及している文章を何点か書いている。そのなかのひとつで高島は政治の世界を論理的に照射する丸山の建築家的手腕を高く評価したうえで、「私がより強くひかれたのは、今にして思えば丸山におけるもっと不透明な部分だった」と回顧する。それらの不透明な部分のなかに、先述した『政治の世界』で丸山が試みた「純粹政治学」の放棄された理由をあげている。そして「丸山政治学のもう一つの側面」として、「今や政治指導者ではなく民衆において、〈近代的〉な政治精神が樹立されなければならないという問題意識であり、民衆の自立とは何かという問いをうちに秘めた政治分析の方法の問題」が浮上するという¹⁸。

もちろんすべてのものに〈限界〉があり、あらゆる学問は挑戦されのりこえられる歴史的運命にあるということを指摘したうえで、高島は「のりこえられるということは、論理的不完全さが修正されたというよりも、むしろ時代の転回が問題に新しい照明をあたえ、別な視角をひらくという意味であることが多い」と述べる¹⁹。そして高島を丸山政治学へと導いたのが自分自身の学生運動における挫折体験であったことを認めたとうえで、その丸山政治学への批判的視点を形成したものは六〇年安保以来、市民運動に参加しつづけてきた体験だったとする。その体験を経たことによって高島の関心の重点は以下のように移動したという。

精神の抽象的な自立よりもそれを支える社会技術や伝統の問題、個人のバラバラの自立よりも集団が内的にデモクラシーを現実化して集団として自立してゆくことの方を重要に思うようになってきた。丸山政治学は、この視点からすれば、いわば肉体を欠いた精神であり、インテリ好みの主知主義的な自立論のように思えてきた²⁰。

ここでおそらく高島が想起しているのは、たとえば丸山の「ラディカル（根底的）な精神的貴族主義がラディカルな民主主義と内面的に結びつくこと」といった表現に見られるような「精神の自立」だろう²¹。このような丸山の「精神の自立」について遠山敦は「精神主義とでもいえるような『理念』への『偏向』というその生き方や倫理的態度であり、またそれを生涯を通じて一貫して維持した精神の強靱さ」と表現している²²。

丸山の「純粹政治学」で期待されている以上のような主体像は、自身の情念を否定することにより「政治的ロマン主義」を否定する存在である。また「事実としての存在拘束性」を認めながらも政治的党派性も否定しないことによって民主化という政治的目的意識を維持し続ける存在である。精神の強靱さによって「理念としての学問的客観性」も維持されることになる。これが丸山政治理論における少数者によって維持される「ラディカルな精神的貴族主義」の視点である。

¹⁸ 高島通敏「『主体的市民』のための学問」(初出『第三文明』1972年10月号)『高島通敏集』第5巻、282ページ。

¹⁹ 前掲書、283ページ。

²⁰ 前掲書、283-284ページ。

²¹ 丸山眞男「『である』ことと『する』こと」丸山眞男『日本の思想』岩波新書、1961年、179ページ。

²² 遠山敦『丸山眞男——理念への信』講談社、2010年、12ページ。

以上のような視点を丸山の戦後民主主義構想において検討してみると、丸山自身は戦前から戦中期におけるいわゆる「重臣イデオロギー（重臣リベラリズム）」を批判しながら、その重臣イデオロギーにみられる貴族主義的な要素を継続していると言わざるをえない。自由で自発的な個人による会合での議論を通じて精神を鍛えられた人々がそれぞれ「少数者」として民主主義を維持し、多数者をさまざまな少数者に分節化して具体的に理解するという状況、つまり「ラディカルな精神的貴族主義がラディカルな民主主義と内面的に結びつくこと」は本当に可能なのかという問いである。

この点に関して高島は丸山が没した際の追悼文においても若干異なった表現ではあるものの、関連した指摘をしている。丸山に対しては戦後日本の民主化状況における「西欧近代主義者」であることへの批判、あるいは「国民主義者」であることへのポストモダンやポストコロニアルな視点からの批判などがあるとしたうえで、しかし、より批判されなければならないのは、「丸山の思想的道具立てのなかで、近代ということと市民ということの区分が、いま一つ明確でなかった」ことではないかと指摘している。「マキャヴェリやヒトラーの主体性と市民の主体性は明らかに異なる」からだという²³。

この問題に対して上記のような疑義をもつ高島は、丸山が想定している政治主体と異なるものを主体としている議論として京極純一と神島二郎を挙げている²⁴。京極純一にとって「秩序形成能力のある主体的市民」の自立の核は、「とらわれない知的な精神」でも「共同生活を営む常民」でもなく、それぞれの内面的信仰に根ざすことであり、その上に「賢さ」によって和解と協力と秩序を築いてゆくことを求めたのである。また神島は政治主体としての「語らざる民衆」を導出するために「第二のムラ」や「常民」の思想を展開した。

神島は丸山眞男の政治理論と柳田國男の民俗学を統合させながら独自の理論体系を作り上げたことで知られているが、この「常民」概念ももちろん柳田からの影響が強いものである。ここで神島は政治を「権力者と民衆の永遠の対立」としてみる観方から解放しようとしている。政治を知識人の言説からではなく民衆の「民俗」的行動様式から了解しようとする方法である。高島がこの神島の方法を評価するのは以下のような認識がもとになっていると思われる。

官僚的福祉国家観が主流を占めるわが国の政治体質の中では、リベラリズムの政治観は、「精神貴族」としてのインテリのベシミズムのあらわれでしかなく、また、日本のフォークロアの世界から政治を見上げることには、いつも過剰な「怨念」や「情念」がつきまどっていたり、また、逆に農本主義的なコミュニオンへの「あこがれ」に直ちに回帰したりという傾向が強かった²⁵。

つまり、情念や怨念が政治社会に結びつく論理自体を問題にしていたのであり、情念や怨念は絶対に政治社会に直接的には結びつかないことを強調しているのである。そうした力学を解明するために神島の「常民」概念は有用だったのである。高島は「天皇制の思想風土」についてもこの視点から以下のように述べている。「知識人は、大衆の中から脱出的に上昇し、それゆえに、

²³ 高島通敏「丸山眞男氏を悼む」（初出：時事通信配信、1996年）『高島通敏集』第5巻、152ページ。

²⁴ 京極純一『現代民主政と政治学』岩波書店、1969年。神島二郎『近代日本の精神構造』岩波書店、1961年。

²⁵ 高島通敏『『転向』研究から——林達夫像』（初出：『林達夫著作集』月報、平凡社、1971年）『高島通敏集』第5巻、125-126ページ。

自身のうちに大衆性を無媒介に温存させる。他方、知識人に置き去りにされた大衆は、実感的な生活の世界に埋没する。天皇制は、この思想のさげ目にしのび込み根を張る」ことになるのである²⁶。こうした局面にいたって問題となるのは政治主体としての知識人の責任である。そこで以下の部分ではその問題について論じたい。ただしその問題も、本稿のテーマである戦後日本における政治理論の構築という視角からの問いに限定して論じたい。

まず丸山は「政治理論」と自分の政治行動との距離について次のように述べている。

私の学問的な関心方面の「自然の発露」ではなくして、むしろ心理的にはそれにさからって、——評判の悪い言葉をあえてつかうならば——一人の市民として止むなしと「観念」しての行動の一部であった（したがって、なにか私の政治学の理論を——そのようなものがあるかどうかは別として——いまこそ適用し「実践にうつす」好個の機会として「魚が水をえた如く」活躍したというようなイメージで当時の私の言動を批判されたり、おだてられたりしたときほど、オヤオヤという奇妙な感じがしたことはない）²⁷。

よく知られているように、丸山は自身の活動に関して「本店」と「夜店」という使い分けをしていた。「本店」とは自身が専門領域とする日本政治思想史研究のことであり、それに対して「夜店」とはジャーナリズムを舞台とした時事的な言論活動のことである²⁸。ただ、先の引用からもわかるように、この「夜店」についての丸山本人の違和感は、「本店」との内容的な距離のためではない。またさらにその副業的な位置を問題にしていたわけではない。

丸山が他の知識人と異なるのは、この知識人による共同体に対して使命感とさえいえるほどの責任と義務を自らに課していた点である。専門研究者の枠を越える普遍的知的共同体への希求である。その知的共同体の成立を阻むものとは何か、という点が丸山の古典研究のテーマとなっていた。『文明論之概略』を読む』などはその典型である。それぞれの時代の「現実」が絶対的な意味を独占してしまうという日本社会の歴史性を問題にしたのである。したがってその批判こそが丸山にとっての啓蒙活動の中心となる²⁹。

しかし、高島の場合はそのような啓蒙が議論の中心になることはない。高島の論考には、先に引用した丸山の述懐のように「〇〇としての行動である」といった表記がほとんど見受けられない。「市民として」「研究者として」という人格の分離の観念が高島にはなく、むしろ常に統合された全人格をもとに発言し、著述活動をおこなっている印象を受ける。この意味において高島は

²⁶ 高島通敏「解説『戦後日本の思想』」（初出：久野収、鶴見俊輔、藤田省三『戦後日本の思想』講談社文庫、1976年）『高島通敏集』第2巻、151ページ。

²⁷ 丸山眞男『丸山眞男集』第9巻、161ページ。

²⁸ 丸山眞男『丸山眞男集』第12巻、110ページ。

²⁹ もちろんこれらの啓蒙活動と知識人コミュニティの関係も重要な問題である。特に丸山にとってはそうした知的共同体の形成が自らの研究の中心テーマとなっていたと同時に、その実践を自らに課していたために、いっそう重要なものとなる。たとえば有名なように丸山が指摘する近代日本に出現した3つの知的共同体（明治初期の自由民権運動、大戦間の共産主義運動、終戦直後の悔恨共同体）のなかでも最後の「悔恨共同体」については本稿にも関連するところは大きい。しかし丸山のいう悔恨共同体が「過去の失敗をくりかえさない」という思想（というよりは実感）に基づいているとはいえ、これを「次はうまくやる」という決意表明のようなものと理解すれば、戦後の保守本流の政治家や知識人に親近性をもつ可能性も高いという点は指摘しておきたい。

いわば「全身政治学者」なのである³⁰。

だからこそ高島においては研究者、市民運動家でありながら、教員としての自己限定、禁欲が強く、『政治学への道案内』などの教科書や入門的論文など、若年層の人々や学生が読むことが想定されている著作については自らの政治性を説くことがほとんど見られない。もちろん丸山も政治学的論考は政治的主張でないことに対して非常に意識的かつ自覚的だったが、それが、前述の「人格分離論」に基づくものであるのに対して、高島の場合は、そのような使い分けが否定され、(おそらく高島からすれば)都合の良い「人格分離論」ではなく、一個人の確固たる統合性に基づいて、自己の主張における政治的禁欲性が展開されるところに両者の象徴的な差異を指摘することができる。

高島にとってはこうした丸山と対照的な認識にいたる経緯は自身の市民運動への参加によって形成されたと認識しているので、その過程について論じたい。ちなみに高島は他の文章でも丸山のアカデミズムへの撤退について言及している。それによれば、丸山は「思想史家としての任務を、代表的な知識人の認識枠組みの分析に限定し、六〇年安保以降は日本の現代についての発言をやめて大学の研究室に戻り、時代を超えた日本の思想の原型を探るアカデミックな仕事に集中していった」のに対して、藤田省三は「在野の一知識人として、現代の思想的課題に正面から取り組み発言しつづけ、藤田が師事し敬愛した丸山眞男の射程から自然にはみ出し、独自の地歩を築いたと対比的に評している³¹。後にこの藤田の行動が高島に対して市民運動の現場で大きな影響を与え、高島自身が運動の政治理論化を進める契機のひとつになっていく。

1953年以降、思想の科学研究会に参加していた高島は、つづいて鶴見俊輔による転向研究会にも参加する。鶴見、高島はともに1960年6月に画家の小林トミの発案から始まった「声なき声の会」に参加する。そうした市民運動への高島の参加から1965年の『『ベトナムに平和を!』市民文化団体連合』、のちの『『ベトナムに平和を!』市民連合』(通称:べ平連)の結成、組織化にいたる経験が高島に市民運動の理論構築を可能にしたと考えられる。しかし情況はより複雑である。

日米安保条約反対運動のあと、市民運動が停滞していくなか、1960年10月には浅沼社会党委員長らの刺殺事件が起こる。翌1961年2月には、『中央公論』1960年12月号に掲載された深沢七郎の小説「風流夢譚」に抗議する右翼によって、中央公論社の嶋中鵬二社長の自宅が攻撃され、家政婦が殺害され、社長夫人が重傷を負うという事件があった。

そして1961年12月には天皇制特集号だった『思想の科学』1962年1月号が編集を担当していた思想の科学研究会に無断で中央公論社によって断裁される。その後の紆余曲折を経て『思想の科学』は思想の科学研究会によって自主刊行されるようになる。しかしこの事態の推移のなかで、思想の科学研究会の中央公論社に対する姿勢に反発した藤田省三は脱会届を公表するに至る。鶴見、久野収、さらには竹内好、永井道雄などもこの一連の問題に関係してくるが、ここで高島は当時の思想の科学研究会事務局長として、会長である久野収と行動をともにし、事態の収拾に尽くそうとした。そうした問題を処理しながら高島は自らの市民運動の理論を構築していく。

その経験のなかで高島は『思想の科学』が目標としていたのは本来「生活者との交流」であって、それは「専門家」と「生活者」の対比という二元論を否定するはずであったことを、「シン

³⁰ この表現は埴谷雄高がかつて井上光晴のことを形容した言葉、また井上を主人公にした原一男監督のドキュメンタリー映画の題名「全身小説家」に依っている。

³¹ 高島通敏「藤田省三氏を悼む」(初出:「あしがくぼ通信」2003年)『高島通敏集』第5巻、158ページ。

マイ事務局長」として再認識するに至る。しかし、日本の社会構造に強く居座る「実感主義⇔抽象的訂正」「生活者の哲学⇔アカデミックな理論」「ホンネ⇔タテマエ」という二元論において、会がそれぞれの前者の立場を選択し、後者を排斥的に拒絶することになるのであれば、思想の科学研究会は大衆社会化の波に埋没するという疑念を持つにいたるのである³²。こうして「二階家」的思想構造としての日本の伝統的哲学が運動論の視点から批判されるにいたる。

当時の思想の科学事務局長としての高島の行動は、「ときに極めてラディカルになるにせよ、『思想の流派としては妥協を重大に考えている』と生涯を回想する鶴見の流儀にもかかって」と都築勉は指摘している。また「高島や鶴見にとっては六〇年安保の『声なき声の会』の運動が直ちにべ平連の運動に発展したと言うより、間に天皇制特集号破棄事件という極めて困難な経験を挟むことによって、より広く深く市民運動の論理を構築するようになっていたと考えられる」のである³³。

こうした経験が高島の運動の政治理論形成に与えた影響は以上のようなものだが、さらに問題を複雑にしているのが高島が師と考えた鶴見のアカデミズムに対する姿勢である。鶴見と行動をともにしながらアカデミズムの世界に生きることになった政治理論家としての高島は、その鶴見の方法論について以下のように述べている。

ひと一倍情念の強い躁鬱気質の鶴見が、冷徹な自己抑制と無機的な資料捜査を必要とするウェーバー的な了解科学や近代主義的な実証科学の道を追うはずがないと考えるのが自然である。ましてや、戦後の官学アカデミーの中でそれらが急速に正統性を確立しつつあるとき、反アカデミズムを旗印とする運動に執念を燃やしてきた鶴見が、素材こそ野心的とはいえ、方法的にアカデミーの亜流の道をたどるわけがないのだ³⁴。

鶴見が政治理論についてどのように考えていたかについて高島は次のようなエピソードも挙げている。高島がサークル（転向研究会と思われる）で発表したとき、「鶴見があげる転向の類型学の諸要因、状況・気質・強制力の種類・イデオロギー等を組み合わせつつ、ひとはいかなる要因の組み合わせによりいかなる転向をするか」を説明しようという「転向についての〈雄大な〉理論モデル」を高島が発表したところ、鶴見は「そんなパチンコの玉の落ち方の理論みたいなものに意味はない」と一蹴し去った、というのである。転向学を打ち立てようとする鶴見にとって究極的に意味をもたせられていたのは、「明らかに〈例外〉的にはみだす個々の玉の名実なのであって、玉の落ち方の実証的な一般理論でもなければ、クギの配列の仕方についての構造的了解でもなかった」のである³⁵。

このような鶴見の方法論を間近で見ていた高島にとって、ここで批判されているような「アカデミーの亜流」や「パチンコ玉の落ち方の理論」のようなものに接近することがあるはずはなかった。

³² 高島通敏「運動としての思想の科学——シンマイ事務局長の日記から」（初出：『思想の科学』1962年9月号）『高島通敏集』第5巻、66ページ。

³³ 都築勉「道場の内と外の交流——鶴見・丸山・高島が作る知の三角形」『現代思想：総特集 鶴見俊輔』2015年10月臨時増刊号、第43巻15号、207ページ。

³⁴ 高島通敏「解説『鶴見俊輔著作集 第2巻』」（初出：『鶴見俊輔著作集 第2巻』筑摩書房、1975年）『高島通敏集』第2巻、164～165ページ。

³⁵ 前掲書、164ページ。

4. 実践：研究と運動

既述したように高島はある種の「全身政治学者」として、領域別の発言や、時機に応じて自らの発言の政治的意味などを使い分けるといふ発想をそもそも持っていなかったように思われる。したがって政治学者としての専門研究、活動家としての市民運動、大学教員としての教育活動の三つの類型的行動は高島のなかでは（少なくとも本人の意識のなかでは）対立しあうことなく、自然に融合していたはずである。もちろんそれらは実際の行動によってのみ成立する以上、それら三種の同時実践なくして、高島も成立しえない。そして最終的にはその三類型の融合を可能にしていたのは、高島の思想のなかでも特に独創的だと思われる「日常性」の思想だったのではないか。これよりあとの結論部分において、その理論と思想の構造について考えてみたい。

まず研究者としての実践についてである。転向についての共同研究への参加から始まった高島の研究者としての活動は、その直後に東京大学法学部の助手として発表した「アメリカ近代政治学の基礎概念」へと展開していく³⁶。この助手論文での行動主義的アプローチとモデルにおいても問題意識は明確だった。象徴化された社会規範の体系によって政治現象の説明に代えようとすることへの反発や、それまでの「制度主義」への批判は非常に顕著である。そうした基本姿勢のもとで「経験的」「科学的」な政治学が追求されている。そうした研究主体としての思想的宣言となっているのが「職業としての政治学者：政治学入門以前」である。

高島にとって「政治人」とは現実への関心をもち、指導・支配への意欲を持ち続ける存在である。それに対して「政治学者」はどこかで政治に挫折し、客観性、科学性をもとに政治に最接近する人間として規定される³⁷。そして丸山眞男の「現代における人間と政治」に対して、特にそこで提起される「マージナル・マン」としての政治学者の位置について検討される。常に自分が属する組織の周辺に位置することによって、内部と外部のあいだの緊張関係を体現することが重要であるというこの丸山の「マージナル・マン」を高島はいったん「批判的知性の学」として評価する³⁸。

しかし1968年の大学闘争を経た後でもそれは社会的に通用するのかという問いへと高島はつづけていく。つまり権力批判のバトスの空洞化が起こるのであって、「サラリーマン化した研究者群の出現」する状況を想定するのである。そうした状態で「市民の政治学とは何か」が維持されるためには単なるマージナル・マンという概念の提示では不十分だということになる。

つまりそこで必要となるのは支配の二分法の否定であって、「指導者と大衆、政治学者と一般市民という二分法を永遠不変なものとして固定化する思考法を疑うこと」が主張される。そのうえで、マージナル・マンが根本的に否定される。「こういう〈解毒剤〉的位置に自らを置くことが、いかに〈挫折〉と〈禁欲〉によって支えられているにせよ、究極的には専門への逃避の口実として、むしろ保身の役割を果たしているのが現実の機能なのである」。したがって重要なのは「権力を解体する市民の組織をどのようにオルグし、つくり上げるかという相互オルグの思想であり、そこに必要な技術と情念の問題」だということになる。こうして〈高貴な断念〉と〈冷徹な現実認識〉

³⁶ 高島通敏「アメリカ近代政治学の基礎概念」（初出：『国家学会雑誌』76巻7・8号、1963年、77巻7・8号、1964年）『高島通敏集』第1巻。

³⁷ 高島通敏「職業としての政治学者：政治学入門以前」（初出：『思想の科学』1970年5月号）『高島通敏集』第5巻、290-294ページ。

³⁸ 前掲書、302ページ。

による戦後政治学ではなく、〈凡人のオプティミズム〉と〈方法的な模索〉による市民の政治学が提唱される³⁹。

研究の実践と同様に市民運動の実践については「運動の政治学」において総合的に議論がまとめられている。権力は自らの精神（意志）によって他者の身体を動かし、市民は自らの身体を動かす運動によって他者の意志（精神）を動かそうとする、という定式にもとづいた論考である⁴⁰。

しかし先に述べたように高島の運動理論は、抽象的に作り上げられたものではなく、思想の科学研究会、声なき声の会、ベ平連といった運動の中心にいて経験したことが、この運動の理論の統合にも大きな影響を与えているのがよくわかる。興味深い例としては、こうした市民運動が既存の左翼政党や新左翼運動と連携するべきかどうかという点について、常に高島は逡巡しながらも最終的にはそれらを「権力の論理」の一部として否定しているということがあげられるだろう。

たとえば声なき声の会が六〇年安保闘争の最中、既成政党と距離をとるとき、高島は「自分たちの自発的心情が、効果の予測の上のみ立つ政治の論理によって無惨にも引き裂かれた音」を自らの内に聞く⁴¹。また自分たちの市民運動において新左翼系の諸セクトと距離をとることについては、「市民運動をスローガンや路線における幅広主義としてではなく、ましてや革命への戦略や展望における統一としてではなく、大衆の根にあるところの心情に即した共同性の表現としてつくり上げてゆく」必要性を説いている⁴²。

またベ平連は新左翼と協同すべきという主張がベ平連内部で優位を占めたことに対しては「市民運動を大衆運動として考える際の不徹底さが原因している」と批判したうえで、「そこにあるのは、大衆運動の、党派に対する基本的優位性への自信の欠如なのだ。この自信の感覚がないとき、市民運動は単なる量としての大衆運動の地位におとしめられ、特定の政治目的のための力の補完として動員され利用されるものに変形させられてゆく」と警鐘を鳴らす⁴³。

これらの党派的政治に対する批判の根底にあるのは「市民運動が根を下ろすべき大衆の心情とは、権力不信の心情」であるという確信である。そしてこの「権力不信」とは、単に政府を頂点とする体制の権力への不信であるだけでなく、反体制エリートのなかにもある〈小天皇制〉や〈小名望家社会〉への不信でもある。そのうえで「体制権力とエリート構造の交錯のなかで今や二重に疎外された大衆は、深い不信の心情を孤独の中にかみしめながら、マイホームの〈私〉へ逃避する」しかなく、「日本の大衆において、〈私〉を〈公〉に転化してゆく道筋が、その意味での〈私〉の〈個〉への転成が、反体制運動の中でさえ絶望的に閉ざされている」として、その不信感をもとに進展する管理社会化を批判するのである⁴⁴。

以上のような記述から浮かび上がるのは、高島が考える「政治」の観念である。つまり高島にとって政治とは、政策レベルの議論でもなければ、政治的党派の選択の問題でもない。それはひとえに人々が社会に対峙するときの「スタイル」の問題なのである。そしてそのスタイルの優劣

³⁹ 前掲書、303-304 ページ。

⁴⁰ 高島通敏「運動の政治学」（初出：『年報政治学 1976 年』岩波書店、1977 年）『高島通敏集』第 1 巻。

⁴¹ 高島通敏「声なき声の会の政治体験」（初出：『日本読書新聞』1960 年 7 月 23 日）『高島通敏集』第 1 巻、6 ページ。

⁴² 高島通敏「『声なき声』運動の十年」（初出：『声なき声のたより』50 号、1970 年）『高島通敏集』第 1 巻、43-44 ページ。

⁴³ 前掲書、44 ページ。

⁴⁴ 前掲書、45 ページ。

の評価は、それ自体にあるわけではなく、「より良い生活」への寄与という有効性による判定し
 かないのである。これは高島の論考の各所で言及されるバーナード・クリック『政治の弁証』の
 なかの政治の定義とも即応しているともいえる。

こうした政治のスタイルへの言及は、1980年代日本の地方政治のルポである『地方の王国』
 において、各地の社会党の状態を調査する際に、議席数さえ維持できればどのような政治スタイル
 でも良いと開き直る地方議員への批判として表れている⁴⁵。また自民・さきがけとの連立政権
 に参加することによって瓦解していく社会党への激しい批判とも通底する⁴⁶。

繰り返すことになるが、高島にとって以上のような研究の実践と運動の実践は、相互に対立す
 るものでもなければ、使い分けのようなものでもない。ごく自然に一人の人間として実践してい
 るものである。そしてそれを可能にしているのは、高島の理論構造における「日常性」という概
 念なのである。

5. おわりに：日常性と可能性の理論化

高島は「日常の思想とは何か」において、現代政治を「日常性と非日常性の往還」ととらえて
 いる。一見、マルクスとヴェーバーの基本概念の解説に読めなくもないこの論文において高島が
 展開している論理の射程は限りなく広い。また執筆時に全盛期を迎えていた全共闘と市民運動と
 の距離を維持しようとする主張も含まれるのは事実である。日常性を否定しながら知識人を批判
 する新左翼ラディカリズムに対して市民の自律性を維持するための方針が示されてもいる⁴⁷。

しかしこの高島の論文の中心テーマは、これもまた既述したような「理論と実感」「知識人と
 大衆」といった戦後日本の民主化状況における「二階家」的思想構造を超越するための方途なの
 である。「日常」について考え抜くことによって、ほぼ日本精神の宿命のようにさえ理解されか
 ねない悪循環を断ち切ろうとしたのである。

高島のその方法は、単純化すれば「日常のなかに政治を発見する」というものであり、非政治
 的領域を政治的に維持するというものである。つまり日常と非日常が相互に組み入れられること
 によって日常が解放、開放されていくのであって、そこに参画するのが主体としての市民だとい
 うことになる⁴⁸。この日常と非日常の相互交通による社会変革の構想は、あらゆる領域の「二階家」
 構造をも対象とする。個人の内面における公私意識の分裂に対しても、また社会と家庭、家庭と
 個人といったものまでも含まれるだろう。

こうした日常性のなかの「政治の発見」こそが、政治的言説の有効性と可能性の証明になるの
 であって、その証明の方法こそが高島にとってはリアリズムなのである。そうした可能性の技術
 の発見の方法について高島は次のように述べている。

政治学者は、〈非合理〉的とされる大衆の行動の底に、直接的世界の中で主体的人間を回復し
 ようとする力学のあることをみてとらなければならないし、同じように、経済的規定性に抗し

⁴⁵ 前掲書、同ページ。

⁴⁶ 高島通敏「自民党に埋没する社会党」(初出:『朝日新聞』1984年8月5日)『高島通敏集』第4巻、24ページ。

⁴⁷ 高島通敏「日常の思想とは何か」(初出:高島通敏編『日常の思想』筑摩書房、1970年)『高島通敏集』
 第2巻。

⁴⁸ 高島、前掲書、42-44ページ。

そこからぬけだそうという民衆の自発的な力を無視することはできない⁴⁹。

そしてそれらの「リアリティを〈可能性〉という幅において切り取り、政治における慣性的な法則性を、それを廃絶するという問題意識とともにとらえるという学問においては、その探究者個人の思想的活眼は、ある意味では、すべてなのである」と述べる⁵⁰。

「現在」に還元しきれない「現実」の多様性をわたしたちは読み取るべきであるし、そうした姿勢がなければ、権力は「現在」のみを根拠に、権力への追従をわたしたちに要求するだけである。完全な支配がない以上、政治学が完全に体系化されないのは当然である。もしそうした「政治の完成」があるとすれば、それは悪夢のような社会以外ではありえない。だからこそ政治学のこうした未完成性、永続性は政治学に対する社会的要請を示している。これは逆説ではなく、政治の部分的進展、微調整による永続的な社会変革の可能性を示すという、政治学の中心的機能によるものである。

それらに全身全霊で打ち込むことが政治学者の責務だとすれば、たとえば丸山眞男における〈理論的探求、市民的政治実践、政治教育〉の相互補完はその責務への対応方法としてしごくまっとうなものである。たしかに松本礼二が、ある断念として陳述するようにそれを現代の政治学者に要求することは、「過大な要求」なのかもしれない⁵¹。しかし高島通敏という事例は、丸山とは異なった形でその隘路が必ずしも不可能ではないことを私たちに示している。

【補記】

本稿は高島通敏没後10年を記念して開催された講演・討論会「市民政治を論ずる」（立教政治研究会・市民政治研究会共催、2014年7月5日、於：立教大学）での研究報告「政治理論における〈有効性〉：高島通敏と戦後日本」をもとにしている。講演・討論会の企画、運営に関わった方々、また当日、多くのコメントを提供していただいた方々に謝意を表したい。

なお本研究の一部は新潟国際情報大学共同研究助成事業、および日本学術振興会（JSPS）科学研究費助成事業、基盤研究（C）19530119、基盤研究（C）23530173による助成を受けているものである。

⁴⁹ 高島通敏『『主体的市民』のための学問』（初出：『第三文明』1972年10月号）『高島通敏集』第5巻、280ページ。

⁵⁰ 前掲書、281ページ。

⁵¹ 松本礼二、前掲書、486ページ。

第1次五カ年計画期（1928-1932）の ソ連極東漁業における日本人労働者 — 頻発する労働争議とその背景 —

Looking for Better Jobs in the USSR: Japanese Seasonal Migrant Workers Employed by Soviet Far East Fishery Companies in the First Five-Year Plan (1928-1932).

神 長 英 輔*

要旨

The Soviet fishery industry in the Soviet Far East made rapid progress in the first Five-Year Plan (1928-1932). Soviet state-owned fishery companies made better catches and produced increasingly greater quantities of canned fish each year. Soviet fishery companies were then in competition with powerful Japanese companies that operated many demarcated fisheries along the Soviet Far East coast, especially in Kamchatka, since the Portsmouth Peace Treaty (1905).

In 1928, the USSR and Japan concluded their new fishery treaty that did not favor Soviet fisheries. The Soviet government attempted to promote Soviet fishery with the aid of Japanese fishery materials and transport ships. Over 4000 seasonal migrant workers from Japan contributed to the great success of Soviet companies.

However, these companies experienced many labor disputes by Japanese workers, especially in 1929. The workers complained about the terms of their contracts, which often differed from those presented in advance by employment agents in Japan. These companies also lacked sufficient arrangements for good operations, which was a cause of concern among workers who expected to be paid according to a percentage of profits.

キーワード：漁業、ロシア（ソ連）極東、労働問題、カムチャッカ半島、第1次五カ年計画

はじめに

この論文は1929年に日本の「北洋漁業」とソ連極東漁業に起こった変化を明らかにする試みである。

1929年はロシア史上の一大転機である。この年は「上からの革命」、すなわち全面的な農業集団化と強行的な工業化が始まった年であり、スターリン自身が「偉大な転換の年」と称した年だった。1929年にはソ連極東の漁業も大きな変化を経験した。この年、ソ連極東各地の漁場でソ連企業に雇われた日本人労働者たちが多くの争議事件を起こした。なぜ、この年に争議が多発したのか。そもそもなぜソ連企業がこれほど多くの日本人を雇っていたのか。この論文はこれらの具

* KAMINAGA, Eisuke [国際文化学科]

体的な問いに答えながら、この地の漁業に起こった変化の内実と背景を明らかにし、日本の「北洋漁業」とソ連極東漁業が相互に深く関わっていたことを明らかにする。

この時期にこの地の漁業が大きく変わりつつあったことは数々の研究が指摘している。しかし、双方の変化が相互に大きな影響を及ぼしあっていたことは論じられていない。そもそも日本では「北洋漁業」という概念がロシア（ソ連）沿岸で日本企業が経営する漁業を指してきたこともあり、日本の「北洋漁業」研究はソ連側の動向に積極的な関心をもってこなかった。一方、ソ連の研究は日本企業による「北洋漁業」に早くから注目してきた¹。

この時期の状況を論じたロシアの先行研究としては、第一人者のマンドリクの研究がまずあげられる。マンドリクはソ連企業が雇用した日本人労働者の数を具体的に示し、これらがソ連国内からの移住者に代えられていったことを紹介している²。ただ、これらの記述は簡潔なものにとどまり、1929年に頻発した争議にも触れていない。

ソ連企業が雇用した日本人労働者の数は1929年から1930年にかけて5000人近くに達した。一方、1929年、党中央委員会政治局はこれらの日本人労働者をソ連人に代えていくという決定をおこなった³。このことは何を意味しているのだろうか。

ソ連側は日本の労働力や技術を積極的に取り入れて地域の経済を発展させようとしていた⁴。実際、巨大な国営水産会社であるカムチャッカ株式会社（略称 AKO、以下アコ）が発足したのは1927年6月である。カムチャッカの漁業史に詳しいイリイナは日本への依存が当然の結果だったとし、アコの誕生は「(本格的に)カムチャッカに戻ってくる日本に対してソ連側が出した回答だった」と述べている⁵。すなわち、日ソ漁業条約（1928年）や第1次五カ年計画（1928年）の前に、日本に頼りつつ日本を圧倒するという方針が定まっていたということである。

近年のロシアの一連の研究は、こうした状況の概略をよく描き出している。しかし、これらは現場の具体的な問題には触れていない。ロシアの研究はソ連企業に雇われた日本人労働者の争議にも言及していない。そうした「日本頼み」の漁業生産の実態も明らかにしていない。

この論文は日露の先行研究の成果をふまえ、双方が注目していない諸問題に光を当てる。これは、ソ連企業によるソ連極東漁業と日本企業による「北洋漁業」を相互に深く関わるものとして理解し、世界有数の豊かな海における巨大な産業の全体像を描き出すために不可欠な作業である。

1. 1929年の露領漁業

1.1. 日ソ漁業条約の締結（1928年）

1905年のポーツマス講和条約は日本の漁業者にとって福音だった。日本帝国の臣民が広大なロシア極東沿岸でロシア帝国の臣民と同等の漁業権をもつことになったからである。これ以降、カムチャッカ半島の沿岸を中心に日本のサケ・マス・カニ漁業が発展していった⁶。

ポーツマス講和条約を踏まえて1907年に締結された日露漁業条約は1919年に満期を迎えた。当時、日本政府は西シベリアのオムスクを拠点とする、反革命のボルチャーク政権を支援し、正式な政府として承認していた。1919年のロシア極東地域はボルチャーク政権の影響下にあった。日本政府は、漁業条約の効力を暫定的に延長するための交渉をボルチャーク政権との間で進め、ほぼ日本の要求通りに交渉は決着した。しかし、ソヴィエト政権の攻勢により1920年初頭にボルチャーク政権は崩壊した。日本政府はその後も反革命勢力の支援を続けたが、国内外からの強い批判を受け、1922年の秋に北サハリン以外のロシア極東全域から日本軍を撤収した。

ソヴィエト政権は成立当初から極東地方における日本の漁業権益の回収を試みていた。1921

年3月、ロシア・ソヴィエト共和国の外務人民委員部は、極東地方の各漁区の入札をロシア・ソヴィエト共和国と極東共和国でそれぞれ別個に実施することを計画した。その目的は、アメリカの漁業者をカムチャッカの漁区入札に参加させて日本の漁業者の漁区独占を打破することにあつた⁷。

日本がソ連と正式な外交関係を樹立したのは1925年の日ソ基本条約である。この条約によってポーツマス条約の有効性が確認され、これを受けて新たな漁業条約交渉が開始された。そもそもソ連政府は旧条約の内容を引き継ぐことに難色を示し、新条約の交渉は難航した。困難な交渉を経て新たな日ソ漁業条約が発効したのは1928年5月である。旧漁業条約が満期を迎えてからすでに10年近くがたっていた。その10年間、日本政府は極東の地方政権やソ連政府と暫定的な協定をそのつど結び、日本の漁業者はその枠組みのもとでソ連極東各地に出漁していた。

1928年の新漁業条約で日本政府は日本の漁業権益の現状維持に成功した。条約の議定書は一部の漁区に対する特別契約を認めていた。これはすでに整備されている漁区とその隣接漁区を高額の借区料を払うことで毎年の入札の対象外とし、10年間の長期借区を認めるという契約である⁸。特別契約は1928年11月に結ばれ、日魯漁業株式会社（現・マルハニチロ、以下日魯）などの日本の漁業者は、この特別契約の対象になった優良漁区、いわゆる「安定漁区」に積極的な投資をおこなうことができるようになった⁹。

1.2. 島徳（宇田）事件

新条約が定めた新たな漁業制度がはじめて実施されたのは1929年である。この1929年に露領漁業は大きな転機を迎えた。1929年4月におこなわれた漁区入札が露領漁業の最大手だった日魯に会社存亡の危機をもたらしたのである。いわゆる島徳（宇田）事件である。

この時期、日本の漁業者がロシア（ソ連）沿岸で経営していた漁業は「露領漁業」とよばれていた。そもそも「北洋漁業」は1930年代に一般に広まった用語法である。日本における「露領漁業」あるいは「北洋漁業」という概念は「ロシア（ソ連）領で日本人が経営する漁業」を意味しており、ソ連企業は含まれなかった。

露領漁業では、漁業条約が沿海州からカムチャッカまでの漁業の対象漁区を公式に定め、日ソの各企業や個人が毎年の入札でそれらの漁区を落札することになっていた。入札とはいえ、多くの漁区は前年度の経営者が権利を更新するのが通例だった。とくに日本の漁業者は漁業者の組合である露領水産組合の内部で相互の調整をすませており、日本の漁業者のあいだで漁区を奪いあうことはなかった。しかし、この年の4月の入札では、宇田貫一郎（元日魯社員）という人物が日魯の優良漁区を異例の高値でつぎつぎと落札してしまったのだ。

すぐに宇田貫一郎の背後に日魯元幹部の島徳蔵と中山説太郎がいることが明らかになった。現在では当時のトロヤノフスキー駐日ソ連大使が事件に関与していたことが確認されている¹⁰。日本から権益を回収するための一策としてソ連側が日魯の混乱と弱体化をはかったのである。

問題の解決にあたり、日魯は業界や政界に支援を求めた。独占的な地位にあった日魯の支援には批判も多かった。しかし、日魯は、「露領漁業は日露戦争で得られた国益であり、日魯がそれをソ連から守ってきた」と主張し、批判をうまくかわした。政財界の有力者の仲介を得て日魯と島らは和解した。さらに日ソ政府間の交渉を経て問題は全面解決し、日魯は前年並みの漁区数を維持することができた。

しかし、この年の入札ではこの騒動の一方でソ連側の多くの企業が日本側の多くの優良な漁区をかかなりの高額で落札し、あらたに経営することになった。この年は「露領漁業」における日本

の圧倒的な優位が大きく揺らいだ年だったのである。

1.3. ソ連極東漁業の発展

ソ連極東の漁業にとっても1929年は「偉大な転換の年」だった。まず、漁業に対する投資額は前年の500万ルーブルから1880万ルーブルへと3倍以上に伸び、さらに翌1930年には5500万ルーブルへと激増した¹¹。1929年に入札の対象となった漁区のうち、ソ連側は全体の36パーセントの漁区を落札した(1928年は14パーセント)¹²。この傾向は続く。1930年のソ連側の漁区は46パーセントに達し、漁区数で日ソはほぼ互角になった¹³。

漁獲量や製品の生産額は年による豊凶の変動が大きい。そのため必ずしも単純な右肩上がりではない。ソ連極東における水産製品の生産額(以下、カッコ内は生産量)は1928年が4000万ルーブル(15.3万トン)、1929年が4950万ルーブル(17.1万トン)、1930年が8700万ルーブル(31.7万トン)だった¹⁴。

1929年に漁区の数ほどに生産額が伸びていないのは豊凶の影響である。1917年以来、カムチャッカでは西暦の奇数年にカラフトマスが不漁になっていた。カムチャッカにおけるカラフトマスの主要な産地は西海岸地方である。この西海岸地方では、1927年が2100万尾、1928年が1億1100万尾、1929年が1500万尾というように1929年が大不漁だった¹⁵。しかし、1929年、ソ連極東全体でみるなら、漁獲量にしろソ連側の割合は大きく伸びた。日ソの漁獲量の百分比は、1928年が日本の83、ソ連の17だったのに対し、1929年には68対32になっている。条約の対象外の漁場も含めれば、1928年の49対51が、1929年には35対65となり、ソ連側の躍進はいっそう顕著だった¹⁶。

アコの漁獲量は豊凶の変動をしのぐ成長をみせた。第一次五カ年計画の初年の1928年におけるアコの漁獲量を100とすると、1929年は120、1930年が282、1931年が261、1932年が398となった¹⁷。この時期のアコはタラ漁業やニシン漁業の漁獲量を伸ばしており、上の数字にはその影響が含まれているとみるべきだろう¹⁸。

ただし、漁獲量ほどに生産額は伸びなかった¹⁹。高い付加価値を生み出す缶詰生産が立ちおくれ、生産の質的向上が計画通りには進んでいなかったのである。これは労働力、とくに熟練労働者不足が原因だった。すでに1928年夏、労働人民委員部が極東の水産業に対する労働力移入を指示していた²⁰。しかし、1928年、1929年ともにこうした移住策は予定通りに進まなかった²¹。漁期みの季節労働者の移入も辺境ゆえにうまくいかなかった²²。一方、日本の労働者はすべてが季節労働者で熟練者も多く、よく働いた。ソ連企業が日本人労働者を雇用した背景にはこうした事情があったのである。

以下では当時のソ連企業の経営についてももう少し見てみよう。アコと他の企業は対等な競争相手ではなかった。アコにはカムチャッカ地域の開発のために強大な権限が与えられていた。前出のイリイナは同時期の他地域の企業体と比較しながら、地域経営におけるアコの役割を論じている²³。このなかでイリイナはピリヤソフの研究を参考にしてアコを「超企業体」(суперорганизация)のひとつと定義している²⁴。

「超企業体」は高位の執行機関によって設置された独占企業体であり、地域の工業化のために資源開発の権限を独占していた²⁵。実際にアコはカムチャッカの漁業生産と毛皮生産を一元的に管理していた。それ以外にも、先住民の生活改善、各地への物資供給、国内からの移住者政策に関する権限を持ち、さらに地区ソヴィエトなどの政治機構を地域に行きわたらせるという政治的

な課題も担っていた²⁶。ただし、アコは囚人労働力を使用せず、それは「超企業体」としてはきわめて珍しいことだった²⁷。

当時のソ連極東地域の全体でみると、アコのほかにも極東国営漁業トラスト（Дальгосрыбгrest）や極東地方漁業連合体（Далькрайрыбаксоюз）などがあり、いずれも漁獲においてそれなりに大きな役割を果たしていた。実際、漁獲量（1930年）において両者はアコに肩を並べていた²⁸。ただ、以上で見たとおり、アコは単なる水産会社ではなく、その存在感は圧倒的だった。

一方で私企業も存在していた。同時代の日本側の外交文書には、ソ連のこれら「私企業」を名義のみの存在とみなす見解がある²⁹。1928年の新漁業条約は、ソ連の国営企業が落札できる漁区の数に制限を設けていた。その制限をかいくぐるために実態のないニセの私企業に経営させているというのである³⁰。当時のソ連の「私企業」が日本のそれと大きく異なっていたのは確かだが、漁区入札のために「私企業」を装っていたというのは言い過ぎである。

革命前から続いていた私企業のひとつであるリューリ商会の場合、資金は国営の極東銀行から調達し、日本で購入する漁具の調達は在函館のソ連通商代表部が担当し、雇用する日本の労働者への賃金支払いも通商代表部が引き受けていた³¹。日本の外交官らはこの点をあげて「私企業性」を否定していた。しかし、ソ連ではすべての金融機関が国有化されていたし、対外的な経済活動は通商代表部が管理していた。それゆえ、上記の点を指摘するだけでは「私企業の仮面をかぶった国営企業」と結論づけることはできない。

ただ、極東銀行を介して国家機関が私企業の経営に大きく関わり、私企業に対する制約が年々強まっていたのは事実である³²。リューリ商会は極東銀行から融資を受けるにあたり、漁獲した魚の一部を国営企業に引きわたす条件を課されていた³³。河川漁業を担っていた漁業協同組合（アルテリ）も同様の義務のもと、獲った魚をアコに売却していた³⁴。リューリ商会などの私企業がアコをしのご企業に発展していく可能性はまったくなかったのである。

2. 労働の実態

2.1. 漁夫と雑夫

この時期、ソ連極東のソ連企業で漁業に従事する労働者の数はめざましく伸びた。その数は1927年が1万7300人、1928年が2万3300人、1929年が3万1800人、1930年が5万人以上であり、1927年からの3年間で3倍近く、1928年からの2年間で倍近く増えたことになる³⁵。この大幅な伸びのなかに日本の労働者が含まれていた。

ソ連企業に雇われた日本人労働者のおよその数はいくつかの資料から知ることができる。日魯の社史である『日魯漁業経営史』はアコを含む4つのソ連企業に計4016人（1928年）が雇われていたと記している³⁶。大阪毎日新聞の記者で1929年に現地取材した長永義正は、ソ連極東沿岸で働く日本の労働者を約3万人とし、その半分が日魯、残りの3分の2が他の日本企業、3分の1がソ連企業に雇用されていると記している³⁷。この見積もりにしたがうなら、ソ連企業には約5000人が雇用されていたことになる。したがって、1928年にはソ連企業の全労働者2万3300人のうちの約4000人、1929年には3万1800人のうちの約5000人が日本の労働者だったとすると、ソ連企業の全労働者の2割弱が日本人だったことになる。『日魯漁業経営史』はこの4000人のうち、1762人がアコ、1449人がリューリ商会に雇用されていたとしている³⁸。このアコの数字はソ連側の資料から計算したマンドリクの数字と大差ない³⁹。

労働者の職種は二つに分けられた。船に乗って魚を獲る労働者と漁区附属の工場で魚を加工する労働者である。当時はそれぞれ漁夫と雑夫と呼ばれた。漁夫と雑夫という大きな区分の下にはさらに細かい分類があり、経験と能力に応じて仕事が割り振られていた。

カムチャッカの大半の漁区は、魚を獲る漁区と漁区に建てられた工場を合わせて一つの漁場として経営されていた。1929年当時のカムチャッカを例にとると、ある漁場は5カ所の漁区からなり、187人の漁夫と198人の雑夫が労働していた⁴⁰。これは日本企業の例だが、ソ連企業と日本企業の漁場で大きな違いはなかったようだ。

1929年、アコの主力工場である、ウスチ・カムチャツク第2工場（カムチャッカ東海岸）では雑夫として214人の日本人が働いていた。当時の同工場では男女あわせて242人のソ連人が雑夫として労働していた。数でいえば、日ソの労働者数はほぼ半々だった⁴¹。同工場にはこれ以外に幹部職員が25人（ソ連人21、日本人3、米国人1）、一般職員が42人（ソ連人19、日本人21、米国人2）、それぞれ勤務していた⁴²。5つの漁区と工場からなる別の漁場（1929年、カムチャッカ東海岸でリユーリ商會が経営）の場合、漁夫はすべて日本人で140人、雑夫は183人（日本人96、ソ連人61、朝鮮人・中国人26）、幹部職員が21人（日本人12、ソ連人9）だった⁴³。

2.2. 労働者募集の手続き

次は労働者の募集手続きをみていこう。1924年の数字だが、「樺太・千島を含む」露領方面」の漁業労働者は約2万5000人から3万人で、このうち約半分が農業を本業とする出稼者で、約4割は帰国後も道内各地の漁場を渡り歩く漁業専門の労働者だった⁴⁴。

1926年ごろから出稼漁夫供給組合が各地に組織され、日本企業の多くはこれらの組合を介して労働者を集めるようになった⁴⁵。これらの組合は北海道、秋田県、青森県に始まり、1928年ごろからは岩手県、宮城県、新潟県に広がった⁴⁶。組合は町村単位で組織され、町長などが組合長を務めることもあったという。企業にとっては、こうした組合が労働者の身元を保証していること、そして募集の手間を組合に委ねられるという長所があった。警察や外務当局にとっても労働者の身元照会が容易になるという利点があった⁴⁷。

労働者にとっても、企業と組合が契約を結ぶため、一個人として企業から不利な条件を押しつけられる可能性が小さいという長所があった。また、組合によっては、労働災害に対する多少の補償を用意しているところもあり、これも労働者にとっての長所だった。組合という形ではないが、同郷の出身者のつてを介して雇われた例もあった。検証が必要だが、こうした人集めが制度化されて組合になったと考えることもできそうだ。

日魯では1920年代後半から組合を介した募集が拡大していった。中小の企業では、人手不足で急を要す場合に専門の周旋業者を介して函館で労働者を集めることもあった⁴⁸。

ソ連企業の募集については争議の詳細を記した日本の外交文書から知ることができる。1929年に極東国営漁業トラストが沿海州のカニ漁場で日本の労働者を雇用した際には、函館在住の船頭が募集を請け負っていた⁴⁹。また、アコが1929年に経営していたカムチャッカ西海岸のイチンスキイの漁場では、現場の責任者である日本人の「大船頭」が口約束で労働者を集めていた⁵⁰。町村の供給組合とソ連企業が契約していた例もあった。ソ連人のルビンシュテインが経営していたとされる、カムチャッカ東海岸のジュパノフスキイ漁区（カムチャッカ東海岸、カニ漁場、1930年）では、青森県の鱒ヶ沢・鳴沢漁夫供給組合を介して労働者が雇われていた⁵¹。

アコがタラ漁船やカニ漁船を備船する例もあった。1929年にアコが備船していた日本の漁船

の辰丸は当時、数少なくなっていた補助動力装置つきの帆船だった⁵²。また、やはり1929年にアコが備船していた亀栄丸はカムチャッカに向かう途中で二度も座礁し、千島の幌筵（バラムシル）島で船体を修理したすえにカムチャッカに到着した⁵³。この亀栄丸に乗っていた漁夫は供給組合によって募集された労働者だった⁵⁴。座礁を繰り返したことはもちろん問題だが、漁船自体がカムチャッカへの漁夫輸送をおこなっていたことは目を引く。日本企業が経営するサケ・マス漁業では、漁船でなく専用の送り込み船が漁夫や物資を運ぶのが通例だった。こうした送り込み船はたいてい備船だった⁵⁵。アコの場合は函館からカムチャッカへの送り込み船として中国船を備船することもあった⁵⁶。

2.3. 現場の労働者の生活

戦後、北海道、東北、北陸の各地では、地域の人々が地域の歴史を自らの手であきらかにするため、古老の聞き取り調査がおこなわれた。その際、各地でカムチャッカへの出稼ぎ経験が語られ、記録された。彼らが語った漁場の記憶は80年以上を経た現在にあってもなお、生々しく、読み手に強烈な印象をもたらす。以下の回想はいずれも1930年前後の話である。

経験者は苦しいことばかり、つらいことばかりだったと口をそろえる。長時間労働で寝られないことがとくに苦しかったという⁵⁷。日魯の社史は「1日12時間から16時間労働」と記している⁵⁸が、実際はしばしば2時ないし3時起きで23時頃まで働いた⁵⁹。1916年から1944年までカムチャッカの日魯の漁場に勤め、作業長を務めた大泉金蔵（1901年生）は、会社の幹部と交渉して作業時間を5時から20時までに短縮(!)し、作業の効率を著しく上げたと言っている⁶⁰。

大泉は酒と食べものがいちばんの楽しみだったと言い、作業長としてみなのお事にかなり配慮したと語った。大泉の現場では手間がかかるためにふだんは煮て出されるサケを焼きザケとして出したり、ヒラメを刺身にして出したりすることもあった⁶¹。

職位は階級制度そのものであり⁶²、昇進すると食事や睡眠時間も風呂も別になった⁶³。もちろん食べ物にも格差があった。漁場ではどこも新鮮な野菜が不足していた。浜に自生していたハナウドやヨモギを漬けて食べることもあった⁶⁴。畑が作られた漁場もあった。しかし、気候のせいも、そもそも野菜の育ちは悪く、育っても幹部の口に入るだけだった⁶⁵。

「(食事は)カロリーが足りている」と言われていた⁶⁶。飯と汁は確かに食べ放題だった。しかし、汁は魚と芋ガラなどを実にした塩汁であり、病人でもなければみそ汁は飲めなかった⁶⁷。そもそも汁のよそい方が悪いと、具の魚すらもろくに食べることはできなかった。労働者たちはおかわりをよそいに行く時間を惜しみ、わずかな休み時間に倒れるように眠っていた⁶⁸。それゆえ、風呂があっても、睡眠を優先したために風呂には入らず、服にはシラミがわき、シラミ取りが暇つぶしの楽しみだった⁶⁹。漁場を視察したある外交官が「番屋が清潔だった」と述べている⁷⁰ことからわかるように、そこで働き、起居していた人にしかわからない現実が外交文書に語られていないのである。

労働者たちは送り込み船の苦しさも語っている。彼らは資材とともに貨物船で運ばれた。船室では1坪に5人がつまこまれた⁷¹。幾人もが貨物船の甲板下の船室の悪臭と息苦しさ、波に尻を洗われるような吊り便所の恐ろしさを回顧している⁷²。送り込み船は実際に危険であり、甲板から海に転落して不明者が出ることもあれば⁷³、1929年には北海道の襟裳岬の沖で多数の死者を出す沈没事件も起こった⁷⁴。1930年には16人の病死者を出して労働者の虐待が疑われた、カニ工船のエトロフ丸事件も起きた⁷⁵。

以下では1929年に頻発した争議の事例を見ていく。厳しい長時間労働と食事が唯一の楽しみであったこと、これらが争議を読み解く鍵になっているのだ。

3. 頻発する労働争議

3.1. 契約と労働条件

新漁業条約の締結前後からソ連当局はさまざまな形で日本企業の活動に制約を課すようになった。そのひとつがソ連の労働法の適用である。「ソ連領内で活動する以上、日本企業もソ連の法令に従うべきだ」とするソ連当局の主張が日ソ間に紛糾をもたらした。

1929年以降について言えば、これは日本企業に対する圧力以上のものではなかった。ソ連企業に雇用された日本人労働者のあいだで争議が頻発したことが何よりの証拠である。1928年以前について言うなら、労働法遵守は建前と言いきれない。日本人労働者を雇ったソ連企業に労働法を厳格に適用することでその企業の生産に支障が出た事例も生じたからである。

1927年8月、極東国営漁業トラストが経営するウスチ・カムチャツク（カムチャッカ東海岸）の漁場で158人の日本人労働者が争議を起こした⁷⁶。この事件では、ソ連当局の宣伝員を名のる日本人が漁場を訪れ、労働者には組合加入を勧め、通訳や船頭などの日本人幹部に対してはソ連の労働法規を守るよう求めた⁷⁷。日本人幹部は宣伝員の要求を拒んで紛争になった。結局、トラスト側がソ連当局の指示を受けて日本人労働者を退去させることになった⁷⁸。また、1928年8月には違法な条件で日本人の女性と少年を労働させているとしてリューリ商会の缶詰工場が操業停止の命令を受けた⁷⁹。

こうした状況は1929年に変わった。1929年以降はあきらかに生産を重視するようになったのである。そのことは労働条件を定めた団体協約の変化にも表れている。1920年代後半、多くのソ連企業では労働組合と企業が団体協約を結んでいた。賃金ほかの労働条件はこの団体協約によって定められていた⁸⁰。この団体協約の性格が1929年に大きく変化した。労働条件を定めたものから、事実上、労働者を動員する手段に化したのである⁸¹。

ソ連企業に雇われた日本人労働者についても団体協約が問題になった。詳細は後述するが、日本の募集時の口約束と現地で示された契約内容がしばしば食い違い、それが争議の要因になったのである。現地でソ連企業から示された契約が団体協約だった場合もあれば、そうでない場合もあった。労働者にとっては口約束の方が良い条件だったことが多かった。団体協約のほうがよい条件だった場合は団体協約が守られずに（あるいは知らされずに）紛争になることがあった。

労働者はそもそも団体協約の存在を知らず、供給組合、船頭、周旋業者から示された口約束の労働条件しか知らないことが多かった。ただ、本来、団体協約は労働組合と企業の契約なので、厳密に言えば、組合に加入していない日本人労働者は団体協約の対象外のはずである。宣伝員の勧めに応じて加入した労働者もごく少数はいたが、大多数の労働者は日本の当局に目を付けられるのをおそれ、こうした誘いには応じなかった⁸²。1929年に争議が頻発したため、アコは問題点を整理し、「日本人労働者も団体協約の保護下にあるが、日本側の当事者同士で合意された契約（個人契約と称された）が優先される」という指針を定めた⁸³。すべての紛争の要因を団体協約に帰すことはできないものの、日本の外交文書で見る限り、1930年は前年ほどに紛争が多発しなかった。

労働条件で紛争の焦点になったのが賃金の算定方法である。日本企業が経営する漁場では、ふつう、春から秋までの4、5か月間のうちで公休日はわずか3日に過ぎず、それ以外の日は早朝から深夜まで20時間近く労働させるのが通例だった。実際は悪天などのために公休日以外の休

日がしばしば生じたものの、きわめて過酷な長時間労働だった。こうした条件で時間給にすると経営側に不利になるためゆえか、当時は「九一金」とよばれる賃金制度が慣行だった。九一金は歩合制の一種で、労働者に対する賃金総額の一部を現場の船頭や雑夫長が個々の労働者の勤勉に応じて配分するというものである⁸⁴。九一金の総額は豊漁やそれにとまなう缶詰生産量によって加減された。

この制度には多くの問題があった。船頭や雑夫長の判断が恣意的で公平を欠くこと、労働者本人が自らの賃金額を算定できないことはとくに大きな問題だった⁸⁵。実際、多くの労働者は函館に帰ってきてはじめて自分の賃金額を知ることになった⁸⁶。日魯は1928年と1930年に賃金制度を改定し、問題の解消に努めた⁸⁷。

アコは日本人労働者に対して九一金制度を定めていた。団体協約によれば、アコは8時間労働制であり、8時間を超える労働時間のうち3時間までの残業分の賃金は九一金で代え、それ以上の時間に対しては追加の賃金を支払うことになっていた。これは労働者にとって好条件であり、実際、日魯と比べたアコの支払いは同じ年で1割増し以上だったと言われている⁸⁸。さらに、アコは全期間の3公休日以外に週1日の公休日を定めていた⁸⁹。

1929年の時点でこうした好待遇の話は日本の労働者には広く知られていたようである⁹⁰。しかし、実際には、1929年、ソ連企業と日本人労働者のあいだで争議が頻発したのである。

3.2. 争議の例(1) 労働時間

以下で争議の具体例を見てみよう。

1929年6月、アコがカムチャッカ西海岸中部のイチンスキイで経営する漁区(1486)で78人の日本人労働者が募集時の労働条件と現地で示された条件が違うとして争議を起こした。この漁場では104人の日本人(漁夫)と雑夫(工場作業員)と見られるソ連人20人が雇用されていた。争議に加わったのはこの104人の漁夫のうちの78人である⁹¹。

争点は募集時の口約束と現地で通知された本契約(団体協約)の条件が異なることだった。アコの規定では、出発前に本契約の内容が提示されなければならなかった。しかし、アコ側の準備が間に合わず、4月、労働者は契約文書を示されないまま、現地に出発した⁹²。

最大の問題は、口約束が「8時間労働制であり、超過時間に対しては追加で時間制の賃金が支払われる」⁹³としていたのに、実際の本契約が「追加労働分の賃金は九一金(歩合)で支払う」としていたことである。どちらの算定方法が有利だったのかは明らかでないが、口約束は「昭和4(1929)年度の本契約は昨年度よりも有利」という触れ込みだった⁹⁴。この事例では口約束の方が本契約より好条件だったわけだが、本契約を故意に知らされなかったのかどうかは明らかでない。

実際にはこの本契約すらも一部が履行されなかった。本契約は「1日6時間を超えない範囲で労働時間を延長できる」(つまり1日最大14時間労働)としていたのに、実際の労働時間は1日平均16、17時間に及んだ⁹⁵。さらに風呂をはじめとする番屋の設備が整っていないことや、本契約に定めのある賃金通帳(ここの労働者の労働時間を記録する文書)の交付がなかったことも紛争の要因になった⁹⁶。

現地に到着した労働者は4月早々に日本人幹部に対して賃金通帳の交付を求め、幹部側もそれに応じた⁹⁷。5月末になり、日本人幹部を通じて本契約(団体協約)の内容を記した文書が労働者に交付された。ここで事前の口約束と本契約の相違が明らかになり、労働者と経営側の交渉が始

まった。しかし、すぐに交渉は行きづまり、5月29日、78人の労働者がストライキを執行した⁹⁸。

この日、この時期のソ連企業の通例通り、評価＝争議委員会を介して労働者と経営者の交渉が再開したが、経営側は時間外労働の賃金を九一金で支払うことを譲らず、交渉は再び決裂した。労働者たちは周辺を航行している日本の駆逐艦の支援を求め、沖合に停泊していた日本の輸送船（アコの備船）に無線通信を依頼したが、輸送船の船長に事を荒立てないよう説得され、連絡を断念した。一方、経営側は、ハバロフスクの関係省庁に照会すると言いながら、早くも5月31日には労働者に函館送還を申しわたし、交渉はここで終了した⁹⁹。労働者は6月1日に輸送船で現地を退去し、7日に函館に帰着した¹⁰⁰。帰国後も両者は前払い金や賃金の精算をめぐる対立した。アコは募集元の出稼漁夫供給組合を訴えることもちらつかせていたが¹⁰¹、7月末、前払い金を精算しない代わりに九一金を支払わないことで事態は決着した¹⁰²。

以上の紛争は、口約束と本契約の相違を原因としている点で、1929年に多発した争議の典型といえるだろう。

3.3. 争議の例(2) 企業側の準備不足

企業側の不手際による争議も起こった。1929年4月、極東国営漁業トラストが経営する沿海州のネリマ河川口付近の漁区ほか（カニ漁業）で日本人労働者100人近くが争議を起こした。テント張りの宿舎、医師や薬の不備、劣悪な食料、よい通訳がないことなどの悪条件のため、到着当初の4月から労働者の不満は高まっていた¹⁰³。さらに同じ現場のソ連人労働者と比べて長すぎる労働時間、漁獲量の少ないイワシ漁業の現場に配属されたことで九一金が減る恐れ、契約の詳細が示されないことなどで、会社に対する日本人労働者の不信は強まった¹⁰⁴。宿舎や食料などは後に改善されたようだが、募集を請け負った日本人大船頭への不信は解消されず、経営側との交渉を経て漁期半ばの7月に90人以上が帰国することになった¹⁰⁵。

ソ連企業が経営していた漁区（カムチャッカ東海岸、タラ漁業）の例では、川崎船（沿岸漁業で使う小型船）が足りず、さらに漁夫の人員も足りなかったため、あきらかに例年並みの漁獲が見こめなくなった。つまり、漁獲量に連動する九一金の減収が必至だった。そのため、日本人の労働者が反発して争議になった。川崎船ほかの不足はソ連の在函館通商代表部の代金未払いが原因だった¹⁰⁶。代金未払いのため、日本からの納品が遅れたのである。この年、こうした資材の不足、資材不足による操業の遅れ、それらによる九一金減収への不満は他の漁区でも争議の原因になった¹⁰⁷。

ソ連企業のこうした不手際は第1次五か年計画初期の典型的な状況かもしれない。推測ではあるが、大胆な目標が掲げられる一方、資金も資材も人員も不足して現場に混乱が生じていたということである。

1929年は島徳事件の年であり、日魯の漁区では事件の影響で争議が起きた。日魯が経営するヴォロフスキ漁区とコルバロフ漁区（ともにカムチャッカ西海岸）は事件で宇田貫一郎が落札した漁区だった。そのため、日魯は問題が解決する7月までこれらの漁区で操業することができなかった。労働者は予定通り4月に現地に到着していたが、7月までは当初の計画通りの労働ができなかった。当然、九一金の大幅な減収が見込まれ、労働者は不満を抱いた。日魯は隣接漁区の7割に相当する九一金の支払いを約束したが、それに納得しない80人以上の労働者が帰国することになった¹⁰⁸。

北海道庁は、この年の争議による「北洋」からの帰国者を日魯の経営漁区が210人、ソ連企業

の経営漁区が222人とし、すべての争議の原因が九一金にあるとした¹⁰⁹。以上で見てきたとおり、原因をすべて九一金に帰することはできないし、頻発したすべての争議を把握することはそもそも難しい。

ただ、この道庁の報告書が「目下のところ、赤化宣伝等思想問題によって発したるものあるを認めず」としているのは注目に値する¹¹⁰。この時期、日本の関係当局は、労働者に対するソ連側の「赤化宣伝」を強く警戒していた。当局はどの争議の調査に際しても、「思想的」な要因やソ連側の煽動を念入りに分析していた。しかし、管見の限り、日本側の当局はほぼすべての争議を労働争議以上のものではないとしているのである。この道庁の報告書もそうした認識と一致している。

実際、カムチャッカの現場には、ソ連に亡命した日本人の宣伝員が出没し、争議中の他の漁区の事情を紹介したり、争議解決のために経営側を仲介したりすることもあった¹¹¹。しかし、労働者たちは冷静だった。熟練の労働者のなかには革命前後からのロシアの実情を知る者も多く、こうした宣伝員に対してはとくに冷淡だった。日本の外交官の言葉を借りれば、彼らは宣伝に対し「無関心と言うよりむしろ翹蹙」していた¹¹²。

この時期、各地の日魯漁区ではソ連人の研修生も働いていた¹¹³。日本の労働者たちは彼らと話し、親しくなることもあった。彼らは日本の当局者が考えるよりもソ連人のことをよく知り、堅実なものを見方をしていたのである。

おわりに

1929年は確かにソ連極東漁業の転機だった。ソ連にとって日本との新漁業条約(1928年)は妥協の産物だったが、ソ連は攻勢に出た。まず、1927年に発足したアコを中心に国営企業が再編された。そして、1929年、新条約の枠組みのもとで、ソ連企業は経営する漁区数を大幅に増やし、それ以降、漁獲量と製品の生産額を大きく伸ばしていった。この五か年計画当初の生産拡大を支えたのが日本人労働者だった。また、日本製の資材や日本船の備船なくともソ連企業の躍進はありえなかった。

1929年は争議の年でもあった。島徳事件の影響で日魯の漁区でも争議が起こったが、ソ連企業の漁区でも争議が頻発した。この論文はおもに日本側の資料に基づいていくつかの争議の実態をあきらかにした。争議に関係する文書から労働者の募集手続きや現場の労働者の生活の実態を知ることができた。

この論文は妥協なく生産拡大を進めるソ連企業の姿を明らかにした。あくなき量的拡大を追求するという点では、日本人の労働力に頼っていたとはいえ、同時期の他のソ連企業となら変わりなかった。労働者の側から見れば、口約束に振りまわされ、超長時間労働を強いられるという点で日本企業とソ連企業に大差はなかった。日本人労働者の数は1930年以降に急減し、急速にソ連人労働者に代替されていった。カムチャッカのソ連企業から日本人労働者がいなくなったのは1933年とされる¹¹⁴。

この論文が明らかにしたこととすでに知られた歴史的事実を重ねると、新たな問いが生まれてくる。相次いだ争議は次年度以降のソ連企業のあり方にどのような影響をもたらしたのか。日本人労働者はその後、急減し、ソ連国内からの移民労働力で代替されたが、その過程でどのような問題が生じたのか。生産性は維持されたのか。ソ連極東では1930年代半ばから中国人労働者の追放も進むが、このことと漁業における労働者の代替は関わっていたのだろうか。日本側につい

でも新たな問いを思いつくことができる。1929年と1930年に多くの労働者がソ連企業に雇用されたことで日本側にはどのような影響があったのか。日本企業の漁区数が減ったので大した影響はなかったのか。

課題は多い。ロシアと日本の研究者が相互の成果を十分に参照して考察を深めていくことが望まれている。この論文がそうした成果のひとつとして読まれれば幸いである。

-
- ¹ *Ильина В.А.* Японский промышленный лов на Камчатке в 1907-1928 гг. // Вестник Томского Государственного Университета. 2007. №307. С. 78.
- ² *Мандрик А.Т.* История рыбной промышленности российского Дальнего Востока (1927-1940 гг.). Владивосток, 2000. С. 50-51.
- ³ *Галактионов Е.Н.* Проблемы советского-японских отношений в 30-е гг. XX в. и их влияние на обеспечение безопасности советского Дальнего Востока. // Каспийский Регион: Политика, Экономика, Культура. 2015. №2(43). С. 32.
- ⁴ *Кошкарева С.Г.* Советская концессионная политика на Дальнем Востоке страны (1920-1930-е гг.). // Вестник КРАУНЦ. Гуманитарные Науки. 2012. №1. С. 22.
- ⁵ *Ильина В.А.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока в 1920-1930-е гг. (На примере Акционерного Камчатского Общества) // Вестник Томского Государственного Университета. История. 2008. №3. С. 89.
- ⁶ この節と次節の記述の多くは拙著『「北洋」の誕生』成文社、2014年)による。
- ⁷ *Фролова Е.А.* Советская концессионная дипломатия на Дальнем Востоке. // Власть. 2008. №8. С. 125.
- ⁸ 日魯漁業株式会社編『日魯漁業経営史』第1巻、水産社、1971年、186-187頁。
- ⁹ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、187-188頁。
- ¹⁰ 富田武『戦間期の日ソ関係 1917-1937』岩波書店、2010年、163-164頁、170頁。
- ¹¹ *Ворончанин И.* Япония и СССР в конвенционных водах (Экономический очерк). М. Хабаровск. 1931, С. 60.
- ¹² *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 62.
- ¹³ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 62.
- ¹⁴ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 60. マンドリクも水産製品の生産量(重量)の数字をあげている。その数字は本文であげたものと多少食い違うが、おおむねの傾向は同じである (*Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 44.)。
- ¹⁵ *Под ред. Журид П.Г.* Камчаткая область. М. 1934, С. 55.
- ¹⁶ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 64.
- ¹⁷ Камчаткая область. С. 62.
- ¹⁸ Камчаткая область. С. 64.
- ¹⁹ Камчаткая область. С. 72. *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 44.
- ²⁰ *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 50.
- ²¹ *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 51
- ²² *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 49-50.
- ²³ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока.
- ²⁴ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 88.
- ²⁵ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 88.
- ²⁶ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 89-90.
- ²⁷ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 90.
- ²⁸ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 61.
- ²⁹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C04021842200 (23-24/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ³⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (23-24/50)。
- ³¹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (23-24/50)。
- ³² *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 102-103.
- ³³ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (30-31/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ³⁴ 外務省通商局編『勘察加事情』外務省通商局、125-126頁。

- ³⁵ *Ворончини. Япония и СССР. С. 61.*
- ³⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、233-234頁。
- ³⁷ 長永義正『カムチャッカ大観 漁業・労働者・紀行』万里閣書房、1930年、75-76頁。
- ³⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、233-234頁。
- ³⁹ *Мандрик. История рыбной промышленности. С. 50.*
- ⁴⁰ 長永『カムチャッカ大観』81頁。
- ⁴¹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (28-29/50)。
- ⁴² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (28-29/50)。
- ⁴³ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (30-32/50)。
- ⁴⁴ 「北露カムチャッカに於ける労働状況」『労働時報』(厚生省勤労局) 大正13年12月号、1924年、11頁。
- ⁴⁵ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、199-200頁。
- ⁴⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、199-200頁。
- ⁴⁷ 朝日新聞社編『最近の海外新市場』上、朝日新聞社、1932年、196-197頁。
- ⁴⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、200頁。
- ⁴⁹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(8)」JACAR Ref.C04021842700 (32/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ⁵⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (12.16/103)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第二巻(E-4-9-0-1-2-2_002)(外務省外交史料館)。
- ⁵¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (64-65/72)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第二巻(E-4-9-0-1-2-2_002)(外務省外交史料館)。
- ⁵² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (8/103)。
- ⁵³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (39/72)。
- ⁵⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (51-52/103)。
- ⁵⁵ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、202頁。
- ⁵⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (16/103)。
- ⁵⁷ 佐藤金勇『北洋の出稼ぎ 北辺漁場に生きた小作農民の近代史』1985年、秋田文化出版社、69頁ほか。
- ⁵⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、223頁。
- ⁵⁹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』25頁、108頁。
- ⁶⁰ 佐藤『北洋の出稼ぎ』25頁。
- ⁶¹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』30-31頁。
- ⁶² 長永『カムチャッカ大観』84頁。
- ⁶³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』88頁。
- ⁶⁴ 佐藤『北洋の出稼ぎ』40頁。
- ⁶⁵ 佐藤『北洋の出稼ぎ』90頁。
- ⁶⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、224頁。
- ⁶⁷ 佐藤『北洋の出稼ぎ』71頁。
- ⁶⁸ 佐藤『北洋の出稼ぎ』71頁、124頁。
- ⁶⁹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』72-73頁、106頁、108頁。
- ⁷⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (11/50)。
- ⁷¹ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、223頁。
- ⁷² 佐藤『北洋の出稼ぎ』65頁、68頁、107頁。
- ⁷³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』41頁。
- ⁷⁴ 佐藤『北洋の出稼ぎ』151頁。
- ⁷⁵ 井本三夫編『北前の記憶 北洋・移民・米騒動との関係』桂書房、1998年、289-290頁。
- ⁷⁶ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (6-7/25)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第一巻(E-4-9-0-1-2-2_001)(外務省外交史料館)。
- ⁷⁷ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (10-11/25)。
- ⁷⁸ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (20-22/25)。
- ⁷⁹ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (23-25/25)。
- ⁸⁰ 塩川伸明「ソ連における団体協約制度およびその変容」『スラヴ研究』31号、1984年、50-51頁。
- ⁸¹ 塩川「ソ連における団体協約制度」59頁。
- ⁸² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(9)」JACAR Ref.C04021842800 (4-5/8)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。

- ⁸³ 「報告書集 5」『司法研究』（司法省調査課）第12輯、1930年、201-202頁。
- ⁸⁴ 長永『カムチャッカ大観』97頁、「北露カムチャッカに於ける労働状況」11-12頁。
- ⁸⁵ 朝日新聞社『最近の海外新市場』上、200頁。
- ⁸⁶ 佐藤『北洋の出稼ぎ』77頁。
- ⁸⁷ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、240-242頁、248頁。
- ⁸⁸ 「報告書集 5」247頁。
- ⁸⁹ 「報告書集 5」243-244頁。
- ⁹⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(2)」JACAR Ref.C04021842100 (40/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ⁹¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (12-13/103)。
- ⁹² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (19/103)。
- ⁹³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (19/103)。
- ⁹⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁵ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20, 24-25/103)。
- ⁹⁷ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁸ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (21-22/103)。
- ⁹⁹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20-25/103)。
- ¹⁰⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (13-14/103)。
- ¹⁰¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (14/103)。
- ¹⁰² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (1/72)。
- ¹⁰³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (8-9/72)。
- ¹⁰⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (10-11/72)。
- ¹⁰⁵ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (66/72)。
- ¹⁰⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (59-60/72)。
- ¹⁰⁷ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (8,39/103)。
- ¹⁰⁸ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(4)」JACAR Ref.C04021842300 (9/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ¹⁰⁹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (68/103)。
- ¹¹⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割1」JACAR Ref.B09042020500 (68/103)。
- ¹¹¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係/分割2」JACAR Ref.B09042020600 (33-34/72)。
- ¹¹² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(6)」JACAR Ref.C04021842500 (28-29/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ¹¹³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』82頁、129頁。「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (2/50)。
- ¹¹⁴ Курмазов А.А. В каком направлении развиваются российско-японские рыболовные отношения? // Труды ВНИРО. 2010. №149. С. 410.

日中戦争期華北の日本居留民 ——居留民組織・団体と徴兵検査を中心に——

Japanese Resident in North China during the Sino-Japanese War

小林 元裕*

要旨

1937年7月に勃発した日中戦争は中国を舞台にした戦争であり、日本国内は兵士を「前線」へ送り出す「銃後」として位置づけられた。しかし中国には日中戦争の勃発前から日本居留民が存在し、なかでも華北に位置する天津は日中両軍の衝突によって「前線」と化し居留民が戦闘に巻き込まれた。戦線が拡大し、華北の諸都市が日本軍の占領下に入ると、そこに多くの日本居留民が進出し、その地に「銃後」を形成していった。本論は領事館警察保安主任会議の議事録を主な史料として、日中戦争勃発後3年目の華北における日本居留民の進出状況を居留民団や居留民会、在郷軍人会・国防婦人会の設立と活動、さらには1940年5月に華北の各地で行われた徴兵検査の分析を通じて、華北における「銃後」の形成とその実態を明らかにする。

キーワード：日中戦争、銃後、日本居留民、在郷軍人会、国防婦人会、徴兵検査

はじめに

日中戦争期において、日本軍の戦闘行為が一段落した後における中国関内への日本人の流入と、その活動に関する研究は、これまで経済面でのそれが中心であった¹。そして、日本軍と民間日本人の中国流入にともなう慰安所の設置や、アヘン・麻薬売買にかかわる活動については近年、限定的とはいえ研究が進んでいる²。しかし、そのような特定のテーマ以外での日本人の流入・移動、その地での活動や生活、さらには日本帝国の植民地下にあった台湾人・朝鮮人の中国進出については研究がまだ十分とはいえない³。

日本の軍事・経済侵攻に直面し、これに対する中国側の民衆に関する研究は、古厩忠夫が上海

* KOBAYASHI, Motohiro [国際文化学科]

¹ 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』（山川出版社、1983年）、柴田善雅『中国占領地日系企業の活動』（日本経済評論社、2008年）。

² 慰安所に関しては中国の慰安所に関する研究ではないが、林博史「遊郭・慰安所」（同ほか編『地域のなかの軍隊9（地域社会編）』（吉川弘文館、2015年）の参考文献（51～53頁）が近年の研究動向を示している。また中国における日本居留民のアヘン・麻薬関与に関しては小林元裕『近代中国の日本居留民』（吉川弘文館、2012年）第6章を参照。

³ 日本人の中国進出に関しては従来、満洲移民の研究が中心であって、中国関内への人の移動については高網博文『「国際都市」上海のなかの日本人』（研文出版、2009年）、前掲『近代中国の日本居留民』、沈殿忠主編『日本僑民在中国』上・下冊（遼寧人民出版社、1993年）、米衛娜『近代華北日僑問題研究（1871-1946）』（人民出版社、2012年）が数少ない成果である。朝鮮人の中国進出に関しては木村健二ほか「戦時下における朝鮮人の中国関内進出について」（『青丘学術論集』第23集、2003年12月）が代表的な研究である。

を例に研究の重要性とその複雑さについて夙に指摘し、また、中国国民政府が臨時首都とした重慶やその周辺部である四川省における民衆動員について笹川裕史、奥村哲がその農村での実態をすでに明らかにしている⁴。

拙稿ですでに論じたことではあるが、日中戦争開始後の華北は日本国内から見た場合、「戦地」や「前線」に位置付けられ、中国に進出し、そこで活動、生活していた人々の視点では「前線」であると同時に日本とは異なるかたちの「銃後」が存在した⁵。そこで本稿では、日本軍が徐州会戦、武漢・広東攻略作戦の後、長期持久態勢に転換して占領地において対日協力政権である汪兆銘政権を南京に、華北政務委員会を華北に樹立し、さらには宜昌作戦や重慶爆撃を実施して日中戦争の膠着状態を脱しようとした時期、すなわち日中戦争勃発3年後の1940年7月に北京の日本大使館で開催された「北支領事館警察署第二回保安主任会議」での議事録⁶を主な史料として、「前線」かつ「銃後」となった華北における日本居留民の進出状況とその活動を明らかにする。特に華北に設立された日本居留民団や居留民会、そして在郷軍人、国防婦人会などの組織・団体に焦点を絞り、さらには1940年5～6月に華北各地で実施された徴兵検査をとりあげて、その特徴を浮かび上がらせたい。

1. 日中戦争の勃発と日本居留民の中国進出

日中戦争の勃発に際して、日本政府は日本居留民が日中両軍の戦闘に巻き込まれた天津と、砲火を免れた北京において日本居留民の現地保護政策を採用したが、山東地方の青島と済南では同地から居留民を一時撤退・避難させたため⁷、1937年7月1日現在42,575名だった華北の日本居留民人口は一時的に急減した⁸。しかし、戦線が拡大して華北の主な鉄道沿線都市が日本の占領下に入ると、そこでの一儲けを狙って一旗組が流入し、さらには治安の沈静化を待って日系企業が進出すると、1940年7月には30万人を突破するまでに居留民人口が増大した(表1)。

1938年11月以降、日本の国策会社である北支那開発株式会社を筆頭に、華北交通、華北電信電話、華北石炭などが設立されていき、そこでの仕事に従事する日本人が日本本国からだけでなく、「満洲国」さらには日本植民地下の朝鮮から渡っていった。

1940年6月1日現在で、500名以上の日本人が在留した華北の都市は42に上り、その日本居留民人口の合計は279,555名で華北の居留民総人口301,904名の92.6%を占め、残りの1割弱が約400か所の都市に分散していた⁹。地域別分布は張家口、大同、厚和、包頭などの蒙疆地区に日本居留民総人口の13.4%、その他、河北省に51.7%、山東省19.5%、山西省7.8%、河南省4.5%、江蘇省3.1%が居住し、河北省のうちでも北京、天津、石家荘の3都市に129,525名、実に総人

⁴ 古厩忠夫『日中戦争と上海、そして私』(研文出版、2004年)、笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会—日中戦争下の総動員と農村』(岩波書店、2007年)。

⁵ 小林元裕「日中戦争と華北の日本居留民」(久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容(日中戦争の国際共同研究5)』慶應義塾大学出版会、2014年)。

⁶ 在中華民国(北京)日本帝国大使館警務部『昭和十五年七月 北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録』(JACAR〈アジア歴史資料センター〉Ref.B10070232800〈外務省外交史料館〉)。会議は在北京大使館警務部長心得・一等書記官の土田豊以下警務部、經濟部の23名と華北各地の警察署、分署、派遣所の63名が出席して1940年7月18、19、20日の3日間に渡って開催された。

⁷ 前掲「日中戦争と華北の日本居留民」355、363頁。

⁸ 『外務省警察史』では、日本居留民の人口を1937年7月1日の43,108人から同年10月1日には22,575人に減少したと主任会議とは別の数字を掲げている(『外務省警察史』第28巻5支那ノ部〔北支〕、不二出版、1999年、220、221頁)。

⁹ 前掲『昭和十五年七月 北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録』258、262頁。

表1 華北日本居留民人口増加状況調査表（1940年6月1日現在、単位：戸、人）

| 年月 | 区分 | 日本人 | 朝鮮人 | 台湾人 | 計 |
|-----------|----|---------|--------|-----|---------|
| 1937/7/1 | 戸数 | — | — | — | — |
| | 人口 | 34,422 | 7,986 | 167 | 42,575 |
| 1938/7 末 | 戸数 | 22,603 | 6,148 | 105 | 28,856 |
| | 人口 | 72,762 | 19,078 | 320 | 92,160 |
| 1938/12 末 | 戸数 | 24,304 | 7,050 | 150 | 31,504 |
| | 人口 | 106,232 | 24,179 | 451 | 130,862 |
| 1939/12 末 | 戸数 | 61,360 | 13,100 | 182 | 74,642 |
| | 人口 | 179,962 | 48,262 | 633 | 228,857 |
| 1940/6/1 | 戸数 | 79,862 | 18,895 | 296 | 99,053 |
| | 人口 | 231,836 | 69,173 | 895 | 301,904 |

※出典：在中華民国（北京）日本帝国大使館警務部『昭和十五年七月 北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録』257頁から作成。

口の42.9%が集中していた¹⁰。

民族的にみると1940年6月1日現在で日本人231,836名、朝鮮人69,173名、台湾人895名で、それぞれの総人口に占める割合は76.8%、22.9%、0.3%で、同時期の地域分布は表2のようであった。河南省では人口数において朝鮮人が日本人を上回り、江蘇省でも朝鮮人が4割以上を占めた。なかでも徐州では日本人人口2,380名に対し朝鮮人4,373名、開封では日本人3,387名に対し朝鮮人3,808名であった¹¹。主任会議ではこの朝鮮人の華北進出について「一般朝鮮人は内地人に比し多く前線地方に進出し分布率の高きは文化、経済的差異あるに起因するは勿論ならんも概して取締機関なき奥地に来往し不正業に携る者大部分を占め居り」と報告している¹²。

表2 日本居留民族別人口分布表（1940年6月1日現在）

| 地域別 | 総戸数 | 人口 | | | 総計 | 1戸当たり平均人口数 |
|------|--------|---------|--------|-----|---------|------------|
| | | 日本人 | 朝鮮人 | 台湾人 | | |
| 蒙疆地区 | 15,763 | 36,335 | 4,157 | 46 | 40,538 | 2.60人 |
| 河北省 | 48,041 | 115,030 | 40,486 | 687 | 156,203 | 3.24人 |
| 山東省 | 19,546 | 52,164 | 6,621 | 147 | 58,932 | 3.01人 |
| 山西省 | 9,006 | 17,073 | 6,323 | 5 | 23,401 | 2.04人 |
| 河南省 | 3,760 | 6,047 | 7,526 | 0 | 13,573 | 3.34人 |
| 江蘇省 | 2,937 | 5,187 | 4,060 | 10 | 9,257 | 3.11人 |
| 計 | 99,053 | 231,836 | 69,173 | 895 | 301,904 | 3.04人 |

出典：在中華民国（北京）日本帝国大使館警務部『昭和十五年七月 北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録』261頁。

* 「1戸あたり平均人口数」の計算がすべて合わないが、原史料の数字のままとした。

1戸当たりの平均人口数は、蒙疆地区や山西省では華北の他地域と比べて少なく、また華北全体でも日本国内より低いのが、これは治安状況、家屋不足、教育機関・衛生施設の不整備が原因と考えられる¹³。それでも1940年6月1日時点で、日本居留民人口が日中戦争勃発前に比べ7倍に

¹⁰ 同前。

¹¹ 同前 259頁。

¹² 同前 260頁。史料の引用に際して原文の旧漢字、片仮名を新漢字、平仮名に改めた。

¹³ 同前。

も拡大した結果、日本政府は中国における日本人、朝鮮人、台湾人の保護、管理を強化する必要に迫られた。そこで各地に居留民団、居留民会や日本人会が設置されていき、これらの自治団体を通じて領事館が日本居留民を管理することになった。

2. 日本居留民組織の設立

保安主任会議に提出された各地における日本居留民組織の設立状況は年月日が不明なものも含め、表3のとおりである。

表3 日本居留民団・居留民会・日本人会の状況調査表（1940年6月1日現在）

| | | | |
|----------|------------|----------|------------------------|
| 名称 | 設立年月日 | 名称 | 設立年月日 |
| 張家口居留民団 | 1940/3/18 | 青島居留民団 | 1923/3/1 |
| 宣化居留民会 | 1938/8/ | 高密居留民会 | |
| 大同居留民会 | 1938/ | 坊子居留民会 | 1915/7/ |
| 厚和居留民会 | 1938/3/ | 膠州居留民会 | 1940/2/ |
| 集寧居留民会 | 1940/2/13 | 濰県居留民会 | 1939/6/ |
| 豊鎮居留民会 | 1940/ | 芝罘居留民会 | |
| 包頭居留民会 | 1938/7/28 | 南口居留民会 | 1926/3/26 |
| | | 威海衛居留民会 | 1939/3/7 |
| 北京居留民団 | 1938/9/1 | | |
| 南口居留民会 | 1939/6/6 | 済南居留民団 | 1915/9 民会設立、1937 民団に変更 |
| 長辛店居留民会 | 1938/7/7 | 済南朝鮮人民会 | 1938/ |
| 南苑居留民会 | 1939/4/ | 德州居留民会 | 1938/8/5 |
| 定県居留民会 | 1939/10/ | 兗州居留民会 | 1939/8/ |
| 密雲居留民会 | | 棗莊居留民会 | 1939/9/ |
| 豊台居留民会 | | 博山居留民会 | |
| 通州居留民会 | | 淄川 | なし |
| 古北口居留民会 | 1937/ | 張店居留民会 | |
| 保定居留民会 | 1938/12/21 | 張店周村日本人会 | |
| | | 青州日本人会 | 1916/ |
| 天津居留民団 | 1907/8/ | | |
| 郎坊日本人会 | 1940/4/29 | 石家莊居留民団 | 1940/4/1 |
| 滄州日本居留民会 | 1938/7/ | 順徳居留民会 | |
| 塘沽居留民会 | 1938/5/7 | 彰徳居留民会 | 1939/9/14 |
| | | 太原日本人会 | 1938/1/20 |
| 山海関居留民会 | | 榆次日本人会 | 1938/4/29 |
| 昌黎居留民会 | | 陽泉居留民会 | 1938/4/4 |
| 秦皇島居留民会 | 1934/6/27 | 臨汾居留民会 | 1939/2/11 |
| 唐山居留民会 | 1933/ | | |
| 掛蘭峪日本人会 | 1939/4/12 | 徐州居留民会 | 1939/7/13 |
| 古冶居留民会 | 1940/4/1 | 開封居留民会 | 1938/8/ |
| 蘆台農村協同組合 | | 新浦居留民会 | 1939/4/29 |

出典：在中華民国（北京）日本帝国大使館警察部『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議議事録』326～330頁から作成。

* 原史料では済南居留民団が民会から民団に昇格したのを大正12年としているが、昭和12年の誤記と考えられる。

表3から明らかなように、日中戦争勃発前から存在していた居留民団は天津、青島、済南の2か所、居留民会は坊子、南口、唐山、秦皇島の4か所、そして日本人会は青州の1か所に過ぎなかった。日中戦争勃発後に北京、張家口、済南、石家荘は居留民会から民団に昇格し、その他は日本軍による占領を追うかたちで各地に組織が設立されていった。1940年6月1日現在で、華北には居留民団6、居留民会40、日本人会6、朝鮮人民会1の計53団体が存在し、特殊な組織として蘆台農村協同組合があり、さらには設立準備中の居留民会が2か所あった¹⁴。

居留民団、居留民会の主要業務は、小学校・中学校・高等女学校・商業学校・青年学校などの初等・中等教育にあり、その他に、病院、伝染病隔離病舎、図書館、火葬場、墓地の経営、さらには神社の運営もあった。もっとも小学校より上級の学校を設置していたのは、北京、天津、青島、済南、石家荘、太原に限られ、済南居留民団の直轄下にあった朝鮮人民会では幼稚園が開設された¹⁵。

3. 在郷軍人会

華北各地に居留民団、居留民会、日本人会が設立されると、この動きに連動して在郷軍人会や国防婦人会等の組織も設立、整備されていった。

在郷軍人についての代表的な先行研究に藤井忠俊『在郷軍人会』がある¹⁶。しかしその他の研究も含め、これらは日本国内の在郷軍人会を分析しただけで外地の在郷軍人について触れるところがない¹⁷。

徴兵検査を受けた日本人成年男子は、現役兵として2年間の兵役を終えた後は在郷軍人として戦時の動員召集に備えていた。外地である華北の在郷軍人は本人の召集以外に、天津で見られたように在郷軍人分会の一員として駐屯部隊の道案内や、宿営将兵の慰問等に当たった¹⁸。またその他も、軍慰問、戦没将士の遺骨奉送迎、武道大会、射撃大会、未入営兵教育、敵の襲撃に際し駐屯部隊に協力して所在地の警備警戒に当たることなどが主な活動とされた¹⁹。

1940年5月現在、華北における在郷軍人の聯合支部系統は次のように構成されていた。東京の帝国在郷軍人会本部を頂点に、その下に北支那聯合支部（多田部隊本部）が置かれ、この下に10の支部が北京、天津、済南、青島、蒙疆、大同、太原、石門、新郷、徐州に置かれ、この下に7つの聯合分会—北京、天津、済南、青島、張家口、大同、石門—と支部直轄の地方分会が置かれた。さらに聯合分会の下に直轄の地方分会が置かれ、全入会員数25,590名に達した²⁰。なお多田部隊とは1939年9月に編成された支那派遣軍総司令部麾下の北支那方面軍（軍司令官・多田駿中将）を指す。華北における在郷軍人会の設立年月日等は表4のとおりである。

日本居留民が早期に進出した天津、済南、青島などでは居留民団・居留民会の設立に前後して在郷軍人会も開設されており、その他の地域ではほとんどが日中戦争勃発後に設置されている。

¹⁴ 同前 325 頁。なお、蘆台模範農村協同組合は朝鮮人不正業者を収容して農業に従事させる目的で設立された蘆台模範農村に1939年12月に設立された組織で、農民全員が加盟し、農村における教育、衛生、農事、金融等の施設経営に当たった（小林元裕「華北在留朝鮮人と蘆台模範農村」〔松本ますみ編『中国・朝鮮族と回族の過去と現在』創土社、2014年〕66頁）。

¹⁵ 前掲『昭和十五年七月 北支領事官警察署 第二回保安主任会議事録』326～330頁。

¹⁶ 藤井忠俊『在郷軍人会—良兵良民から赤紙・玉碎へ—』（岩波書店、2009年）。

¹⁷ 河西英通「地域社会に暮らす軍人たち—将校団・在郷軍人会・偕行社・水交社」（荒川章二ほか編『地域のなかの軍隊8（基礎知識編）』（吉川弘文館、2015年）。

¹⁸ 前掲「日中戦争と華北の日本居留民」353、355、356頁。

¹⁹ 前掲『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議事録』同前 347 頁。

²⁰ 同前。

表4 華北の在郷軍人会一覧表 (1940年5月現在)

| 団体名 | | 創立年月日 | 会員数 | 分会の班(組)数 | |
|---------|-----------|-------------|--------------------------|-----------|----------|
| 北支那聯合支部 | | 1935/4/1 | 支部10、聯合分会7、分会86、会員25,590 | 630 (266) | |
| 北京支部 | 北京支部 | 1936/2/13 | 5,447 | 135 (53) | |
| | 北京市聯合分会 | 北京市聯合分会 | 1938/11/3 | 4,676 | 105 (44) |
| | | 北京分会 | 1924/11/29 | 1,217 | 16 |
| | | 軍司令部分会 | 1938/10/1 | 824 | 12 (32) |
| | | 華北電々分会 | 1938/10/1 | 351 | 7 (12) |
| | | 北京航空分会 | 1938/10/1 | 165 | 9 |
| | | 北京鉄道第一分会 | 1939/7/1 | 850 | 35 |
| | | 北京鉄道第二分会 | 1939/7/1 | 348 | 9 |
| | | 北京鉄道第三分会 | 1939/7/1 | 283 | 3 |
| | | 北京鉄道第四分会 | 1939/7/1 | 201 | 4 |
| | 北京鉄道第五分会 | 1939/7/1 | 437 | 10 | |
| | 古北口分会 | 1934/8/20 | 56 | 3 | |
| | 通州分会 | 1938/7/5 | 59 | 3 | |
| | 豊台分会 | 1938/7/7 | 255 | 7 | |
| | 長辛店分会 | 1938/7/7 | 136 | 5 | |
| 南口分会 | 1939/11/3 | 186 | 7 (9) | | |
| 石景山分会 | 1940/1/1 | 79 | 5 | | |
| 天津支部 | 天津支部 | 1914/3/31 | 5,380 | 116 (200) | |
| | 天津聯合分会 | 天津聯合分会 | 1939/3/10 | 4,286 | |
| | | 天津分会 | 1914/3/31 | 2,300 | 17 (102) |
| | | 天津鉄道第一分会 | 1939/3/10 | 597 | 15 (50) |
| | | 天津鉄道第二分会 | 1939/3/10 | 320 | 8 (25) |
| | | 天津鉄道第三分会 | 1939/3/10 | 212 | 8 (19) |
| | | 天津鐘紡公大第六廠分会 | 1939/3/10 | 70 | 3 |
| | | 天津鐘紡公大第七廠分会 | 1939/3/10 | 67 | |
| | | 天津海河分会 | 1939/3/10 | 144 | 8 |
| | | 天津東洋製紙分会 | 1939/3/10 | 78 | 7 |
| | 天津華北分会 | 1939/7/29 | 358 | 18 | |
| | 華北電々分会 | 1939/3/10 | 140 | 3 (4) | |
| | 塘沽 | 1929/9/23 | 148 | | |
| | 唐山 | 1934/4/29 | 261 | 13 | |
| | 秦皇島 | 1938/7/7 | 126 | 6 | |
| 山海関 | 1929/3/31 | 320 | 10 | | |
| 昌黎 | 1939/11/3 | 54 | | | |
| 滄州 | 1939/11/3 | 123 | | | |
| 古冶 | 1940/3/10 | 62 | | | |
| 濟南支部 | 濟南支部 | 1935/4/29 | 2,413 * | 55 (17) * | |
| | 濟南聯合分会 | 濟南聯合分会 | 1939/10/15 | 1,712 | 33 |
| | | 濟南分会 | 1916/4/19 | 412 | 9 |
| | | 濟南鉄道第一分会 | 1939/9/15 | 423 | 9 |
| | | 濟南鉄道第二分会 | 1939/9/15 | 408 | 7 |
| | | 濟南鉄道第三分会 | 1939/9/15 | 210 | 3 |
| | | 濟南鉄道第四分会 | 1939/9/15 | 259 | 5 |
| | 德県分会 | 1939/1/4 | 115 | 5 | |
| | 博山分会 | 1918/5/12 | 57 | 3 | |
| | 兗州分会 | 1940/2/11 | 184 | 5 (10) | |
| 張店分会 | 1916/9/17 | 239 | 5 (17) | | |
| 淄川分会 | 1917/2/11 | 106 | 4 | | |
| 棗莊分会 | 1940/4/29 | 132 | | | |

| | | | | | |
|------|----------|------------|------------|---------|----------|
| 青島支部 | 青島支部 | | 1916/3/10 | 2,708 | 104 |
| | 青島聯合分会 | 青島聯合分会 | 1939/7/7 | 2,572 | 98 |
| | | 青島東部分会 | 1939/7/7 | 435 | 15 |
| | | 青島中部分会 | 1939/7/7 | 672 | 18 |
| | | 青島西部分会 | 1939/7/7 | 589 | 19 |
| | | 青島海軍分会 | 1939/8/20 | 138 | 10 |
| | | 青島北交第一分会 | 1939/7/7 | 172 | 7 |
| | | 青島北交第二分会 | 1939/7/7 | 225 | 11 |
| | | 青島北交第三分会 | 1939/7/7 | 98 | 5 |
| | | 四方分会 | 1935/4/29 | 120 | 6 |
| 滄口分会 | 1914/11/ | 123 | 7 | | |
| 坊子分会 | | 1916/10/31 | 58 | 5 | |
| 芝罘分会 | | 1937/3/10 | 78 | 1 | |
| 蒙疆支部 | 蒙疆支部 | | 1938/6/1 | 2,444 | 74 |
| | 張家口聯合分会 | 張家口聯合分会 | 1938/11/6 | 2,444 | 74 |
| | | 河東分会 | 1938/11/6 | 236 | 9 |
| | | 軍分会 | 1938/11/6 | 189 | 4 |
| | | 河西分会 | 1938/11/6 | 316 | 13 |
| | | 政府分会 | 1940/3/10 | 363 | 11 |
| | | 察南政庁分会 | 1940/3/10 | 303 | 12 |
| | | 鉄道分会 | 1938/11/6 | 738 | 8 |
| | | 宣化分会 | 1938/11/6 | 231 | 10 |
| | | 張北分会 | 1939/10/8 | 68 | 7 |
| 大同支部 | 大同支部 | | 1940/4/1 | 1,180 * | 27 * |
| | 大同聯合分会 | 大同聯合分会 | 1939/11/26 | 1,180 | 27 |
| | | 大同第一分会 | 1939/11/26 | 336 | 4 |
| | | 大同第二分会 | 1939/11/26 | 89 | 4 |
| | | 晋北政庁分会 | 1939/11/26 | 160 | 6 |
| | | 大同鉄道分会 | 1939/11/26 | 379 | 8 |
| | | 大同炭砒分会 | 1939/11/26 | 216 | 5 |
| | 平地泉分会 | | 1939/11/3 | 95 | 5 |
| | 厚和分会 | | 1938/4/3 | 620 | 9 |
| 包頭分会 | | 1938/3/10 | 500 | 10 | |
| 太原支部 | 太原支部 | | 1939/8/25 | 1,985 | 31 |
| | 太原分会 | | 1938/9/24 | 1,464 | 24 |
| | 榆次分会 | | 1939/3/17 | 112 | |
| | 陽泉分会 | | 1939/3/26 | 187 | |
| | 臨汾分会 | | 1939/8/15 | 222 | 7 |
| | 石門支部 | | 1939/10/14 | 1,697 | 55 (9) * |
| 石門支部 | 石門市聯合分会 | 石門市聯合分会 | 1940/3/16 | 973 | |
| | | 石門分会 | 1938/8/8 | 478 | 14 |
| | | 石門交通分会 | 1940/3/16 | 495 | 11 |
| | 保定分会 | | 1938/8/1 | 249 | 13 |
| | 定県分会 | | 1939/3/10 | 42 | |
| | 順徳分会 | | 1939/10/18 | 155 | 3 (3) |
| | 彰徳分会 | | 1939/11/3 | 278 | 14 (4) |
| | 新郷支部 | | 1940/2/11 | 452 | 27 |
| 新郷支部 | 新郷分会 | | 1939/7/7 | 168 | 10 |
| | 開封分会 | | 1939/9/24 | 236 | 12 |
| | 滎徳分会 | | 1940/1/8 | 48 | 5 |
| | 徐州支部 | | 1940/3/29 | 498 | |
| 徐州支部 | 徐州分会 | | 1938/9/1 | 302 | 5 (12) |
| | 海州分会 | | 1940/3/10 | 196 | |

出典：『在中華民国（北京）日本帝国大使館警察部『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任會議議事録』348～354頁から作成。

* 済南支部の会員数と分会の組数、大同支部の会員数と分会の班数、石門支部の分会の組数はいずれも合計が合わないが、原史料の数字のままとした。

1939年8月、日本帝国大使館警察部は多田部隊から在郷軍人名簿の作成を依頼されたが、在郷軍人は日本国内において1万人につき1日平均で約300名が異動するといわれ、華北ではそれ以上に転出入率が高いので、名簿の修正あるいは新規作成が必要とされた²¹。在郷軍人分会未入会者も相当数存在したと考えられ、1940年7月現在で華北在勤中の領事館警察のうちで入会者449名に対し、領事館員及び領事館警察官で168名、その他分会が設置されていない地域に勤務していた警察官62名が未入会と、領事館関係者であっても在郷軍人分会に入会していない者が多く存在した。保安主任会議に出席した多田部隊本部兵事班長の西村中佐は在郷軍人である警察官に対して、分会には率先して入会するよう促し、「今迄は会合等の出席率極めて不良との趣將來如斯ことなき様願度し」と苦言を呈したのであった²²。

4. 国防婦人会

華北における日本居留民の女性団体は日本の国内と同様に国防婦人会、愛国婦人会が代表的な存在であり、特に日中戦争期においては国防婦人会の存在が他を圧倒した。国防婦人会については藤井忠俊の研究を嚆矢としていくつかが存在する²³。しかし従来の研究は在郷軍人のそれ同様、外地における活動についてはほとんど触れておらず、拙稿²⁴が日中戦争勃発後の天津における活動について論及した以外に、倉橋正直が『朝日新聞外地版』の「中支版」、「北支版」を利用して中国での国防婦人会について論じているに過ぎない²⁵。

表5 華北の国防婦人会一覧表（1940年5月現在）

| 団体名 | 創立年月日 | 会員数 | 分会の班(組)数 |
|--------|-----------|--------------------------|-----------|
| 北支本部 | 1936/6/27 | 地方本部9、支部6、分会112、会員30,173 | 372 (199) |
| 北京地方本部 | 1940/4/29 | 6,093 | |
| 北京地方本部 | 北京支部 | 1936/3/10 | 5,385 |
| | 北京支部 | 北京分会 | 2,990 |
| | | 北京朝鮮分会 | 520 |
| | | 北京華北電々分会 | 475 |
| | | 北京華北交通分会 | 1,400 |
| | 南苑分会 | 1939/7/6 | 83 |
| | 長辛店分会 | 1938/7/7 | 165 |
| | 豊台分会 | 1938/7/7 | 148 |
| | 通州分会 | 1938/8/10 | 40 |
| | 古北口分会 | 1938/8/21 | 83 |
| | 石景山分会 | 1940/1/10 | 76 |
| | 南口分会 | 1940/2/11 | 78 |
| | 西苑分会 | 1940/5/20 | 35 |

²¹ 同前 364 頁。

²² 同前。

²³ 藤井忠俊『国防婦人会』（岩波新書、1985年）、同「国防婦人会」（林博史ほか編『地域のなかの軍隊9（地域社会編）』（吉川弘文館、2015年）。

²⁴ 前掲「日中戦争と華北の日本居留民」354、356、361頁。

²⁵ 倉橋正直『戦争と日本人 日中戦争下の在留日本人の生活』（共栄書房、2015年）は「13 中国戦線における国防婦人会－女性の戦争協力」、「14 国防婦人会に加入した売春婦たち」の2章で中国での国防婦人会の活動を紹介している。

| | | | | | |
|--------|--------|------------|-------------|---------|---------|
| 天津地方本部 | | | 5,659 | (28) | |
| 天津地方本部 | 天津支部 | | 1935/5/21 | 4,734 | |
| | 天津支部 | 富士分会 | 1940/4/3 | 100 | |
| | | 寿分会 | 1940/4/3 | 130 | |
| | | 曙分会 | 1940/4/3 | 300 | |
| | | 美津穂分会 | 1940/4/3 | 220 | |
| | | 清和分会 | 1940/4/3 | 190 | |
| | | 須磨分会 | 1940/4/3 | 100 | |
| | | 淡路分会 | 1940/4/3 | 280 | |
| | | 桜分会 | 1940/4/3 | 200 | |
| | | 河東分会 | 1940/4/3 | 400 | |
| | | 高千穂分会 | 1940/4/3 | 750 | |
| | | 旭分会 | 1940/4/3 | 500 | |
| | | 秋山分会 | 1940/4/3 | 300 | |
| | | 吉野分会 | 1940/4/3 | 150 | |
| | | 大和分会 | 1940/4/3 | 140 | |
| | 河北分会 | 1940/2/4 | 750 | | |
| | 塘沽分会 | 1935/6/9 | 224 | | |
| | 山海関支部 | | 1935/3/7 | 802 | (28) |
| | 山海関支部 | 山海関分会 | 1935/3/7 | 352 | (5) |
| | | 秦皇島分会 | 1935/7/5 | 114 | (5) |
| | | 昌黎分会 | 1938/2/11 | 51 | (7) |
| 灤県分会 | | 1937/8/1 | 48 | | |
| 古冶分会 | | 1940/2/11 | 72 | (6) | |
| | 唐山分会 | 1937/4/3 | 165 | (5) | |
| 滄州分会 | | 1939/11/10 | 123 | | |
| 济南地方本部 | | 1940/4/10 | 3,517 | 67 (94) | |
| 济南地方本部 | 济南第一分会 | | 1940/4/10 | 440 | 9 (18) |
| | 济南第二分会 | | 1940/4/10 | 531 | 12 (22) |
| | 济南第三分会 | | 1940/4/10 | 185 | 6 (20) |
| | 济南第四分会 | | 1940/4/10 | 313 | 7 (7) |
| | 济南鉄道分会 | | 1940/4/10 | 1,112 | 10 (27) |
| | 張店分会 | | 1927/4/30 * | 221 | 7 |
| | 博山分会 | | 1936/4/29 | 53 | |
| | 淄川分会 | | 1936/4/29 | 96 | 4 |
| | 德県分会 | | 1939/11/3 | 172 | 6 |
| | 兗州分会 | | 1938/10/7 | 114 | 3 |
| | 濟寧分会 | | 1939/4/29 | 86 | |
| | 臨城分会 | | | 41 | 3 |
| | 棗莊分会 | | 1940/1/1 | 80 | |
| | 滕県分会 | | | 31 | |
| 莒県分会 | | 1939/11/10 | 42 | | |
| 青島地方本部 | | | 3,714 * | 64 | |
| 青島地方本部 | 青島支部 | | 1936/2/11 | 3,236 * | 54 |
| | 青島支部 | 青島第一分会 | | 384 | 6 |
| | | 青島第二分会 | | 141 | 3 |
| | | 青島第三分会 | | 358 | 7 |
| | | 青島第四分会 | | 202 | 3 |
| | | 青島第五分会 | | 666 | 5 |
| | | 青島第六分会 | | 339 | 5 |
| | | 青島第七分会 | | 269 | 4 |
| | | 青島第八分会 | | 225 | 2 |
| | | 魯東分会 | | 115 | 5 |
| | 四方分会 | 1936/2/11 | 280 | 7 | |
| | 滄口分会 | 1936/2/11 | 256 | 7 | |
| | 坊子分会 | | 1936/4/3 | 200 | 10 |
| | 高密分会 | | 1940/1/5 | 30 | |
| 芝罘分会 | | 1938/9/4 | 210 | | |
| 威海衛分会 | | 1939/5/27 | 38 | | |

| | | | | | |
|--------|------------|------------|------------|----------|----|
| 蒙疆地方本部 | | | 4,062 | 104 (71) | |
| 蒙疆地方本部 | 張家口支部 | | 1,355 | 12 | |
| | 張家口支部 | 河東分会 | 538 | 4 | |
| | | 河西分会 | 442 | 4 | |
| | | 鉄道分会 | 375 | 4 | |
| | 晋北支部 | | 1,304 | 54 | |
| | 晋北支部 | 大同南分会 | 1937/10/15 | 450 | 20 |
| | | 大同北分会 | 1937/10/15 | 480 | 20 |
| | | 口泉分会 | 1940/3/5 | 170 | 4 |
| | | 朔県分会 | 1938/5/25 | 104 | 6 |
| | | 岱岳鎮分会 | 1939/2/11 | 87 | 3 |
| | | 左雲分会 | 1939/1/20 | 13 | 1 |
| | 宣化分会 | | 192 | 4 | |
| | 張北分会 | 1937/11/3 | 65 | 5 | |
| | 康莊分会 | 1940/5/5 | 40 | | |
| | 蔚県分会 | 1938/6/26 | 29 | 1 | |
| | 右玉分会 | 1939/2/11 | 6 | 1 | |
| | 豊鎮分会 | 1938/4/15 | 72 | 6 | |
| 平地泉分会 | 1939/11/10 | 93 | 4 | | |
| 厚和分会 | 1938/3/10 | 503 | 7 (43) | | |
| 包頭分会 | 1938/2/11 | 403 | 8 (28) | | |
| 太原地方本部 | | 1940/5/28 | 2,421 | 39 | |
| 太原地方本部 | 太原分会 | 1938/2/11 | 934 | 26 | |
| | 運城分会 | 1939/6/4 | 188 | | |
| | 開喜分会 | 1939/3/10 | 29 | | |
| | 寿陽分会 | 1939/8/24 | 16 | | |
| | 霍県分会 | 1939/6/25 | 109 | | |
| | 原平鎮分会 | 1939/12/10 | 40 | | |
| | 臨汾分会 | 1939/2/11 | 525 | 9 | |
| | 寧武分会 | 1939/6/1 | 96 | | |
| | 榆次分会 | 1938/7/7 | 163 | | |
| | 崞県分会 | 1939/3/18 | 53 | | |
| | 陽泉分会 | 1938/6/25 | 268 | 6 | |
| 石門地方本部 | | 1940/5/27 | 2,702 | 51 (6) | |
| 石門地方本部 | 石門分会 | 1938/1/10 | 1,500 | 16 | |
| | 保定分会 | 1938/11/20 | 483 | 14 (6) | |
| | 定県分会 | 1938/3/10 | 50 | 1 | |
| | 順徳分会 | 1938/7/23 | 200 | 9 | |
| | 彰徳分会 | 1938/12/5 | 280 | 5 | |
| | 邯鄲分会 | 1939/11/10 | 167 | 5 | |
| | 武安分会 | 1939/7/23 | 22 | 1 | |
| 新郷地方本部 | | 1,252 | 35 | | |
| 新郷地方本部 | 新郷分会 | 1938/4/29 | 493 | 7 | |
| | 吸県分会 | 1939/11/9 | 63 | 4 | |
| | 輝県分会 | 1939/12/15 | 22 | 2 | |
| | 沁陽分会 | 1939/12/1 | 80 | 4 | |
| | 開封分会 | 1939/9/24 | 374 | 10 | |
| | 滎徳分会 | 1939/1/15 | 128 | 6 | |
| | 淇県分会 | 1940/2/11 | 18 | 2 | |
| | 焦作分会 | 1938/12/21 | 74 | | |
| 徐州地方本部 | | 1940/6/29 | 753 | 12 | |
| 徐州地方本部 | 徐州分会 | 1938/9/10 | 555 | 9 | |
| | 海州分会 | 1939/4/29 | 167 | 3 | |
| | 碭山分会 | 1939/7/12 | 31 | | |

出典：『在中華民國（北京）日本帝国大使館警察部『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議事録』356～362頁から作成。

* 原史料では張店分会の創立年月日が「昭和二年」となっているが、「昭和十一年」の誤記と考えられる。
* 青島支部及び青島地方本部の合計が合わないが、原史料の数字のままとした。

華北の国防婦人会は1940年4月29日にそれまでの支部を地方本部、聯合分会を支部に改称した。東京に総本部を置き、多田部隊本部に北支本部、その下に北京、天津、済南、青島、蒙疆、太原、石門、新郷、徐州の9か所に地方本部、その下に地方本部直轄の分会と6か所（北京、天津、山海関、青島、張家口、晋北）の支部、さらにその下に支部直轄の分会が置かれた²⁶。1940年5月現在における国防婦人会の会員数等は表5のとおりである。地方本部、支部の下に112分会が存在し会員数は30,173名に達した。これらの数字は「報告に依りたるもののみ」であり²⁷、天津支部のようにかなり大雑把なところもある。上述したように在郷軍人の会員数も正確さを欠いていたが、報告された25,590名と比較すれば、国防婦人会の会員数は在郷軍人のそれを上回っていたことになる。

国防婦人会は1931年の満洲事変を契機に大阪から日本全国、そして「満洲国」などの外地へと活動を拡大していったわけだが、日中戦争勃発前、華北には1935年3月の山海関を筆頭に、天津、塘沽、秦皇島に組織され、1936年は青島方面、北京、済南方面、そして1937年4月には唐山と続いた。

国防婦人会は日本国内にあって陸軍の指導を受け、その支援を背景に勢力を拡大したが、中国では現地軍の指導統制下に入り、さらには外務省管轄下の領事官警察の援助を受けた²⁸。そのため、国防婦人会の事務所は、済南地方本部を除くその他の地方本部が現地部隊内に設置され、支部と分会は領事館内もしくは領事官警察署内、さらには日本居留民団や民会、企業、小学校、個人宅に設置された。詳細は不明であるが、分会名及び分会長の名前から北京支部北京朝鮮分会、天津支部秋山分会（金聖淑）、新郷地方本部輝県分会（白貞淑）、同沁陽分会（崔菊姫）は朝鮮人による組織であったことがわかる²⁹。

国防婦人会は中国において傷病将兵の慰問・看護、戦死者の送迎、部隊の送迎、慰問袋の作成、戦死者の墓参に従事したが、保安主任会議では日中戦争勃発前後における同会の活動を「偉大なる存在にして殊に内地と異にせる前線地域の同会員の勤労は実に涙くましき滅私奉公振は日夜皇軍将兵感謝措く所能はさる情態にあり」と称賛している³⁰。また、1939年12月24日、包頭分署が「匪襲」を受けた際、同会が傷病兵の看護に当たったのに対し軍が感謝状を送った例を挙げて「各分会員何れも前線銃後日本女性の美德を發揮」したと報告している³¹。

発言の時期は不明だが、北京分会長辻野音羽が日中戦争勃発前後の動向を語った「北京に於ける国婦」を次に掲げる。国防婦人会の北京での活動をうかがい知ることができる。

事変前の北京ではなるべく支那人の感情を刺戟せぬ様にといふので積極的に会の活動をすることを遠慮し、会員も約三百名位で、特に軍隊関係の事はなかった。／北支事変勃発と共に、大使館では婦女子の引揚を行ひ、残った会員約六十名は毎日軍病院の看護奉仕をした。／昭和十二年七月廿八日かの広安門事件の翌朝、大使館へ内鮮人が千八百名も籠城したので、女子は全部炊事掃除にあたり、更に近くの軍病院には皇軍が来る迄二週間奉仕、僅かの間に五百枚の病衣をつくった。／その頃から傷病兵は多数纏って搬送され、一時は三千名にも上ったので、軍病院、同仁病院は担架を入れる余地も、坐る場所さへなく、汗と油と塵の中に此

²⁶ 前掲『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議議事録』355頁。

²⁷ 同前 362頁。

²⁸ 同前 355頁。

²⁹ 同前 356～362頁。

³⁰ 同前 356頁。

³¹ 同前。

時とばかり終日終夜御奉公、やがて赤十字看護婦が来られてからはお洗濯等の直接でない仕事に当り、約三十日計り続いた。／同年十一月頃からは、直截の仕事は全くなくなり、慰問洗濯等のみになったが、それ迄を僅か六十名の会員で不眠不休奉仕出来たことは何より光栄とする所である。只今では内地と同じく週二回兵站病院に慰問演芸その他を奉仕、或は傷病兵の送迎、慰霊祭参列、遺骨送迎など分会で責任週間を定めて実施した。／かゝる状態で組織よりも活動が主となってしまひ、北京支部長には大使官の秋山一等書記官夫人就任、北京、豊台、通州、長辛店に分会がある、北京分会の会員は千八百名に及び、別に鮮人分会員が八百名居り、夫々活発に活動した。／事変前日立たぬやうにしてゐた私達も事変勃発後は制服のまゝ、堂々街を歩き、分会事務所も、会費一人月十銭、屑物蒐集、エプロン製作等による資金にて着々整備し、事変勃発当時は、何から何まで自分の物を持って行ったものだが、後には車馬賃の自弁位になった。／当分会では、洗濯とか掃除とか慰問などをやるに対し、朝鮮分会では、演芸慰問、慰問品配布等を北京分会と可成一緒に行うやふにした。／北京には当時約三万の邦人がゐたが、国婦も驚異的進展をなすに至った³²。

5. 徴兵検査

1927年に公布された兵役法は「内地と樺太に本籍を有する者」すなわち「内地人の男子は、年齢17歳から40歳まで、兵役に耐えぬ者を除いて、すべて兵役に服すこと」を定めていた³³。したがって中国に居住していても「本籍」を日本に置いている限り、日本人男子はこの兵役から逃れられなかった。

日本国外で行われた徴兵検査については加藤陽子が朝鮮、台湾及び「満洲国」で1939年と40年に行われた事実を1941年2月14日の兵役法改正に際して陸軍が行った説明から、「現在留地徴集主義」として紹介しているが、それ以外の徴兵検査については論及していない³⁴。それでは華北で徴兵検査は実施されたのだろうか。

華北でも1939年から徴兵検査が実施されたと考えられ、同年1月まで天津、済南、青島の3領事官が徴兵事務官を務めた。日本人人口の増加に伴って同年1月9日に陸軍省令が改正されると北京、張家口、石家荘、太原、厚和、徐州の6領事官が追加されて合計9領事官が満20歳の成年男子を対象に徴兵事務を行うとされた³⁵。1940年当時は多田部隊本部兵事班長西村中佐が選任担当官として事務首班を務め、日本帝国大使館警察部第三課がこれと連絡をとって兵事業務に当たった。

1940年度の徴兵検査は5月4日から6月30日にかけて華北9か所で実施された(表6)。華北に留日本人青年人口の増加により、前年度に比べ1,802名増の4,282名が検査に出願した。

³² 大日本国防婦人会総本部『大日本国防婦人会十年史』(1943年)249、250頁。辻野は1940年4月13日に北京地方本部長代理に就任している(同前635頁)。

³³ 百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本-制度と実態』(吉川弘文館、1990年)268頁。

³⁴ 加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、1996年)227頁。

³⁵ 在中華民国(北京)日本帝国大使館警察部『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議事録』345頁。

表6 1940年度華北在留壯丁徴兵検査調査表(単位:人)

| 検査地 | 検査月日 | 壮丁出願者数 | 病気その他不参加者数 | 出願取消数 | 受検壮丁数 | 甲種 | 一乙 | 二乙 | 三乙 | 丙種 | 丁種 | 計 |
|-----|----------|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|----|-------|
| 天津 | 5月4～8日 | 701 | 7 | 6 | 688 | 281 | 206 | 132 | 38 | 29 | 2 | 688 |
| 済南 | 5月11～13日 | 351 | 4 | 1 | 346 | 157 | 106 | 56 | 15 | 8 | 4 | 346 |
| 青島 | 5月17～19日 | 294 | 1 | 8 | 385 | 156 | 122 | 74 | 18 | 13 | 2 | 385 |
| 徐州 | 5月21日 | 115 | 1 | 1 | 113 | 52 | 35 | 20 | 1 | 4 | 1 | 113 |
| 石門 | 5月29、30日 | 234 | 1 | 2 | 231 | 95 | 87 | 39 | 5 | 5 | 0 | 231 |
| 太原 | 6月2～4日 | 375 | 5 | 3 | 367 | 166 | 105 | 68 | 21 | 6 | 1 | 367 |
| 厚和 | 6月10日 | 110 | 2 | 1 | 107 | 40 | 38 | 19 | 7 | 2 | 1 | 107 |
| 張家口 | 6月13～17日 | 607 | 5 | 10 | 592 | 222 | 194 | 118 | 45 | 10 | 2 | 592 |
| 北京 | 6月21～30日 | 1,396 | 13 | 32 | 1,351 | 475 | 439 | 306 | 88 | 41 | 2 | 1,351 |
| 計 | | 4,283 | 39 | 64 | 4,180 | 1,644 | 1,332 | 832 | 238 | 119 | 15 | 4,180 |

備考:1. 検査実数33日間、2. 1939年度2,387名に比べ1,802名増加した。

出典:在中華民国(北京)日本帝国大使館警察部『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議議事録』346、362、363頁。

1940年度の場合、出願者数4,283名中、病気その他・出願取消による不参加者数103名を除く4,180名が検査対象となった。その結果は、甲種1,644名、第一乙種1,332名、第二乙種832名、第三乙種238名、丙種119名、丁種15名で、甲種、第一乙種は現役、第一乙種の一部は特殊任務を有する第一補充兵(入隊を要するもの)、第二乙種は第一補充兵、第三乙種は第二補充兵、丙種は第二国民兵、丁種は兵役免除であった³⁶。

それぞれの全体における割合は、甲種39.3%、第一乙種31.9%、第二乙種19.9%、第三乙種5.7%、丙種2.8%、丁種0.4%であった。戦時と平時の比較になってしまうが、内地及び樺太において確認する最後の数値である1935年の数字は、甲種29.7%、第一乙種11.5%、第二乙種20.5%、丙種31.8%、丁種6.3%、戊種0.3%であり³⁷、華北は甲種、第一乙種の割合が高く、丙種、丁種のそれが極めて低かった。ここから華北在留の満20歳男子は「身体強健」な傾向を持っていたと指摘できる。

その一方で受検者の1.7%に当たる72名が「花柳病」すなわち性病に罹っており、その内訳は淋病35名、下疳25名、梅毒12名であった³⁸。この数字は、既往患者を含んでいないので、それを含めれば数字はさらに上昇したと考えられる。西村中佐はこの事態を「内地に比し在留壯丁中花柳病患者高率なるは青年指導上憂慮に堪へざる次第にして之か監督指導の立場にある責任者の一考を要すべきところなり」と警察部に注意を促している³⁹。性病の他には受検者の191名(4.6%)がトラホームに罹っており、彼らの生活における衛生状態の不良さをうかがわせる⁴⁰。

³⁶ 同前362、363頁。第一補充兵役とは、「現役兵に欠員を生じた場合之補充要員であり、また必要に応じて召集して教育し、戦時の要員に充て」、第二補充兵役は「戦時の要員」であった。日中戦争勃発後は、徴兵検査後、直ちに第一補充兵が「現役兵と同時に徴集され、実質的に現役兵と第一補充兵とは区別がつかなくなっていた」。第二国民兵役は17歳～40歳までで、「これ以外の兵役にない全員が該当」し、第一国民兵役は「後備兵役を終わった者と教育を受けた補充兵役終了者」のことである(前掲『事典 昭和戦前期の日本-制度と実態』270頁)。

³⁷ 前掲『事典 昭和戦前期の日本-制度と実態』272頁。百瀬が利用している内閣統計局編『日本帝国統計年鑑:第55回』(東京統計協会、1936年)以降の『大日本帝国年鑑:第56～59回』(1939～1941)は徴兵検査のデータとして第56、57回が「身長及体重」、「教育程度」を掲載したが、甲・乙・丙種の「体格」の数値は掲げていない。第58、59回では「徴兵検査」の項目そのものが無くなる。

³⁸ 前掲『昭和十五年七月 北支領事官警察署第二回保安主任会議議事録』363頁。

³⁹ 同前。

⁴⁰ 同前。

おわりに

以上、日本居留民団・居留民会・日本人会、そして在郷軍人会、国防婦人会を中心に1940年時点で華北に設立されていた日本居留民組織・団体を俯瞰し、あわせて同年に実施された徴兵検査について明らかにした。日本軍による戦線と占領地の拡大を追って日本居留民は華北の諸都市に進出し、その地に居留民会や日本人会を組織していった。同時に在郷軍人会、国防婦人会を結成して「銃後」を支える役割を担った。本論で取り上げた華北の各地域には「前線」でありながら同時に「銃後」という日本国内とは異なる日常や生活空間が存在した。今回は個々の地域の特徴や事実関係にまで踏み込んで論じられなかった。今後の課題としたい。

本稿は2013～15年度国際学部共同研究「東アジアにおける日本政府の政策の変化（1905～1945年）」の研究成果である。

英仏植民地主義及び日本の南進政策と タイの領域主権国家化¹

The Western and Japanese Pressure on State Formation of Thailand

高橋正樹*

要旨

西欧植民地主義勢力は周辺国の植民地化がコスト高だと判断した場合、その主権国家化を支援した。ただし、そのような国家形成は、植民地化された国と同様にその周辺国の国家と社会との亀裂を内在化させた。タイの国家形成史はまさにこのケースに当てはまる。タイは、19世紀中期から20世紀初頭まで、英仏がバンコク王朝の宗主権を侵食しつつビルマ、マレー、インドシナを植民地化し、他方でバンコク王朝はその結果、領域主権国家としての境界を画定していった。その結果、タイ国家はとくにイギリスの支援を受けながら主権国家としての国家機構を構築した。この過程で他の政治勢力に対して圧倒的な力をもつ国家エリートがバンコクを中心に構築される一方で、地方エリート勢力は解体され、また地方エリートと民衆の関係が解体していった。さらに、1930年代から40年代にかけて、新興の国家官僚層は、英仏植民地主義体制が不安定化すると、南進政策をとる日本に接近し、領域主権国家としての強化を試みた。

キーワード：タイ・日本・イギリス・フランス・国家形成・植民地主義・南進

はじめに

本論の目的は、19世紀中期から20世紀中期までのタイ²と英仏及び日本の関係を考察することで、タイが植民地化されなかったにもかかわらず、植民地化された諸国と同じような国家構造をもった歴史過程を分析することである。

タイは2001年のタクシン政権の誕生以来、全国の大衆が政治に参加するようになり、その結果、大衆の政治参加に反発を強めるバンコクのエリートと中間層の抵抗を受け、選挙を拒否するデモとクーデタが続き、権威主義的傾向を強めている。この政治的混乱と権威主義の原因はタクシン個人にはなく、そもそもタイ国家形成の過程において構築された政治経済構造にある。先行研究において、国家形成の歴史と今日の政治体制との関係を結びつけた研究はほとんどない。その最大の理由は、2000年代まで、タイの中央政府に関わる政治は主にバンコクで展開されていたからである。それまで、バンコクでの権力闘争に注目していれば、タイの政治体制を説明するためには十分であるとみなされていた。しかし、タクシン時代を経て、全国の大衆が政治的に覚醒

* TAKAHASHI Masaki [国際文化学科]

¹ 本論は新潟国際情報大学の共同研究（區建英代表）の研究成果の一部である。

² タイの呼称はタイに統一する。タイの国名が変更されたのは1939年であるが、とくに断りがない場合、それ以前に関してもタイという国名を使用する。

し政治に参加すると、様々な社会的な亀裂が政治に反映されるようになったのである。タイの権威主義体制の歴史的原因は、タイ国家形成の過程で、バンコクとその他の地域に異質で不平等な政治経済関係が形成されたからである。国内社会に深刻な亀裂がある場合、民主主義が定着するのは容易ではない。

結論を先取りして言えば、タイが他の植民地支配を経験した途上国と同様の異質で不平等な国家構造をもった歴史的背景は、イギリスによってタイ経済が植民地主義的な国際経済に統合され、バンコク王朝が主権国家化されたことである。19世紀中期以降、英仏はタイを互いに植民地化することではなく、主権国家として容認し、それを支援する政策をとった。具体的には、英仏はバンコク王朝が宗主権を主張していたラオスやカンボジアやマレーの朝貢国を植民地化する一方で、残された地域をバンコク権力層が領域主権国家として支配することを容認しこれを支援した。すなわち、タイはバンコク権力層を権力核として、英仏の支援の下に中央集権的な行政制度を構築し、領域主権国家を形成した。他方、タイは経済的にはコメ輸出などにより植民地体制に組み込まれ、バンコクと輸出品を生産する地域は、領域内の他地域との関係よりは「国際」的な経済的ネットワークにその存続と発展を依存するようになった。さらに、その住人は王族と貴族といった伝統的な政治経済勢力と華人移民を中心とした商人や労働者であった。

1930年代になるとタイ国家は政治権力が、王族から近代化の結果誕生した国家官僚層に移っていった。この新興勢力は自らの権力の正当性をナショナリズムに求めるようになっていった。その新興勢力が直面した国際的な危機は、日本と西欧諸国との間の東アジアの覇権をめぐる闘争であった。タイの新興勢力は東南アジアの植民地体制の不安定化を自己の権力強化の政治的機会ととらえ、仏領インドシナに対する「失地回復運動」を展開し、その結果、日本に接近した。その過程で、タイはナショナリズムと日本の南進を利用することで、軍部を中心とする国家権力構造を構築していった。

以下、まず、第1節では、植民地主義時代の非西欧諸国は西欧の支援という外在要因により主権国家化する場合があることを指摘し、さらにそのような国家形成が、国家と社会との亀裂を内在化させることを述べる。第2節では、19世紀中期から20世紀初頭までの英仏植民地主義勢力とバンコク王朝の関係を考察し、英仏がバンコク王朝の宗主権を侵食しつつビルマ、マレー、インドシナを植民地化し、他方でバンコク王朝はその結果、領域主権国家としての境界を画定していったことを明らかにする。第3節では、その結果、タイ国家はとくにイギリスの支援を受けながら主権国家としての国家機構を構築したことを述べる。さらに、この過程で他の政治勢力に対して圧倒的な力をもつ国家エリートがバンコクを中心に構築される一方で、地方エリート勢力は解体され、また地方エリートと民衆の関係が解体していったことを指摘する。第4節では、1930年代から40年代にかけての変化として、新興の国家官僚層と旧来の王族との権力闘争が顕在化し、優位に立った国家官僚層が、英仏植民地主義体制の不安定化すると南進政策をとる日本に接近し、領域主権国家としての強化を試みたことを明らかにする。

1 植民地主義と周辺国の主権国家化

西欧の植民地主義勢力は植民地にした場合の様々なコストを考え、周辺地域に対し、植民地化、属国化、主権国家化のいずれかの対応をとった。植民地化のコストが高い場合、周辺地域の主権国家化を促しライバル勢力による植民地化を防ぐ。このような外部勢力の圧力と支援による主権国家化は国内に異質で不平等な構造を内包することになる。

1-1 外部の介入による主権国家化

国家形成論はティリー等によって議論が深められ、戦争だけにとどまらず、国際経済や国内の農民運動や反政府闘争、あるいはエリート政治などと、多角的な要因による国家形成論が展開されている³。西欧の国家を想定したそれらの多くの研究に対し、途上国の国家形成に関して、植民地化を免れた周辺地域の主権国家化の説明は、外からの介入による主権国家化という因果関係で説明できる⁴。

1945年以前、西欧諸国以外のアジア、アフリカ地域では、そのほとんどは植民地化され主権国家化の道を歩むことはできなかった。そのなかで、なぜ、タイだけが植民地化を免れたのか。あるいはなぜタイだけが戦前、主権国家化することができたのか。チョン (Ja Ian Chong) は外国が特定の権力集団を継続的に広範に支援することで周辺の弱小国の主権国家化を促進することができ、逆に、有力な外国勢力がその弱小国 (weak polities)⁵ の支援をしないと主権国家化することは困難だったと主張する⁶。それによれば、弱小国の国家形成の要因を外国の関与に求めることによって、土着政治集団、国内諸制度、国外アクター、国際的なシステムの圧力の間の相互作用に対する体系的考察が可能になる。ここでは以下の点に注目する。

第一に、どのような条件下で植民地主義勢力は弱小国を植民地化し、どのような条件下で植民地化の代わりにその主権国家化を支援するのであろうか。チョンはその違いを介入の機会コストという概念にとって説明する。それによれば、諸外部アクターがともに、当該弱小国への介入のコストを高いと判断し、ライバルによる支配という最悪の脅威に代る次善の選択をする場合、弱小国の主権国家化を促進させる。すなわち、もし、外部勢力は弱小国の独立を尊重するという政策をとらなければ、ライバルに対する完全な接近拒否 (complete access denial) を実現するために植民地化するか、植民化する代わりにその弱小国への接近を制限できるような土着パートナーを探し属国化する。「要するに、国内政治に対する外国勢力の介入の様々なパターンは、介入するアクターが予想するコストの相違をともなっており、弱小国の様々な国家形態の発展をもたらすと考える」⁷。周辺国を狙う大国間関係を独立変数 (原因) とし、周辺国への介入の機会コストの大小を媒介変数とする。その従属変数 (結果) は、植民地化、属国化、主権国家化と分かれてくる。大国はライバルとの激しい対立が予想されコストが高いと判断すると直接介入は避け、ライバルが支配しないように主権国家化を支援する。このように、外部勢力の対応の仕方で弱小国の国家形態は異なってくる。

第二に、国家の強化や自律性の強化のための外部からの支援は、政治的、軍事的、経済的支援がある。この支援がある土着勢力に対し国内のライバル勢力を打倒するためのものであれば、この支援は国家の強化をもたらすための外部支援ということができる。外部からの支援が、その土

³ Tuong Vu, 2010, "Studying the State Through State Formation," *World Politics*, vol. 62, no.1, pp. 152-153; Ja Ian Chong, 2010, "How External Intervention Made the Sovereign State," *Security Studies*, vol. 19, pp. 630-633; Ja Ian Chong, 2012, *External Intervention and the Politics of State Formation: China, Indonesia, and Thailand, 1893-1952*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 36-43.

⁴ これは国際的な環境が国内政治に影響を与えるという、Gourevitchのいわゆる「逆の第二イメージ」アプローチの系譜にあたる。Peter Gourevitch, 1978, "The Second Image Reserved: The International Sources of Domestic Politics," *International Organization*, vol. 32, no. 4.

⁵ チョンは弱小国を、それがたとえ、法的な国内的、国際的な承認を得得ても統治と政治的権威が十分制度化されていない不安定な国家と定義づけている (Chong 2010, op.cit., p. 624).

⁶ Chong, 2010, op.cit., p. 624.

⁷ Ibid.

着勢力を圧倒してしまうものでない場合、それは対外的自律性への共通の支援であるといえる。この両方の条件が揃った場合、主権国家のための集成的な外部支援といえる。

第三に、周辺国側の要因として、制度化の程度が低く、政治的に不安定な弱小国は、資本と強制力 (capital and coercion) の集中と蓄積は困難である。これはナショナリズムと民族自決の意識が高くても同じである。そのような国家は国内から大規模に資源を調達することは困難であるから、外部の豊かで強力なパートナーからの支援はとりわけ有効である。また、国内でライバル同士の対立がある場合、外部の条件が不利であっても国内でのライバルとの闘争に勝つためにそれを受け入れる傾向がある⁸。

1-2 国家と社会の関係

主権国家化に関心を集中させるチョンは十分に議論を展開していないが、外部の介入に依存する主権国家化は国内社会に異質で不平等な構造を形成することになる。国家形成論の重要なテーマのひとつに、国家と社会の関係性として位置づけられる民主主義と権威主義の歴史的な起源及び形成過程の研究がある。一言でいうならば、国家形成論の民主主義論とは、社会から諸資源調達を求める支配層が社会と交渉 (bargaining) する結果として代議制度が誕生するという議論である。換言すれば、これは、西欧では国家が社会に介入すると社会が抵抗し、両者の交渉が始まり、その結果、民主主義体制が構築されるという民主主義論である。この議論には、社会に国家権力と対等に交渉できる諸集団が存在するという前提がある。しかし、この前提は西欧には当てはまっても、かつての植民地であった諸国には当てはまらない。かつての植民地には、西欧での歴史的経験を前提とするティリーによって想定されていない極端に非対称的な社会構造がある。植民地の役人は住民に保護を与えるどころか、略奪するものがなくなれば去っていった。植民地国家がつくったものは、代表制度ではなく抑圧制度であった。軍隊や警察制度が植民地支配の過程でつくられ、独立後もこれらの機関が国家機構の中心となり支配層を形成していった。国内のこれらの国家機構に対抗する社会集団は形成されず、社会は分裂状態であるため、国家と交渉することはできず、それゆえ国家は社会に対して略奪的、抑圧的であり得るのである⁹。

また、タイの例を見るならば、今日の政治体制を決定する歴史的条件にとって、かつて植民地であったかどうかは関係ないことになる。今日権威主義体制をとる諸国に共通の特徴は、西欧のように国家形成の要因を国内からの資源調達の必要に求めるのではなく¹⁰、外部に求めるのである。国家が外の支援で構築されると国家と社会が異質で不平等な関係になる。

次章以降は、タイの国家形成史を具体的に考察することで、タイの国家形成が植民地勢力の圧力と支援の下に推進され、国家と社会に亀裂を形成したことを明らかにする。

2 英仏植民地主義の圧力とタイの主権国家化

19世紀後半に入ると、バンコク王朝はイギリスとフランスをはじめとする植民地主義勢力の圧力を直接受けるようになった。しかし、英仏ともにタイの植民地化を断念し、その主権国家化を支援することとなった。

⁸ Chong, 2010, op.cit., pp. 626-627.

⁹ Vu, 2010, op.cit., pp. 159-164.

¹⁰ 実はティリー等は軽視しているが、西欧諸国の国家形成において植民地からの資源調達が重要な要因である。

2-1 ポーリング条約とバンコク王朝圏¹¹の崩壊

イギリスは、バンコク王朝に「自由交易」を認めさせる「ポーリング条約」を1855年に締結した。その結果、交易がイギリス商人に支配されると同時に、バンコク王朝に対して、地方での自由かつ安全な交易活動を保障することを求めた。

第一に、ポーリング条約は交易に関するバンコク王朝の独占権を否定した。ポーリング条約以前、バンコク王朝は、王の独占権であるとみなされた徴税権、独占事業権、交易権を華人系商人等に請け負わす形で経済支配を維持していた。それはまず、イギリス商人がそれまで負わされた不利な条件の撤回を求めた。第8条において、バンコク王朝への輸出に関する不利な条件が廃止された。すなわち、バーネイ条約のもとで課せられていたイギリス商船に対する従量税が廃止された。さらに、イギリス商船からの輸入税は全て一律3パーセントに抑えられた。つぎに、バンコク王朝のイギリスへの輸出に対しては、それが内国税、通過税、輸出税のいずれの名目であろうと、そのうちの一種の税を支払うのみとされた。これによって、それまでイギリス商人が被っていた税制上の不利な条件はなくなった。さらに同じ第8条において、イギリス商人は直接生産者から輸出用の物産を購入できること、そしてイギリス商船はタイ人、もしくは華人の商船に与えられた特権を同じく得ることができることが規定された¹²。この2点はまさにバンコク王朝の政治的支配による交易活動を否定するものであった。これにより、交易権はバンコク王朝の手から離れ、独占交易体制の存立基盤は失われた。

第二に、バンコク王朝の経済は植民地体制に組み込まれていった。独占交易体制を否定されたバンコク王朝の支配層は新たな構造を徐々に形成することになるが、その方向はポーリング条約の条項のなかに準備されていた。すなわち、米の輸出を求められたこと、アヘンの輸入販売の独占がみとめられたことである。イングラムによれば、1850年には米輸出はその全生産量のわずか5パーセントを輸出するのみであったが、1907年には50パーセントに増加した。この時期、米は輸出品として生産されるようになったのである。その輸出量はポーリング条約締結以後、19世紀末までにおよそ10倍に増加している¹³。この米輸出の増加は、当時の植民地主義勢力が新たに世界資本主義経済に参入したタイに求めたものである。とくにタイは植民地経済のもとで、砂糖、錫、マニラ麻等の生産に特化された他の東南アジア地域に対する食糧供給地としての機能を求められた¹⁴。その結果、19世紀後半から、チャオプラヤー・デルタでは王族、貴族、華人商人による新田開拓が急速に進む。一方、アヘンの輸入販売の独占が例外的に認められたことによって、王室財政はそこからの税収入に大きく依存することになる。独占交易からの収入を失った王室財政は19世紀後半を通じて、アヘン、酒、賭博富籤の独占権請負による収入からその半分を得ていた。そして、その独占権を請け負っていたのは依然として華人であった。さらに、アヘン、酒、賭博富籤はいずれも主として華人労働者が消費するものであった¹⁵。このように、バンコクエリート層の経済基盤は世界経済と華人移民に依存するようになった。

¹¹ バンコク王朝圏とは、バンコク王朝が周辺地域の政治権力者と構築した人格的主従関係をいう。領地主権国家形成以前の伝統的な政治秩序をこの概念によって表現する。

¹² Parry, Clive ed., *The Consolidated Treaty Series, Vol. 113, 1855*, New York: Oceana Publications, pp. 83-92.

¹³ James C. Ingram, 1971, *Economic Change in Thailand 1850-1970*, California: Stanford University Press, pp. 37-41.

¹⁴ チャテップ・ナートスパー、1987年(野中耕一・末広昭訳)『タイ村落経済史』井村文化事業社、58頁。

¹⁵ スキナー、ウィリアム、1981年(山本一訳)『東南アジアの華僑社会』東洋書店、84-85頁。

第三に、ポーリング条約により、タイの交易ルートはバンコク王朝の支配から離れることになった。ポーリング条約では、イギリス商人のバンコク王朝圏内の自由な商業活動が認められ、同時にイギリス商人及びイギリス人と同様の権利を認められた者（イギリス臣民、British Subject）に対して、イギリス領事の責任の下に治外法権が認められた。まず、第1条において、全てのイギリス臣民はバンコク王朝政府から、バンコク王朝圏内での居住、交易活動の自由、安全、便宜が与えられると規定された。第2条では、バンコクにイギリス領事が置かれ、イギリス臣民とタイ臣民との間のいかなる紛争も、当該タイ人役人との連絡のもとイギリス領事が決裁することが決められた。第4条では、イギリス臣民はバンコク王朝圏内の全ての港で自由に交易することが認められた¹⁶。これらの条項はイギリス商人のバンコク王朝圏内での自由な交易活動を保証することになった。マレー半島の交易ルートはバンコク王朝の独占交易によりバンコクに集約されることなく、直接シンガポールやマラッカ、ペナンに連結された。そして、その交易はイギリス商人に支配されることになった。

第四に、ポーリング条約に規定されたバンコク王朝によるイギリス商人の自由で安全な経済活動の保障は、バンコク王朝による周辺地域の中央集権化を求めた。この現実の政治秩序と条約が求めた政治秩序の相違からくる問題は、チーク材伐採のために多くのイギリス臣民が入り込んだランナーの朝貢国で多発した。イギリス商人によるチーク材伐採事業は、はじめビルマにおいて「ブリテッシュ・ボルネオ (British Borneo)」と「ボンベイ・ビルマ (Bombay Burmah)」のふたつのイギリスの会社によっておこなわれていた¹⁷。タイの中央集権化が進む前は、朝貢国の経済主権はその国主にあったので、チーク材は国主の固有の財産と見做されていた。イギリス商人はチーク材伐採の許可を求め、伐採料は国主、伐採料徴収人、チーク林所有者に三等分された¹⁸。ポーリング条約締結以後、特権を得たイギリス植民地下のビルマ人がイギリス商人の代理人としてランナーに多く入り込んだ。その結果、さまざまな問題が発生した。たとえば、1859年にモーン・チュアイ・カーンというイギリス植民地下のビルマ人がバンコクのイギリス領事、ロバート・チョムブルク (Robert Schombourgk) に、チェンマイ国主に対する訴えを起こした。その紛争はつぎのようなものであった。モーン・チュアイ・カーンはメーホーンソーン付近のチーク材伐採権を得て伐採をおこなっていた。しかし、のちに土地の少数民族であるカレン族の攻撃に合いモールメンに逃げ帰り、3年間伐採をおこなわなかった。その後、チェンマイに戻り同地域の伐採権をあと10年間取得することを申し出たが、チェンマイ国主はすでに他の商人に同地域の伐採権を売却していた。そこでモーン・チュアイ・カーンは損害賠償をイギリス領事に求めたのである¹⁹。

この事例から政治秩序に関して明らかになる問題がふたつある。ひとつはチェンマイ国主にチーク材伐採に対する権利が掌握されており、商人は国主の権利の「濫用」のもとに不安定な経済活動を強いられるということである。もうひとつはカレン族の攻撃に象徴されるように、経済

¹⁶ Parry, Clive, op.cit.

¹⁷ Sarawadi Ongsakun, Usani Thongchai, 1984, "Chiang Mai nai Adit (チェンマイ史)," Chiang Mai University of Chiang Mai, p.84.

¹⁸ Phornphun Chongvatana, 1974, "Karani Phiphat Rawang Chaonakhon Chiang Mai kab Khon nai Bangkhap Angkuri An Pen Het Hai Rataban Sayam Chat Kanpokkhong Monthon Phayaph (北西タイ統治強化を促したイギリス臣民とチェンマイ国主の係争問題)," M.A. Thesis, Chulalongkorn University, pp.51-52.

¹⁹ Ibid., pp.62-71.

活動に対する治安上の問題があるということである。これらの問題への対応として、前者はチェンマイに対するバンコク王朝の支配の強化を要求するものであり、後者はチェンマイのさらに周辺に位置するカレン族に対する支配の強化を求めることになる。このようにしてイギリスは「自由で安全な」経済活動を保障させるためにバンコク王朝による中央集権化を急がせた。

2-2 朝貢国の植民地化と軍事同盟圏の危機

英仏植民地主義勢力の大陸部東南アジアへの登場はビルマ、タイ、ベトナムをはじめ、大陸部東南アジアの国際政治秩序を急激に変化させていった。バンコク王朝の歴史的なライバルであったビルマは、1826年から1886年までの3回にわたるイギリスとの戦争で完全にイギリスの植民地となった。一方、タイの東側ではフランスがベトナム、カンボジア、ラーオの植民地化を進めていた。

とくに、このフランスの植民地主義政策は、バンコク王朝が朝貢国としてその宗主権を主張していたカンボジアとラーオを植民地化したことから、バンコク王朝圏の軍事同盟圏としての統合原理に対する重大な挑戦となった。1862年にメコン・デルタを支配して仏領コーチシナを成立させたフランスは、隣接するカンボジアの支配を目指した。カンボジアのノロドム王は1863年8月に、フランスの保護下に入ることに同意する条約を締結した。これに対して、バンコク王朝は抗議したが、フランスの回答は、バンコク王朝はカンボジアに対して何ら権利を有しておらず、カンボジアは独立国としてフランスと自由に条約を締結できるというものであった。これに不満をもったバンコク王朝は同年12月、カンボジアとの間に、バンコク王朝のカンボジアに対する宗主権を認めさせる密約を交わした。翌年、ノロドム王がカンボジア王の王権の象徴である神器を預かるバンコク王朝のもとで即位の儀式をおこなうと、フランスは王の留守の宮殿に三色旗を掲げ、さらにバンコクのフランス領事館に軍艦を派遣して圧力をかけた。結局、1867年にバンコク王朝はフランスと条約を締結し、カンボジアに対する宗主権を放棄しフランスのカンボジア支配を承認した²⁰。

さらに1885年にベトナムの植民地化が完了すると、フランスはただちにメコン河東岸のラーオ地域への支配に向かった。その名目はベトナムがもっていたラーオに対する宗主権を継承してその地域を「保護する」というものであった。ここでもバンコク王朝がその朝貢国に対してもつ宗主権が争点となった。このラーオの支配をめぐる両者の対立は「1893年のフランス・タイ危機」へと発展していく。

1889年にはフランスは公式にメコン河東岸支配の意志をバンコク王朝に伝えたが、バンコク王朝はこれを拒否している。その後、フランスはメコン河東岸の住民の歓心を買うために物品を配布したり、フランスの支配下に入るように説得して回ったりした。一方、バンコク王朝もフランスの影響が強まっている地区に対して免税措置をとったり、衣料の配布をおこない住民の離反を防ごうとしたりした²¹。しかし、1893年、フランスの本国政府は、ベトナムがかつてもっていたメコン河東岸に対する権益を継承するため、という名目で植民地化する決定を下した。同年、

²⁰ Suvit Thirasatwat ,1980, *Khwamsamphan Thai-Farangset Ro.So.112-126 Kan Sia Dindaen Fhangkha Maenam Khong* (西暦1893-1907年におけるタイ・フランス関係、メコン河右岸領土の喪失), Bangkok; Suksitsayam, pp.5-12.

²¹ Ibid.,pp.32-34.

3月以降、フランスは軍艦3隻をバンコクに停泊させてバンコク王朝に譲歩を迫った²²。バンコク王朝はイギリスがフランスを牽制することを期待したが、ほとんど介入しなかった。9月、フランスは軍艦によってチャオプラヤーを封鎖してバンコク王朝に最後通牒を突きつけた²³。この「フランスが信じがたい行動にでて、イギリスが期待した程の行動にでなかった」²⁴ことによって、結局、バンコク王朝は10月、フランスのメコン河東岸支配を認める条約を締結した。

2-3 タイの緩衝地帯化と領域の画定

フランスはタイ全土の植民地化を企てていたが、すでにタイに強い影響力をもっていたイギリスがその障害となっていた。イギリスにとって、そのタイでの経済権益を維持するとともに、ビルマとマレー半島の植民地支配を安定化するために、フランスのこれ以上の勢力拡大を阻止する必要があった。それゆえ、タイは対立する英仏の緩衝国として重要な役割をもつことになった²⁵。

1896年1月、イギリスとフランスは「1896年ロンドン宣言」によって、チャオプラヤー流域のタイを両国の緩衝国として独立を保障することを約束した。英仏がこの宣言によって保障したタイの領土はチャオプラヤー川流域のみであり、メコン川西岸（コーラート台地）とカンボジア寄りの東部、そしてマレー半島部は除かれていた。フランス本国の植民地主義派 (parti colonial) はタイの植民地化を主張していたが、この宣言によってその可能性は遠のいた。それゆえ、この宣言はバンコク王朝の独立にとって決定的に重要な意味をもった²⁶。しかし、タイの植民地化を諦めないフランスの植民地主義派は、英仏の1896年宣言は、チャオプラヤー川流域に対する一カ国だけの特権は認めないということであるから、この地域には英仏の共同主権が認められたのだと主張した。そして、1896年条約を拡大解釈し、タイ国内のインドシナ系や華人系さらにはタイ系住人にフランス保護民の資格を与え、タイの裁判権や徴税や徴兵などの行政権が及ばない住人を増やし、タイの政治経済や行政を混乱させた²⁷。

英仏によるバンコク王朝の植民地化の脅威は、1896年の両国による合意によって去ると、領域の画定とその領域内の中央集権化が英仏によって求められた。この合意ではイギリス支配下のビルマとフランス支配下のラオスの境界をメコン河とし、さらにチャオプラヤー水系のバンコク王朝の支配地域の独立が保障された。こうして、英仏植民地主義勢力の脅威に晒されて、バンコク王朝は旧来の分権的な地方政治秩序が機能しえなくなったことを痛感した。そのため、バンコク王朝はひとつには、植民地主義勢力の自由で安全な経済活動を保証するために、そしてもうひとつには、植民地化されないために王朝圏という分権的な政治秩序を中央集権的、かつ領域支配的な政治秩序に変革する方向に向かっていく。

このような統合の過程は、ブレイリイ (Brailey, Nigel J.) が指摘するように、他の東南アジア地域の領域主権国家化が、イギリス、フランス、オランダによって実施されるのに対して、タイ

²² Ibid., pp.54-55.

²³ Ibid., pp.65, 70.

²⁴ Wyatt, David K., 1984, *Thailand: A Short History*, Bangkok; Thai Watana Panich, p. 204.

²⁵ Hugh Toye, 1968, *Laos: Buffer State or Battleground*, London: Oxford University Press, pp. 31-43.

²⁶ Pierre Brocheux and Daniel Hémerly, 2009, (translated by Dill-Klein et al.), *Indochina: an ambiguous colonization, 1858-1954*, Berkeley: University of California Press, p. 66; Patrick Tuck, 1995, *The French Wolf and the Siamese Lamb: the French Threat to Siamese Independence 1858-1907*, Bangkok: White Lotus, pp. 99-102, 146-67, 169-70, 297.

²⁷ Tuck, *ibid.*, pp. 178-80.

の場合は土着権力、すなわち、バンコク王朝によって実施されるという特徴をもった²⁸。しかし、それはすでに明らかなように、西洋植民地主義勢力の要請に基づくものであったから、バンコク王朝は英仏の代理として、他の東南アジアにおける宗主国が植民地内に対してもつ同じ機能を統合過程においてもつようになったのである。

さらに、フランスとイギリスによる周辺地域の植民地化が進められ、その過程でタイの領域が画定していった。1904年6月のタイとフランスとの協定では、タイはルアンバラバーンのメコン川を挟んだ西岸、パクセの同じく西岸（チャムパーサク）、マノーブライ、トラート、ダーンサーイの領土をフランスに放棄した。その代わりにフランスはチャンタブリーからの撤兵を約束し、さらにフランス保護民をフランス司法権下の地域で出生したアジア系とその子のみに限定することが合意された²⁹。さらに、1907年3月、フランスは1904年の協定で獲得したトラート、ダーンサーイをタイに返還し、さらにアジア系保護民の領事裁判権をタイに返還することを条件に、カンボジアのバタンバン、シエムリアップ、シソポンをフランスに割譲する内容の協定をタイに締結させた³⁰。さらに、1909年、マレー四国はタイ国内のイギリスの治外法権の放棄と鉄道建設のための低金利融資と引き換えにイギリスに譲渡された³¹。これらにより、現在のタイの領域の原型が固まっていた。

3 チャクリー改革：タイの主権国家化

バンコク王朝のラーマ5世（チュラーロンコーン王）の主導の下に、タイは中央集権的な行政改革であるチャクリー改革をおこなった。

3-1 バンコク王朝の直面する危機

チャクリー改革の背景として、①バンコク王朝内部における王権の弱体化と貴族官僚の台頭、②英仏の圧力による王朝圏の解体、③身分制の解体と華人のクライアント化という、国家構造を大きく揺らがせる三つの変動がバンコク王朝を襲っていた。チャクリー改革が対応したのは、この三つの変動のうち、王権の低下と有力貴族官僚の台頭、及び英仏の圧力による王朝圏の危機の二つに対してであった。

チャクリー王家にとって、危機をどう認識していたかを明らかにすることで、チャクリー改革の目的が何であったかを知ることができる。第一の危機は、バンコク王朝内の統一が実現できていない事実にあった。1873年に摂政時代を終えても、チュラーロンコーン王と前摂政及びその影響下にあった「第二王」の間には権力闘争が続いていた。第二王派は、兵を動員してイギリスに支持を求めることさえおこなっていた。このような状態をみて、ある外国領事は王国を国王、第二王、前摂政で三分割したらどうかと提案するほどであった³²。しかし、このような内部分裂は植民地主義の介入を招く危険が高く、その危険を避けるためにも、王都権力層内部の統一を急ぐ必要があった。

²⁸ Nigel J. Brailey, 1968, "The Origins of the Siamese Forward Movement in Western Laos, 1850-92," Ph.D. dissertation, University of London, p.vii.

²⁹ "Convention and Protocol between France and Siam relative to Friendship and Boundaries, French text," in Clive Parry ed., *op. cit.*, vol. 195, 1904, pp. 47-54.

³⁰ Tuck, 1995, *op. cit.*, pp. 320-23.

³¹ Tom Marks, *The British Acquisition of Siamese Malaya (1896-1909)*, Bangkok: White Lotus, 1997, pp. 98-99.

³² David K. Wyatt, 1969, *The Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*, New Heaven: Yale University Press, pp. 50-61.

第二の危機は、バンコク王朝の周辺地域への支配権が英仏から挑戦を受けていたことである。すなわち、19世紀後半、インド、香港、ビルマ、マレー、ベトナムがすでに植民化されたか、植民地化の危機に直面し、その圧力がバンコク王朝圏の周辺にも及んでいた。これらの隣国の状況を良く知っていたチュラーロンコーン王は、英仏などの外国勢力の介入は、国内の政治的分裂や経済的な弱体さの結果として生じるということを良く認識していた³³。その危機感をチュラーロンコーン王は異母兄弟のダムロン親王に以下のように語っている。

「以前、我々の領土は我々と同じ勢力と制度をもった国々の領土と接していた。いまや西部から北西部にかけては、それらの国々はイギリスの手に落ち、東部から東北部にかけてはフランスの手に落ちた。我々の国は、以前の我々の隣国よりもずっと厳密な行政制度とより強大な力をもつ国々の間にある。我々はもはや隣国に対して無関心ではいられない。〔中略・・・引用者〕政府の力の拡張は、民衆の所得に対する課税に依存している。それゆえ、政治の強化と合理化、そして経済の発展は我が王国の最終目的である」³⁴。

3-2 チャクリー改革

第一のバンコク王朝内部の危機に対する対策として、バンコク王朝はチャクリー改革によって、チャクリー王朝の王族を中心にした権力を強化するために、西欧の植民地行政に習って官僚機構を機能的な制度にした。

本格的な行政改革は1892年に開始された。チュラーロンコーン王は行政組織の全面的な改革のために勅令を發布した。それにより、旧体制では北方省（クロム・マハータイ）、南方省（クロム・カラーホーム）、大蔵省（クロム・クラン）がそれぞれの支配地域と住民に対して有していた統治機能を新設の内務省に統一させた。さらに財務行政は各省庁の独立を認めず、財務省に統一された。また、軍事機能は国防省に一元化され、司法機能は司法省に一元化された³⁵。これらの改革の中で王権の強化にとりわけ重要なものは、財務省と内務省の新設であった。これによって、王国を分断支配する有力貴族の経済基盤を解体することが目指された。

バンコク王朝内では内務省新設後、直ちに地方行政が一元化されたわけではなく、旧制度の大臣が引退するのを待って、財務や軍事や統治という機能ごとの新機関に統合されていった³⁶。しかし、その後も財務省はうまく機能せず、各省は財務省に送るべき「政府歳入」を、省内の大臣や高官が自分の個人的部下とのパトロン・クライアント関係に基づいて、「勝手に」使うようになった³⁷。これは制度が近代的な官僚制度に基づく機能的制度に改められても、そこでの行動規範が人的なパトロン・クライアント関係に基づく点では変化がなかったことを意味する。

第二の周辺地域に対する危機に対して、バンコク王朝による中央集権化を進めた。19世紀中期からイギリスがチェンマイをめぐるバンコク王朝に求めていたことは、バンコク王朝による中央集権的な領域的支配であった。この要求は一方で、バンコク王朝の宗主権的な影響が及んでいた地域の英仏による植民地化と同時におこなわれていた。すなわち、イギリスは西部と南部か

³³ Girling, John L.S., 1981, *Thailand; Society and Politics*, Ithaca: Cornell University Press, p. 48.

³⁴ Tej Bunnag, 1977, *The Provincial Administration of Siam 1892-1915*, Bangkok: D.K. Book House, p. 92.

³⁵ Fred W. Riggs, 1966, *Thailand*, Honolulu: East-West Center Press, pp. 117-118.

³⁶ Tej, op.cit., pp. 93-94.

³⁷ Walter F. Vella, 1955, *The Impact of the West on Government in Thailand*, Berkeley: University of California Press, pp. 341-342.

らバンコク王朝の朝貢国を植民地支配しつつ、それ以外の地域のバンコクによる主権的支配を求めた。これは結果的には、大陸部東南アジア地域に主権国家の創設を求めることになった。それはバンコク王朝にとっては、地方に対する中央集権的な権力関係の構築であり、その制度化であった。

1892年以降にテーサピバーン体制が整備され始めた。テーサピバーン体制とは、バンコク王朝から派遣された官吏によって地方を支配しようというものである。その具体的政策は、いくつかの地方国や朝貢国をひとつの州（モントン）の下に統合し、そのモントンに中央政府から州知事（カールアン・テーサピバーン）を派遣し、地方国や朝貢国を統治しようというものであった。テーサピバーン体制を導入した当初は、地域によって間接統治と直接統治に分かれていた。バンコクの支配が歴史的に強かったバンコク周辺の地方国には州知事直属の県知事が置かれた。他方、北部や南部の世襲統治者がいて独立性の高い朝貢国は、間接統治の対象とされた³⁸。

これらの朝貢国と畿外地方国の独立性を奪うために、1897年には地方行政関係法が、1899年には地方行政規制法がそれぞれ制定された。このふたつの法律はオランダのジャワ統治とイギリスのビルマとマレーの統治の研究に基づいたものであった。これに先立ち、チュラーロンコーン国王は1871年にジャワを訪問し、オランダの植民地経営を見学し、その後、インドとマレーを訪問している。さらに1896年には国王はダムロン内務大臣とともに、再びジャワを訪問し自ら植民地経営を調査している³⁹。また、ルアン・テーサチヴィチャンは、イギリス統治下のビルマとマレーに地方行政の研究のために派遣され、1894年に内務大臣に報告書を提出している⁴⁰。

1899年の規制法の目的は、旧朝貢国や畿外地方国の国主の独立性を失わせることであった。それによれば、これらの統治者は世襲であってはならず、その統治者を任命するのはバンコクの国王のみであると決められた。国王の任命を受けた国主はバンコク王朝の執務に携わる家臣とみなされた。他方、1897年の関係法は、旧朝貢国や畿外地方国を郡に細分化することで、下から国主の権力基盤を解体することが目的とされた。

さらに各地の実情に合わせた対応の必要性から、地方ごとの個別の法律が1900年には北部に関して、1901年には東北部と南部のイスラーム地域に関してそれぞれ制定された。これにより、たとえば、北部ではチェンマイ駐在の北西州高等弁務官による監督が強化されるとともに、北西州を構成する各県に「土侯政府と六大臣制」を導入した。この制度は、県知事（旧国主）は自分の部下に授爵する際には高等弁務官の同意が必要となった。このことは旧国主の人事権を制限するものであり、旧国主の政治権力を削ぐ内容であった。財政面でも旧国主や地方貴族の経済力を弱体化させ、中央政府の歳入を増加させることが試みられた。北西州に新たに派遣された財務弁務官は、畿内のプライ（臣民）に対しておこなったように、農民への徭役を廃止し金納化を進めた⁴¹。これにより、北部の国主や貴族が住民から受けていた公私のサービスを受ける権利を失い、土着の伝統的な支配層と民衆との支配・被支配の構造を解体することになった。

他の地方でも同様な政策が実施されると、これに対する反発が顕在化した。地方の統合政策が実質的に強化され始めた1902年には、北部、東北部、南部で統合政策に対する抵抗運動が発

³⁸ Michael Vickery, 1970, "Thai Regional Elites and Reform of King Chulalongkorn," *The Journal of Asian Studies*, vol. XXIX, no. 4, p. 876.

³⁹ Tej, op.cit., p. 134.

⁴⁰ Vickery, op.cit., p. 875.

⁴¹ Tej, op.cit., p. 146-148.

生した。とくに北部と東北部でのそれは、土着権力層と民衆による比較的大規模なものであった⁴²。これに対し、バンコク王朝は軍を派遣して弾圧に成功したが、中央集権化政策を一時後退させることになった。その中央集権化が再度進展し最終段階に入るのは、1907年前後からである。すなわち、南部は1906年に、東北部は1907 - 8年に、そして北部は1907 - 15年にかけて最終的にテーサピバーン体制に統合された⁴³。

こうして、英仏の容認の下に、タイは近代国家たる主権国家の領域を確定していき、同時に不完全ながら地方勢力をバンコク王朝に統合することができた。チャクリー改革は、中央と地方のそれぞれの政治勢力をバンコク王朝が支配（中央集権化）すると同時に、その対内的な主権に対して外国の介入を排除することが目的であった。

4 日本の南進政策とタイのナショナリズム

日本が南進を開始し、大陸部東南アジアの英仏植民地体制が不安定になると、その植民地体制と不可分なかたちで形成されたタイ国家にも変化が見られた。その変化は、タイの国家エリートによる「失地回復」運動として展開された。

4-1 人民党と失地回復運動

王族には、フランスに対する不満はあったが、フランスへの返還要求をする動きはなかった。しかし、1932年の立憲革命によって、人民党が王族中心の政治に異議を唱えてクーデタを起こすと、動きが変わっていった。人民党は、タイの近代化の結果として新たな政治勢力として成長した国家官僚を中心にしていて、人民党は君主制に対し人民主体の政治を訴え、それにより自己の権力奪取を正当化した。人民党は王党派の巻き返しに抵抗しながら、支配の正当化として民族国家の建設という政治目標を前面に出していく。大タイ主義を背景にした失地回復運動は、そのナショナリズムを喚起する主要な政治運動となっていった。

1939年、深まる日英の対立のなか、タイは外交交渉による失地回復要求をする一方で、列強の対立には中立外交を堅持しようと努力した。1938年12月、人民党の武官派リーダーのピブーンが首相に就任すると、タイ政府の日本への接近が強くなった。1939年7月、閣議で、イギリスはもう頼りにできないからタイは日本を当てにするしかないと言った⁴⁴。他方で、1939年9月、第二次世界大戦勃発時には、タイの中立を宣言している⁴⁵。

1939年8月、フランスがタイに相互不可侵条約締結を提案した。これをきっかけに、37年の不平等条約改正時以来途絶えていた国境交渉を再開した。この交渉において、タイは、メコン川中央線の国境化、ルアンパラバーン対岸とパクセ対岸のメコン川西岸地域のタイ領土への編入により、メコン川を国境とすることを要求した⁴⁶。

しかし、1940年6月、フランスがドイツと休戦し、日本軍の南進の動きが活発化すると、タイはこの列強各国の権力関係の変動を利用してフランスが植民地化したカンボジアとラオスの領

⁴² 石井米雄「タイにおける千年王国運動について」『東南アジア研究』第10巻第6号、356-362頁；Tej, op.cit., p.152.

⁴³ Ibid, p. 158.

⁴⁴ 外務省外交史料館（アジア歴史資料センター、以下、JACARと略）、外務省1939、昭和十四年執務報告（「タイ」関係）：14頁＝JACAR・Ref. B02130200000/0272画。

⁴⁵ タイ公文書館（以下、NATと略）。SR.0201.33/28.

⁴⁶ Kong Khoosanakaan, 1941, *Pratheet Thai- Ruang Kaandaidindeenkhun* (タイ国一失地回復問題資料集一) (以下、PTと略) p. 35; Direk Jayanama, 2008, *Thailand and World War II* (English text by Jane Keyes), Chiang Mai: Silkworm, p. 16.

有を訴えるようになった。タイは日本軍の仏印への侵攻を懸念し、ピブーン首相ばかりか、プリディー財務大臣やワンワイ王子（外務省顧問）といった親英派有力者も、仏印が崩壊した場合は、タイはフランスに奪われた領土を取り戻したいと主張した。1940年8月、ピブーン政権は列強各国に失地回復運動への理解と協力を求めた。これに対し、ドイツとイタリアは直ちに失地回復政策への支持を表明した。しかし、アメリカは支持せず、イギリスは理解を示すも、この問題でタイが日本に接近することに強く反対した。他方、日本はタイの失地回復を支持し、さらに、タイに関係強化を申し入れた。ピブーン首相は、日本側提案の経済関係、大使交換、文化協定には賛同するが、満州国承認問題については、反日運動を展開する国内華僑問題もあり、承認の方向で努力すると答えるに留まった⁴⁷。

一方、1940年8月20日の陸軍参謀本部での会議で、ピブーン首相と個人的にも親しい駐タイ田村武官は、タイ政府内には親日グループが存在するが、かれらは日本の南への拡大をかなり心配していること、そしてタイ人はインドシナの失地回復を望んでおり、この失地回復に日本が協力することが両国の軍事協力を実現する最善の方法であると報告している⁴⁸。

1940年9月、フランスに対してタイ政府は、メコン川中央線を国境にすることと、ルアンプラバーンの対岸とパクセの対岸をタイに返還することと、ラオスとカンボジアの主権に変化が生じたら、フランスはラオスとカンボジアをタイに返還することを確約する書簡をタイ政府は求めた。これはタイ政府がフランス政府にラオスとカンボジアの割譲を初めて公式に求めた文書であった⁴⁹。この要求に合わせて、ピブーン首相は記者会見をおこない、「いかなる国にとっても、ふたつの選択肢しかない。すなわち、それは大国（マハー・プラテート）になるか、あるいは奴隷国家になるかである」とタイの立場を訴えた⁵⁰。

同年9月、フランスのヴィシー政権は、メコン川中央線を国境とする問題以外は国境交渉の議題にしないと返答した。このフランス側の姿勢の硬化には、ヴィシー政権の植民地支配強化政策があった。

4-2 日本の北部仏印進駐と失地回復運動

フランスのドイツへの敗北とそれに続く日本の仏印への進駐が、タイ政府を失地回復運動に駆り立てた。1940年9月23日、日本軍はベトナム北部の軍事的占領を開始し、9月27日、日独伊三国同盟が調印された。これにより日本の国際政治上の立場が強まったと判断したピブーン首相は、9月28日、日本を頼りにする決意を固めた旨を伝えた。ピブーンが親英米派を押さえて日本の調停を受け入れた背景には、英米のタイに対する顕著な消極的姿勢があった。アメリカは40年後半から、タイは日本に利用されるだけであるから、失地回復運動を展開すべきではないという方針であった。そのため、アメリカはタイが支払い済みであった10機の戦闘機と爆撃機

⁴⁷ 外務省、1942年『昭和十五年度執務報告第三章「タイ国」第二節日「タイ」関係』134-6頁＝JACAR・Ref. B02130201500/0350-1 画。

⁴⁸ Edward Thadeus Flood, 1969, "The 1940 Franco-Thai Border Dispute and Phibun Songkhram's Commitment to Japan," *Journal of Southeast Asian History*, 10(September), p. 318; Edward Thadeus Flood, 1967, "Japan's Relations with Thailand: 1928-1941", Ph. D. dissertation, University of Washington, pp. 295-6; 防衛研修所戦史室 1968年『大本営陸軍部2』朝雲新聞社、117-8頁。

⁴⁹ PT, op.cit., p. 15.

⁵⁰ NAT, KT 73.5/5.

のタイ側への引渡しを拒否した⁵¹。アメリカの消極姿勢に対し、イギリスは何とかタイの支援を模索していたが、アメリカの協力なしでは不可能であった。

他方、英米はフランス支援にも消極的であった。イギリスはジブチからの部隊をインドシナに移動させようとするフランスの試みを阻止していた。また、アメリカはカリブ海のマルチニークに留め置かれた百機のフランスの戦闘機が、インドシナではなくヨーロッパに移送されドイツを利するのではないかという懸念から、それを出発させるのに同意を渋っていた⁵²。

タイ政府は、失地回復運動を展開しながら日本と英米の間で中立政策をとることの困難さを自覚していた。たとえば、1940年10月、閣議でピブーン首相は、「日英が戦争したら中立でいることは困難になるだろう。タイの金融はイギリスに押さえられているが、中国への米輸出などタイの貿易はアジアの制海権をもつ日本に押さえられている」と言うと、プリディー財務大臣は、「どちらを選ぶかという問題は、最終的にどちらが勝利するかだ。勝った方に我々はつく」と答えた⁵³。

他方、人民党政権には、列強の争いに巻き込まれる危険を冒してまでも失地回復運動を展開しなければならない事情があった。人民党政権とピブーン首相にとって失地回復運動の成否は、自己の政治生命を左右する問題になった。その大タイ主義のイデオログであるウィットは、その政府広報局長の立場を利用して、出版物やラジオ放送を通じて、「フランスはタイから元々タイの一部であったラオスとカンボジアを奪った」とか、「レームトーン（黄金半島）に住むラオス人もカンボジア人も皆タイ人であるからタイ国としてひとつになろう」という政治宣伝を繰り返していた。

4-3 タイ仏印戦争と東京講和条約

1940年10月以降、国境付近での互いの越境攻撃や飛行機での攻撃が散発的に発生するようになった。1941年1月、タイ湾のチャーン島付近に停泊していたタイの戦艦にフランスの戦艦と戦艦が攻撃を仕掛け、タイ海軍の主力艦である日本製の駆逐艦「トンプリー」を航海不能にし、魚雷艇二隻を撃沈させ、タイ側は多くの兵の犠牲者を出した⁵⁴。

タイはこの戦闘での敗北に大きく動揺し、フランスがさらにバンコクを攻撃してくることを恐れ、日本に仲裁を求めた。1月31日、日本の調停によりタイと仏印の停戦協定が調印された⁵⁵。その一方で、タイ政府はタイ海軍の大敗を国民には伝えず、タイ側の大勝利だと宣伝し、国民の

⁵¹ Judith A. Stowe, 1991, *Siam becomes Thailand: A Story of Intrigue*, Honolulu: University of Hawaii Press, p.155; Kobkua Suwannathat-pian, 1995, *Thailand's durable Premier: Phibun through three decades, 1932-1957*, New York: Oxford University Press, p. 259; U.S. Department of State, 1940, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, IV, Washington D. C., pp. 176-8, 187-8, 196, 199.

⁵² 立川京一、2000年『第二次世界大戦とフランス領インドシナ「日仏協力」の研究―』彩流社、121-4頁；Stowe, 1991, op.cit., p. 155; Amiral Decoux, 1949, *A la Barre de L'Indochine: Histoire de Mon Gouvernement Général (1940-1945)*, Paris: Librairie Plon, p. 136.

⁵³ NAT. SR.0201.33/28.

⁵⁴ Praphat Chanthawirat, 1990, "Phonrua Eek Aphai Siitakalin Pathibat Kaanrob thii Ko Chang: 17 Mokaraakhom 2484 (アパイ・シータカリン海軍大將のチャーン島での戦闘・1941年1月17日)" in *Anuson nai Gaanphraraachathan Phulungsof Phon Eek Aphai Siitakalin* (アパイ・シータカリン海軍大將の葬式本), Bangkok; E. Bruce Reynolds, 1994, *Thailand and Japan's Southern Advance 1940-1945*, London: Macmillan, p. 43; Flood, 1967, op.cit., pp. 403-4, 414.

⁵⁵ 秦郁彦、1988年「仏印進駐と軍の南進政策（1940～1941年）」日本国際政治学会編『太平洋戦争への道―開戦外交史―6 南方進出』朝日新聞社、258頁。

フランスとの交渉に対する期待を膨らませていた。

タイとフランスの和平交渉は、1941年2月から東京で始まった。タイ政府の交渉団長のワンワイ王子は、最初の会議の冒頭で、最も自然な国境としてアンナン山脈を新たな国境とし、その東を仏印領、西をタイ領とすることを要求した⁵⁶。ピブーンは親日派であり、ピブーンの権力の安定は失地回復にあり、したがって日本は南進政策のために失地回復に協力する必要があるという議論が繰り返された。

3月仮調印では、ルアンパラバーンの反対側のメコン川西岸、パクセの反対側のメコン川西岸に加え、バツタンバン、シソボン、北部カンボジア地域をタイ領土に編入することになった⁵⁷。この調停案に対し、タイ側の不満は大きかったが⁵⁸、ピブーンは失地回復を自己の権力強化に大いに利用した。ピブーンは交渉の妥結を祝って3月12日を休日にし、官吏の家にタイと日本の国旗の掲揚を求めた。さらに、戦勝記念塔の建設を決定し、兵士に勲章を与え昇進させた。また、ピブーン自身は元帥に昇格し、失地回復を成し遂げた「指導者、プーナム」として、国民の間での彼の地位は高まった⁵⁹。

日本政府は、タイ仏調停に先立ち、「対仏印、泰施策要綱」（1941年1月30日）を決定していた。そこでは、大東亜共栄圏建設の途上において、日本は自存自衛のために、仏印とタイに対し、軍事、政治、経済面での緊密な関係をつくるのが目的であることが決定された。領土紛争の調停を契機にし、日本の仏印とタイに対する指導的地位を確立することが目的とされた。さらに、タイとフランスの調停後の7月には、「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」が決められ、仏印とタイへの諸方策を完遂することで「南方進出」の体制を強化すること、その目的達成のためには対英米戦争も辞さないことが決定された⁶⁰。

調停後、タイは失地回復運動の幕引きと日本からの離反策を模索した。ピブーン首相はフランスに対しては友好関係を謳い、日本に対する警戒心を明確にすることで、英米からの支援を引き出そうとしていた。しかし、すでにその時機は逸していた。なぜなら、アメリカ政府はタイは親日であるという不信感をもっていただけからである。

4-4 日本の侵攻と失地回復運動

1941年12月7日、日本軍は、タイ領内に侵入し、南タイなどでタイ軍と交戦した。日本はタイ政府に日本軍の平和的通過の合意を迫った。最終的には、タイは日本軍のタイ領内の平和的通過を認めるが、日本はタイの独立と主権と名誉を尊重することを内容とし、日本側の提案のなかに入っていたタイの失地回復運動への日本の協力の項目は、タイは失地が欲しくて日本に協力したと解釈されないようにするために削除することが決定された。日本側としてはアジア主義と大

⁵⁶ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書2』364-5, 375-8頁 = JACAR. Ref. B02031247500/0427-9画。

⁵⁷ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書5』479-81頁 = JACAR. Ref. B02031247800/0479-80画；秦、1988年、前掲書、258-9頁。

⁵⁸ 外務省『タイ仏印国境紛争調停会議調書6』550-65頁 = JACAR. Ref. B02031247900/0516-24画；Direk, 2008, op.cit., pp. 44ff, 356-72; PT, 1941, op.cit., pp. 248-63; Flood, 1967, op.cit., pp. 568-589; Reynolds, 1994, op.cit., pp. 49-50.

⁵⁹ Charivat Santaputra, 2000, *Thai Foreign Policy: 1932-1946*, Bangkok: Committees on the Project for the National Celebration on the Occasion of the Centennial Anniversary of Pridi Banomyong, Senior Statesman, pp. 191-192.

⁶⁰ 外務省『対タイフランス領インドシナ国策決定文書/1 仏印泰処理要綱』732-735, 781頁 = JACAR. Ref. B02032438600/0413-0415, 0441画。

タイ主義への協力をアピールしたかったが、タイはすでに半年前に自国の大タイ主義を凍結し、日本のアジア主義を拒否する姿勢を示していたのである。

12月10日、タイ日同盟締結を日本側から求められピブーン首相はこれに応じた。11日の閣議でピブーンは、「私は思うに逃げ場はない。我々がこのまま抵抗しようとするなら向こうは我々の武装解除をするだろう。そうしたら、戦えない。」とタイの立場の弱さを吐露している。また、50台の戦車しかないタイ軍が日本軍と戦っても勝ち目はなく名誉の戦死しかないから、日本との軍事協力を合意せざるを得なかったとも語った⁶¹。注目すべきは、この同盟条約のなかに、8日にはタイ側が拒否した失地回復への日本の協力が秘密了解事項として附帯されたことである。その第一条に、「日本国は『タイ』国の失地回復の要求の実現に協力すべし」と謳われた。

1942年1月25日、タイはイギリスとアメリカに対し宣戦布告した。しかし、日本軍の形勢が不利になり、日本のタイ政府からの借金が膨らむと、タイ政府と日本との関係は開戦当初ほど親密ではなくなった。そのため、1943年7月、日本はタイの協力を得るために「失地」を贈ることにした。訪タイした東條首相はピブーンと会談し、そこでビルマ側にあるシャンの二つの州とマレーの四つの州のタイへの割譲を表明した⁶²。東條首相は8月、この問題に関する枢密院審査委員会で、タイは失地回復の希望が強く、同盟条約の秘密了解条項で約束した通り、それへの協力はタイと日本の関係強化に効果的であると述べている⁶³。しかし、その効果はなくピブーンは44年に失脚し、摂政であったプリディーが影響力をもち、連合国と連絡をとりながら自由タイ運動という抗日運動を展開していった。

日本の敗戦とともにタイは外交姿勢を大きく修正した。1945年8月16日、タイのプリディー摂政は、対英米宣戦布告は無効であるという平和宣言を発表した。そこで、日本から得たマレー四州と二つのシャン州は直ちにイギリスに返還するとしたが、41年5月にタイ仏講和条約でフランスから獲得した領土についての言及はなかった⁶⁴。

タイはフランスから譲渡された領土の返還には抵抗していた。すなわち、日本のアジア主義という枠の中で実現した大タイ主義であったが、タイは日本のアジア主義崩壊後も大タイ主義を維持しようとしたのである。しかし、フランスはヴィシー政権によってタイに譲渡された領土の全ての返還を求めた。

タイはその大タイ主義的な失地回復運動を日本の協力で実現しようとし、日本はアジア主義に基づく南進政策へのタイの協力を期待してそれに応じた。しかし、タイの失地回復運動の目的は、あくまで人民党とピブーン個人の権力の維持とタイの独立であり、そのためには失地回復と中立外交を絶妙に使い分けるといふことが必要であった。したがって、一定の失地回復を遂げたタイは日本から離れ英米に支援を求めた。しかし、それは当時の国際政治が許さなかった。

むすび

本論は、植民地化していないタイが植民地化を経験した諸国と類似する歴史的特徴をもつこと

⁶¹ O Phibuunsongkhraam, 1976, *Joomphon Poo Phibuunsongkhraam: lem4* (ピブーンソングラム元帥・第四巻), Bangkok, pp. 526-54.

⁶² NAT.(2)SR.0201.98.3/10.

⁶³ 外務省、1943『「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」間条約枢密院審査委員会議事録』unpaged= JACAR. Ref.B02032442900/0154 画。

⁶⁴ Thak Chaloehtiarana ed., 1978, *Thai Politics: Extracts and Documents 1932-57*, The Social Science Association of Thailand, pp. 459-460.

を明らかにした。すなわち、英仏の圧力と支援の下、バンコク王朝は、ビルマやインドシナではイギリスやフランスによって実施された植民地経営を、自ら実行したという点である。19世紀中期まで、バンコク王朝はチェンマイ、ラーオ諸国、カンボジア、マレー諸国と朝貢関係を結び、ゆるやかな分権的な主従関係を構築していた。しかし、19世紀中期以降、英仏が大陸部東南アジアへの侵略を本格化させ、バンコク王朝が朝貢関係をもった周辺地域が植民地されるようになった。イギリスとフランスはバンコク王朝の朝貢国を植民地化する一方で、ともにバンコク王朝を植民地化することが相手側の強い反発を招くことから高いコストになると判断し、タイを両勢力の緩衝地帯として独立させることにした。とくにイギリスは経済的にはタイを支配していたが、タイがフランスに植民地化されるのを避けるために、バンコク王朝の中央集権化のための行政改革を支援した。バンコク王朝はイギリスやオランダの植民地経営をモデルにしなが、国家機構の近代化を図った。その過程で、バンコク王朝の王族や国家官僚は強化され、他方で画定した領域内部の地方勢力は徐々に排除されていった。また、それら支配層の経済基盤は、コメなどの輸出や華人労働者への課税に大きく依存する構造を構築していった。こうして、近代国家として形成されたタイ国家という領域内には、植民地経済と華人系労働者に依存する国家エリート層とそれとは関係の弱い地方社会とが乖離したまま共存する亀裂構造が形成されることになった。

さらに、英仏の植民地主義体制が日本の南進によって揺らぐと、タイの国家エリートは英仏植民地体制に挑戦した。すなわち、近代化の過程で権力を握った軍を中心とする国家エリートは、国家ナショナリズムの下に「失地回復」運動を展開した。この動きは主権国家としてのタイが英仏植民地体制の枠組みの中で形成された歴史的経緯からすれば、タイ国家の枠組みがその国際環境の変化と連動するという意味で必然的でもあった。しかし、その試みは日本の南進という新国際秩序の中で部分的に実現したが、日本の敗北とともに失敗に終わった。

政治がエリートだけに限定されていた時代が終わり、全国の大衆が政治に参加するようになると、この歴史的に形成された国内社会の亀裂が政治に反映されるようになる。今日のタイの政治状況はまさにこの歴史的プロセスにあるといえる。異質で不平等な社会を統合する制度とアイデンティティがまだ欠如した状況において大衆が政治に参加すると、政治は不安定化し中期的には権威主義的な傾向をもつであろう。

《研究ノート》 朝鮮人強制連行関連地域における市民運動の取り組み

< Research Note >

*The activities of citizens movement in the area where Korean
were sent to work forcibly during Asia Pacific war.*

吉澤文寿*

キーワード：朝鮮人強制連行、市民運動、真相究明

1. 序論～2015年を振り返りつつ

2015年は日本のアジア侵略戦争の終焉、朝鮮が日本の植民地支配から解放されてから70年であった。このことに関連して、日本および南北朝鮮では日本の侵略戦争や、朝鮮植民地支配の歴史を改めて想起する重要な機会となった。また、この年は日韓国交正常化から50年でもあった。そのため、日本と大韓民国（以下、韓国）との間では政府、自治体から民間まで、様々な慶祝行事や交流イベントが行われた¹。筆者も6月に済州島で行われた日韓両国の外交当局が主催する国際学術行事「日韓関係 過去を越え未来に」に参加し、日韓両国の研究者らと貴重な意見交換をする機会に恵まれた。また、夏には朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）を訪れ、8月15日の解放記念日を祝う平壤の行事に参加することもできた。さらに、各地方自治体は様々な交流行事を開催した。ここでは、新潟市が韓国の清州市、中国の青島市とともに、同年の東アジア文化都市として交流事業を精力的に行った事例のみを示しておきたい²。

敗戦／解放から70年たった現在も、日本の戦争責任、植民地支配責任の問題が終わったとは言えない。それどころか、日本と南北朝鮮を取り巻く東アジア国際関係の平和構築という課題は、今もわれわれに課せられた重い責務であり続けている。そのような意味で、過去の世界大戦をはじめとする戦争の記憶を刻み、平和を構築するための基礎は、やはり植民地支配と戦争をめぐる歴史認識問題を克服した日本と南北朝鮮との関係であるといえよう。しかしながら、全体としてみると、2015年は日本と南北朝鮮との友好よりは葛藤が表面化した年であった。日本人拉致問題などの課題をめぐって、国交正常化交渉を再開する糸口さえつかめない日朝関係はもとより、国交正常化から50年たった日韓関係においても、このような意味での平和構築の基礎づくりに失敗した年だったといえよう。

世界遺産登録問題、安倍晋三首相による「戦後70年談話」、南京大虐殺など、「歴史問題」をめぐって対立した日韓であったが、ソウルで11月1日に日韓中首脳会談、翌2日に日韓首脳会談が行

* YOSHIZAWA Fumitoshi [国際文化学科]

¹ 外務省ホームページ「大韓民国／日韓国交正常化50周年（2015）イベントカレンダー」に一連の事業が掲載されている。http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page23_001398.html（2015年3月5日アクセス。以下同様）。

² 東アジア文化都市2015新潟市公式ホームページ。<http://culturecity-niigata.com/>

われ、ようやく安倍首相と朴槿恵大統領による直接対話が実現した。このときも議題となった日本軍「慰安婦」問題で、12月28日に日韓外相が合意に達した。

しかし、その内容は日本政府が何に責任を負って謝罪をするのか明確になっていないばかりでなく、在韓国日本大使館前の「平和の碑」（いわゆる少女像）の撤去まで拳論し、韓国政府が設立する財団に日本の国家予算から10億円拠出することで、この問題が「最終的かつ不可逆的に解決される」とするものである。被害者にとって到底受け入れがたい、このような合意が実現した目的は、2016年初めの北朝鮮による核実験や人工衛星発射に対する日韓、そして米国による「北朝鮮包囲網」の形成だったのかもしれない。

こうして、日韓両国が植民地被害者に忍従を強いるような政治状況が現在も継続している。それでも韓国では2004年の日帝強占下強制動員被害真相究明委員会が発足したのち、官民が比較的協力して、植民地支配の歴史の真相究明活動を進めた。しかし、日本では河野談話で「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と述べたにもかかわらず、政府が主導する植民地支配をめぐる歴史研究や歴史教育が今日まで継続して行われた形跡はない。それどころか、歴史教育に至っては、「慰安婦」や強制連行についての記述が現在に至るまで後退するなどの体を示している。

本稿ではこのような現状を踏まえつつ、植民地支配の歴史の真相究明、およびそれに基づく過去清算について取り組んできた、日本全国における市民運動に注目したい。これらの運動についてはそれぞれの地域で着実に成果が上がっているし、その成果が毎年定期的に行われる全国集会などで紹介、共有されてきている³。しかしながら、このような全国各地の取り組みを網羅的に整理しつつ、その意義を考察する試みはなされていない。

ただし、筆者としても、全国すべての研究成果や行事などを整理するにはあまりにも力量不足であることをあらかじめ断らなければならない。本稿で取り上げられる諸地域は、新潟国際情報大学国際学部共同研究「東アジアに対する日本政府の政策の変化（1905～1945年）」による研究成果として、近年発表された書籍、報告書、そして筆者によるフィールドワークなどを通して収集した諸資料に依拠している。本稿はそのような活動記録の整理を兼ねた研究ノートである。今後、この作業をさらに補完し、このテーマをいっそう深めていきたいと思う。

2. 市民運動による朝鮮人強制連行などの真相究明活動

(1) 近年の研究状況

外村大が整理しているように、朝鮮人強制連行、日本軍「慰安婦」などの戦時期の朝鮮人の被害については、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）の発表以来、資料収集や体験者の口述などを収集する研究がすすめられた。その担い手はアカデミズムというよりもむしろ

³ その代表的なものとして、2005年7月に朝鮮人強制連行に関する真相究明を目的とする全国組織として結成された「強制動員真相究明ネットワーク」の諸活動が挙げられる。毎年3月ごろに強制動員真相究明ネットワーク主催の「強制動員真相究明全国研究集会」が開催されている。

日本の加害責任を究明し、日本の過去清算を実現しようとする市民運動であった⁴。金英達氏による一連の業績（金英達『金英達著作集2—朝鮮人強制連行の研究』明石書店、2003年）や、山田昭次、古庄正、樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店、2005年）はそれらの研究を集約した到達点を示すものであった⁵。韓国における同様の研究として鄭恵瓊『日帝末期朝鮮人強制連行・強制労働Ⅰ—日本編』（先人、2006年）が出版された。また、1977年12月より在日朝鮮人運動史研究会が刊行している『在日朝鮮人史研究』や、2001年1月より韓国の韓日民族問題学会が刊行している『韓日民族問題研究』などの学会誌に、朝鮮人強制連行を含む在日朝鮮人史をテーマとする論稿が多数掲載されている。

近年における朝鮮人強制連行については、竹内康人による一連の研究が注目される。『戦時朝鮮人強制労働調査資料集—連行先一覧・全国地図・死亡者名簿—』（神戸学生青年センター出版部、2007年、増補改訂版は2015年）は全国各地の現場を表および地図で示している。この表によると、日本全国の現場は3044か所であり、サハリン、クリル列島、東南アジア、南洋群島などを含めると、さらに212か所の現場が加わる。死亡者名簿は各種名簿資料のほか、埋火葬関係史料も精査して作成されている。『戦時朝鮮人強制労働調査資料集2—名簿・未払い金・動員数・遺骨・過去清算—』（神戸学生青年センター出版部、2012年）は名簿、未払い金、遺骨などのテーマについての論考が主な内容である。そして『調査・朝鮮人強制労働1～4』（社会評論社、2013～2014年）は、第1巻が炭鉱編、第2巻が財閥・鉱山編、第3巻が発電工事・軍事基地編、第4巻が軍需工場・港湾編である。第4巻第10章に収録されている「強制労働調査のために—文献資料紹介」は日本での朝鮮人強制連行調査の研究史および各種史資料の解説がなされている。

田中宏・中山武敏・有光健他『未解決の戦後補償—問われる日本の過去と未来』（創史社、2012年）および中山武敏・松岡肇・有光健他『未解決の戦後補償Ⅱ—戦後70年・残される課題』（創史社、2015年）は上記のような真相究明活動を踏まえ、現在の解決すべき歴史的責任の問題を簡潔に提起している。これらの論考は、東郷和彦・波多野澄雄編『歴史問題ハンドブック』（岩波書店、2015年）など、歴史的な諸問題を学ぶための入門書あるいは手引書で比較的論及が足りない部分を補っている。それは前述のとおり、日本の歴史的責任を問う研究を下支えしているのは、この問題の解決を望んで行動する被害者たちを支援している市民運動だからである。

このほか、軍人・軍属として動員された朝鮮人や、日本軍「慰安婦」を強要された朝鮮人についても、一定の蓄積がある⁶。また、関東大震災における朝鮮人虐殺など、戦時期に限定せず、植民地期に行われた日本人の加害責任を追及する研究も増えている⁷。とくに、このテーマは、近年ますます醜悪になっている、朝鮮人に対するヘイトスピーチの問題を考えると、その原点として注目されつつある⁸。ただし、この点については紙幅の関係上、別稿を参照されたい。

⁴ 1995年9月から遺骨返還、未払い賃金の支払い、謝罪と補償を求めて、日本政府と日本製鉄株式会社（現在の新日鉄株式会社）を被告として朝鮮人被害者たちが東京地方裁判所に提訴した。その裁判を支援した「日本製鉄元徴用工裁判を支援する会」の活動はその代表的なものである。

⁵ 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、2011年、284頁。

⁶ 近年注目される研究成果としては、北原道子『北方部隊の朝鮮人兵士—日本陸軍に動員された植民地の若者たち』（現代企画室、2014年）、「特集—朝鮮人強制連行研究の成果と課題—戦後70年の現在から考える（1・2）」（『大原社会問題研究所雑誌』第686、687号、2015年12月、2016年1月）所収の諸論文などがある。

⁷ 前掲『朝鮮史研究入門』、283～285頁。

⁸ 加藤直樹『九月、東京の路上で—1923年関東大震災ジェノサイドの残響』（ころから、2014年）はこのような問題意識を明確にした、一般書である。

(2) 北海道—遺骨発掘、返還活動を通じた国際交流

北海道は炭鉱、ダム工事、飛行場建設など、朝鮮人強制連行の現場が国内でも多い地域である。日本に連行された朝鮮人約70万人のうち、約15万人が北海道に連行された。その過程で死去した多くの朝鮮人労働者の遺骨は、北海道の寺院に奉納されるか、現場の土中に埋まっている。1980年5月に空知民衆史講座のメンバーが地元の人々の協力を得て、朱鞠内ダム工事で亡くなった朝鮮人の遺骨の発掘を始めた。そして、これらの市民たちは朝鮮人被害者の遺族を調査し、訪韓して遺骨を返還する作業も行ってきた⁹。

このような活動を経て、1997年7～8月に朱鞠内で第1回日韓共同ワークショップが開催された(2001年8月から「東アジア共同ワークショップ」と改称され、現在に至っている)。参加者は韓国から50人、在日朝鮮人が12人、日本人が40人、スタッフを入れると総勢200人を超えた。このとき、15年ぶりに遺骨の発掘が再開された¹⁰。その後、このワークショップは日本と韓国を往来しつつ、2016年2月で19回を数えている。ワークショップでは4～8日間の日程で、シンポジウム、ディスカッション、フィールドワークなどが企画されてきた。

著者は2013年8月に、旭川市に近い東川町の第17回ワークショップで行われた遺骨発掘、フィールドワークなどのイベントに参加した。そのときも100人以上が集まっており、大学生などの若い世代が多く参加し、歴史認識問題について熱く議論していたことが印象的だった。主催者が語るように、このワークショップは日本人、韓国人、在日朝鮮人、その他多様なルーツを持つ若者たちが心温まる出会いと交流、学びを続けてきた場である¹¹。

また、北海道はアイヌモシリ(人間の静かなる大地)、すなわちアイヌ民族らの暮らす大地を、和人たちが「開拓」してきた土地である。ワークショップでは慰霊の儀式にアイヌの風習を取り入れたり、コンサートでアイヌの楽器であるムックリの演奏が行われたりした。

一方、2003年2月には札幌市で、朝鮮人・中国人強制連行犠牲者の遺骨問題に関心を持ち、遺骨を調査、発掘して、遺族に返そうとする市民運動の組織として、「強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム」(以下、北海道フォーラム)が発足した。2006年2月には、遺骨問題の解決を目的とした市民運動「韓国・朝鮮の遺族とともに全国連絡会」が結成された¹²。そして、北海道で発掘されてきた115体の遺骨は、NPO法人「東アジア市民ネットワーク」が幹事となって日韓両国の諸団体と連絡して、2015年9月11日から21日までの日程で韓国に届けられた¹³。

⁹ 殿平善彦『若者たちの東アジア宣言 朱鞠内に集う日・韓・在日・アイヌ』(かもがわ出版、2004年)、36頁。

¹⁰ 同前、72頁。

¹¹ 「東アジア共同ワークショップ2015夏 in 関西」実行委員会『第18回 東アジア共同ワークショップ2015 in 関西』2016年、104頁。

¹² 強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム『遺骨の声に応える 強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム活動記録』2009年、殿平善彦『遺骨 語りかける命の痕跡』(かもがわ出版、2013年)。

¹³ 「遺骨奉還 70年ぶりの里帰り—ご遺骨を韓国のご遺族に届けよう」ホームページを参照されたい。
<http://2015houkan.jimdo.com/>

(3) 筑豊—日本最大の炭田に連行された朝鮮人の記録を求めて

福岡県にある筑豊炭田は言うまでもなく日本最大の炭田である。前述の「明治日本の産業革命遺産」にも三池炭鉱が含まれており、八幡製鉄所、高島・端島炭鉱とともに、日本の工業を支え続けた。そして、それらの施設は戦時期においても重要な軍需産業の拠点であり、その現場に多くの朝鮮人が強制連行されたのである。この点については、竹内康人「筑豊の炭鉱史跡と追悼碑」(前掲『調査・朝鮮人強制労働 1 炭鉱編』第3章)を参照されたい。

筆者は2014年5月に強制動員真相究明ネットワーク(以下、真相究明ネット)主催の筑豊炭田のフィールドワークに参加した。そのとき、『ボタ山に見える教育 全ての教育に解放教育の視点を』(碧天舎、2003年)の著者である横川輝雄さんが貝島炭鉱、豊州炭鉱、古河大峰炭鉱、真岡炭鉱第三坑慰霊碑などの現場を案内してくださった。このフィールドワークでは、韓国からの参加者の父が貝島炭鉱に強制連行されたことが直前に判明したため、急きょ慰霊祭が行われた。そして、真相究明ネットの初代事務局長を務め、60歳で逝去した福留範昭さんを偲ぶ会が行われた¹⁴。

福留範昭さんの功績については、福留範昭遺稿編集委員会編『戦後70年—日韓・過去問題の解決にかけた福留範昭さんの全軌跡』(民族問題研究所〔韓国、ただし日本語〕、2015年)にまとめられている。同書に収録された論稿を読むと、日本の戦争責任・「植民地責任」問題について、日本における史実の解明や戦後補償問題の解決に向けた活動とともに、韓国における真相究明や、日本の歴史認識問題を伝える韓国のメディアの紹介など、日韓・日朝間の言葉の壁を乗り越える、重要な仕事をされてきたことがわかる。また、「偲ぶ会」が行われた会場を運営する花房俊雄さんらは、日本政府に対して釜山在住の日本軍「慰安婦」や女子勤労挺身隊への公式謝罪などを請求した「戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会」で活動してきた。同会が編集した『関釜裁判ニュース 1993～2013』(2014年)はその活動記録をまとめた集大成である。

(4) その他の書籍、小冊子など

「花岡事件」で知られる秋田では1996年5月に秋田県朝鮮人強制連行真相調査団が結成された。その調査の成果は同団事務局長を務めた野添憲治による『秋田の朝鮮人強制連行 歴史の闇を歩く』(彩流社、1999年)、『秋田県における朝鮮人強制連行 証言と調査の記録』(社会評論社、2005年)である。これらの書籍は、川口鉱山、相内鉱山などの現場別に叙述が整理されており、朝鮮人被害者の証言のみならず、朝鮮人を目撃した日本人の証言を合わせて収録している。

福島県の常磐炭鉱については、長沢秀、大塚一二、山田昭次、龍田光司らによる研究の蓄積がある。書籍としては、大塚一二『トラジ 福島県内の朝鮮人強制連行』(鈴木久後援会、1992年)、長沢秀編『戦時下常磐炭田の朝鮮人鉱夫殉職者名簿—1939.10～1946.1』(自費出版、1988年)などがある。近年も龍田光司「常磐炭田朝鮮人戦時動員被害者と遺族からの聞き取り調査」(『在日朝鮮人史研究』第39号、2009年10月)、同「常磐炭田朝鮮人戦時動員被害者を訪ねて：韓国での調査報告から」(『在日朝鮮人史研究』第42号、2012年10月)などの論考が発表されている。

¹⁴ このフィールドワークの内容については、飛田雄一「戦後64年後の奇跡のような朝鮮人死亡者名判明—筑豊朝鮮人強制連行フィールドワークより—」(『むくげ通信』第264号、2014年5月)を参照されたい。

鉍毒事件で知られている栃木県の足尾銅山も朝鮮人強制連行の現場であった。古庄正『足尾銅山・朝鮮人強制連行と戦後処理』（創史社、2013年）は2012年に逝去した著者の遺稿集である。著者は朝鮮人強制連行における企業責任や、朝鮮人被害者に渡されなかった未払い金、供託金の問題をとくに追及してきた。

群馬は関東大震災時に藤岡警察署の留置所に拘束されていた17人の朝鮮人が警察署に押し寄せた約2千人の民衆によって虐殺されるという「藤岡事件」の舞台である。また、中島飛行場や日発岩本発電所導入路工事などの現場も多かった。1991年に群馬県強制連行真相調査団が結成され、1995年には「戦後50年を問う群馬の市民行動委員会」が組織され、朝鮮人強制連行の調査活動が進んだ。

そして、2001年6月に「朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」が県議会に提出した、追悼碑の建設用地を提供するよう求める請願が採択された。このような市民運動を経て、2004年4月に群馬の森に「記憶 反省 そして友好」と題した追悼碑が建立された。同会が編集した『群馬における朝鮮人強制連行と強制労働』（2014年）は、このような市民たちの真相究明活動をまとめた小冊子である。

新潟では佐藤泰治、木村昭雄らの郷土史研究者を中心に、新潟県高等学校教職員組合平和教育研究委員会が朝鮮人強制連行についての諸資料を収集、整理してきた。その活動は、『平和教育研究委員会資料シリーズ第2集 新聞などに見る新潟県内韓国・朝鮮人の足跡』（2006年12月）としてまとめられた。また、同委員会は新潟県内の現場を歩くフィールドワークを行ってきた。そのような経緯で、2010年12月に『平和教育ガイドブック 新潟県内における韓国・朝鮮人の足跡をたどる』という小冊子が出版された。この小冊子はそれぞれの現場についての地理、歴史、そして証言を収録し、読者がこの本を片手に、実際に現場を訪れることができるように作成された。

愛知では1986年に「愛知県朝鮮人強制連行調査班」が発足し、真相究明調査を進める過程で、旧三菱重工名古屋航空機製作所道徳工場に連行された女子勤労挺身隊のことが明らかとなった。1999年3月に名古屋地方裁判所に日本国と三菱重工株式会社を被告として、謝罪と補償を求める提訴を行って以来、「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会」（以下、支援する会）は被害者の裁判闘争を支えてきた¹⁵。2008年11月11日に最高裁判所が被害者らの上告を棄却し、敗訴が確定した後も、支援する会は東京の品川駅前および三菱重工本社前で、被害者への謝罪と賠償を訴える「金曜行動」を継続し、企業との直接交渉による解決を目指した¹⁶。

このような力強い運動を続けてきた愛知の市民たちは、2015年7月に「戦後70年市民宣言&緊急要請」を発表した。この宣言は「戦後70年談話」を準備していた安倍晋三首相に対して、「加害の歴史を事実として正しく認識し、村山談話の核心部分を継承した談話とすること」、「歴史の事実を直視し、国際的に確立された侵略の定義を認め、アジア・太平洋戦争が侵略戦争であったことを改めて表すこと」などを要求するものであった。首相談話に先駆けて発表されたこの市

¹⁵ この経緯については山川修平『人間の砦 元朝鮮女子勤労挺身隊・ある遺族との交流』（三一書房、2008年）を参照されたい。

¹⁶ この行動により、支援する会と三菱重工との直接交渉が実現したが、決裂してしまった（『名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会 NEWS』第57号、2012年8月）。

民宣言は新聞等で報道され、大いに注目された¹⁷。

富山においても不二越に強制連行された朝鮮人被害者が、同社に未払い賃金の支払いと謝罪を要求して1992年9月に富山地裁に提訴した。この裁判は「富山強制連行訴訟を支援する会」や「不二越訴訟連絡会」などが支援し、2000年7月に最高裁で和解が実現するなどの成果を勝ち取ってきた。それらの活動の記録は太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会『報告集 不二越強制連行未払金賃金訴訟 最高裁「勝利和解」からあらたな闘いへむけて』（2001年）、「第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会」のホームページ¹⁸などに記録されている。

兵庫では1972年4月に設立された神戸学生青年センターが朝鮮語や朝鮮史を学び、朝鮮人強制連行や在日朝鮮人の歴史を明らかにする活動の拠点となった¹⁹。また、1975年7月に「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」が結成され、市営住宅入居や児童手当における民族差別撤廃運動などに取り組んだ。この団体は2002年1月に「兵庫在日外国人権協会」として、現在に至っている。同会が編集した『民族差別と排外に抗して—在日韓国・朝鮮人差別撤廃運動 1975 - 2015—』（2015年）はこれらの諸活動の軌跡を、豊富な資料とともに知ることができる労作である。

広島現場のうち、広島市にある三菱重工広島機械製作所および広島造船所に強制連行された被害者は、原爆投下による被ばく者でもある。「三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会」は1995年12月から始まった被害者の裁判を支えた。2007年11月の最高裁判決は未払い金問題を置き去りにしたが、在外被爆者に損害賠償の道を開くものであった。同会が編集した『「恨(한)」三菱・広島・日本—46人の韓国人徴用工被爆者』（創史社、2010年）は被害者の証言と写真とともにその活動を記録している。

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『長崎の世界遺産 高島・端島と朝鮮人・中国人の記録 軍艦島、生きていたくも死にたくもなし』（2015年）は、高島・端島炭鉱の歴史が簡潔にまとめられており、朝鮮人および中国人の証言が収録されている。これらの証言は同会が出版した『原爆と朝鮮人』シリーズや、長崎の中国人強制連行裁判で2006年2月15日に長崎地方裁判所に提出した最終準備書面に収録された被害者の陳述を採録したものである。

沖縄については、「慰安婦」被害者の裴奉奇さんの証言を綴った川田文子『赤瓦の家 朝鮮から来た従軍慰安婦』（筑摩書房、1987年）や、海野福寿・権丙卓『恨(ハン)—朝鮮人軍夫の沖縄戦』（河出書房新社、1987年）などの文献がある。市民運動として注目されるのは、2006年5月に読谷村で除幕された「恨(ハン)之碑」であろう。1999年8月12日に、沖縄へ連行された朝鮮人軍夫の出身地である韓国の慶尚北道、英陽に彫刻家の金城実が「恨之碑」を建立した後、これと対になる碑を沖縄に建立することを目指して、「アジア太平洋戦争・沖縄戦被徴発朝鮮半島出身者恨之碑建立をすすめる会」が発足し、募金運動を始めるとともに、沖縄戦と朝鮮人の歴史についての講演会なども重ねていった²⁰。そして、恨之碑建立後に、この団体は「NPO 法人恨之碑の会」として、現在も活動を続けている。

¹⁷ 戦後70年市民宣言・あいち『戦後70年市民宣言 活動報告集』2015年、ホームページ「戦後70年市民宣言・あいち～正しい歴史認識に基づいた心からの反省・謝罪・賠償は和解と友好の礎～」<http://70sengen.iinaa.net/index.html>を参照されたい。

¹⁸ <http://fujisosho.exblog.jp/m2008-07-01/>

¹⁹ 神戸学生青年センターの諸活動については、ホームページ <http://ksyc.jp/>を参照されたい。

²⁰ これらの活動については、恨之碑建立をすすめる会沖縄『希望 恨之碑建立1周年記念報告集』（2007年）を参照されたい。

まとめにかえて

以上のように、日本の市民運動は朝鮮人強制連行の史実を明らかにし、朝鮮人被害者の人権回復のために、日本の植民地支配責任を問う裁判闘争、追悼碑建立、そしてそれらを社会に広め、後世に伝えるための資料集、小冊子、パンフレットなどを作成してきた。これらの諸活動は日本政府や企業が積極的に取り組んでこなかった分野である。序論で述べたように、本来であれば日本政府や企業が出資して、朝鮮人強制連行の史実解明、歴史教育の実践、記念館などの施設建設などを通じて、過去の戦争と植民地支配の過ちを繰り返さない努力をすべきである。

もちろん、これらの事業は加害責任を負うべき者が自らの課業として行うことが理想的であるし、被害者たちもそのように望んでいる。だが、そのような理想形に移行するひとつの段階として、政府や企業が本論で述べたような市民運動の活動を積極的に奨励することはできないだろうか。「歴史認識」問題で日本政治や企業活動が十分機能していない現在、東アジアの平和構築の基礎となる植民地支配と戦争の歴史の克服という作業において、このような草の根の活動の重要性が再認識されるべきであろう。

編集後記

このたび新潟国際情報大学国際学部紀要創刊号が発行されました。これもひとえに投稿者の皆さん、事務局担当の総務課・武田千春さん、印刷・編集をしていただいた株式会社タカヨシ様（特に本学卒業生でもあり、担当いただきました西条由子様）のおかげです。記して感謝いたします。

新潟国際情報大学は2014年度から情報文化学部と国際学部の2学部体制へと移行しました。その際、投稿論文数が減るのではないかと心配する声も聞かれましたが、昨年7月に発行いたしました創刊準備号に続き今回の創刊号にも9本の論文が掲載されることとなりました。大学をめぐる環境が激変する中、研究に割く時間や情熱を失いつつある研究者が全国の大学で増える今日、授業をはじめとする教育や各種学内行政の仕事を抱えながら国際学部に関わる専任教員、非常勤講師の方々からこれだけの論文を投稿していただき、掲載することができましたことは我々の誇りとするべきことであると考えます。

さて、残念なことではありますが、2016年3月31日をもって小林元裕、高橋正樹両教授が本学を去られることとなりました。お二人にはご多忙中にもかかわらず、ぎりぎりまでご執筆いただきました。両教授には心より御礼申し上げますとともに、新しい職場でのご活躍をお祈り申し上げます。

私の国際学部紀要担当者としての仕事はひとまずこれで終わります。これまでご協力いただきました多くの皆様方に感謝申し上げ、編集後記とさせていただきます。

国際学部紀要担当 安藤 潤

新潟国際情報大学 国際学部 紀要【創刊号】

発行日 2016年4月28日
編集者 紀要編集委員会
発行者 新潟国際情報大学 国際学部
〒950-2292 新潟市西区みずき野3丁目1番1号
TEL.025-239-3111 FAX.025-239-3690
E-mail somu@nuis.ac.jp
URL <http://www.nuis.ac.jp>

印刷者 株式会社タカヨシ
〒950-0141 新潟市江南区亀田工業団地1丁目3-21
TEL.025-381-2000 FAX.025-381-4800

ISSN 2189-5864